

個人情報保護条例 解釈・運用の手引

大阪市総務局

大阪市市民局

目次

第1章 総則	1
第1条 目的	1
第2条 定義	3
第3条 実施機関等の責務	9
第4条 事業者の責務	11
第5条 市民の責務	12
第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護	13
第1節 個人情報の適切な取り扱いの確保	13
第6条 収集の制限	13
第6条第1項 収集の制限①	13
第6条第2項 収集の制限②	14
第6条第3項 収集の制限③	16
第6条第4項 収集の制限④	19
第6条第5項 収集の制限⑤	21
第7条 事務の目的の明示	22
第8条 事務の届出	24
第9条 電子計算機処理の制限	27
第10条 利用及び提供の制限	30
第11条 提供先に対する措置要求	34
第12条 電子計算機の結合の制限（第12条関係）	35
第13条 適正な維持管理	37
第14条 事務処理の委託	39
第15条 受託者等の義務	41
第16条 勧告及び公表	42
第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止	44
第17条 開示請求権	44
第18条 開示請求の手続	46
第19条 保有個人情報の開示義務	49
第19条第1号 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報	50
第19条第2号 個人に関する情報	51
第19条第3号 法人等情報	55
第19条第4号 任意提供情報	57
第19条第5号 審議・検討・協議情報	59
第19条第6号 事務事業遂行情報	60
第19条第7号 公共の安全・秩序維持情報	62
第19条第8号 法令秘情報	63
第20条 部分開示	65
第21条 裁量的開示	67

第 22 条	開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報	68
第 23 条	開示請求に対する措置	70
第 24 条	開示決定等の期限	73
第 25 条	開示決定等の期限の特例	76
第 26 条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	79
第 27 条	開示の実施	82
第 28 条	訂正請求権	84
第 29 条	訂正請求の手続	86
第 30 条	保有個人情報の訂正義務	88
第 31 条	訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報	89
第 32 条	訂正請求に対する措置	90
第 33 条	訂正決定等の期限	92
第 34 条	訂正決定等の期限の特例	93
第 35 条	保有個人情報の提供先への通知	94
第 36 条	利用停止請求権	95
第 37 条	利用停止請求の手続	97
第 38 条	保有個人情報の利用停止義務	99
第 39 条	利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報	100
第 40 条	利用停止請求に対する措置	101
第 41 条	利用停止決定等の期限	103
第 42 条	利用停止決定等の期限の特例	104
第 43 条	議長及び副議長がともに欠けた場合の特例	105
第 3 節	審査請求	106
第 44 条	本市が単独で設立した単独で地方独立行政法人に対する審査請求	106
第 45 条	審議会への諮問等	107
第 46 条	諮問をした旨の通知	109
第 47 条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等	111
第 4 節	保有個人情報の取扱いに係る情報の提供	113
第 48 条	情報の提供	113
第 3 章	事業者が取り扱う個人情報の保護	115
第 49 条	指導及び助言等	115
第 50 条	調査及び公表	117
第 51 条	勧告及び公表	119
第 52 条	調査、勧告又は公表の制限	121
第 53 条	出資法人等が講ずべき措置等	123
第 54 条	指定管理者に関する特例	126
第 54 条第 1 項	指定管理者に関する特例①	126
第 54 条第 2 項	指定管理者に関する特例②	128
第 54 条第 3 項	指定管理者に関する特例③	130
第 54 条第 4 項	指定管理者に関する特例④	131

第 55 条	指定管理者の義務等	132
第 56 条	指定管理者が取り扱う個人情報の保護に係る措置	134
第 57 条	指定管理者からの受託者等の義務	135
第 58 条	国又は他の地方公共団体との協力	136
第 4 章	個人情報保護審議会	137
第 59 条	審議会の設置及び組織	137
第 59 条の 2	部会	140
第 60 条	審議会の調査権限	141
第 61 条	意見の陳述等	144
第 62 条	意見書等の提出	146
第 63 条	委員による調査手続	148
第 64 条	提出資料の写しの送付等	149
第 65 条	調査審議手続の非公開	153
第 66 条	答申書の送付等	154
第 67 条	委任	155
第 5 章	補足	156
第 68 条	手数料等	156
第 69 条	苦情の処理	158
第 70 条	市長の調整	160
第 71 条	適用除外等	161
第 72 条	運用状況の公表	165
第 73 条	施行の細目	166
第 6 章	罰則	167
第 74 条	罰則①	167
第 75 条	罰則②	169
第 76 条	罰則③	170
第 77 条	罰則④	171
第 78 条	罰則⑤	173
第 79 条	罰則⑥	174
第 80 条	罰則⑦	175
附則		176
個人情報保護条例施行規則		181
第 1 条	趣旨	181
第 2 条	定義	182
第 2 条の 2	個人識別符号	183
第 2 条の 3	要配慮個人情報	186
第 3 条	電子計算機処理に該当しない処理	188
第 4 条	個人情報取扱事務の届出	189
第 5 条	勧告に従わない場合の公表等	190
第 6 条	開示請求の方法	192

第7条	開示請求における本人確認手続等	194
第8条	開示決定通知書等	197
第9条	決定期間延長通知書	199
第10条	開示決定等の期限の特例通知書	200
第11条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	201
第12条	開示の実施	203
第13条	電磁的記録の開示の実施方法	205
第14条	訂正請求の方法	207
第15条	訂正決定通知書等	209
第16条	訂正決定等の期限の特例通知書	210
第17条	利用停止請求の方法	211
第18条	利用停止決定通知書等	213
第19条	利用停止決定等の期限の特例通知書	214
第20条	諮問をした旨の通知	215
第21条	第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知	216
第22条	情報提供申出書等	217
第23条	出資法人等の告示等	218
第24条	費用の納付時期	219
第25条	運用状況の公表	220
第26条	施行の細目	221
資料1	大阪市個人情報保護条例	222
資料2	大阪市個人情報保護条例施行規則	250
資料3	大阪市個人情報保護審議会規則	286
資料4	大阪市個人情報保護審議会審議要領	288
資料5	実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱	299
資料6	事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱	336
資料7	指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱	342
資料8	個人情報取扱指針	349
資料9	請求事務の流れ	354

第1章 総則

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権を擁護するとともに、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

[趣旨]

本条は、この条例の目的を定めたものである。

[解説]

- 1 本条は、この条例の解釈指針となるものであり、各条文の解釈及び運用は、本条及び第3条に照らして行わなければならない。
- 2 「個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障し」とは、本市が保有する自己に関する個人情報について、開示、訂正及び利用停止を請求する権利は、「自らの情報を自らが管理する権利（自己情報コントロール権）」を具体的に保障するため、この条例により創設した権利であるから、その重要性にかんがみ、本条においてこれを明示したものである。
- 3 「必要な事項」とは、一般に個人情報保護対策の基本原則として広く承認されているOECD（経済協力開発機構）理事会勧告（昭和55年9月）の8原則、行政管理庁「プライバシー保護研究会」報告（昭和57年7月）の5原則などに示された保護措置を具体化するために必要な基準、手続等をいい、この条例では、本市の実施機関が取り扱う個人情報については第2章において、また事業者が取り扱う個人情報については第3章において定める具体的措置として次の事項を規定している。
 - (1) 実施機関が取り扱う個人情報についての保護措置
 - ア 個人情報の収集の制限（第6条）
 - イ 個人情報を収集する際の事務の目的の明示（第7条）
 - ウ 個人情報を取り扱う事務の開始並びに変更及び廃止の届出（第8条）
 - エ 個人情報取扱事務の目録の閲覧（第8条第5項）
 - オ 保有個人情報の電子計算機処理の制限（第9条）
 - カ 保有個人情報の利用及び提供の制限（第10条）
 - キ 保有個人情報の提供先に対する措置要求（第11条）
 - ク 保有個人情報の電子計算機処理に係る電子計算機の結合の制限（第12条）
 - ケ 保有個人情報の適正な維持管理（第13条）
 - コ 個人情報取扱事務の処理の委託に当たっての措置（第14条）
 - サ 個人情報取扱事務の処理委託に係る受託者に対する措置（第16条）

- シ 自己に関する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求(第 17 条～第 47 条)
- ス 自己に関する保有個人情報の取扱いの状況に係る情報の提供 (第 48 条)
- (2) 事業者が取り扱う個人情報についての保護措置
 - ア 事業者等に対する個人情報の取扱いに係る指導、助言等 (第 49 条)
 - イ 事業者等に対する個人情報の取扱いに係る調査、勧告及び違反事実等の公表 (第 50 条～第 52 条)
 - ウ 出資法人等が講ずべき個人情報保護の措置 (第 53 条)
 - エ 指定管理者の保有する個人情報の保護措置 (第 54 条)
- (3) その他の事項
 - ア 大阪市個人情報保護審議会の設置及び調査権限等 (第 59 条～第 67 条)
 - イ 個人情報の取扱いに関する苦情の処理 (第 55 条第 3 項、第 69 条)
 - ウ 条例の運用状況の公表 (第 72 条)
 - エ 罰則 (第 74 条～第 80 条)

[運用]

個人情報については、公務員に課せられる守秘義務などの既存の法制度、あるいは平成 17 年 4 月より施行された個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報法」という。)をはじめとする個人情報保護関連法、個別分野におけるガイドライン等もあるが、本制度は、情報化の進展による個人情報の大量かつ迅速な処理に伴う市民の不安感の増大や、個人の権利利益の侵害のおそれに対処しようとするものであるので、実施機関はこの意義を十分に認識し、制度の運用に当たらなければならない。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、大阪市会議長（以下「議長」という。）、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに本市が単独で設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - イ 個人識別符号が含まれるもの
- (3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市規則で定めるものをいう。
 - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (5) 保有個人情報 実施機関の職員（本市が単独で設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成13年度大阪市条例第3号）第2条第2項に規定する公文書並びに大阪市会事務局（以下「事務局」という。）

の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの（以下「出版物」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(7) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市規則で定める処理を除く。

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

[趣旨]

本条は、この条例で用いる用語の定義を定めたものである。

[解説]

<実施機関>

- 1 第1号は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）等により独立して事務を管理し、執行する市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに市行政を担う行政機関に準ずるものとして本市が単独で設立した地方独立行政法人をもって、個人情報の保護を実施する機関としたものである。
- 2 区長、福祉事務所長、保健所長、建築主事等は、一定の事務について独立した権限を有するが、個人情報の保護については、市長を実施機関とするものである。
- 3 選挙管理委員会は、市及び各区の選挙管理委員会をいう。
- 4 本市が設立した地方独立行政法人は、地方公共団体とは別人格を有する独立した法人であるが、本市の事務事業の一部を補完又は分担し、市政の重要な一翼を担っていること、理事長等の最高責任者が市長によって任命されていることなどを考慮して、実施機関としたものである。

なお、本市及び大阪府が設立団体である地方独立行政法人（地方独立行政法人大阪産業技術研究所、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所及び公立大学法人大阪）は、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）第2条第3項に規定する実施機関として同条例の適用を受けることから、本条例の実施機関とはしていないものである。

5 「本市が単独で設立した地方独立行政法人」としては、地方独立行政法人大阪市民病院機構、地方独立行政法人大阪市博物館機構及び地方独立行政法人天王寺動物園がある。

<個人情報>

1 第2号は、保護の対象となる個人情報の範囲を定めたものである。「個人に関する情報」とは、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。

2 個人に関する情報には、次に掲げるものが該当する。

- (1) 氏名、住所、本籍など戸籍的事項に関する情報
- (2) 学歴、職歴など経歴に関する情報
- (3) 疾病、障がいなど心身に関する情報
- (4) 資産、収入など財産に関する情報
- (5) 思想、信条等に関する情報
- (6) 家庭状況、社会的活動状況に関する情報
- (7) その他個人に関する一切の情報

3 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により、当該情報の本人である特定の個人が明らかに識別され、又は識別される可能性がある場合をいう。

4 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とは、当該情報そのものからは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合も、3の「特定の個人を識別することができるもの」に含まれることを確認的に規定したものである。

なお、照合すべき情報の基準として通常容易に知り得る情報に限定せず、「他の情報」としている趣旨は、新聞や出版物など通常容易に知り得る情報と照合するだけでは、特定の個人を識別することができない場合であっても、親族、知人等関係者が知り得る情報と照合することにより特定の個人が識別される場合があることを考慮したものである。個人の権利利益を保護する観点から、識別性の判断については、個別の事案に応じて慎重に行うことが望ましい。

5 個人事業者の当該事業に関する情報については、個人事業者の当該事業に関する情報と個人に関する情報とを明確に区分することは困難であるので、広く個人情報を保護する観点から制度の保護対象とするものである。

なお、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報については、個人情報法において個人情報の定義から除外されていないことを踏まえ、制度の保護対象とするものである。

6 死者は自己情報の開示請求等の権利を行使し得ないことなどから、制度の対象とする個人情報に「生存する個人に関する情報」に限ったものである。したがって、死者に関する情報については、制度の対象外とするものであるが、相続財産に関する情報のように、相続人の個人情報の性質も有し、当該個人を識別することができる情報については、当該相続人の個人情報として保護対象となるものである。

<個人識別符号>

第3号は、個人情報法と同様に、指紋データや旅券番号等、それ単独で特定の個人が識別されるものを「個人識別符号」として定義し、個人識別符号が第2条第2号に規定する「個人情報」に該当することを明確にしたものである。

個人識別符号については、大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第69号。以下「平成29年改正条例」という。）による改正前の条例においても個人情報に該当すると解していたが、個人識別符号が個人情報に該当することをより明確にするため、平成29年改正条例により新たに本号を設けたものである（平成29年9月28日施行）。

また、「市規則で定めるもの」とは、大阪市個人情報保護条例施行規則（以下「施行規則」という。）第2条の2において「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条に定める文字、番号、記号その他の符号とする。」と規定している。

具体的にどのようなものが個人識別符号に該当するのかについては、施行規則第2条の2〔解説〕を参照のこと。

<要配慮個人情報>

第4号は、個人情報法と同様に、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」として定義したものである（平成30年4月1日施行）。

また、「市規則で定める記述等」とは、施行規則第2条の3に「個人情報の保護に関する法律施行令第2条に定める記述等とする。」と規定している。

具体的にどのような個人情報が要配慮個人情報に該当するのかについては、施行規則第2条の3〔解説〕を参照のこと。

<保有個人情報>

第5号は、実施機関における個人情報の取扱いに関する規律及び開示、訂正又は利用停止の請求等の対象となる個人情報を「保有個人情報」と定義し、その範囲を定めたものである。

1 「実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、自己の職務の範囲内において、作成し、又は取得したことをいう。

2 「実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織において業務上必要な情報として利用・保存されている状態のものをいう。また、本条例の規律を安定的に運用するため、個人情報とは紙等何らかの媒体に記録されていることを前提とし、大阪市情報公開条例との整合性を確保する観点から「公文書に記録されているものに限る」としたものである。

3 「大阪市会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であつて、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの（以下「出版物」という。）を除く。）」とは、事務局の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている組織共用文書をいう。

また、会派又は議員が保有しているものは、「議長が管理しているもの」には当たらないので、本条に規定する「公文書」には該当しない。

4 したがって、職員が執務の便宜のために個人的に保有する覚え書や資料、メモ書等に含まれる個人情報や、公文書の定義から除外されている「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの」等に含まれる個人情報は「保有個人情報」には該当しない。

<事業者>

第6号は、事業者の範囲を定めたものである。

1 「法人」とは、株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治団体、外国法人等をいい、「その他の団体」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

独立行政法人等や地方独立行政法人については、その公共的性格にかんがみ、別途、個情法あるいは個別の条例等により規律されることから、国及び地方公共団体に加えて「事業者」の範囲から除くこととしたものである。

2 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

<電子計算機処理>

第7号は、光ディスク等の記録媒体を処理する場合の形態である電子計算機処理について定義したものである。

「電子計算機」とは、デジタル回路により構成されたプログラム内蔵方式による電子式情報処理機械を指している。具体的には、汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ等をいう。

「入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理」とは、通常、電子計算機により情報を処理する場合の具体的な類型を列挙したものである。

「専ら文章を作成し」とは、文書作成ソフトを利用したパーソナルコンピュータ等による文章作成をいう。

「文書若しくは図画の内容を記録するための処理」とは、電子計算機を利用した光ディスクによるイメージ情報の保存、蓄積をいう。

「その他市規則で定める処理」の趣旨は、情報処理、通信技術の発展に伴って修正が必要であることから、施行規則によって除外の範囲を定めることとしたものである。

施行規則第3条では、「製版その他の専ら印刷物を製作するための処理」（第1号）及び「専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理」（第2号）を規定しており、前者は、文章、図形、画像などの各種情報をページ単位に組版、レイアウトするための処理をいい、後者の典型的なものとしては、いわゆる電子メールがある。

なお、情報化の進展に配慮し、「大阪市ICT戦略の推進に関する規程（平成19年達第18号）第19条に規定する本市情報通信ネットワーク若しくは同規程第31条第1項に規定する局等情報通信ネットワーク又はこれらの情報通信ネットワークに準ずるものとして市長が認める情報通信ネットワークに結合された電子計算機を使用して行われる本人の数が1,000人に満たない保有個人情報の電子計算機処理」（第3号）が、電子計算機処理に該当しない処理として加えられている。

<本人>

第8号は、この条例において使用する「本人」の範囲を定めたものである。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第2条の2（個人識別符号）

第2条の3（要配慮個人情報）

第3条（電子計算機処理に該当しない処理）

<個人情報の保護に関する法律施行令>

第1条（個人識別符号）

第2条（要配慮個人情報）

<個人情報の保護に関する法律施行規則>

第3条（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第4条（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第5条（要配慮個人情報）

第3条 実施機関等の責務

(実施機関等の責務)

- 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護のために必要な施策を実施するよう努めるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。
- 2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分に尊重しなければならない。
 - 3 実施機関の職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に努めなければならない。
 - 4 実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

[趣旨]

本条は、実施機関及び実施機関の職員等の責務とこの条例の解釈及び運用の基本を定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

- 1 「個人情報の保護のために必要な施策を実施する」とは、実施機関が取り扱う個人情報について、適正な取扱いを確保するため、条例に定める具体的な措置を講ずるだけでなく、個人情報の保護に関する責任体制の整備、実施機関の職員に対する個人情報の保護の重要性についての意識啓発や研修を実施し、さらには個人情報の保護に努めるための事業者や事業者団体等に対する指導、助言等を実施することをいう。
- 2 個人情報保護の目的を達成するためには、事業者においてもプライバシー保護のための積極的かつ自主的な対応が望まれ、また、市民が日常的にお互いに個人情報の重要性について認識し合うことが大切であることから、個人情報の保護の重要性等について、市政の様々な分野において事業者及び市民への意識啓発を積極的に行うことを実施機関の責務としたものである。

(第2項関係)

本項は、実施機関は、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を尊重し、条例第19条各号に該当しない限り原則開示とする趣旨等に基づいて条例全体を解釈し、運用しなければならないことを明らかにしたものである。

「個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利」とは、第17条第1項に規定する開示を請求する権利、第28条第1項に規定する訂正を請求する権利、及び第36条第1項に規定する利用停止を請求する権利である。

(第3項関係)

- 1 本項は、個人情報の取扱い全般について、実施機関の職員が個人情報の重要性を認識し、個人情報保護制度の趣旨を理解して適正な制度の運用に努めなければならないことを定めている。
- 2 「実施機関の職員」とは、実施機関の指揮監督権限に服するすべての職員を指し、市長等の特別職の職員を含むものであり、常勤、非常勤を問わず、アルバイトも含むものである。
- 3 「個人情報を適正に取り扱い」とは、個人情報の収集、保管、廃棄のほか、入力から記録、処理、出力、消去に至る電子計算機処理そのもの、保有個人情報の利用、提供や開示、訂正、利用停止等の一連の作業、事務を、条例や法令の定めに従って処理することをいう。

(第4項関係)

- 1 本項は、実施機関の職員等が、業務に関して知り得た個人情報を漏えいし又は不当な目的に利用することを禁止するものである。
- 2 「実施機関の職員であった者」とは、「実施機関の職員」が退職、離職した者及び実施機関以外に派遣された者をいう。
- 3 「知り得た個人情報」とは、個人の秘密であるか否か、すなわち非公知の事実であって、秘匿性のあるものか否かを問わない。この点、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務の対象となる「秘密」とは異なるところである。また、「保有個人情報」としていないのは、組織としての利用、保有に至らない個人情報であっても、適切に取り扱わなければならないことを明確にするものである。
- 4 「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。「不当な目的に利用」とは、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する等の正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。

第4条 事業者の責務

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

[趣旨]

本条は、個人情報保護に関する事業者の一般的な責務を定めたものである。

[解説]

- 1 「個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努める」とは、個人情報を取り扱う上で個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報に基づき、個人情報の収集、利用、保管等についての基準を定めるとともに、個人情報の本人に対して、自己に関する情報の存在及び内容等を知るために機会を提供するなど、事業者は個人情報の保護のために必要な措置を講ずる責務を有する旨を明らかにしたものである。
- 2 「本市の施策に協力」とは、この条例の適正な運用、意識啓発活動その他の個人情報の保護に関する市の施策に対する協力をいう。
なお、第3章では、事業者が取り扱う個人情報の保護のために市長が実施する施策として、事業者に対する指導助言、調査、勧告等について規定している。事業者にこうした本市の施策に協力すべき責務を定め、大阪市域で事業活動を行っているすべての事業者が取り扱う個人情報について、事業者と本市とが協力して、実効性のある個人情報の保護を図ろうとするものである。

[運用]

事業者が本条の責務を果たすことができるよう、条例第3条第1項で規定する事業者への意識啓発を積極的に行うとともに、条例第49条に規定する指導及び助言等並びに条例第58条に規定する国又は他の地方公共団体との協力を行うものとする。

第5条 市民の責務

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

[趣旨]

本条は、個人情報保護に関する市民の一般的な責務を定めたものである。

[解説]

- 1 本条は、市民が個人情報保護の重要性について認識するとともに、市民一人一人が個人情報の保護に努める責務について定めたものである。
- 2 「市民は、個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報の保護に当たっては、市民が日常的にお互いの個人情報の重要性について認識することが、その目的達成に不可欠の前提条件であることを再確認したものである。
- 3 「他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない」とは、市民は、一般に個人情報の主体として、個人情報の不適正な取扱いによって被害者になる場合が多いが、自覚の有無にかかわらず市民自身が加害者となり他人の権利利益を侵害する可能性もあるため、日常生活において他人の権利利益を侵害しないよう個人情報の保護に努める責務を明らかにしたものである。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適切な取り扱いの確保

第6条 収集の制限

第6条第1項 収集の制限①

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的（以下「事務の目的」という。）の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

[趣旨]

本項は、実施機関が個人情報を取り扱う最初の段階である収集について、事務の目的をあらかじめ明確にし、当該明確にされた目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で行うべき基本原則を定めたものである。

[解説]

- 1 「収集」とは、実施機関が当該実施機関以外のものから個人情報を入手することをいい、実施機関に対して申請や届出が提出される場合や、陳情、書簡により任意に提出される場合が含まれるものである。
- 2 「個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし」とは、事務の遂行に必要な個人情報を特定するため、個人情報の収集を開始するに当たり、事務を所掌する組織において当該個人情報を取り扱う事務の目的を正確に認識しておくことをいう。
- 3 「当該明確にされた事務の目的を達成するために必要な範囲内」とは、当該事務を遂行するうえで、必要であると認められる個人情報の範囲をいい、不必要な個人情報の収集を禁じるものである。
- 4 「適正かつ公正な手段」とは、法規に適合し、かつ、社会通念に照らして是認できる手段をいう。

第6条第2項 収集の制限②

- 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき
 - (2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき

[趣旨]

本項は、個人情報のうち、特に個人の権利利益にかかわりが深く、重大な権利利益の侵害と結び付く可能性が高いと考えられるものについて、原則として実施機関による収集を禁止するとともに、例外的に収集が認められる場合を定めたものである。

[解説]

- 1 「思想、信条」に関する個人情報とは、政治思想、支持政党、政治的活動の経歴、人生観、倫理観など、政治、社会等に対するその人の根本的な考え方、信念に関する情報をいう。性格、性質、趣味、し好等は該当しない。
- 2 「宗教」に関する個人情報とは、信仰する宗教、宗派、宗教上の儀式、行事等に関する情報をいう。
- 3 「人種」に関する個人情報とは、皮膚の色、頭髪、身長、頭の形など人間の生物学的な特徴による区分に関する情報をいい、コーカソイド、モンゴロイド、ネグロイド等の分類が一般的である。
「民族」に関する個人情報とは、言語など文化の伝統を共有することによって、歴史的に形成され、同属意識を持つ人々に関する情報をいう。
なお、国籍については「人種、民族」には該当しない。
- 4 「犯罪歴」に関する個人情報とは、犯罪の経歴が過去にあったことを示す個人情報や刑に処せられた事実に関する個人情報をいう。
犯罪とは、制裁として刑を課せられるべき違法行為をいい、刑とは、刑法第9条に定められた死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料の主刑と付加刑としての没収をいう。
これ以外の刑に類似した法令に定められた過料、少年法による少年院への収容、法廷等の秩序維持に関する法律による監置、送検の事実、起訴猶予の事実、逮捕歴等は「犯罪歴」には該当しない。これらの個人情報は収集禁止事項には当たらないが、その取扱いによっては個人の権利利益を侵害する場合もあることから、慎重な取扱いが求められるものである。
- 5 「その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」

とは、社会生活において一般的に知られることにより、特定の個人又はその関係者が社会的に不当な差別を受けるおそれがある情報をいう。

6 「法令」とは、法律及び政令、省令その他国の命令をいう。

「法令又は条例に定めがあるとき」とは、法令等に収集できることを明文で定めている場合のほか、法令等の規定の趣旨、目的からみて、収集できるものと解される場合を含むものである。

7 「事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき」とは、事務の性質上、当該個人情報の収集が必要であり、当該個人情報を欠いてしまうと事務の遂行ができなくなる場合をいう。

[運用]

本項第2号の規定に基づいて、思想、信条等に関する個人情報を収集する場合には、第6条第4項の規定に基づき、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。なお、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときには収集後速やかに審議会に報告しなければならない（第6条第5項）。

第6条第3項 収集の制限③

- 3 実施機関は、個人情報収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき
 - (2) 本人の同意があるとき
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (5) 所在不明、心神喪失その他の事由により本人から個人情報を収集することが困難なとき
 - (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは当該事務若しくは事業の目的を損ない、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認められるとき
 - (7) 本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくはこれらに準ずる団体から個人情報の提供を受けることが事務若しくは事業の遂行上やむを得ないと認められる場合又は第三者から個人情報を収集することが公益上必要と認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

[趣旨]

本項は、個人情報の収集に当たっては、個人情報の正確性を確保し、あるいは自己に関する個人情報の収集について本人に関与させるため、本人から収集することを原則とするとともに、例外的に本人以外の者から収集することができる場合を定めたものである。

[解説]

- 1 第1号の「法令等に定めがあるとき」とは、法令等に本人以外から収集できることを明文で定めている場合のほか、法令等の規定の趣旨、目的からみて、本人以外の者から収集することができるものと解される場合を含むものである。

なお、本号に基づき収集することができる個人情報の範囲は、法令等の規定の趣旨、目的から導かれるものに限られる。

- 2 第2号の「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭による本人の同意がある場合のほか、本人以外の者から個人情報を収集することについて、客観的事実から本人の同意があったことが明らかである場合を含むものである。

- 3 第3号の「公にされているとき」とは、何人でも取得し、若しくは知り得る状態にあるもの、あるいは公開されることを本人が同意又は了解しており、その公知性に疑義がないことをいう。なお、特定の範囲にのみ配布されている場合は、「公にされている」と

はいえないものである。

4 第4号の「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、火災、地震等の災害による生命、身体又は財産の損失のおそれのほか、犯罪等の人為的な危険から個人を守るため、個人情報収集することに相当の理由があり、かつ本人以外の者から収集する以外には適当な手段がなく、時間的余裕がない場合をいう。

5 第5号は、所在不明、長期の旅行等による不在のため、又は本人が心神喪失、乳幼児等で意思表示ができないため、事実上本人から収集することが困難な場合に、本人以外から個人情報を収集できることを定めたものである。

6 第6号は、争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務又は事業においては、その性質上本人から収集したのでは事務が公正、正確に行われなくなるなど、事務の目的を達成し得ない場合や、本人から収集することにより事務の遂行が困難になるため、事務の適正な遂行に著しい支障が生じる場合には、本人以外から個人情報を収集することができる旨を定めたものである。

「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法（平成26年法律第68号）等の不服申立てをいい、類似の事務としては争訟に発展するおそれのある紛争がある。

「選考」とは、個人の能力、資質、経歴等の調査に基づいて、特定の地位等に就く適任者や表彰者等の選定を行うことをいう。

「指導」とは、学力、能力、技術等の向上又は健康状態若しくは生活状態の改善のために行った教育や指示をいう。

「相談」とは、生活、健康等に関する話合いや意見を求められることをいい、それに対して行った対処方法、回答等を含むものである。

「交渉」とは、当事者が対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整等の折衝を行うことをいい、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務上の交渉等である。

7 第7号は、公の機関又は第三者から個人情報を収集する場合について定めたものである。

収集する相手方が公の機関であっても、「事務若しくは事業の遂行上やむを得ないと認められる場合」であって、「本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」でなければ収集してはならない旨を定めたものである。

「これらに準ずる団体」とは、法令等により設置された公社、公団、組合等をいう。

また、公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が判断したときは、本人以外から個人情報を収集できる旨を定めたものである。

[運用]

1 法令等の規定に基づいて、収集が禁止されている個人情報を収集するときや、本人以

外の者から個人情報を収集するときには、根拠法令の名称及び該当の規定を明らかにしておかなければならない。

- 2 出版、報道等がなされたことにより、公知性に疑義がない情報といえども、時間の経過とともに、その公知性が薄れたり、事実でないことが判明する場合もあるため、十分に調査を行い、正確かつ最新の個人情報を収集することに努めるとともに、収集の時期、出典等を明らかにしておくよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、本人以外の者から収集を行った場合、第 48 条に定める情報提供の申出にも対応できるよう、収集先等を記録しておく必要がある。
- 4 本項第 6 号（争訟、選考、指導、相談、交渉を行うために収集するときを除く。）又は第 7 号に該当するとして、個人情報を本人以外から収集する場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない（第 6 条第 4 項）。なお、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは収集後速やかに審議会に報告しなければならない（第 6 条第 5 項）。

第6条第4項 収集の制限④

4 実施機関は、第2項第2号又は前項第6号若しくは第7号の規定により個人情報を収集しようとするとき（争訟、選考、指導、相談又は交渉を行うために第三者から第2項に規定する個人情報以外の個人情報を収集しようとするときを除く。）は、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

[趣旨]

本項は、実施機関が、第2項第2号の規定により原則として収集が禁止されている個人情報を例外的に収集する場合、あるいは第3項第6号や第7号の規定により本人以外の者から個人情報を収集する場合には、適切な運用を図るため、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないことを定めたものである。

[解説]

- 1 実施機関が個人情報を収集する場合で審議会の意見を聴かなければならないのは次に掲げる場合である。
 - (1) 原則として収集が禁止される個人情報を収集する場合
思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集することが事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき（第2項第2号）
 - (2) 本人以外の者から収集する場合
 - ア 争訟、選考、指導、相談、交渉以外の事務又は事業で、これらに類似する事務又は事業を遂行するため個人情報を収集する場合に本人から当該個人情報を収集したのでは当該事務又は事業の目的を損ない、又は当該事務又は事業の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認められるとき（第3項第6号）
 - イ 本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくはこれらに準ずる団体から個人情報の提供を受けることが事務又は事業の遂行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき（第3項第7号前段）
 - ウ 第三者から個人情報を収集することが公益上必要と認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき（第3項第7号後段）
- 2 第2項の規定により原則として収集が禁止されている個人情報以外の個人情報を、第3項第6号に定められている、争訟、選考、指導、相談又は交渉を行うために本人以外の者から収集する場合で、かつ本人から当該個人情報を収集したのでは当該事務若しくは事業の目的を損ない、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認められるときには、審議会の意見を聴く必要がないものである。

3 「急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるとき」とは、急を要するときのほか、事務の性質等から事前には予想し得ず、あらかじめ意見を聴いていたのでは事務又は事業の遂行の遅滞や円滑な処理に支障が生ずると認められるような場合をいう。

この場合には、第5項の規定により、収集後速やかに審議会に報告しなければならない。

[運用]

実施機関は、個人情報の収集に関する審議会の意見を尊重し、処理を行わなければならない。

第6条第5項 収集の制限⑤

5 実施機関は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで個人情報を収集したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は当該実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

[趣旨]

本項は、第4項ただし書の規定により、あらかじめ審議会の意見を聴かずに個人情報を収集したときは、速やかに審議会に報告する義務のあること、当該報告について、審議会が実施機関に対して意見を述べる旨を定めたものである。

[解説]

1 実施機関が個人情報を収集するに当たって、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない場合であっても、急を要するときのほか、事務の性質等から事前には予想し得ず、あらかじめ意見を聴いていたのでは事務又は事業の遂行の遅滞や円滑な処理に支障が生ずると認められるときは、第4項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで収集することが認められている。

この場合には、個人情報の収集に当たって、その適切な運用を図るために、個人情報を収集した実施機関が、速やかに当該収集の事実及び内容等を審議会に報告する義務を定めたものである。

2 審議会は、この報告について意見を述べることができ、実施機関は審議会の意見を尊重し、処理を行わなければならない。

第7条 事務の目的の明示

(事務の目的の明示)

第7条 実施機関は、前条第3項の規定により本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報収集しようとするときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- (2) 事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- (3) 事務の目的を本人に明示することにより、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき

2 前条第5項の規定は、前項第1号から第3号までの規定により事務の目的を明示しないで個人情報を収集した場合について準用する。

[趣旨]

本条は、実施機関が、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならないことを定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

1 本項は、第6条第3項の規定により本人から直接書面によって個人情報を収集する場合には、本人に対し、当該個人情報に係る事務の目的を明示することを原則とするとともに、例外的に事務の目的を明示しないで収集することができる場合を定めたものである。

2 個人情報を収集する形態には、書面による場合や口頭による場合があるが、特に申請書やアンケート等の書面により収集するものは、その多くが保有個人情報として組織的に保有され、事務又は事業の遂行に利用されることとなるので、当該事務の目的の明示を義務付けたものである。

たとえ、実施機関内部であっても、当該個人情報に係る事務の目的の範囲を超えた利用や保有は、原則として禁止されており、第36条第1項の規定による利用停止請求の対象となるので、適正な収集手続や利用停止請求権の保障の観点からも、当該事務の目的を明示することが必要である。

明示の方法としては申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示、口頭によるものでも足りるが、本人が事務の目的を認識できるよう、適切な方法により行うものとする。

3 第1号は、人の生命、身体又は財産を保護するための個人情報の収集であって、事務の目的を明示する時間的余裕がない場合について定めたものである。

4 第2号は、事務の目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで、事務の目的の明示を義務付けることは適当でないので適用除外としたものである。例えば、未告知の疾病の治療に必要となる個人情報を収集する際に、その事務の目的を告げることが実質的に病名を告知する結果となり、当該本人に不測の事態を招くおそれがある場合などが考えられる。

5 第3号は、事務の目的を明示することにより、本市の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合について定めたものであり、公共の利益が損なわれるおそれのあるような場合にまで、明示の義務を課すことは適当でないので適用を除外したものである。

本市の機関等が行う事務又は事業の内容は多様であり、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについては、社会通念により個別具体的に判断することとなるが、例えば、事務の目的を明示することにより、以後の個人情報の収集が困難になる場合、適正な判断・評価に支障を及ぼす場合等が該当すると考えられる。

6 第4号は、収集の状況からみて事務の目的が明らかである場合にまで当該目的を明示する必要性が認められないことから、適用除外としたものであり、特定の許認可申請を行うために本人が自己の個人情報を記載した申請書類を実施機関に提出する場合であって、当該個人情報の利用が当該許認可申請の事務処理のみに限定されているときなどが考えられる。

(第2項関係)

本項は、第1項第1号から第3号までの規定により事務の目的を明示しないで個人情報を収集した場合には、速やかにその旨を審議会に報告しなければならないこと、当該報告について審議会が実施機関に対して意見を述べることができる旨を定めたものである。

[運用]

個人情報に係る事務の目的の明示に際しては、当該事務の目的に加えて、個人情報の利用方法その他必要な事項を補足することができる。

第8条 事務の届出

(事務の届出)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(出版物に記載されている個人情報の取得に係る事務及び一時的に使用され、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下この条において同じ。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事務の名称及び目的
- (2) 事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の項目
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
- (7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (8) 個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により市長に届け出ないで個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

[趣旨]

本条は、本市の実施機関における個人情報を取り扱う事務を市長が把握するとともに、一般の閲覧に供することにより、市民に対し個人情報を取り扱う事務ごとにどのような個人情報が取り扱われているかを明らかにするため、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務の開始、廃止又は変更に当たって市長に届け出ることを義務付けるとともに、届出事項を記載した目録を作成し、市民の閲覧に供することを定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

- 1 本項は、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、原則として事務の開始前に、事務の名称、目的等を市長に届け出なければならない旨を定めたものである。
- 2 「出版物に記載されている個人情報の取得」とは、事務又は事業の必要から、官報等個人情報を含む出版物を購入、取得することをいう。
- 3 「一時的に使用され」とは、実施機関が事務又は事業を行うに当たって臨時的に行われる個人情報の取扱いを伴う調査等をいう。
- 4 「短期間」とは、当該個人情報が記録されている文書等の保存期間が1年未満であるものをいう。
- 5 「個人情報の対象者の範囲」とは、当該個人情報を取り扱う事務において取り扱われる個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には許認可の申請者、納税義務者、研修の講師といった個人の類型をいう。
- 6 「要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨」とは、平成29年改正条例により新たに規定されたものであり、第2条第4号に規定する要配慮個人情報を取り扱うときには、その旨を市長に届け出なければならない旨を定めたものである（平成30年4月1日施行）。
- 7 「経常的に行う」とは、個人情報の目的外利用、提供が常に若しくは定期的に行われているような場合又は不定期であっても照会等があれば必ず提供するような場合をいい、利用又は提供する可能性があるといった程度のものは含まない。
- 8 「市規則で定める事項」とは、施行規則第4条に規定されており、具体的には事務の開始予定年月日等である。
- 9 本項による届出は、原則として事務の開始前に行うこととされているが、急を要するときのほか、事務の性質等から事前には予想し得ず、あらかじめ意見を聴いていたのでは事務又は事業の遂行の遅滞や円滑な処理に支障が生ずると認められるときは、本項ただし書の規定により、届出前に事務を開始することを認めるものである。
この場合には、第3項の規定により、当該事務の開始後速やかに市長に届け出なければならない。

(第2項関係)

本項は、実施機関が、第1項の規定により届出を行った個人情報を取り扱う事務に係る届出事項を変更するとき、又は個人情報を取り扱う事務自体を廃止しようとするときは、

原則として、変更や廃止を行う前に市長に届け出なければならない旨を定めたものである。

なお、第1項ただし書と同様の趣旨から、届出前に変更や廃止を行うことを認めるものである。(第1項関係 9を参照)

(第3項関係)

本項は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定により市長に届け出ないで個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し又は廃止したときには、実施機関は、速やかに当該開始等を市長に届け出なければならない旨を定めたものである。

(第4項関係)

本項は、市長が、個人情報保護制度の適正な運用を確保するため、届出に係る事項を審議会に報告することを定めるとともに、審議会が実施機関に対して当該報告事項について意見を述べることを定めることを定めたものである。

(第5項関係)

本項は、実施機関において取り扱われる個人情報の内容や取扱いの状況を市民に明らかにし、自己に関する保有個人情報の開示等の請求等を行う際に保有個人情報の所在を知る手掛かりとするため、市長に、届出事項を記載した目録を作成する義務を課するとともに、その目録を一般の閲覧に供することを定めたものである。

[運用]

個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止に伴う届出は、広聴広報事務等取扱規程に定める広聴広報幹事を経由して、総務局行政部行政課(情報公開グループ)(以下「総務局」という。)に届け出るものとする。

市民情報プラザにおいては、届出に基づき、第5項に定める目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例>

施行規則第4条(個人情報取扱事務の届出)

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第2 事務の届出

第9条 電子計算機処理の制限

(電子計算機処理の制限)

第9条 実施機関は、新たに保有個人情報（法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1項において同じ。）の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

2 実施機関は、保有個人情報で第6条第2項に規定する個人情報に該当するものの電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

3 実施機関は、前項第2号の規定により保有個人情報で第6条第2項に規定する個人情報に該当するものの電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

4 第6条第5項の規定は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで保有個人情報の電子計算機処理を行った場合について準用する。

[趣旨]

本条は、実施機関が保有個人情報の電子計算機処理を行おうとする場合の手続について定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

1 本項は、実施機関が新たに保有個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、原則としてあらかじめ審議会の意見を聴くことを義務付けたものである。

2 「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」の趣旨は、公知性があり、法人等情報に付随して取り扱われることの多い法人等の役員情報や、個人事業者の事業情報として明確に区分できる情報については、一般的な個人情報と同様の保護措置まで必要としないことから、本項の「保有個人情報」の対象外としたものである。第12条の電子計算機の結合の制限の規定においても、同様の趣旨から対象外とされている。

3 本項ただし書は、急を要するときのほか、事務の性質等から事前には予想し得ず、あらかじめ意見を聴いていたのでは事務又は事業の遂行の遅滞や円滑な処理に支障が生

ずると認められるような場合には、例外的に審議会の意見を聴かずに電子計算機処理を行うことができる旨を定めたものである。

この場合には、第4項の規定により、電子計算機処理後速やかに審議会に報告しなければならない。

(第2項関係)

- 1 本項は、保有個人情報で第6条第2項において収集が原則として禁止されている個人情報（思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報）に該当するものについて、原則として電子計算機処理を禁止するとともに、法令等に定めがあるときや、事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときについては、例外的に電子計算機処理を行うことができる旨を定めたものである。

この場合においても、第3項の規定により、原則としてあらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 「法令等に定めがあるとき」とは、法令等に明文で定めている場合のほか、法令等の規定の趣旨、目的からみて、保有個人情報の電子計算機処理を行うことができるものと解される場合を含む。

「事務の目的を達成するために必要不可欠」とは、当該保有個人情報の電子計算機処理を行わなければ事務の遂行が困難となるような場合をいう。

(第3項関係)

本項は、第2項第2号に基づいて、思想、信条等に関する保有個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないことを義務付けるとともに、急を要するときのほか、事務の性質等から事前には予想し得ず、あらかじめ意見を聴いていたのでは事務又は事業の遂行の遅滞や円滑な処理に支障が生ずると認められるような場合には、例外的に審議会の意見を聴かずに電子計算機処理を行うことができる旨を定めたものである。

この場合には、第4項の規定により、電子計算機処理後速やかに審議会に報告しなければならない。

(第4項関係)

本項は、第1項ただし書又は第3項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで保有個人情報の電子計算機処理を行った場合には、速やかにその旨を審議会に報告しなければならないこと、当該報告について審議会が実施機関に対して意見を述べるすることができる旨を定めたものである。

[運用]

- 1 電子計算機処理については、性質上、マニュアル処理に比較して問題発生時の影響が

大きいと考えられるため、第1項ただし書及び第3項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで電子計算機処理を行う場合においては、実施機関は、特に慎重な取扱いが求められるものであり、事前に総務局と協議を行うものとする。

- 2 実施機関において、既に保有個人情報の電子計算機処理を行っている場合であっても、保有個人情報の記録項目を増やす場合には、「新たに保有個人情報の電子計算機処理を行おうとするとき」として、審議会の意見を聴かなければならないものである。

第10条 利用及び提供の制限

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき
- (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
- (3) 出版、報道等により公にされているとき
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
- (5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (6) 実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することに相当の理由があると認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項第5号又は第6号の規定により保有個人情報を利用し、又は提供しようとする場合について準用する。

[趣旨]

本条は、実施機関が事務の目的以外の目的で保有個人情報を利用すること及び当該実施機関以外のものに提供すること（以下「事務目的外の利用・提供」という。）を原則として禁止する旨を定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

- 1 本項は、実施機関における保有個人情報の利用又は当該実施機関以外のものへの保有個人情報の提供を、事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を原則として禁止することを定めるとともに、効率的な行政運営や市民サービスの向上に配慮し、例外的に保有個人情報の事務目的外の利用・提供が認められる場合を定めたものである。
- 2 第1号の「法令等に定めがあるとき」とは、保有個人情報の事務目的外の利用・提供が、法令等の規定に明文で定められている場合のほか、法令等の規定の趣旨、目的からみて、保有個人情報の事務目的外の利用・提供ができると解される場合を含むものである。
- 3 第2号の「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭による本人の同意がある場合のほか、保有個人情報の事務目的外の利用・提供について、客観的事実から本人の同意があったことが明らかである場合を含むものであり、「本人に提供するとき」とは、実施

機関の判断により本人に提供する場合をいい、第 17 条に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合は含まれない。

4 第 3 号の「公にされているとき」とは、何人でも取得し、若しくは知り得る状態にあるもの、あるいは公開されることを本人が同意又は了解しており、その公知性に疑義がないことをいう。なお、特定の範囲にのみ配付されている場合は、「公にされている」とはいえないものである。

5 第 4 号の規定について

(1) 情報処理技術の発展に伴い、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を利用することは、それにより得られる成果が従来よりも大きくなり、その公益性が高まっており、専ら統計の作成又は学術研究の目的のための保有個人情報の利用・提供のニーズも高まってきている。

そのため、専ら統計の作成又は学術研究のために保有個人情報を提供するときであって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を提供することができることを平成 29 年改正条例により認めたものである（平成 29 年 9 月 28 日施行）。

(2) 本号は事務目的外の利用・提供の原則禁止の例外であることから、本号による事務目的外の提供を行う際には、次の点に留意することとし、必ず事前に総務局と協議を行うものとする。

ア 営利を目的とするものや、明らかに公益性がないものと認められる統計の作成又は学術研究のためには提供しないこと

イ 提供先の統計の作成又は学術研究のために真に必要な最小限の保有個人情報の提供に留め、不要な保有個人情報は提供しないこと

ウ 提供先から文書により提供の求めを行わせるものとし、必要に応じ、条例第 11 条に基づき提供先に対する措置要求を行うこと

エ 提供先に対して、統計又は学術研究の結果等を公表する際は個人が識別できない形で行うことを条件に付するなど、個人の権利利益の侵害とならないよう留意すること

(3) 実施機関は、本号による事務目的外の提供を行った場合は、速やかに審議会に報告しなければならない（実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 12 の 1）。

(4) 上記(2)アに該当する場合であっても、事務目的外の提供に相当の理由があると認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、第 6 号に基づく事務目的外の提供を行うことができる。

6 第 5 号の「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、火災、地震等の災害による生命、身体又は財産の損失のおそれのほか、犯罪等の人為的な危険を避けるためには保有個人情報の事務目的外の利用・提供を行う以外に適当な手段がなく、時間的余裕がない場合をいう。

7 第6号は、実施機関は、法律、条例等の定めるところにより事務を遂行しており、当該事務の遂行に当たり市民の負担の軽減、行政サービスの向上や行政運営の効率化などを図る観点から、保有個人情報を当該実施機関内部で利用し、あるいは実施機関以外のものに提供を行うことを認めるものである。当該事務の性質、内容等からみて、実施機関の内部で利用し、実施機関以外のものに提供することに相当の理由があり、かつ、事務目的外の利用・提供を行っても本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限って認めることとする。

(第2項関係)

本項は、第1項第5号又は第6号の規定により保有個人情報を利用し、又は提供しようとする場合にはあらかじめ審議会の意見を聴かなければならないこと、また、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認める場合に保有個人情報の事務目的外の利用・提供を行ったときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならないこと、当該報告について審議会が実施機関に対して意見を述べることができる旨を定めたものである。

[運用]

- 1 保有個人情報の事務目的外の利用・提供を行った場合に、第48条に規定する情報提供の申出に対応できるよう、提供先等を記録しておく必要がある。
- 2 収集の段階で、事務目的外の利用・提供があらかじめ予定されているものについては、申請書等に利用又は提供する旨を明示し、本人の同意を求めるなど、本人の理解を求めることが望ましい。
- 3 法令等に定めがある場合でも、例えば弁護士法に基づく照会など提供そのものが明文で義務付けられていないものについては、前科等についての照会を受けた地方自治体が訴訟上の必要性について審査することなく漫然とすべての前科等について回答をしたことによって、プライバシー侵害であるとしてなされた第三者からの損害賠償請求が認められた事例(昭和56年4月14日最高裁判決)があり、また一方で提供を拒否したことによって、正当な理由なくして回答を拒否したとして、照会をした弁護士の依頼者からなされた損害賠償請求が認められた事例(平成23年2月10日岐阜地裁判決)がある。以上から、上記のような照会に対して回答を拒否すべき場合に該当するかを厳格に審査しなければならない、提供することで本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないかどうか、その目的、当該保有個人情報の内容等を十分に検討して、提供に応じるかどうかを判断しなければならないものである。
- 4 出版、報道等がなされたことにより、公知性に疑義がない情報であっても、時間の経過とともに、その公知性が薄れたり、事実でないことが判明する場合もあるため、その利用や提供に当たっては、出典等を明らかにしておくよう努めなければならない。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第12 審議会への報告

第3号様式

第 11 条 提供先に対する措置要求

(提供先に対する措置要求)

第 11 条 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

[趣旨]

本条は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合には、提供先に対し、保有個人情報の適切な取扱いについて、必要な措置を講ずることを求めるべき実施機関の義務について定めたものである。

[解説]

- 1 実施機関にはこの条例の規定が直接適用されるが、実施機関以外のものに対しては条例の規定による制限が直接及ぶものではないことから、実施機関が当該実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合においては、提供先においても当該保有個人情報の適正な取扱いを確保するために、必要に応じて、相手方に対し、必要な措置を講ずることを求めることを定めたものである。
- 2 「必要があると認めるとき」とは、提供する保有個人情報の内容、提供の形態、提供先における利用の目的又は方法を勘案し、提供先に対して個人の権利利益を保護するための措置を求める必要があると認められるときをいう。
- 3 「その他の必要な制限」とは、提供する保有個人情報を取り扱う者の範囲の限定や、第三者への再提供の制限又は廃棄、消去、返却等利用後の取扱いの指示、所要の報告の要求等をいう。
- 4 「必要な措置」とは、個人情報の漏えい、滅失等を防止するための適正な管理体制の確保、内部における取扱規程の整備などをいい、提供する保有個人情報の内容、提供の形態、提供先における利用の目的又は方法、提供先の状況等に応じて個別に判断するものとする。

第 12 条 電子計算機の結合の制限（第 12 条関係）

（電子計算機の結合の制限）

第 12 条 実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 実施機関が公益上特に必要があると認めるとき

2 第 6 条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項第 2 号の規定により電子計算機の結合を行おうとする場合について準用する。

〔趣旨〕

本条は、実施機関が保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線により電子計算機を結合することを原則として禁止する旨を定めたものである。

なお、本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人と通信回線により電子計算機を結合すること及び法令等に定めがあるときにこれら以外の者と通信回線により電子計算機を結合すること（以下「国等との結合」という。）については、平成 29 年改正条例により審議会の意見聴取の対象外としたものである（平成 29 年 9 月 28 日施行）。

〔解説〕

（第 1 項関係）

1 「通信回線により電子計算機の結合」とは、実施機関が管理する電子計算機と本市以外のものが管理する電子計算機とを、直接回線を用いて結合することをいう。

2 国等との結合については、電子計算機の結合による個人情報の提供に関する国の取扱いやこれまでの本市における運用状況を踏まえ、公益上の必要性が高く、又は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、平成 29 年改正条例により、審議会の意見聴取の対象外とすることとしたものである。

なお、実施機関は、国等との結合を行った場合は、速やかに審議会に報告しなければならない（実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第 12 の 2）。

3 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、結合することによって市民サービスの向上や行政運営の効率化が望める場合であって、かつ保有個人情報について適切な保護措置が講じられることにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合をいう。

- 4 本項の「保有個人情報」には、「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報」を含まない。
(第9条(電子計算機処理の制限)を参照)

(第2項関係)

公益上特に必要があると認めるときに、本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線による電子計算機の結合を行おうとする場合は、原則として、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないこと、また、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認める場合に電子計算機の結合を行ったときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならないこと、当該報告について審議会が実施機関に対して意見を述べることができる旨を定めたものである。

[運用]

電子計算機処理については、性質上、マニュアル処理に比較して問題発生時の影響が大きいと考えられるため、第2項の規定により審議会の意見を聴かないで電子計算機処理を行う場合においては、実施機関は、特に慎重な取扱いが求められるものであり、事前に総務局と協議を行うものとする。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第12 審議会への報告

第4号様式

第13条 適正な維持管理

(適正な維持管理)

第13条 実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有すると認められるものについては、この限りでない。

[趣旨]

本条は、保有個人情報の適正な維持管理の確保及び保有する必要がなくなった個人情報の適正な廃棄や消去について定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

「事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つ」とは、保有個人情報の内容、保有する目的に応じて、必要な範囲で正確性、最新性を確保することをいう。

(第2項関係)

1 「保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にし」とは、実施機関において保有個人情報を適正に管理するために、局等に個人情報保護管理者等を設置するほか、広聴広報事務等取扱規程に基づき個人情報保護主任を設置することなどをいう。

2 「必要な措置」とは、具体的には、次に掲げるようなものである。

(1) 保有個人情報の適正管理のための体制等の整備

(2) アクセス制限等、電子計算機処理に係る技術的保護措置

(3) 保有個人情報が記録されている公文書の適正な収納、保管のための施設、設備等の整備

(第3項関係)

1 本項は、実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと、また、保有する必要がなくなったときは、確実にかつ迅速に廃棄又は消去する義務があることを定めたものである。

2 「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず」の趣旨は、

事務の目的の達成に不必要な個人情報の保有は安全管理上問題であるのみならず、誤った利用等がなされるおそれもあることから、事務の目的を超えた保有を禁止する旨を確認的に明記したものである。

- 3 「保有する必要がなくなった」とは、大阪市公文書管理条例（平成 18 年大阪市条例第 15 号）等に基づいて定められた保存期間が経過したことをいうが、保存期間が設定されていないものについても、当該保有個人情報の性質等に応じて、随時廃棄又は消去する必要がある。
- 4 「確実」とは、焼却、裁断等第三者が当該廃棄物を入手することにより、保有個人情報に他に漏えいすることのない方法によることをいう。
- 5 「消去」とは、磁気ディスク等に記録された情報を消し去り、何も記録していない状態にすることをいう。
- 6 「歴史的文化的価値を有するもの」とは、保存期間満了後公文書館に引き継ぐ公文書など、歴史的、文化的資料とすることを目的として保存される公文書に記録された個人情報をいう。この場合は、例外的に廃棄する必要がないことを明らかにしたものである。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 3 個人情報保護管理者等

第14条 事務処理の委託

(事務処理の委託)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

[趣旨]

本条は、実施機関が個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託する際は、個人情報の適正な管理のために、実施機関が必要な措置を講じる義務があることを定めたものである。

[解説]

- 1 「個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理」とは、委託しようとする事務の中に個人情報が含まれるすべての場合をいう。例えば、電子計算機処理のための入力データの作成、通知書の封入や封かん、配送に伴う名簿の貸出等のように、主たる作業に付随して個人情報が引き渡される場合も含まれる。
- 2 「委託に関する契約書」とは、契約書のほか、確認書、覚書その他これに類する書類を含むものである。
- 3 「必要な措置」とは、本条に明記されているもののほか、委託先を選定するに当たり、個人情報保護のための内部規程や保護管理体制等の整備状況をあらかじめ調査することや、委託契約書により当該委託先及びその業務に従事する者に個人情報保護についての責務を課すこと、委託契約書で定められた措置が遵守されているかどうかを定期的に確認することなどをいう。

[運用]

- 1 本条にいう委託には、
 - (1) 実施機関が、保有個人情報を委託先に引き渡して処理させるもの
 - (2) 実施機関が保有個人情報を委託先に引き渡すものではないが、委託内容から当該委託先において個人情報を収集するなど個人情報を取り扱うことが予定されているもの（業務委託に伴い、付随的に個人情報の取扱いが生じるものを含む。）などが考えられる。
- 2 委託に当たって、委託契約書等に明記すべき事項は次のとおりである。
 - (1) 秘密の保持に関する事項
 - (2) 再委託の禁止又は制限に関する事項

- (3) 目的外利用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (6) 立入検査等に関する事項
- (7) 提供資料の返還義務に関する事項
- (8) 契約書に定める事項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項
- (9) 第 15 条第 1 項の規定に違反した場合の是正勧告及び勧告に従わない場合の事実の公表に関する事項
- (10) その他個人情報の保護に関する事項

第 15 条 受託者等の義務

(受託者等の義務)

第 15 条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を受託している者又は受託していた者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 受託した事務に関して知り得た事項を他に漏らすこと
- (2) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務を第三者に委託すること
- (3) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に係る個人情報を第三者に提供すること
- (4) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に関して取得し、又は作成した個人情報記録されている文書、図画又は電磁的記録を複写し、又は複製すること

2 受託者が受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

[趣旨]

本条は、実施機関から個人情報を取り扱う事務の処理を受託した者等の義務について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

本項は、実施機関から個人情報を取り扱う事務の処理を受託した場合において当該受託者が遵守すべき義務を定めたものである。

この場合、本来、本市が取り扱うべき個人情報が外部で処理されることとなるため、受託者において厳格な取扱いが求められるものであり、委託契約書等において必要な保護措置を定めるほか、受託者に守秘義務や再委託の制限等の義務を課すこととしたものである。

なお、本条に規定する義務に違反した受託者は、第 16 条の規定による違反行為の是正措置等の勧告及び勧告に従わない場合の公表の措置の対象となるものである。

(第 2 項関係)

1 本項は、受託業務の従事者等が、業務に関して知り得た個人情報を漏えいし又は不当な目的に利用することを禁止するものである。

2 「受託者が受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者」の趣旨は、実施機関からの委託により、個人情報の取扱いに関する業務に従事している者又は従事していた者に対しても、個人情報の保護の徹底を図り、本人に対する直接的な責任を明らかにする観点から、実施機関の職員と同様の義務を課すこととしたものである。(第 3 条 (実施機関等の責務) を参照)

第 16 条 勧告及び公表

(勧告及び公表)

- 第 16 条 市長は、受託者が前条第 1 項各号のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該受託者に対し、行為の是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。
- 2 市長は、受託者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び当該受託者の氏名又は名称を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ受託者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。

[趣旨]

本条は、受託者が第 15 条第 1 項に規定する義務に違反した場合の是正等の勧告及び勧告に従わない場合の公表の措置について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

- 1 本項は、受託者が第 15 条第 1 項各号に規定する義務に違反した場合、契約解除や損害賠償の請求だけではなく、個人情報保護の趣旨にのっとり、是正措置を講じるよう受託者に勧告できることを定めたものである。
- 2 「行為の是正その他必要な措置」とは、義務違反行為の中止のほか、第三者に提供された個人情報記録されている文書等の返還、個人情報記録されている文書等が複写、複製された場合の廃棄、磁気ディスク等からの個人情報の消去などをいう。

(第 2 項関係)

- 1 本項は、第 1 項の勧告を受けた受託者が、その勧告に従わない場合の受託者の氏名等の公表措置について定めたものである。
- 2 「勧告に従わないとき」とは、次のような場合が考えられる。
- (1) 勧告書に定める期限内に正当な理由なく回答しない場合
 - (2) 回答した場合でも合理的期間内に必要な是正措置を講じない場合
 - (3) 勧告を受けた行為を是正することなく反復継続するなど、勧告に従わない意思が明白である場合

- 3 公表は大阪市公報に掲載するほか、広く市民に周知できる方法により行う。(第 3 項関係)

本項は、第 2 項の規定による公表措置が受託者の社会的信用などに与える影響の大きさ等を考慮し、その慎重な取扱いを図るため、公表理由を通知するとともに、公表に先立ち意見陳述の機会を受託者に保障することを定めたものである。

公表の理由の通知及び意見陳述の機会の付与は、公表理由等通知書（施行規則第1号様式）により行う。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第5条（勧告に従わない場合の公表等）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第4 受託者に対する勧告及び公表等

第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

第17条 開示請求権

(開示請求権)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

[趣旨]

本条は、何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できるとともに、本人に代わって開示請求をすることができる者の範囲を定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

1 本項は、何人に対しても、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の存在及び内容等を確認することができるよう、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の開示を請求する権利を保障することを明らかにしたものである。

2 「何人も」とは、日本国民のみならず外国人を含むすべての自然人をいう。

3 この条例に基づいて開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」に限られる。したがって、自己以外の者に関する情報については、たとえ家族に関するものであっても第2項に規定する場合を除き、開示を請求することはできない。

なお、自己を本人とする保有個人情報であっても、条例第71条第1項、第2項及び第4項に規定する保有個人情報については、条例の適用対象外とされている。

(第2項関係)

1 第2項は、本人請求の例外として、未成年者又は成年被後見人の法定代理人のみが、本人に代わって保有個人情報の開示を請求できる旨を明らかにしたものである。保有個人情報の開示制度は、本人からの請求により、当該本人に対して保有個人情報を開示するものであり、本人の権利利益保護の観点から代理請求を行うことができる者を限定したものである。

2 「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満18年に達しない者をいう。(民法第4条)

3 「成年被後見人」とは、法定の手続に伴い家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう。(民法第8条)

4 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。

未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者（民法第 818 条等）、第二次的には未成年後見人（民法第 838 条第 1 号等）である。

また、成年被後見人の法定代理人は、成年後見人（民法第 843 条等）である。

5 「本人に代わって」とは、法定代理人が未成年者又は成年被後見人である本人の保有個人情報について開示請求をすることできるという趣旨であり、本人が開示請求権を行使していない場合にのみ法定代理人が請求権を行使できるという趣旨ではない。

なお、法定代理人に開示することにより、本人の権利利益を侵害するおそれがあるときは、第 19 条第 1 号により非開示とすることができる。

[運用]

1 開示請求の手続をとるまでもなく、本人の申出に応じてその場で提供可能な保有個人情報については、第 48 条に規定する情報提供の申出として扱い、主管担当等（大阪市公文書管理条例施行規則（平成 18 年大阪市規則第 65 号）第 7 条第 6 項（市会事務局にあっては、大阪市会公文書管理規程（平成 18 年 3 月 31 日市会議長決定）の規定に基づきその例によることとされる場合を含む。）に規定する課等をいい、本市が設立した単独で地方独立行政法人等にあつては、これに相当するグループをいう。以下同じ。）において適切に対応するものとする。ただし、本人確認を行う必要がある。

2 他の法令等によって閲覧等の手続が定められているものについては、当該窓口を案内するなど、適切な対応に努めるものとする。

3 未成年者であっても意思能力を有する者は開示請求を行うことができると解され、高校生ともなれば通常意思能力もあると考えられることから、法定代理人による開示請求については、本人が開示請求を行うよう、法定代理人に要請するなど慎重な運用を図らなければならない。

第 18 条 開示請求の手続

(開示請求の手続)

第 18 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

[趣旨]

本条は、開示請求の手続について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

1 保有個人情報の開示請求は、開示決定という行政処分を求める申請手続であつて、事実関係を明確にするとともに事務処理の的確を期するため、本項各号に掲げる必要事項を記載した開示請求書（施行規則第 2 号様式）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。書面の提出は、受付窓口（総務局）に持参して行うほか、開示請求書を送付して行うこともできるが、ファクシミリによる提出は、第 2 項に規定する本人確認が困難であることから認められない。

このように、開示請求については、書面主義を原則とするものの、大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 17 年大阪市条例第 86 号。以下「情報通信の技術の利用に関する条例」という。）に基づき、各種の手続きについてインターネットを通じて利用できる大阪市行政オンラインシステム（以下「行政オンラインシステム」という。）を運用しており、開示請求についても、このサービスを活用して、大阪市ホームページで受け付けることとしている。

なお、本人の法定代理人が開示請求をする場合には、保有個人情報の本人の法定代理人であることを示す書類の原本を提示し、又は提出しなければならないことから、行政オンラインシステムによる請求は対象外とする。

2 第 2 号の「その他開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」の趣旨は、

実施機関が当該記載から開示請求に係る保有個人情報を識別できる程度の事項を記載する必要があることをいう。

個別具体の開示請求事案における保有個人情報の特定は、実施機関が個別に判断することとなる。

例えば、開示請求書の記載が「〇〇に関する資料」となっているような場合には、「〇〇」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どれまでを含むかは、記載からは明らかでないため、特定が不十分であると考えられる。また、開示請求書の記載が「〇〇（実施機関又はその下部組織）の保有する自己に関する保有個人情報」となっているような場合も、保有個人情報の範囲は観念的には一応明確であるものの、一般的には、行政組織の活動は多種多様であって、実施機関が保有している保有個人情報の量等に照らして、保有個人情報の開示請求権制度上は、特定が不十分であると考えられる。

- 3 第3号の「市規則で定める事項」とは、開示請求をしようとする者の連絡先、開示の実施方法の区分、法定代理人による開示請求にあつては、これらの事項に加えて当該請求に係る本人の氏名及び住所又は居所をいう。

(第2項関係)

- 1 本項は、開示請求をしようとする者が、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明する書類を提示し又は提出する義務があることを定めたものである。

保有個人情報は、本人に対してのみ開示するものであるため、開示請求者が本人及びその法定代理人であることの確認は厳格に行う必要がある。

- 2 本人確認に必要な書類及びその手続については、施行規則第7条に規定されている。

(第3項関係)

- 1 本項は、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。実施機関が、本項に基づき、相当の期間を定めて、補正を求めたにもかかわらず、開示請求者がこれに応じない場合は、当該開示請求を却下することができる（大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）第7条）。

- 2 「形式上の不備」とは、本条第1項各号並びに施行規則第6条及び第2号様式に規定する必要的記載事項が記載されていないことをいい、本条第1項第2号の保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため、開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合を含むものである。

- 3 「相当の期間」とは、補正すべき内容に応じて、開示請求者が当該補正をするに足る合理的な期間をいう。

なお、本項の規定により補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、第24条第1項に規定する開示決定等の期間に算入しない。

- 4 実施機関は、開示請求者に対し、補正を求めた場合には、保有個人情報が記録されている公文書の名称や記録されている情報の概要等を教示するなど、補正の参考となる情報提供に努めなければならない。

[運用]

- 1 請求の受付、相談対応については、統一的な事務処理を図るため、総務局において一元的に行うものとし、原則として、開示請求に係る保有個人情報を取り扱う局等の個人情報保護主任等が同席した上で、当該保有個人情報を特定する。
- 2 開示請求は、送付による請求及び行政オンラインシステムによる請求も認めるものであるが、保有個人情報の特定や本人確認を徹底する趣旨から、できる限り来庁を求めることが望ましい。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第6条（開示請求の方法）、第7条（開示請求における本人確認手続等）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第5 保有個人情報の開示事務 1、2

第 19 条 保有個人情報の開示義務

(保有個人情報の開示義務)

第 19 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

[趣旨]

本条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものであり、開示請求に係る保有個人情報に、本条第 1 号から第 8 号までの各号に掲げる非開示情報が含まれている場合を除き、実施機関が当該保有個人情報を開示しなければならないことを定めたものである。

[解説]

1 開示請求制度は、本人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の内容や取扱いの状況を確認する上で重要な制度であり、本条は、非開示情報を除いて本人に開示義務を負うとの原則開示の趣旨を明確にしたものである。

その一方で、開示請求の対象となる保有個人情報に含まれる本人や第三者、法人等の権利利益や、適正な行政運営の確保等公共の利益等も適切に保護する必要があるため、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要があるため、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてその内容及び要件を明確に規定し、当該非開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

したがって、本条各号に掲げられた非開示情報は例示ではなく、限定列挙の趣旨であり、当該各号のいずれにも該当しない情報を非開示とすることはできない。

2 本条各号は、原則開示の例外として開示請求に係る保有個人情報について開示できない範囲を定めたものであるのに対し、地方公務員法第 34 条に規定する守秘義務は、公務員の服務規律として職務上知り得た秘密を守る義務を一般的に定めたものであり、両者は趣旨、目的を異にしている。

しかしながら、職員はその職務を遂行するに当たって、条例に従わなければならないことから（地方公務員法第 32 条）、少なくとも、職員が条例の規定に従って保有個人情報を開示し又は提供している限り、当該行為は服務規律に反するものとはいえず、守秘義務違反にはならないものと考えられる。

第 19 条第 1 号 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報

(1) 開示請求者（第 17 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号から第 4 号まで、次条第 2 項及び第 26 条第 1 項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

[趣旨]

本号は、本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報を、非開示とすることを定めたものである。

[解説]

1 開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通常、本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられるが、当該保有個人情報の性質や開示を受ける本人の状況によっては、開示が必ずしも本人の利益にならないこともあり得ることから、開示請求者（法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報について非開示情報と定めたものである。

例えば、カルテの開示において、インフォームドコンセントの考え方から、相当程度の病状等を開示することが妥当とされるが、患者の精神状態、病状の進行状況等から、開示が病状の悪化をもたらすことが十分予見される場合もあり得るので、そのような場合は本号に該当すると考えられる。

2 「法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう」の趣旨は、本人と当該法定代理人の利益が相反する場合など、法定代理人に対して当該本人の保有個人情報を開示することにより、当該本人の生命等を害するおそれがある場合を想定している。

例えば、児童虐待の事例において、当該児童に関する情報を、親が法定代理人の立場で開示請求する場合などが考えられる。

[運用]

本号が適用される場合は、開示することにより本人に深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、個別の事例に即して慎重に判断する必要がある。

第 19 条第 2 号 個人に関する情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が個人情報保護法第 78 条第 2 号ハに規定する公務員等（地方独立行政法人の役員を含む。以下ウにおいて同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

[趣旨]

本号は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合には、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの等を、原則として非開示とすることを定めたものである。

[解説]

- 1 個人のプライバシーは、基本的人権として最大限尊重されるべきであり、開示請求に係る保有個人情報に、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合には、当該第三者のプライバシーを中心とする個人の権利利益を保護するため、当該開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの等を、原則として非開示とすることを定めたものである。
- 2 プライバシーの概念を構成する具体的内容は、法的にも、社会通念上も必ずしも明確ではないので、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を最大限に保護する趣旨から、開示請求者以外の個人に関する情報であって開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を原則として非開示とした上で、個人の権利利益の保護の観点から非開示とする必要のないものや、公益上開示する必要性が認められるものについて、本号ただし書の規定により例外的に非開示情報から除くこととした。

3 本号に規定する「個人に関する情報」は、第2条第2号に規定する「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

「個人に関する情報」の類型については、第2条第2号（個人情報の定義）の解説を参照すること。

ただし、法人等を代表する者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報に該当し、本号の「個人に関する情報」に当たらない。

4 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるものではあるが、当該情報の性質上、本条第3号に規定する法人等情報と同様の要件により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報から除外したものである。

5 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」及び「個人識別符号」については、第2条第2号（個人情報の定義）の解説を参照すること。

6 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の研究論文等の著作物であって、氏名、肩書その他の個人識別性のある部分を除いたとしても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

7 ただし書アについて

(1) ただし書アは、本号本文の例外として、本文に規定する個人に関する情報に該当する場合であっても、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、開示すべきことを定めたものである。

(2) 「法令等の規定により」とは、法律、政令、省令又は条例に根拠となる規定があることをいう。

(3) 「慣行として」とは、法令等に根拠規定がない場合であっても、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。当該情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報等が考えられる。

(4) 「知ることが予定されている情報」とは、開示請求の時点においては、知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている情報をいう。

8 ただし書イについて

- (1) ただし書イは、本号本文の例外として、本文に規定する個人に関する情報に該当する情報であっても、当該情報を非開示とすることにより得られる利益よりも、当該情報を開示することにより得られる開示請求者を含む人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を開示すべきことを定めたものである。
- (2) したがって、比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要がある。
- (3) 本号ただし書イにより例外的に開示しようとするときは、原則として、第 26 条第 2 項により当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならない。

9 たゞし書ウについて

- (1) たゞし書ウは、本号本文の例外として、本文に規定する個人に関する情報に該当する情報であっても、当該情報が公務員等の職務遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を開示すべきことを定めたものである。
- (2) 公務員等の職務遂行に係る情報は、行政情報であると同時に、当該公務員等の個人としての社会的活動に関する情報でもある。したがって、公務員等の職務遂行に係る情報についてもその一切が本号本文の「個人に関する情報」に該当するとした上で、本市の説明責務を全うするため、行政事務と不可分の関係にある公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分について、たゞし書ウにおいて、例外的に開示することとしたものである。
- (3) 他方、公務員等の氏名については行政事務に関する情報ではあるが、同時に当該公務員等の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを開示すると公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれもあり得ることから、たゞし書アの「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であるか否かにより開示・非開示の判断を行うこととする。

この場合において、職務遂行上の情報に係る本市職員の氏名は、職階に関係なく原則として公開する慣行が定着しており、慣行として開示請求者が知ることできると解されるので、特段の事由がない限り開示するものとする。一方、国や他の地方公共団体等の職員の氏名の取扱いについては、当該団体の職務遂行上の情報であるので、当該団体において慣行として公にされるなど、開示請求者が知ることができると否かによって判断するものとする。

- (4) 「公務員等」とは、国家公務員法（昭和 22 年法律 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。
- (5) 「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。

したがって、公務員等が受ける勤務評定、懲戒処分、分限処分その他の行政措置は、

当該公務員等にとっては、職務に関する情報ではあっても、「その職務の遂行に係る情報」には該当しない。

- (6) 公務員等の職務の遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が非開示とされることがある。

第19条第3号 法人等情報

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

[趣旨]

本号は、法人等又は事業を営む個人（以下「法人等の事業者」という。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護するために、法人等の事業者に関する情報でその正当な利益を害するおそれがあるものを原則として非開示とすることを定めたものである。

[解説]

- 1 法人等の事業者の活動は、社会的に尊重されるべきであり、法人等の事業者の経営上又は技術上の情報には、自由で公正な競争秩序の維持や経済の健全な発展のために保護されるべきものがあるので、法人等の事業者に関する情報で、開示することにより当該法人等の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非開示情報としたものである。
しかしながら、法人等の事業者の活動は、地域社会と密接な係わりを持ち、市民生活に及ぼす影響も少なくないので、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報については、公益が優越するものとして開示することとしたものである。
- 2 「法人等」とは、第2条第6号に規定する「法人その他の団体」をいい、その内容については同号（事業者の定義）の解説を参照すること。
なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公共的性格にかんがみ、本号の「法人等」から除かれているところ、国等も企業活動を行うことがあるので、それは本号ではなく、第19条第6号の適用を受ける。
- 3 本条第2号の「個人に関する情報」の解説に記載のとおり、法人等を代表する者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報として、本号で判断するものとする。
- 4 「事業を営む個人」については、第2条第6号（事業者の定義）の解説を参照すること。
- 5 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

6 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

- (1) 法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの
- (2) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの
- (3) その他開示することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるもの

7 「権利」は、財産権に限定されず、信教の自由、学問の自由等の自由権のように、非財産的権利その他法的保護に値する一切の権利を含む。

8 法人等の事業者に関する情報であって、法令等の規定により又は慣行として公にされるなど、通常、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、当該法人等の事業者の「正当な利益を害する」とは認められず、開示することが可能である。

例として、法人に関する登記事項等が考えられる。

9 ただし書について

- (1) ただし書は、本号本文の例外として、本文に規定する法人等の事業者に関する情報に該当する情報であっても、当該情報を非開示とすることにより得られる利益よりも、当該情報を開示することにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を開示すべきことを定めたものである。
- (2) したがって、比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要がある。
- (3) 本号ただし書により例外的に開示しようとするときは、原則として、第 26 条第 2 項により当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならない。

第19条第4号 任意提供情報

(4) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

[趣旨]

本号は、合理的な条件の下で実施機関に情報を提供した個人又は法人等の非開示取扱いに対する正当な期待と信頼を保護するため、任意に提供された情報について、非開示情報としての要件を定めたものである。

[解説]

1 個人又は法人等は、自己のプライバシーや経営上のノウハウ、内部管理に関する情報をはじめ、特別の事情がなければ他人に提供しない情報を有している。このような情報が実施機関の要請に応じて任意に提供され、実施機関がこれを保有することになった場合に、開示請求の対象となる保有個人情報に含まれているとの理由のみで請求者に対し開示される結果となれば、情報提供者の期待と信頼を損ない、将来、行政事務に必要な情報の入手に支障をきたし、円滑な行政運営を妨げるおそれがある。

他方、開示しないとの条件があればすべて非開示とすることは、保有個人情報に係る開示請求権を保障したこの条例の趣旨に反することになる。

そこで、本号は、この両者の調整規定として、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公益上開示が必要とされる場合を除き、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものに限り、非開示とすることができることを定めたものである。

2 「実施機関の要請を受けて」とは、文書、口頭を問わず、実施機関から当該情報を提供してほしい旨の依頼があつた場合をいう。個人又は法人等の側から、自発的に情報を提供したような場合は含まれないが、提供に先立ち、当該個人又は当該法人等から開示しないとの条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを了承した上で提供を受けた場合は含まれるものである。

また、法令等で定められた権限の行使として、実施機関が資料の提出等を求めた場合は、この要件に該当しない。

3 「開示しないとの条件」とは、契約書、要綱、調査票等の書面中に「他の目的に使用しない」、「秘密を厳守する」、「第三者に提供しない」等の記載があるなど、明示のものに限る。したがって、情報提供者が形式的に又は一方的に条件を付しただけではこれに

該当せず、実施機関が当該条件を了承していることが必要である。

- 4 「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいい、法令等により提出義務がある情報は含まれない。
- 5 「当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているもの」とは、当該個人又は当該法人等が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、開示しないことに客観的、合理的な理由があるものをいう。
- 6 「当時の状況等に照らして」とは、当該条件が付された時点における諸般の事情を考慮して判断することを基本とするが、必要に応じて、その後の期間の経過や状況の変化を考慮することとする趣旨である。
- 7 ただし書について
 - (1) ただし書は、本号本文の例外として、本文に規定する任意提供情報に該当する情報であっても、当該情報を非開示とすることにより得られる利益よりも、当該情報を開示することにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を開示すべきことを定めたものである。
 - (2) したがって、比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要がある。
 - (3) 本号ただし書により例外的に開示しようとするときは、原則として、第 26 条第 2 項により当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならない。

[運用]

- 1 本号の保護法益は、情報提供者の非開示取扱いに対する正当な期待と信頼であることからすれば、当該情報提供者から開示についての同意を得ることができれば、開示が可能となるので、開示請求に係る保有個人情報に本号に該当すると考えられる情報が記録されている場合には、実施機関は、原則開示を基本とするこの条例の趣旨にかんがみ、当該情報提供者の理解が得られるように努めるものとする。
- 2 実施機関は、行政事務の遂行に不可欠な情報に限り、必要な資料等を提出するよう要請することとし、必ずしも必要のない情報を安易に行政指導により提出させることのないよう努めるものとする。また、「開示しないとの条件」は、本号に規定する合理的な理由がある場合に限り、これを付すことを了承すべきであり、情報提供者との間でいたずらに非開示特約をしないよう留意するものとする。また、やむを得ず開示しないとの条件を付す場合には、明示のものとなるよう、その内容等を明記しておくことが望ましい。

第 19 条第 5 号 審議・検討・協議情報

(5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

[趣旨]

本号は、行政機関等の内部又は相互間における適正な意思決定が損なわれることのないよう、審議、検討又は協議に関する情報について、非開示情報としての要件を定めたものである。

[解説]

- 1 行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報は、行政として最終的な意思決定がなされる前の未成熟なものであるため、開示すると外部からの干渉等により率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるほか、市民の間に無用の誤解や混乱が生じ、あるいは不正な投機を助長するなどして特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれが否定できない。

他方、自己に関わる行政の意思決定がどのようなプロセスを経て行われているかについて、市民の関心は高いと考えられ、意思決定に至る過程を明らかにすることは、開示請求者に対する説明責務を全うする上で重要である。

本号は、これらの利益の調整規定として、開示することの必要性を考慮しても、なお、行政の適正な意思決定に対する支障が生ずるおそれがある場合を限定して、それぞれの場合に「不当に」という要件を付加した上で非開示情報とすることとしたものである。

- 2 「本市の機関」とは、本市の執行機関、議決機関、補助機関及び附属機関をいう。
- 3 「本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互の関係をいう。
- 4 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報をいい、これらの審議、検討又は協議を行うために必要な調査研究、企画、調整等を含む趣旨である。
- 5 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の内容、性質に照らし、検討段階にある情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、行政の適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることをいう。

第 19 条第 6 号 事務事業遂行情報

- (6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

[趣旨]

本号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑に遂行するため、これらの事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について非開示とすることを定めたものである。

[解説]

1 本市の機関等が行うすべての事務又は事業は、公益に適合するように行われなければならないが、当該事務又は事業に関する情報が開示されることにより、その公正かつ円滑な遂行が妨げられ、実施時期の遅延、財政上の過大な負担、公平性の欠如、行政サービスの低下等の支障が生ずることになれば、結果的に市民全体の利益を損なうことになりかねない。

そこで、本号は、大阪市情報公開条例に準じて、本市の機関等が行う事務又は事業の内容及び性質に着目し、アからカまでの六つの代表的な事務又は事業にグループ分けし、それぞれのグループごとに典型的な支障を例示することにより、非開示情報としての要件の明確化を図ったものである。

2 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」との文理から明らかなように、本号のアからカまでは、限定

列挙ではなく、例示である。したがって、アからカまでに規定する事務又は事業以外の事務又は事業であっても、開示することにより、その性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、非開示とすることができる。

また、アからカまでの類型ごとに掲げる各支障についても、典型的な例を示したにとどまるので、その他の支障を排除する趣旨ではない。

- 3 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には当該事務又は事業の目的、目的達成のための手法等に照らして、判断するとの趣旨である。

また、「当該事務又は事業」とは、開示請求に係る事務又は事業に限定されず、同種の事務又は事業が将来にわたって反復的に行われる場合には、将来の同種の事務又は事業を当然含む趣旨である。

- 4 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることをいう。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならない。

- 5 ウに掲げる「個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」の趣旨は、大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年大阪市条例第4号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第17条第2号に規定する「個人の評価、診断、判定、相談、選考、試験等に関する個人情報であって、開示することが適切でないと認められるもの」に由来する。

いわゆる「評価・診断等情報」については、内申書、カルテ等、原則として開示されている現状等を踏まえれば、独立した非開示事由として規定しておく必要性に乏しく、「事務事業遂行情報」として開示・非開示を判断することとされたものであるが、評価・診断等に係る事務の性質に着目し、「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」を典型的な支障として掲げ、類型に加えたものである。

第 19 条第 7 号 公共の安全・秩序維持情報

(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報

[趣旨]

本号は、公共の安全と秩序の維持を図るため、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査等に支障が生じると認められる情報を非開示とすることを定めたものである。

[解説]

- 1 本市が保有する情報の中には、開示することにより、犯罪、違法行為、不正行為等を誘発・助長し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を脅かしたり、犯罪の予防、犯罪の捜査等に関する活動を阻害するおそれが生じるものがある。そこで、そのような事態を防止し、安全で平穏な市民生活を守るため、このような公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報を非開示とすることとしたものである。
- 2 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」の例としては、次のようなものが挙げられる。
 - (1) 開示することにより、犯罪の被疑者、参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその財産若しくは社会的な地位が脅かされるおそれがあると認められる情報
 - (2) 開示することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかになり、その結果、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがあると認められる情報
- 3 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発・助長するおそれがあると認められる情報を含む。
「犯罪の捜査」とは、被疑者等の捜索、身柄の確保、証拠の収集、保全等の活動をいい、内偵活動等を含む。
また、「犯罪の予防」及び「犯罪の捜査」とは、いわゆる司法警察を念頭に置いたものであり、一般に開示しても犯罪の予防等に支障が生じるおそれのない、いわゆる行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、専ら本条第 6 号の規定に基づき判断することとなる。
- 4 「その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」とは、例示として列挙された前段の各情報を含め、開示することにより、安全で平穏な市民生活、善良な風俗など公共の安全と秩序を維持することに支障が生じると認められる情報をいう。

第 19 条第 8 号 法令秘情報

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令等の定めるところにより開示しないこととされ、若しくは開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により開示することができないと認められる情報

[趣旨]

本号は、条例制定権の範囲及び保有個人情報の開示に関する一般法としてのこの条例の性格にかんがみ、法令等の規定の定めるところにより開示しないこととされ、若しくは開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により開示することができないと認められる情報を非開示とすることを定めたものである。

[解説]

1 条例は、法律の範囲内で、かつ、法令に違反しない限りにおいて制定することができるものであり（憲法第 94 条、地方自治法第 14 条）、法令で本人に開示することができないとされている保有個人情報は、この条例に基づく保有個人情報の開示制度においても開示することができないものである。

また、地方公共団体に対する国の新たな関与のあり方を定めた地方自治法第 245 条第 1 号に規定する指示その他これに類する明示の指示等により開示することができないとされている情報については、本市の機関は、法律上これに従う義務を有していることから、非開示とすることとしたものである。

なお、特別法と一般法との関係では特別法が優先することから、保有個人情報の開示についての一般法であるこの条例に対して、他の条例において特別法としての規定があり、開示することができないとされている場合には、当該他の条例の規定が優先するので、その趣旨も併せて規定したものである。

2 「法令等の定めるところにより開示しないこととされ……る情報」とは、法令又は条例の明文の規定により、開示が禁止され、他の目的への使用が禁止され、又は具体的な守秘義務が課されている情報をいう。

3 「法令等の定めるところにより……開示することができないと認められる情報」とは、法令又は条例に開示を禁止する明文の規定はないが、当該法令又は条例の趣旨、目的に照らしてその規定するところを解釈した場合に、開示することができないと認められる情報をいう。

4 「法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等」とは、法律の規定又は法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた開示してはならない旨の明示の指示、勧告、助言等をいう。

したがって、電話照会その他の口頭によるものは含まれず、文書によるものであっても、一般的な問答集や「開示については慎重に取り扱うこととされたい」といった抽象的な内容のものは含まれない。

また、通達類もその根拠が不明なものは含まれないし、法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた通達類であっても、単に解釈の基準を示したに過ぎないものなど、法的な拘束力を有しないものは該当しない。

[運用]

- 1 法令等の規定により別途閲覧等の制度があること等により、そもそもこの条例の規定が適用されない保有個人情報に係る開示請求については、本号ではなく、第 71 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定に基づき、この条例の対象外として却下されることになる。本号は、この条例の規定に基づく適法な開示請求に対する非開示決定又は部分開示決定を行う際の根拠規定である。
- 2 本号の「明示の指示等」の判断に際しては、当該指示等の法的根拠と形式、指示等の発信者、指示等の内容及び具体的表現、指示等に示された理由の合理性等を総合的に考慮して、当該指示等が実施機関が従うべき法的拘束力を有するものかどうかを慎重に検討するものとする。

第 20 条 部分開示

(部分開示)

第 20 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

[趣旨]

本条は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報が記録されている部分（以下「非開示部分」という。）を容易に区分して除くことができるときは、原則開示の理念から、当該保有個人情報の全体を非開示にするのではなく、非開示部分を除外した部分について、開示すべき義務があることを定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

1 本項は、開示請求に係る保有個人情報の一部に、第 19 条各号に規定する非開示情報が含まれている場合における、実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

2 「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」とは、非開示部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、当該非開示部分を物理的に除くことが、開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の保存状況や非開示情報の記録状態、部分開示用の複製又は複製物の作成の時間、労力、費用等から判断して、過度の負担を要せずに行うことができるものと認められるときをいう。

(第 2 項関係)

第 19 条第 2 号に規定する個人に関する情報は、氏名、生年月日その他の個人が識別される部分及び個人識別符号に限られないから、このような個人識別性のある部分及び個人識別符号を除いた部分も同号により本来非開示とされることになるが、原則開示の趣旨を徹底するためには、個人識別性のある部分及び個人識別符号を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合にまで、一律に非開示とすべきではない。

本項は、このような場合には、個人識別性のある部分及び個人識別符号を除いた部分について、第 19 条第 2 号の個人に関する情報に含まれないものとみなして、当該部分を開示

すべきことを定めたものである。

[運用]

保有個人情報の部分開示は、原則開示の理念から導かれるものであり、請求者にとっては、一部を開示しない決定でもあるから、開示請求権に十分に配慮し、慎重に対応する必要がある。

第 21 条 裁量的開示

(裁量的開示)

第 21 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

[趣旨]

本条は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる場合があることを定めたものである。

[解説]

- 1 本条は、開示請求に係る保有個人情報に、第 19 条各号に規定する非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することができることとしたものである。
- 2 「特に必要があると認めるとき」とは、第 19 条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、第 19 条各号の規定が適用され非開示となる場合であっても、本人との関係に係る特段の事情等を踏まえ、なお開示する必要性があると認めるときをいう。

[運用]

- 1 本条は、開示請求者の権利利益の保護に手厚い一方で、本来、第 19 条各号の規定により非開示とすべき情報を実施機関が裁量的に開示する結果となるため、非開示とすることにより保護される利益を不当に損なうことのないよう、特に慎重な運用に努める必要がある。
なお、本条により開示しようとする情報が、第 26 条に規定する第三者に関する情報に該当するときは、同条第 2 項により当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならない。
- 2 本条の誤用、濫用を防止するため、本条の適用に当たっては、必ず総務局と事前協議をするとともに、本条を適用して非開示情報を裁量的に開示した場合には、速やかに審議会へ事後報告することとする。

第 22 条 開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報

(開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第 22 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

[趣旨]

本条は、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで第 19 条各号（非開示情報）の規定により保護される権利利益が害されることとなる場合には、例外的に当該保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（以下「存否応答拒否」という。）ができることを定めたものである。

[解説]

- 1 実施機関は、開示請求があったときは、請求に係る保有個人情報を特定した上で、当該保有個人情報が第 19 条各号に規定する非開示情報に該当するか否かを判断して開示決定等を行い、請求者にその旨を通知しなければならない。また、請求に係る保有個人情報を保有していない場合は、その理由を提示して非開示決定を行うことになる。いずれの場合においても、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにすることが前提となっている。
しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、第 19 条各号に規定する非開示情報を開示する結果となる場合があり、この場合には、第 19 条各号の規定により保護される権利利益を損なうことのないよう、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしたものである。
- 2 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで」とは、開示請求に係る保有個人情報を特定した上で非開示決定等を行い通知することにより、あるいは当該保有個人情報が不存在であることを理由に非開示決定を行い通知することにより、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かの事実が通知を受けた開示請求者に明らかになることをいう。
- 3 「非開示情報を開示することとなる時」とは、例えば、表彰関係の候補者等に関する選考状況に係る情報や違反行為に対する抜き打ち検査に関する情報について、当該本人から探索的に開示請求がなされた場合などのように、当該請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしただけで、当該選考等の対象になっているかどうか明らかになり、意思決定の中立性が損なわれたり、今後の事務事業に支障をきたすなど、第 19 条各号に規定する非開示情報の保護法益を損なうこととなる場合をいう。
- 4 保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、第 23 条第 2 項に規定する非開示決定処分のひとつであり、処分理由を明らかにしなければならない。

提示すべき理由の程度としては開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であり、当該情報の性質、内容、請求書の記載内容等を踏まえ、当該保有個人情報の存否を答えることにより、どのような非開示情報を開示することになるのかをできる限り具体的に提示することが必要である。

[運用]

- 1 開示請求に係る保有個人情報が存在しない場合は不存在による非開示決定を行い、当該保有個人情報が存在する場合に限り開示請求拒否決定を行ったのでは、開示請求者に保有個人情報の存否が推測されることとなるので、本条を適用する場合には、開示請求に係る保有個人情報が実際に存在しない場合であっても、開示請求拒否決定を行う必要があることに留意するものとする。
- 2 本条は、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するという例外的な規定であるので、安易な運用は、開示請求権を侵害することになりかねない。したがって、保有個人情報の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を第 19 条各号の規定の趣旨に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の開示決定等により対応できる場合にまで、拡大解釈されることのないように、特に慎重な運用に努める必要がある。
- 3 本条の誤用、濫用を防止するため、本条の適用に当たっては、必ず総務局と事前協議をするとともに、本条を適用して開示請求拒否決定を行った場合は、速やかに審議会へ事後報告することとする。

第 23 条 開示請求に対する措置

(開示請求に対する措置)

- 第 23 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき
は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し市規則で
定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定
により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していな
いときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面
により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前 2 項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を
開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を
示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないことと
する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得
るものでなければならない。

[趣旨]

本条は、開示請求に対する実施機関の決定及び通知の方法並びに理由の提示に関して、その内容及び手続を定めるとともに、第 22 条の規定による存否応答拒否及び保有個人情報の不存在を理由とする非開示がいずれも非開示決定として処分性を有することを明確に位置付けることを定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

- 1 本項は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する場合の実施機関の決定及び通知の方法を定めたものである。
- 2 「市規則で定める事項」とは、開示を実施する日時及び場所並びに開示の実施方法をいう。
- 3 本項における「書面」は、下記の [参考] のとおりである。

(第 2 項関係)

- 1 本項は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない場合の実施機関の決定及び通知の方法を定めたものである。
- 2 「保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）」とは、この条例においては、第 22 条の規定による存否応答拒否及び保有個人情報の不存在を理由とする非開示がいずれも非開示決定に含まれることを明らかにした趣旨である。

3 「開示をしない旨の決定」には、開示請求が保有個人情報を特定しておらず不適法な場合や開示請求が明らかに権利の濫用と認められる場合も含まれる。この場合についても、本条第3項の規定により、開示請求が不適法である理由や権利の濫用に該当する理由を提示しなければならない。

4 本項に規定する「書面」は、下記の〔参考〕のとおりである。

(第3項関係)

1 本項は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、書面によりその理由を示さなければならないこと、また、その提示に際しては、開示しない根拠規定及びこれを適用する理由を客観的に理解し得る程度に記載しなければならないことを確認的に定めたものである。

2 「開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないとき」とは、以下に掲げる場合が該当する。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれており、当該非開示情報に該当する部分を非開示とするとき

(2) 開示請求に係る保有個人情報のすべてが非開示情報に該当し、すべてを非開示とするとき（非開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができないときを含む。）

(3) 第22条の規定により開示請求を拒否するとき（存否応答拒否）

(4) 開示請求に係る保有個人情報を当該実施機関が保有していないとき

(5) 開示請求の対象が第71条第1項、第2項又は第4項に該当し、この条例による開示請求の対象外であるとき

(6) 保有個人情報の特定が不十分である等、開示請求に形式上の不備があるとき

(7) 権利濫用に関する一般法理が適用されるとき

3 2(4)の保有個人情報の不存在については、①保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない場合、②保有個人情報は存在したが、保有個人情報が記録されている公文書の保存年限が経過したために廃棄した場合、③第2条第5号に規定する「保有個人情報」に該当しない場合、④第71条第5項に該当し保有されていないとみなす場合があり得る。

したがって、上記①から④までのいずれに相当するのかが開示請求者に分かるように、保有していない理由（事実、事情、経過等を含む。）を具体的に記載する。

4 本項における「理由」は、単に、条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が当該理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。

理由を提示していない場合はもとより、提示された理由が抽象的、一般的なもので不十分である場合には、手続上瑕疵ある行政処分となるので、本項の趣旨にのっとった十

分かつ明確な理由の提示をしなければならない。

- 5 なお、これらの通知を行う際は、理由の提示に合わせて、行政不服審査法第 82 条に基づく教示及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条に基づく教示を行わなければならない。

[参考] 施行規則第 8 条の規定により定める書面

	決定の種類	通知書
第 23 条 第 1 項	保有個人情報の全部を開示するとき	開示決定通知書（第 3 号様式）
	保有個人情報の一部を開示するとき	部分開示決定通知書（第 4 号様式）
第 23 条 第 2 項	保有個人情報の全部を開示しないとき（以下の場合を除く）	非開示決定通知書（第 5 号様式）
	存否応答拒否を行うとき	開示請求拒否決定通知書（第 6 号様式）
	不存在により開示しないとき	不存在による非開示決定通知書（第 7 号様式）

なお、条例の対象外であるなどの理由により、当該開示請求を却下するときは、「実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」に定めるところにより、通知する。
（第 5 3 (2) カ）

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第 8 条（開示決定通知書等）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 5 個人情報の開示事務 3 (1)、(2)

第 24 条 開示決定等の期限

(開示決定等の期限)

第 24 条 前条第 1 項又は第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日の翌日から起算して 14 日以内になしなければならない。ただし、第 18 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等をすべき期間を、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して 30 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

[趣旨]

本条は、開示請求に対して実施機関が行う開示決定等の原則的な期限、正当な理由がある場合の期間延長及びその通知方法を定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

- 1 実施機関は、開示請求に対して、原則として 14 日以内に開示決定等を行しなければならない。14 日の日数は、開示請求があつた日の翌日から起算する。
- 2 「開示請求があつた日」とは、開示請求書が提出先である実施機関の受付窓口（総務局）に到達し、了知可能な状態になった日をいう。
- 3 第 1 項ただし書は、開示請求書に必要事項が記載されていないなど形式上の不備がある場合において、実施機関が第 18 条第 3 項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数については、開示決定等を行う期間に算入しないことを規定したものである。
- 4 期間計算の最終日が大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）に当たるときは、その翌日以後最初の市の休日でない日をもって満了日とする。
ただし、期間の途中で市の休日が含まれていても、その休日は日数にそのまま算入する。したがって、期間の最終日が市の休日に当たる場合のみ上記の取扱いとなる。

(第 2 項関係)

- 1 本項は、実施機関に 14 日以内に開示決定等を行うことができない正当な理由があるときは、30 日を限度として期間延長を行うことができると及びその場合の通知方法を

定めたものである。

2 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が、開示請求に対して、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に開示決定等をするように誠実に努力しても、当該期間内に開示決定等をする事ができない合理的な理由がある場合をいう。

具体的には、概ね次に掲げる場合などがこれに該当する。

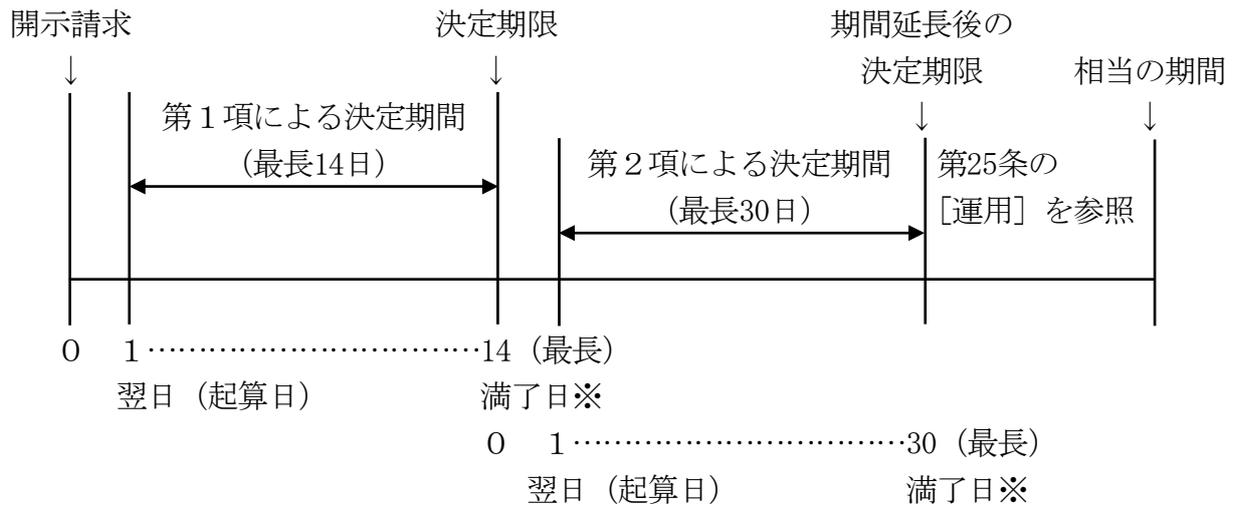
- (1) 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者の意見聴取等のため相当の日数が必要であり、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が大量であり、そのすべてを検索し、内容を精査して、期間内に開示決定等を行うことが困難である場合、又は開示請求に係る保有個人情報の内容が複雑であるため、第 19 条各号の適用判断に相当の検討を要し、期間内に開示決定等を行うことが困難である場合
- (3) 天災等の発生や予測し難い突発的な業務量の増大等のため、期間内に開示決定等を行うことが困難である場合
- (4) 年末年始等執務を行わない期間があるときその他の合理的な理由により、期間内に開示決定等を行うことが困難である場合

3 「同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して 30 日を限度として延長することができる」とは、本条第 1 項に規定する 14 日間が満了する日（その日が市の休日に当たるときは、その翌日以後最初の市の休日でない日）の翌日から起算して最長で 30 日間（これよりも短い期間を指定してもよい。）延長することができるとの趣旨である。

4 実施機関は、本項の規定により期間延長を行うときは、当初の決定期間内に、開示請求者に対し、その旨及び理由並びに延長後の期限を決定期間延長通知書（施行規則第 8 号様式）により通知するものとする。

5 本項による期間延長は、原則として同一の開示請求について再度行うことはできないものとする。

[参考] 開示請求から開示決定等までの日数



※満了日が市の休日に当たるときは、その翌日以後最初の市の休日でない日

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第9条 (決定期間延長通知書)

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第5 個人情報の開示事務 3(3)

第 25 条 開示決定等の期限の特例

(開示決定等の期限の特例)

第 25 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して 44 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

[趣旨]

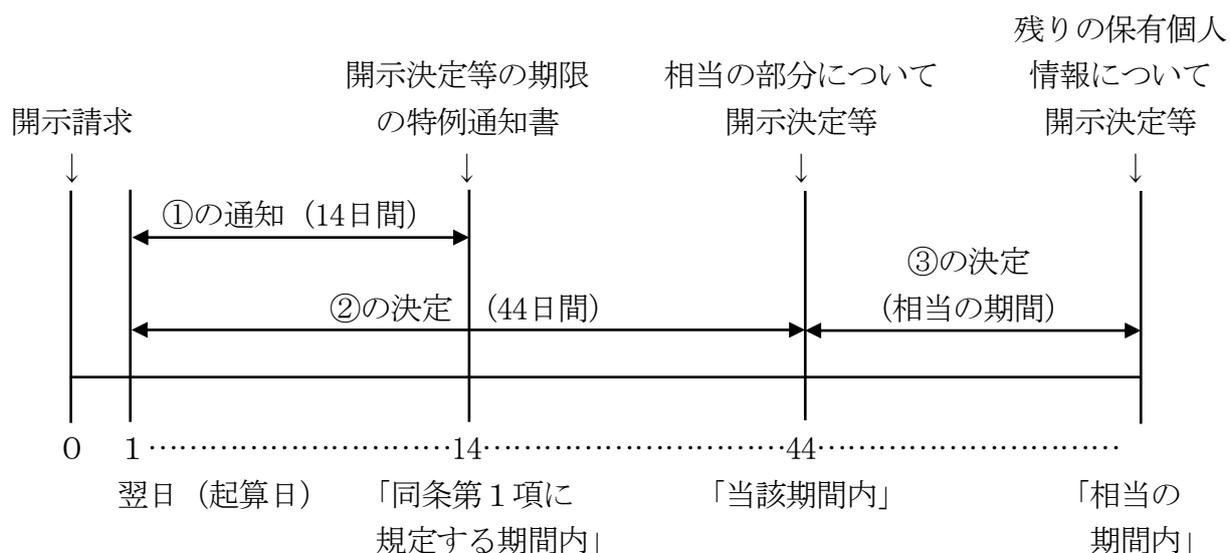
本条は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、第 24 条に定める決定期間内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合における開示決定等の期限の特例を定めたものである。

[解説]

- 1 実施機関は、第 24 条第 2 項の規定により期間延長を行う場合であっても、最長 44 日以内に開示決定等を行うのが原則であるが、開示請求に係る保有個人情報著しく大量である場合においても、必ず当該期間内に開示決定等を行わなければならないとすれば、本市の行政機関が市民のために処理しなければならない事務事業の遂行が著しく停滞し、結果として本市の行政サービスを享受する市民に不利益を与える事態も想起し得る。本条は、このような配慮のもとに、著しい大量請求について、開示決定等の期限の特例を定めたものである。
- 2 「開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため」とは、第 24 条第 2 項の規定により 30 日の期間延長を行ったとしても、開示請求に係るすべての保有個人情報を処理することにより実施機関の主管担当等の分掌事務の遂行に著しい支障が生じる程度の文書量及び第 19 条各号の適用判断に相当の検討を要する業務量があることをいう。
- 3 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、主管担当等が分掌事務を遂行する上で通常生じ得る負荷の程度を超えた、業務上看過し得ない支障が生ずる蓋然性がある場合をいう。
- 4 「開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分」とは、本条が、開示請求に係る保有個人情報について、開示決定等を分割して行うことを認めた趣旨に照らして、実施機関が 44 日以内に努力して処理することができる範囲の文書量であり、開示請求者の要求をある程度満たす一定のまとまりのある部分をいう。

- 5 「当該期間内に開示決定等をし」とは、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内に、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をしなければならないことをいう。
- 6 残りの保有個人情報について開示決定等を行う「相当の期間内」とは、開示請求に係る保有個人情報のうち44日以内に開示決定等を行う保有個人情報を差し引いた残りの保有個人情報の量及び内容に応じて、これを処理することが可能な合理的な期間をいう。したがって、何日以内でなければならないという数値的制限はないが、その量及び内容からみて、社会通念上相当と考えられる範囲を逸脱した不当に長期にわたる期間であってはならないことは当然である。
- 7 「同条第1項に規定する期間内」とは、第24条第1項に規定する14日以内をいう。したがって、実施機関は、本条の規定により開示決定等の期限の特例を適用しようとするときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求者に対して、開示決定等の期限の特例通知書（施行規則第9号様式）を送付し、この特例を適用する旨及びその理由並びに残りの保有個人情報について開示決定等をする期限を通知しなければならない。
- 8 開示請求者に対して14日以内に開示決定等の期限の特例通知書により本条を適用する旨を通知した場合には、第24条第2項による決定期間延長通知を行う必要はなく、「相当の部分」について44日以内に開示決定等をし、「残りの保有個人情報」について「相当の期間内」に開示決定等をすればよい。

[参考] 本条を適用する場合の各期間及び手続



- ①の通知 開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、本条を適用する旨及びその理由等を、開示決定等の期限の特例通知書により通知する。

- ②の決定 開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内に、開示決定等を行い、開示決定通知書等により通知する。
- ③の決定 残りの保有個人情報について、相当の期間内に、開示決定等を行い、開示決定通知書等により通知する。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第10条（開示決定等の期限の特例通知書）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第5 個人情報の開示事務 3(4)

第 26 条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 26 条 開示請求に係る保有個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第 46 条及び第 47 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、市規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 19 条第 2 号から第 4 号までのただし書に規定する情報に該当すると認められるとき及び当該第三者に関する情報を第 21 条の規定により開示しようとするときは、第 23 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、市規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が第 19 条第 2 号ア又はウに規定する情報に該当すると認められる場合において、開示しても、当該第三者の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき

(2) 第三者の所在が判明しないとき

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 45 条及び第 46 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

[趣旨]

本条は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者の権利利益を保護するとともに、開示決定等の公正を期するため、当該第三者に対し意見書提出の機会を付与するなど適正な行政手続を保障することを定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

1 本項は、任意的意見聴取の手続を定めたものである。

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合においても、基本的に、実施機関は自らの知識、経験等により当該情報の開示、非開示を判断するこ

とになる。しかし、当該情報に対する評価は、当該情報の当事者である第三者と必ずしも一致するとは限らず、開示・非開示につきよりの確な判断を行うため、実施機関が必要であると認めるときは、当該第三者に意見書提出の機会を与えることにより、当該第三者の権利利益を保護するとともに、開示決定等の公正を期すこととしたものである。

2 「第三者」の範囲から、本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人を除く趣旨は、これらのものに対しては、必要に応じて、任意に、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。(本条において同じ。)

3 「当該第三者に関する情報の内容」とは、第三者に関する情報そのものではなく、当該第三者が、自己のどのような情報について開示されようとしているのかを認識するに足りる程度の内容(概要程度のもの)をいう。(第2項において同じ。)

4 「市規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

5 本項による意見書提出の機会の付与は、当該第三者に対して、開示決定等についての同意権を与えたものではなく、実施機関は、その意見に拘束されるものではない。

(第2項関係)

1 本項は、必要的意見聴取の手続を定めたものである。

本来非開示とされるべき情報でありながら、公益上の必要から第19条第2号から第4号までのただし書の規定により例外的に開示される場合若しくは開示請求者の権利利益を保護するために第21条の規定により裁量的開示を行う場合においては、当該第三者の権利利益に対し、公益等特段の事情があることを優先させて開示を行うことになるため、当該第三者の権利利益を保護する必要性が特に高いものである。

本項は、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を付与することを実施機関に義務付けることを定めたものである。

2 「市規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 第三者に関する情報が第19条第2号から第4号までのただし書に規定する情報に該当すると認められる理由又は第三者に関する情報を条例第21条の規定により開示しようとする理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 本条第1項又は第2項の規定による通知は、意見書提出の機会付与通知書(施行規則第10号様式)により行う。

- 4 本項第1号の趣旨は、法令等の規定により開示請求者が知ることできる情報（第19条第2号ただし書ア）や公務員情報（同号ただし書ウ）については、開示することにより当該第三者の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、意見聴取の義務を免除する趣旨である。当該第三者の権利利益の保護を図りつつ、開示請求権の保障の観点から、過度な事前手続の義務付けによる決定までの期間の長期化等に配慮したものである。
- 5 本項第2号の趣旨は、第三者の所在が判明しないときは、意見聴取の義務を免除したものである。第三者が死亡している場合や、解散している場合も対象になる。
- 6 本項による意見書提出の機会の付与は、当該第三者に対して、開示決定等についての同意権を与えたものではなく、実施機関は、その意見に拘束されるものではないことは、第1項と同様である。

（第3項関係）

- 1 本項は、第1項又は第2項により意見聴取を行った結果、開示に反対する意見書が提出された場合において、実施機関が開示決定を行うときには、当該第三者のために争訟の機会を確保することを定めたものである。
- 2 処分の取消しの訴え又は不服申立ての提起は、いずれも、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないので（行政事件訴訟法第25条第1項、行政不服審査法第25条第1項）、開示決定に反対する第三者からの申立てにより、裁判所又は処分庁等による開示決定の執行を停止する決定が行われないう限り、開示の実施は妨げられるものではない。
- 3 本項による通知は、第三者に関する情報の開示決定通知書（施行規則第11号様式）により行う。なお、反対意見書を提出していない第三者には、この通知を行う義務はないが、口頭を含め、同様の通知をすることが望ましい。

〔運用〕

実施機関は、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない（施行規則第11条第1項）。

〔参照条文〕

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第11条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第5 個人情報の開示事務 4

第 27 条 開示の実施

(開示の実施)

第 27 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第 20 条の規定により保有個人情報の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

[趣旨]

本条は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をした場合における開示の実施方法について定めたものである。

[解説]

- 1 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに本条に基づいて当該決定に係る保有個人情報の開示を実施しなければならない。
- 2 文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付により、開示を行うことを定めたものである。
- 3 電磁的記録に記録されている保有個人情報については「その種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法」により、開示を行うことを定めたものであり、当該方法は規則による。（施行規則第 13 条参照）

なお、一部の電磁的記録の視聴や複製には、実施機関の保有する機器等の状況によっては対応が困難な場合が想定されるので、施行規則第 13 条第 1 項ただし書又は同条第 2 項ただし書において、「開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求をした者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る」とした。

全部開示の場合であっても、次のような場合は、「実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る」とは該当しない。

 - (1) 実施機関が当該電磁的記録を複製等する機器を保有していない場合
 - (2) 実施機関が現に使用する機器やプログラムでの処理が容易でない場合又はその処理に過分の費用若しくは時間を要する場合
 - (3) 著作権等との関係により、複製・複製物を作成できない場合
 - (4) 個人情報の保護やシステム保全などセキュリティの確保が容易でない場合
 - (5) その他事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合
- 4 閲覧の方法による保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録されている文書等

の原本により行うことを原則とするが、本条ただし書は、次に掲げるときその他正当な理由があるときは、例外的にその写しにより行うことができることを定めたものである。

- (1) 文書等の保存状態や形態等から開示することにより、当該文書等が汚損され、又は破損されるおそれがあるときなど当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき
- (2) 第 20 条の規定により保有個人情報の部分開示を行うとき

5 「正当な理由があるとき」とは、次のような場合などをいう。

- (1) 台帳など常用の文書等の原本を閲覧に供することにより、日常業務に支障が生じる
とき
- (2) 国等への提出等のため、実施機関が原本を所持していない期間が長期に及ぶとき
- (3) その他事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第 12 条（開示の実施）、第 13 条（電磁的記録の開示の実施方法）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 5 個人情報の開示事務 5

第 28 条 訂正請求権

(訂正請求権)

第 28 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第 17 条第 2 項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

[趣旨]

本条は、何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができるとともに、訂正請求の要件及び本人に代わって訂正請求をすることができる者の範囲を定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

- 1 本項は、正確でない保有個人情報に基づき行われた行政処分などにより、本人が不測の権利利益の侵害を被ることのないよう、何人に対しても、自己に関する保有個人情報について、必要な訂正を請求する権利を保障することを明らかにしたものである。
- 2 「何人も」とは、日本国民のみならず外国人を含むすべての自然人をいう。
- 3 「内容が事実でないと認めるとき」とは、訂正請求の対象が「事実」であることを明らかにするものであり、「事実」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項をいう。
- 4 「訂正」には、追加又は削除を含む。具体的には、誤った情報を正しくすること、情報が古くなり事実と異なる場合に当該情報を新しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、又は誤った情報を除くことをいう。
- 5 本条に基づいて訂正請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」に限られる。なお、自己を本人とする保有個人情報であっても、条例第 71 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に定める保有個人情報については、条例の適用対象外とされている。

(第 2 項関係)

本項は、未成年者や成年被後見人については、法定代理人による代理請求を認めることを定めたものであり、第 17 条第 2 項の規定を準用するものである。（詳細についてはその条項の解説を参照）

[運用]

- 1 実施機関は、個人情報等を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない（第13条第1項）、必ずしも本条の規定によらなければ訂正を行えないという趣旨ではない。また、訂正請求の手続をとるまでもなく、訂正に応じることができるものについては、主管担当等において適切な対応に努めるものとする。
- 2 他の法令等によって訂正の手続が定められているものについては当該窓口を案内するなど適切な対応に努めるものとする。
- 3 評価、判断等に関わる事項で、客観的、明確に誤りがあるとは認めがたい性格を有する個人情報については、本条の対象とはならないものである。

第 29 条 訂正請求の手続

(訂正請求の手続)

第 29 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 訂正請求をする者は、訂正請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料を提出しなければならない。

3 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準用する。

[趣旨]

本条は、訂正請求の手続について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

1 保有個人情報の訂正請求は、訂正決定という行政処分を求める申請手続であって、事実関係を明確にするとともに事務処理の的確を期するため、本項各号に掲げる必要事項を記載した訂正請求書（施行規則第 12 号様式）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。書面の提出は、受付窓口（総務局）に持参して行うほか、訂正請求書を送付して行うこともできるが、ファクシミリによる提出は、第 3 項に規定する本人確認が困難であることから認められない。

このように、訂正請求については、書面主義を原則とするものの、情報通信の技術の利用に関する条例に基づき、各種の手続きについてインターネットを通じて利用できる行政オンラインシステムを運用しており、訂正請求についても、このサービスを活用して、大阪市ホームページで受け付けることとしている。

なお、本人の法定代理人が訂正請求をする場合には、保有個人情報の本人の法定代理人であることを示す書類の原本を提示し、又は提出しなければならないことから、行政オンラインシステムによる請求は対象外とする。

2 第 2 号の「その他訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」の趣旨は、実施機関が当該記載から訂正請求に係る保有個人情報を識別できる程度の事項を記載する必要があることをいう。

3 第 3 号の「訂正請求の趣旨」とは、当該訂正請求において求める訂正の箇所と訂正の内容をいい、「理由」とはそれを裏付ける根拠をいう。したがって、その記載は明確かつ具体的である必要がある。

4 第4号の「市規則で定める事項」とは、訂正請求をしようとする者の連絡先、法定代理人による訂正請求にあつては当該請求に係る本人の氏名及び住所又は居所をいう。

(第2項関係)

1 本項は、訂正請求をしようとする者に対し、訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料の提出を義務付けたものである。

2 「事実と合致することを証する資料」とは、訂正請求の内容が事実と合致することについて、確信を抱かせる程度のもののほか、訂正等を求める内容が一応確からしいという推測を抱かせる程度のものも含まれるものとする。

(第3項関係)

本項は、本人等確認書類の提出や請求書の補正の手続については、開示請求の場合と同様に取り扱い、第18条第2項及び第3項の規定を準用することとしたものである。(詳細については各条項の解説を参照)

[運用]

1 請求の受付、相談対応については、開示請求と同様、統一的な事務処理を図るため、総務局において一元的に行うものとし、原則として、訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う局等の個人情報保護主任等が同席した上で、当該保有個人情報を特定する。

2 訂正請求は、送付による請求及び行政オンラインシステムによる請求も認めるものであるが、請求の趣旨及び理由の確認や本人確認を徹底する趣旨から、できる限り来庁を求めることが望ましい。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第14条(訂正請求の方法)

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第6 保有個人情報の訂正事務 1、2

第 30 条 保有個人情報の訂正義務

(保有個人情報の訂正義務)

第 30 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報に係る事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

[趣旨]

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、事務の目的の達成に必要な範囲内で当該保有個人情報の訂正を行わなければならないことを定めたものである。

[解説]

- 1 「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。
- 2 「事務の目的の達成に必要な範囲内で」の趣旨は、訂正請求制度が、第 13 条第 1 項において「事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない」と規定されていることを受けて、本人が関与し得る制度として位置付けられることにかんがみ、実施機関の訂正義務も事務の目的の達成に必要な範囲内で生じることを明確にする趣旨である。
したがって、事務の目的に照らし、最新の状態に変更することを要しない保有個人情報について現在の事実に基づき訂正を求められた場合には、訂正義務は生じないものである。
- 3 訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。

第 31 条 訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報

(訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第 31 条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。

[趣旨]

本条は、訂正請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで第 19 条各号（非開示情報）の規定により保護される権利利益が害されることとなる場合には、例外的に当該保有個人情報の存否を明らかにしないで訂正請求を拒否すること（以下「存否応答拒否」という。）ができることを定めたものである。

[解説]

実施機関は、訂正請求があったときは、請求に係る保有個人情報を特定した上で、必要な調査等を行い、当該保有個人情報の訂正を行う旨又は行わない旨を決定し、訂正請求者に対し通知することとなる。第 28 条の規定による訂正請求は、必ずしも開示決定等により開示を受けた保有個人情報に限定しないので、訂正を行わない旨の決定には、請求に係る保有個人情報を保有していない場合を含み、当該訂正を行わない旨の決定の理由を明確に提示することにより、結果として当該保有個人情報の存否が明らかになる。

しかしながら、開示請求と同様に、訂正請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、第 19 条各号に規定する非開示情報を開示する結果となる場合があり、この場合には、第 19 条各号の規定により保護される利益を損なうことのないよう、保有個人情報の存否を明らかにしないで訂正請求を拒否できることとしたものである。

存否応答拒否の詳細については、第 22 条（開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）の解説を参照すること。

[運用]

第 22 条（開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）の運用を参照すること。

第 32 条 訂正請求に対する措置

(訂正請求に対する措置)

第 32 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

[趣旨]

本条は、訂正請求に対する実施機関の決定及び通知の方法並びに理由の提示に関して、その内容及び手続を定めるとともに、第 31 条の規定による存否応答拒否及び保有個人情報の不存在を理由とする非開示がいずれも不承認決定として処分性を有することを明確に位置付けることを定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

1 本項は、訂正請求に理由があると認めて、当該保有個人情報の訂正を行う場合の実施機関の決定及び通知の方法を定めたものである。

2 本項における「書面」は、下記の [参考] のとおりである。

(第 2 項関係)

1 本項は、訂正請求に理由があると認められないとき、訂正が事務の目的の範囲を超えるとき等において、当該保有個人情報の訂正を行わない場合の実施機関の決定及び通知の方法及び理由の提示義務を定めたものである。

2 「保有個人情報の訂正を行わないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）」とは、第 31 条の規定による存否応答拒否及び保有個人情報の不存在を理由とする非開示がいずれも訂正不承認決定に含まれることを明らかにした趣旨である。また、「訂正を行わない旨の決定」には、訂正請求が保有個人情報を特定しておらず不適法な場合や訂正請求が明らかに権利の濫用と認められる場合も含まれる。

3 本項における「理由」は、単に、条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が当該理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。

理由を提示していない場合はもとより、提示された理由が抽象的、一般的なもので不十分である場合には、手続上瑕疵ある行政処分となるので、十分かつ明確な理由の提示

をしなければならない。

第 31 条の規定による訂正請求拒否決定及び不存在による訂正不承認決定に係る理由の提示については、それぞれ第 22 条（保有個人情報の存否に関する情報）の解説及び第 23 条（開示請求に対する措置）の解説を参照すること。

4 本項における「書面」は、下記の〔参考〕のとおりである。

5 なお、これらの通知を行う際は、行政不服審査法第 82 条に基づく教示及び行政事件訴訟法第 46 条に基づく教示を行わなければならない。

〔参考〕 施行規則第 15 条に規定する書面

	決定の種類	通知書
第 23 条 第 1 項	保有個人情報の訂正を行うとき	訂正決定通知書（第 13 号様式）
第 32 条 第 2 項	保有個人情報の訂正を行わないとき（以下の場合を除く）	訂正不承認通知書（第 14 号様式）
	存否応答拒否を行うとき	訂正請求拒否決定通知書（第 15 号様式）
	不存在により訂正を行わないとき	不存在による訂正不承認通知書（第 16 号様式）

〔運用〕

- 1 訂正請求があった場合、決定を行うまでの間、事務又は事業の遂行に支障がない範囲で、当該保有個人情報の利用や提供の停止に努めるものとする。
- 2 主管担当等においては、請求に応じて訂正を行った場合には、その経過を記録するものとする。
- 3 調査の結果判明した事実が、実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なる場合は、第 2 項に基づき訂正を行わない旨の決定をすることとなるが、必要な場合は職権で訂正すべきである。

〔参照条文〕

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第 15 条（訂正決定通知書等）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 6 保有個人情報の訂正事務 3 (1)、(2)及び(5)ア、イ

第 33 条 訂正決定等の期限

(訂正決定等の期限)

第 33 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して 30 日以内にならなければならない。ただし、第 29 条第 3 項において準用する第 18 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第 24 条第 2 項の規定は、訂正決定等について準用する。

[趣旨]

本条は、訂正請求に対して実施機関が行う訂正決定等の原則的な期限、正当な理由がある場合の期間延長及びその通知方法を定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

- 1 実施機関は、訂正請求に対して、原則として 30 日以内に訂正決定等を行わなければならない。30 日の日数は、訂正請求があった日の翌日から起算する。
- 2 「訂正請求があった日」とは、訂正請求書が提出先である実施機関の受付窓口（総務局）に到達し、了知可能な状態になった日をいう。
- 3 第 1 項ただし書は、訂正請求書に必要事項が記載されていないなど形式上の不備がある場合において、実施機関が第 29 条第 3 項の規定に基づき、補正を求めたときは、当該補正に要した日数については、訂正決定等を行う期間に算入しないことを規定したものである。
- 4 期間計算については、第 24 条（開示決定等の期限）の解説を参照すること。

(第 2 項関係)

本項は、正当な理由がある場合の期間延長について定めたものであり、第 24 条第 2 項の規定を準用するものである。（詳細はその条項の解説を参照）

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第 9 条（決定期間延長通知書）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 6 保有個人情報の訂正事務 3 (3)

第 34 条 訂正決定等の期限の特例

(訂正決定等の期限の特例)

第 34 条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

[趣旨]

本条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認める場合における訂正決定等の期限の特例を定めたものである。

[解説]

1 訂正請求の内容によっては、事実関係の確認の調査や、関係者の事情聴取、又は訂正を行うか否かを判断するに当たって期間を要する等の理由から、第 33 条に定める期間内に訂正決定等を行うことが困難な場合も想定される。

本条は、このような配慮のもとに、訂正決定等の期限の特例を定めたものである。

2 「相当の期間内」とは、訂正決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいう。したがって、何日以内でなければならないという数値的制限はないが、調査・判断等の困難性からみて、社会通念上相当と考えられる範囲を逸脱した不当に長期にわたる期間であってはならないことは当然である。

3 「同条第 1 項に規定する期間内」とは、第 33 条第 1 項に規定する 30 日以内をいう。したがって、実施機関は、本条の規定により訂正決定等の期限の特例を適用しようとするときは、訂正請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に、訂正請求者に対して、訂正決定等の期限の特例通知書（施行規則第 17 号様式）を送付し、この特例を適用する旨及びその理由、訂正決定等をする期限を通知しなければならない。

なお、訂正請求者に対して 30 日以内に訂正決定等の期限の特例通知書より本条を適用する旨を通知した場合には、第 33 条第 2 項による決定期間延長通知を行う必要はない。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第 16 条 (訂正決定等の期限の特例通知書)

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 6 保有個人情報の訂正事務 3 (4)

第 35 条 保有個人情報の提供先への通知

(保有個人情報の提供先への通知)

第 35 条 実施機関は、第 32 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

[趣旨]

本条は、実施機関が訂正決定に基づく訂正を行った場合に、当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を通知することを定めたものである。

[解説]

1 訂正請求制度は、実施機関の保有する保有個人情報の内容が事実でない場合に、当該保有個人情報の本人に訂正請求権を保障したものであることから、訂正請求の対象は、一義的には、当該請求に係る保有個人情報である。

しかし、訂正を行った実施機関が、当該保有個人情報を外部提供している場合には、当該提供先において誤った保有個人情報が利用されることが予想されるので、本制度の趣旨にかんがみ、提供先に対し訂正を行った旨を通知することとしたものである。

2 「必要があると認めるとき」とは、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用の目的等を勘案して、実施機関が必要であると判断するときをいう。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 6 保有個人情報の訂正事務 3 (5) ウ

第 36 条 利用停止請求権

(利用停止請求権)

第 36 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 7 条第 1 項の規定に違反して収集されたとき、第 10 条第 1 項の規定に違反して利用されているとき又は第 13 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 10 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第 17 条第 2 項の規定は、前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

[趣旨]

本条は、何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の利用停止を請求するとともに、利用停止請求の要件及び本人に代わって利用停止請求をすることができる者の範囲を定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

1 本項は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、何人に対しても、自己に関する個人情報の違法収集、自己に関する保有個人情報の事務の目的を超えた保有、利用及び違法な外部提供について、当該保有個人情報の利用停止を請求する権利を保障することを明らかにしたものである。

なお、本項の趣旨としては、実施機関が組織的な意思決定に基づいて適法に収集、保有、利用又は提供している保有個人情報について利用停止請求の対象になるような事態を想定しているものではない。

2 「何人も」とは、日本国民のみならず外国人を含むすべての自然人をいう。

3 本項第 1 号は、次に掲げる場合において、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を求める旨を定めたものである。

(1) 第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 7 条第 1 項の規定に違反して収集されたとき

適正かつ公正な手段による収集の規定（第 6 条第 1 項）、思想、信条その他の個人情報の原則収集の禁止の規定（第 6 条第 2 項）、本人収集の原則の規定（第 6 条第 3 項）に違反して個人情報を収集している場合や、事務の目的の明示（第 7 条第 1 項）を怠って個人情報を収集している場合をいう。

(2) 第 10 条第 1 項の規定に違反して利用されているとき

同項が許容する限度を超えて、事務の目的以外の目的で当該保有個人情報を利用している場合をいう。

(3) 第13条第3項の規定に違反して保有されているとき

事務の目的の達成に必要な範囲を超えて、当該保有個人情報を保有している場合をいう。

4 「消去」とは、当該保有個人情報を記録媒体から消し去ることをいう。保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

5 本項第2号は、次に掲げる場合において、当該保有個人情報の提供の停止を求めることができる旨を定めたものである。

(1) 第10条第1項の規定に違反して提供されているとき

同項が許容する限度を超えて、実施機関以外のものに当該保有個人情報を提供している場合をいう。

6 「提供の停止」とは、その後の提供行為を停止することをいう。

7 本条に基づいて利用停止請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」に限られる。なお、自己を本人とする保有個人情報であっても、第71条第1項、第2項及び第4項に定める保有個人情報については、条例の適用対象外とされている。

(第2項関係)

本項は、未成年者や成年被後見人については、法定代理人による代理請求を認めることを定めたものであり、第17条第2項の規定を準用するものである。(詳細についてはその条項の解説を参照)

[運用]

1 実施機関は、この条例の規定を遵守し、個人情報を適正に取扱わなければならないことは当然であり、必ずしも本条の規定によらなければ利用停止を行えないという趣旨ではない。また、利用停止請求の手段をとるまでもなく、利用停止できるものについては、主管担当等において適切な対応に努めるものとする。

2 他の法令等によって利用停止の手段が定められているものについては当該窓口を案内するなど適切な対応に努めるものとする。

3 利用停止請求は、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求するものであり、提供済みの保有個人情報の回収等まで求めるものではない。しかし、違法な提供が行われたことからすれば、提供先と連携を図りつつ、適切な措置を講じることが望ましい。

第 37 条 利用停止請求の手續

(利用停止請求の手續)

第 37 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止請求について準用する。

[趣旨]

本条は、利用停止請求の手續について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

- 1 保有個人情報の利用停止請求は、利用停止決定という行政処分を求める申請手續であって、事実関係を明確にするとともに事務処理の的確を期するため、本項各号に掲げる必要事項を記載した利用停止請求書（施行規則第 18 号様式）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。書面の提出は、受付窓口（総務局）に持参して行うほか、利用停止請求書を送付して行うこともできるが、ファクシミリによる提出は、第 2 項に規定する本人確認が困難であることから認められない。

このように、利用停止請求については、書面主義を原則とするものの、情報通信の技術の利用に関する条例に基づき、各種の手續きについてインターネットを通じて利用できる行政オンラインシステムを運用しており、利用停止請求についても、このサービスを活用して、大阪市ホームページで受け付けることとしている。

なお、本人の法定代理人が利用停止請求をする場合には、保有個人情報の本人の法定代理人であることを示す書類の原本を提示し、又は提出しなければならないことから、行政オンラインシステムによる請求は対象外とする。

- 2 第 2 号の「その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」の趣旨は、実施機関が当該記載から利用停止請求に係る保有個人情報を識別できる程度の事項を記載する必要があることをいう。
- 3 第 3 号の「利用停止請求の趣旨」とは、第 36 条第 1 項各号の規定により求める措置の内容であり、利用停止を求める箇所等その記載は明確かつ具体的である必要がある。また「理由」とは同項各号に該当すると考える根拠をいい、請求を受けた実施機関において事実関係を確認するために必要な調査を実施できる程度に明確かつ具体的に記載されている必要がある。

4 第4号の「市規則で定める事項」とは、利用停止請求をしようとする者の連絡先、法定代理人による利用停止請求にあつては当該請求に係る本人の氏名及び住所又は居所をいう。

(第2項関係)

本項は、本人等確認書類の提出や請求書の補正の手続については、開示請求の場合と同様に取り扱い、第18条第2項及び第3項の規定を準用することとしたものである。(詳細については各条項の解説を参照)

[運用]

- 1 請求の受付、相談対応については、開示請求と同様、統一的な事務処理を図るため、総務局において一元的に行うものとし、原則として、利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う局等の個人情報保護主任等が同席した上で、当該保有個人情報及び当該保有個人情報の取扱いを特定する。
- 2 利用停止請求は、送付による請求及び行政オンラインシステムによる請求も認めるものであるが、請求の趣旨及び理由の確認や本人確認を徹底する趣旨から、できる限り来庁を求めることが望ましい。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第17条(利用停止請求の方法)

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第7 保有個人情報の利用停止事務 1、2

第 38 条 保有個人情報の利用停止義務

(保有個人情報の利用停止義務)

第 38 条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止を行うことにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

[趣旨]

本条は、利用停止請求に対する実施機関の利用停止義務を明らかにするものであり、利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならないことを定めたものである。

[解説]

- 1 「利用停止請求に理由がある」とは、第 36 条第 1 項各号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときをいう。その判断は当該保有個人情報に係る事務の目的及びこの条例の趣旨を踏まえ、事実を基に客観的に行わなければならない。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第 36 条第 1 項各号に該当する違反状態を是正することをいう。「必要な限度で」とは、利用停止請求に係る保有個人情報について、当該利用等の全部が違反していれば全部を、当該利用等の一部が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるとの趣旨である。
例えば、事務の目的以外の利用を理由として、本人から、保有個人情報のすべての消去を求められた場合には、個人情報の適切な取扱いを確保するという趣旨からすれば、事務の目的以外の利用を停止すれば足りると考えられる。
- 3 本条ただし書の趣旨は、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止請求を行うことにより保護される本人の権利利益と、損なわれる公益との比較衡量を行った結果、公益が優るような場合にまで利用停止義務を課すことは適当でないことから、例外的に利用停止義務を負わないこととしたものである。
- 4 利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。

第 39 条 利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報

(利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第 39 条 利用停止請求に対し、当該利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止請求を拒否することができる。

[趣旨]

本条は、利用停止請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで第 19 条各号（非開示情報）の規定により保護される権利利益が害されることとなる場合には、例外的に当該保有個人情報の存否を明らかにしないで利用停止請求を拒否すること（以下「存否応答拒否」という。）ができることを定めたものである。

[解説]

実施機関は、利用停止請求があったときは、請求に係る保有個人情報を特定した上で、必要な調査等を行い、当該保有個人情報の利用停止を行う旨又は行わない旨を決定し、利用停止請求者に対し通知することとなる。第 36 条の規定による利用停止請求は、必ずしも開示決定等により開示を受けた保有個人情報に限定しないので、利用停止を行わない旨の決定には、請求に係る保有個人情報を保有していない場合を含み、結果として当該保有個人情報の存否が明らかになる。

しかしながら、開示請求と同様に、利用停止請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、第 19 条各号に規定する非開示情報を開示する結果となる場合があり、この場合には、第 19 条各号の規定により保護される権利利益を損なうことのないよう、保有個人情報の存否を明らかにしないで利用停止請求を拒否できることとしたものである。

存否応答拒否の詳細については、第 22 条（開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）の解説を参照すること。

[運用]

第 22 条（開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）の運用を参照すること。

第40条 利用停止請求に対する措置

(利用停止請求に対する措置)

第40条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行うときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わないとき(前条の規定により利用停止請求を拒否するとき及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

[趣旨]

本条は、利用停止請求に対する実施機関の決定及び通知の方法並びに理由の提示に関して、その内容及び手続を定めるとともに、第39条の規定による存否応答拒否及び保有個人情報の不存在を理由とする非開示がいずれも不承認決定として処分性を有することを明確に位置付けることを定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

1 本項は、利用停止請求に理由があると認めて、当該保有個人情報の利用停止を行う場合の実施機関の決定及び通知の方法を定めたものである。

2 本項における「書面」は、下記の[参考]のとおりである。

(第2項関係)

1 本項は、利用停止請求に理由があると認められないとき、利用停止を行うことにより当該事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき等において、当該保有個人情報の利用停止を行わない場合の実施機関の決定及び通知の方法及び理由の提示義務を定めたものである。

2 「保有個人情報の利用停止を行わないとき(前条の規定により利用停止請求を拒否するとき及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)」とは、第39条の規定による存否応答拒否及び保有個人情報の不存在を理由とする非開示がいずれも利用停止不承認決定に含まれることを明らかにした趣旨である。また、「利用停止を行わない旨の決定」には、利用停止請求が保有個人情報を特定しておらず不適法な場合や利用停止請求が明らかに権利の濫用と認められる場合も含まれる。

3 本項における「理由」は、単に、条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が当該理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。

理由を提示していない場合はもとより、提示された理由が抽象的、一般的なもの

十分である場合には、手続上瑕疵ある行政処分となるので、十分かつ明確な理由の提示をしなければならない。

第 39 条の規定による利用停止請求拒否決定及び不存在による利用停止不承認決定に係る理由の提示については、それぞれ第 22 条（個人情報の存否に関する情報）の解説及び第 23 条（開示請求に対する措置）の解説を参照すること。

4 本項における「書面」は、下記の [参考] のとおりである。

5 なお、これらの通知を行う際は、行政不服審査法第 82 条に基づく教示及び行政事件訴訟法第 46 条に基づく教示を行わなければならない。

[参考] 施行規則第 18 条に規定する書面

	決定の種類	通知書
第40条 第1項	保有個人情報の利用停止を行うとき	利用停止決定通知書（第 19 号様式）
第40条 第2項	保有個人情報の利用停止を行わないとき（以下の場合を除く）	利用停止不承認通知書（第 20 号様式）
	存否応答拒否を行うとき	利用停止請求拒否決定通知書（第 21 号様式）
	不存在により利用停止を行わないとき	不存在による利用停止不承認通知書（第 22 号様式）

[運用]

1 利用停止請求があった場合、決定を行うまでの間、事務又は事業の遂行に支障がない範囲で、当該保有個人情報の利用停止に努めるものとする。

2 主管担当等においては、請求に応じて利用停止を行った場合には、その経過を記録するものとする。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第 18 条（利用停止決定通知書等）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 7 保有個人情報の利用停止事務 3 (1)、(2)、(5)

第 41 条 利用停止決定等の期限

(利用停止決定等の期限)

第 41 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、当該利用停止請求があつた日の翌日から起算して 30 日以内になしなければならない。ただし、第 37 条第 2 項において準用する第 18 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第 24 条第 2 項の規定は、利用停止決定等について準用する。

[趣旨]

本条は、利用停止請求に対して実施機関が行う利用停止決定等の原則的な期限、正当な理由がある場合の期間延長及びその通知方法を定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

- 1 実施機関は、利用停止請求に対して、原則として 30 日以内に利用停止決定等を行わなければならない。30 日の日数は、利用停止請求があつた日の翌日から起算する。
- 2 「利用停止請求があつた日」とは、利用停止請求書が提出先である実施機関の受付窓口（総務局）に到達し、了知可能な状態になった日をいう。
- 3 第 1 項ただし書は、利用停止請求書に必要事項が記載されていないなど形式上の不備がある場合において、実施機関が第 37 条第 2 項の規定に基づき、補正を求めたときは、当該補正に要した日数については、利用停止決定等を行う期間に算入しないことを規定したものである。
- 4 期間計算については、第 24 条（開示決定等の期限）の解説を参照すること。

(第 2 項関係)

本項は、正当な理由がある場合の期間延長について定めたものであり、第 24 条第 2 項の規定を準用するものである。（詳細はその条項の解説を参照）

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第 9 条（利用停止請求の方法）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 7 保有個人情報の利用停止事務 3 (3)

第 42 条 利用停止決定等の期限の特例

(利用停止決定等の期限の特例)

第 42 条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

[趣旨]

本条は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認める場合における利用停止決定等の期限の特例を定めたものである。

[解説]

1 利用停止請求の内容によっては、事実関係の確認の調査や、関係者の事情聴取、又は利用停止を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要する等の理由から、第 41 条に定める期間内に利用停止決定等を行うことが困難な場合も想定される。

本条は、このような配慮のもとに、利用停止決定等の期限の特例を定めたものである。

2 「相当の期間内」とは、利用停止決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいう。したがって、何日以内でなければならないという数値的制限はないが、調査・判断等の困難性からみて、社会通念上相当と考えられる範囲を逸脱した不当に長期にわたる期間であってはならないことは当然である。

3 「同条第 1 項に規定する期間内」とは、第 41 条第 1 項に規定する 30 日以内をいう。したがって、実施機関は、本条の規定により利用停止決定等の期限の特例を適用しようとするときは、利用停止請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に、利用停止請求者に対して、利用停止決定等の期限の特例通知書（施行規則第 23 号様式）を送付し、この特例を適用する旨及びその理由、利用停止決定等をする期限を通知しなければならない。

なお、利用停止請求者に対して 30 日以内に利用停止決定等の期限の特例通知書より本条を適用する旨を通知した場合には、第 41 条第 2 項による決定期間延長通知を行う必要はない。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第 19 条（利用停止決定等の期限の特例通知書）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 7 保有個人情報の利用停止事務 3(4)

第 43 条 議長及び副議長がともに欠けた場合の特例

(議長及び副議長がともに欠けた場合の特例)

第 43 条 任期満了、解散その他の事由により議長及び大阪市会副議長がともに欠けている期間がある場合には、当該期間は、第 24 条、第 25 条、第 33 条、第 34 条、第 41 条及び前条の規定により議長が開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等をすべき期間に算入しない。

[趣旨]

本条は、議長及び副議長がともに欠けた場合、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（以下「決定等」という。）を行う権限を有する者がいなくなるため、そのような期間が生じた場合における決定等の期間の特例を定めたものである。

[解説]

実施機関が議長である場合、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（以下「開示請求等」という。）は議長に対し行われ、当該開示請求等に対する決定等も議長が行うのが原則であり、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うことになる。（地方自治法第 106 条第 1 項）

しかしながら、議長及び副議長がともに欠けている期間（以下「議長不在期間」という。）においては、決定等の行政処分を行う行政庁が存在しなくなるため、申請に対する処分等を行うことができない。

そのため、決定等を行うことができない議長不在期間を、行政不服審査法第 3 条に規定する不作為についての審査請求又は行政事件訴訟法第 3 条第 5 項に規定する不作為の違法確認の訴えの対象とならないようにするものである。

[運用]

任期満了による場合は、保有個人情報の開示請求等をしようとする者に対して、その時点で予測され得る状況を事前に十分説明することが必要である。

なお、開示請求等がなされてから、決定等の期限が満了するまでの間に議長不在期間が発生する場合において、不在になる日が決定等の期限の満了日に近い場合や開示請求等の内容により決定等を行うことができる場合は、速やかに決定等を行うように可能な限り努めるべきである。

第3節 審査請求

第44条 本市が単独で設立した単独で地方独立行政法人に対する審査請求

(本市が単独で設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第44条 本市が単独で設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は本市が単独で設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。

[趣旨]

本条は、本市が単独で設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある場合、行政不服審査法による審査請求をすることができる旨を定めたものである。

[解説]

- 1 本市が単独で設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についても、他の実施機関（消防長を除く。）と同じように、本市が単独で設立した地方独立行政法人に対して、行政不服審査法による審査請求を行うことができることを明記したものである。
- 2 本市が単独で設立した地方独立行政法人は、本市とは別人格を有するに独立した法人ではあるが、特別法に基づいて設置され、本市の事務事業の一部を補完又は分担し、実質的に本市の一部を構成するものである。このようなことを考慮すると、本市が単独で設立した地方独立行政法人は、行政不服審査法上の行政庁であるとともに、本市が単独で設立した地方独立行政法人が行う一定の行為は、行政処分に当たると考えることができ、したがって、その開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等は行政不服審査法による審査請求の対象となると解される。
- 3 なお、本条による審査請求があった場合についても、次条に規定されている手続の通り、審議会に諮問する必要がある。

[運用]

本条の審査請求があった場合の事務処理手続等については、次条の解説を参照すること。

第 45 条 審議会への諮問等

(審議会への諮問等)

第 45 条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を行うこととする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止を行うこととする場合

[趣旨]

本条は、本条例に基づく決定等について、行政不服審査法による審査請求があった場合の審議会への諮問手続等を定めたものである。

[解説]

- 1 本条例に基づく決定等は行政処分に該当するので、行政不服審査法による審査請求が可能である。ただし、審査請求を提起するだけでは、処分の執行停止の効力は生じないので、審査請求に係る決定等の効力が停止されるものではない。
また、不服申立前置主義が採られていないので、行政不服審査法による審査請求を行うことなく、直ちに行政事件訴訟法による取消訴訟等を提起することも可能である。
- 2 審査請求の区分は、次のとおりである。
 - (1) 消防長が行った決定等 上級庁である市長に対する審査請求
 - (2) (1)以外の実施機関(本市が単独で設立した地方独立行政法人を含む。)が行った決定等 当該実施機関に対する審査請求
- 3 決定等について審査請求が提起されたときは、当該審査請求に対する裁決を行う実施機関は、本条各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審議会に諮問すべき義務を有する。これは、実施機関が行った決定等の是非を判断するに際して、第三者性をもった審議会に諮問し、その答申を尊重するシステムを導入することにより、審査請求に対する裁決の公正性及び客観性を確保しようとする趣旨である。
- 4 「その答申を尊重して」とは、審議会の答申は、実施機関に対する法的拘束力を有す

るものではないが、答申を受けた実施機関は、特段の合理的な理由がない限り、答申と異なる裁決をすることができないことをいう。

5 第1号の「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、審査請求が、行政不服審査法が定める審査請求期間を徒過して提起された場合や審査請求人としての資格要件を欠く場合など、審査請求の適法要件を欠き、却下される場合をいう。このような場合は、審議会への諮問義務は生じず、実施機関限りで審査請求を却下する裁決を行うことになる。

6 第2号は、裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る対象保有個人情報を審査請求人に全部開示する場合には、審議会の答申を仰ぐまでもなく、請求がすべて満たされる結果が得られるので、審議会への諮問義務を免除したものである。

なお、「当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合」とは、審査請求人が争っている非開示部分の全てが開示される場合をいい、審査請求人が争っていない非開示部分の開示を含むものではない。ただし、開示に反対する意見書が提出されている場合において、全部開示することは、反対意見書を提出した者の権利利益を害することとなるので、審議会への諮問を要することとしている。

7 第3号及び第4号は、裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正又は利用停止を行う場合には、審議会の答申を仰ぐまでもなく、請求がすべて満たされる結果が得られるので、審議会への諮問義務を免除したものである。

なお、「当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を行うこととする場合」又は「当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止を行うこととする場合」とは、審査請求人が争っている訂正又は利用停止が行われなかった保有個人情報の全てが訂正され又は利用停止される場合をいい、審査請求人が争っていない保有個人情報の訂正又は利用停止を含むものではない。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第8 審査請求があった場合の取扱い

第 46 条 諮問をした旨の通知

(諮問をした旨の通知)

第 46 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

[趣旨]

本条は、第 45 条の規定により実施機関が審議会に諮問した場合には、審査請求人等の関係者に諮問をした旨を通知すべき義務を有することを定めたものである。

[解説]

- 1 実施機関が審査請求に係る事案をいつ審議会に諮問したかは、審査請求人等が意見書の提出や口頭意見陳述を希望する場合、その準備等を行う上でも有益であることから、諮問をした旨の通知義務を明記したものである。
- 2 実施機関が諮問をした旨の通知をしなければならない相手方は、①審査請求人及び参加人、②開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（①に該当する者を除く。）、③反対意見書を提出した第三者（①に該当する者を除く。）である。
なお、通知は、審議会諮問通知書（施行規則第 24 号様式）により行う。
- 3 「参加人」とは、行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいい、諮問庁の許可を得て審査請求に参加する利害関係人（同法第 13 条第 1 項）と諮問庁の求めにより審査請求に参加する利害関係人（同法第 13 条第 2 項）とがある。
- 4 本条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の適用関係は、次のとおりである。
 - (1) 開示請求者又は反対意見書を提出した第三者が審査請求人又は参加人であるときは、第 1 号が適用される。
 - (2) 開示決定に対する反対意見書を提出した第三者が審査請求を提起している場合において、開示請求者が参加人になっていないときは、当該開示請求者には、第 2 号が適用される。
 - (3) 開示請求者が審査請求を提起している場合において、反対意見書を提出した第三者が参加人になっていないときは、当該第三者には、第 3 号が適用される。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第 20 条 (諮問をした旨の通知)

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 8 審査請求があった場合の取扱い 2 (2)

第 47 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第 47 条 第 26 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

[趣旨]

本条は、開示決定に対する第三者からの審査請求を棄却する決定等をする場合において、当該第三者が取消訴訟等を提起する機会を保障するため、第 26 条第 3 項の規定を準用することを定めたものである。

[解説]

- 1 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないので（行政不服審査法第 25 条第 1 項）、開示決定に反対する第三者が審査請求を提起する場合は、通常、同時に開示決定の執行停止の申立てを行い、裁決があるまで開示決定の執行を停止する旨の決定を得ておくであろうが、そのような場合であっても、当該審査請求を却下し、又は棄却する裁決がなされて直ちに対象保有個人情報が開示されてしまえば、当該第三者に回復困難な損害が生ずるおそれがある。
そこで、本条は、そのような場合には、第 26 条第 3 項の規定を準用し、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間の期間を置くこと等により、当該第三者が取消訴訟等を提起する機会を保障することとしたものである。
- 2 第 1 号は、開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決を行う場合、開示決定に係る保有個人情報が開示されることとなるので、当該第三者が取消訴訟等を提起する機会を保障するため、第 26 条第 3 項の規定を準用し、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間の期間を置くとともに、裁決後直ちに、当該第三者に対し、開示することを決定した旨及び開示を実施する日等を書面により通知することを定めたものである。
- 3 第 2 号は、実施機関が審査請求に係る非開示決定及び部分開示決定等を変更し、対象保有個人情報を開示する旨の裁決する場合においても、第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示しているときには、当該第三者が取消訴訟等を提起する機会を保障するため、第 26 条第 3 項の規定を準用し、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間の期間を置くとともに、裁決後直ちに、当該第三者に対し、開示することを決定した旨及び開示を実施する日等を書面により通知することを定め

たものである。

なお、第2号が、第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限って2週間の期間を置くようにしているのは、開示に反対の意思を表示していない場合にまで、速やかな開示を求める審査請求人の権利利益を犠牲にして第三者の争訟の機会を確保する必要性が乏しいと考えられるためである。

- 4 本条の規定により第三者に開示の実施日等を通知する場合には、審査請求人等に関する情報の開示実施日等通知書（施行規則第25号様式）により行う。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第21条（第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第8 審査請求があった場合の取扱い 4(2)

第4節 保有個人情報の取扱いに係る情報の提供

第48条 情報の提供

(情報の提供)

第48条 実施機関は、保有個人情報の本人から当該保有個人情報の取扱いの状況についての情報の提供の申出があったときは、当該申出に応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により情報を提供しようとするときは、第三者の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害することのないよう配慮しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により提供しようとする情報に第三者に関する情報が含まれる場合においては、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、提供の申出をした者（以下「提供申出者」という。）の人権が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認められるときに限り、提供申出者の人権を擁護するために必要な限度において、提供申出者に当該第三者に関する情報を提供することができる。

[趣旨]

本条は、保有個人情報の実施機関における取扱いの状況に関する本人への情報の提供について、実施機関の責務と情報の提供に当たっての手續等を定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

1 本項は、保有個人情報の本人から、自己に関する保有個人情報の実施機関における取扱いの状況について、情報の提供の申出があった場合の、実施機関の責務を定めたものである。

2 「保有個人情報の取扱いの状況」は、実施機関が行った個人情報の収集の状況や保有個人情報の利用、提供などの状況のほか、開示請求の対象とならない文書や資料等に記録されている自己に関する個人情報の内容などを含むものである。

(第2項関係)

1 本項は、実施機関が情報の提供を行うに当たって配慮すべき事項を示したものである。

2 「第三者の権利利益を侵害することのないよう配慮しなければならない」とは、実施機関が提供申出者以外の第三者の個人情報など第三者に関する情報を提供することによって、当該第三者の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあることを認識し、情報の提供に当たっては適正な取扱いに努めるべきことをいう。

(第3項関係)

1 第1項の規定により提供の申出のあった情報の内容が個人に関する情報など第三者に

関する情報を含む場合には、当該第三者の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあることから、原則として提供すべきではない。

しかし、提供申出者の人権が侵害され、又は侵害されるおそれが現に存在する場合には、当該提供申出者の権利利益の侵害の防止、人権の擁護の観点から、例外的に第三者に関する情報を提供申出者に提供できることとし、この場合、当該第三者の権利利益の保護の必要性との比較衡量を行い、実施機関の判断の客観性を担保するため、あらかじめ審議会の意見を聴くことを定めたものである。

2 「人権が侵害され、又は侵害されるおそれがある」とは、実施機関から第三者に提供された保有個人情報、部落差別、民族による差別等の社会的差別の助長その他の不当な目的で使用されるような場合で、既に人権侵害が発生しているとき又は人権侵害が発生するおそれがあるときをいう。

例えば、他人に知られたくないと思われる事項をみだりに探索するような場合が考えられる。

3 「人権を擁護するために必要な限度」の趣旨は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を提供申出者に提供することによって、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあることから、本項に基づいて第三者に関する情報を提供する場合には、「提供申出者の人権を擁護するため」という制限を課したものである。

4 本項に該当するとして、第三者に関する情報の提供を申し出る場合、総務局を經由して、実施機関に情報提供申出書（施行規則第26号様式）を提出しなければならない。

[運用]

1 第1項に規定する個人情報の取扱いの状況に関する情報の提供については、具体的には、次のような場合が考えられる。

- (1) 個人情報を本人以外から収集した場合の収集方法
- (2) 保有個人情報を事務の目的以外の目的で利用又は提供した場合の利用又は提供した事務の名称、利用時期等

2 第3項に規定する情報の提供を行う場合には、あらかじめ実施機関は、提供申出者の申出内容に基づき必要な調査を行い、提供申出者の申出内容とともに実施機関が行った調査内容を審議会に報告したうえで、第三者に関する情報の提供の可否及び提供する範囲について、審議会の意見を聴くものとする。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第22条（情報提供申出書等）

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

第49条 指導及び助言等

(指導及び助言等)

第49条 市長は、事業者及び事業者団体（事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又は連合体であって、個人情報を保有する事業者をその構成員に含むものをいう。）に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

2 市長は、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、事業者が講ずべき個人情報の保護措置についての指針（以下「個人情報取扱指針」という。）を策定するものとする。

[趣旨]

本条は、事業者及び事業者団体が自主的に個人情報の保護措置を講ずるよう、指導及び助言を行うことを定めるとともに、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、事業者が講ずべき個人情報の保護措置についての指針を策定することを定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

- 1 「個人情報の保護のために必要な措置を講ずる」とは、個人情報保護規程を定めるとや、個人情報の保護に関する責任体制の整備、個人情報保護のための研修の実施、個人情報を取り扱う業務手順の改善等の措置を講ずることをいう。
- 2 「指導及び助言」とは、事業者及び事業者団体が自主的に個人情報の保護のために必要な措置を講ずることができるよう行うものであり、次のようなものをいう。
 - (1) 個人情報の保護に関する事業者の意識を高揚させるための啓発
 - (2) 事業者が個人情報の取扱いに関する規程を作成するなど、自主的な保護措置を講ずることを促進するための研修会、講習会等の開催
 - (3) 事業者からの相談に応じた個別指導
 - (4) 事業者団体の業種、業態に応じた個人情報の取扱指針の作成等に対する指導や助言
 - (5) 事業者団体が、構成員である事業者に対し上記取扱指針に沿った個人情報の保護措置を講ずるよう指導することの要請
 - (6) 事業者団体が、その規模や性格等に応じて苦情相談の窓口を設置することや、構成員である事業者のために個人情報保護の研修の機会を設けること等の要請

(第2項関係)

- 1 本項は、市内で活動する全ての事業者（個情法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者に該当しない事業者も含む。）を対象として、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際の指針となる「個人情報取扱指針」を策定することを定めたものである。
- 2 「あらかじめ審議会の意見を聴いた上で」とは、「個人情報取扱指針」を策定する際、

あらかじめ、事業者が講ずべき個人情報の保護措置の基準について、審議会の意見を聴くことをいう。

- 3 「個人情報取扱指針」を第50条「調査及び公表」及び第51条「勧告及び公表」の基準とする。

[参照条文]

<個人情報取扱指針>

第 50 条 調査及び公表

(調査及び公表)

第 50 条 市長は、事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を要請することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく拒んだときは、その旨、事実経過及び当該事業者の氏名又は名称を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えた上で、審議会の意見を聴くものとする。

[趣旨]

本条は、事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている疑いがあると認める場合の当該事業者に対する説明又は資料提出の要請及び当該事業者が正当な理由なく要請を拒んだ場合の公表の措置について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

- 1 「個人情報を取り扱っている」とは、事業者の事業活動に伴って行う個人情報の収集、保管、利用及び提供等をいい、本項は、事業者の主たる事業所の所在地が市内にあるか否かを問わず、個人情報の取扱いの全部又は一部の行為地が市内にある場合に適用されるものである。
- 2 「疑い」とは、客観的な事実関係の確認には至らないが、事業者の個人情報の取扱いについて総合的に勘案して、合理的に推測されることをいう。
- 3 「事実を明らかにするために必要な限度」とは、「個人情報取扱指針」に反している疑いのある個人情報の取扱いについて、当該個人情報の取扱いの状況が適正かどうかを判断し得る程度に明らかにするために必要な範囲をいう。
- 4 説明又は資料の提出の要請は、書面により行う。

(第 2 項関係)

- 1 「正当な理由なく拒んだとき」とは、明らかに企業秘密に該当すると認められる等、拒否するについての合理的な理由なくして応じない場合をいい、次のような場合が考えられる。
 - (1) 要請書に定める期限内に正当な理由なく説明又は資料の提出を行わない場合
 - (2) 要請に応じ、説明又は資料の提出を行ったが、事実を明らかにするための合理的な説明又は資料の提出となっていない場合

2 公表は大阪市公報に掲載するほか、広く市民に周知できる方法により行う。

(第3項関係)

1 本項は、第2項に定める公表措置が当該事業者の社会的信用などに与える影響の大きさ等を考慮し、当該事業者に公表理由を通知し、公表に先立ち意見陳述の機会を保障するとともに、公表についての判断の客観性、公正性を確保するため審議会の意見を聴くものである。

2 公表の理由の通知及び意見陳述の機会の付与は、公表理由等通知書（施行規則第1号様式）により行う。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第5条（勧告に従わない場合の公表等）

<事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第2 事業者に対する調査及び公表

第 51 条 勧告及び公表

(勧告及び公表)

第 51 条 市長は、事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、当該勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「事実経過」とあるのは「勧告の内容」と読み替えるものとする。

[趣旨]

本条は、事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている場合の当該事業者に対する当該取扱い行為の是正等の勧告及び当該事業者が勧告に従わない場合の公表の措置について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

- 1 「個人の権利利益を保護するため必要があると認めるとき」とは、個人の権利利益が侵害されており、又は侵害されることが明白であり、当該行為が事業者の事業活動の自由を考慮してもなお社会的にも容認されないと認められる場合をいう。
- 2 事業者が保有する個人情報の取扱いは、業種、業態により多種多様であるとともに、個人情報の保護についての市民等の意識も、今後、社会の急速な変化に対応して変化してくると思われるため、勧告の必要性についての判断及び勧告内容の客観性、公正性を確保するため審議会の意見を聴く。
- 3 勧告は、書面により行う。

(第 2 項関係)

- 1 第 1 項に定める勧告を受けた事業者が当該勧告に従わない場合の公表並びに当該事業者に対する公表理由の通知及び意見陳述の機会の付与について、第 50 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用するものである。(詳細については各条項の解説を参照)
- 2 「勧告に従わない場合」とは、次のような場合が考えられる。
 - (1) 事業者が、勧告書に定める期日内に正当な理由なく回答しない場合
 - (2) 事業者が回答した措置の内容と、勧告に係る是正その他必要な措置の内容が合致しない場合
 - (3) 勧告を受けた行為を是正することなく反復継続するなど、勧告に従わない意思が明白である場合

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第5条（勧告に従わない場合の公表等）

<事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第3 事業者に対する勧告及び公表

第 52 条 調査、勧告又は公表の制限

(調査、勧告又は公表の制限)

第 52 条 市長は、前 2 条の規定による調査、勧告又は公表を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、市長は、事業者が個人情報保護法第 57 条第 1 項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、前 2 条の規定による調査、勧告又は公表を行わないものとする。

[趣旨]

本条は、前 2 条の規定による調査、勧告又は公表の適用除外を定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

1 本項は、個情法第 146 条第 1 項の趣旨を踏まえ、調査、勧告又は公表を行うに当たっては、憲法上の権利である表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない旨を定めたものである。

2 「妨げてはならない」とは、事業者の表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由に関わる活動に係る個人情報の取扱いに関して、前 2 条の規定による調査、勧告又は公表は行わないことをいう。

(第 2 項関係)

1 本項は、第 1 項の解釈上の帰結として、確認のために定めたものである。

2 「個人情報保護法…第 57 条第 1 項各号に掲げる者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
- (2) 著述を業として行う者
- (3) 宗教団体
- (4) 政治団体

3 「それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。」とは、次に掲げる目的をいう。

- (1) 報道の用に供する目的
- (2) 著述の用に供する目的
- (3) 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- (4) 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

4 「個人情報を提供する行為」とは、例えば、事業者が報道機関の取材に応じて情報提

供する行為をいう。

[参照条文]

<事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第2 事業者に対する調査及び公表 5

第3 事業者に対する勧告及び公表 4

第 53 条 出資法人等が講ずべき措置等

(出資法人等が講ずべき措置等)

第 53 条 次に掲げる法人又は団体（以下この条において「出資法人等」という。）は、この条例の規定に基づく本市又は本市が単独で設立した地方独立行政法人（以下「本市等」という。）の施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 本市等が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（本市が設立団体（地方独立行政法人法第 6 条第 3 項に規定する設立団体をいう。）である地方独立行政法人を除く。）のうち本市等が行う事務又は事業と特に密接な関係にある法人であって市長が定めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、本市等が個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を経常的に委託している法人又は団体で、市長が定めるもの

2 市長は、出資法人等が講ずべき個人情報の保護措置についての指針を策定し、出資法人等に対して、当該指針に従い個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 市長は、出資法人等に対して、当該出資法人等が講じている個人情報の保護措置の実施状況について報告を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を取りまとめ、公表するものとする。

[趣旨]

本条は、市長が定める出資法人等は個人情報の保護措置を講ずるよう努めなければならないことを定めるとともに、出資法人等が講ずべき個人情報の保護措置の指針の策定等を定めるものである。

[解説]

(第 1 項関係)

1 「本市又は本市が単独で設立した地方独立行政法人（以下「本市等」という。）の施策に留意し」とは、本市等の個人情報保護制度を参考とすることをいう。

2 「必要な措置」とは、個人情報保護規程の作成、責任体制の明確化とその整備、職員等に対する個人情報保護の重要性についての啓発や研修の実施、業務手順等の改善等をいう。

3 第 1 号は、法人の公共的性格、行政との密接な関連性、本市等の影響力等の点を考慮し、本市等が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人のうち、本市等が行う事務又は事業と特に密接な関係にある法人を、市長が個別に定めることとしたものである。

なお、本市が設立団体（地方独立行政法人法第 6 条第 3 項に規定する設立団体をいう。）

である地方独立行政法人について、本市が単独で設立した地方独立行政法人は条例第2条第3項に基づく実施機関であり、本市及び大阪府が設立団体である地方独立行政法人（地方独立行政法人大阪産業技術研究所、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所及び公立大学法人大阪）は、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）第2条第3項に規定する実施機関として同条例の適用を受けることから、それぞれ出資法人等から除外している。一方で、本市が単独で設立した地方独立行政法人が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人については、原則として出資法人等に加えることとしたものである。

4 第2号は、本市等が経常的に個人情報を取り扱う業務を委託している法人等について、法人等の業態や個人情報の取扱内容、方法等を勘案して、単に当該委託業務だけでなく法人等の業務全般にわたって保護措置が講じられることによって、当該委託業務に係る個人情報の保護措置の万全を図ることが適当と考えられる場合においては、市長が個別に指定することとしたものである。

5 第1項の規定による出資法人等を定めるときは大阪市告示を行う。

（第2項関係）

市長は、出資法人等が講ずべき個人情報の保護措置の指針を策定し、出資法人等に対し、当該指針に基づく個人情報保護規程の作成のほか、規程に基づき、事業内容や個人情報の取扱いの実態等に即して必要な措置を講ずるよう指導を行う。

（第3項関係）

1 「保護措置の実施状況について報告」とは、当該出資法人等の個人情報保護規程の周知状況や個人情報の保護措置の状況についての報告をいう。

2 市長は、報告を受けた内容を整理した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（第4項関係）

公表は、大阪市公報に掲載して行う。

[運用]

1 第1項第1号及び第2号に規定する出資法人等に対して指導監督を行う権限を有する主管担当等又は個人情報取扱事務の委託を行っている主管担当等（以下「出資法人等の主管担当等」という。）は、当該出資法人等に対して、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

2 第3項に規定する報告については、出資法人等の主管担当等が、必要な範囲で、当該出資法人等に対して、説明や資料の提出の要請など、調査への協力を求めるものとし、出資法人等の主管担当等を経由して市民局ダイバーシティ推進室に報告するものとする。

る。

- 3 市民局ダイバーシティ推進室においては、報告に基づき、施行規則第 23 条第 2 項に規定する目録を作成し、市民情報プラザにおいて一般の閲覧に供するものとする。

[参照条文]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>
第 23 条（出資法人等の告示等）

第 54 条 指定管理者に関する特例

第 54 条第 1 項 指定管理者に関する特例①

(指定管理者に関する特例)

第 54 条 本市が設置する公の施設（地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、当該公の施設の管理の業務を行うに当たっては、第 2 章第 1 節の規定の例により、当該業務に係る個人情報を収集するとともに、当該業務に伴い取得した個人情報（当該業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であつて、当該業務に従事する者が組織的に用いるものとして当該指定管理者が保有しているものに記録されているものに限り、出版物に記載されているものを除く。以下「指定管理者保有個人情報」という。）を取り扱わなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表省略)

[趣旨]

本項は、指定管理者の公の施設の管理の業務に当たっての個人情報の収集及び取扱いについては、実施機関の例によることを定めたものである。

[解説]

- 1 「当該公の施設の管理の業務」とは、公の施設の設置条例又は指定管理者と締結する協定書において規定される業務をいう。
- 2 「第 2 章第 1 節の規定の例により…取り扱わなければならない」とは、指定管理者は、第 2 章第 1 節に規定する実施機関における個人情報の取扱いと同様に、指定管理者保有個人情報を取り扱わなければならないことをいう。
- 3 「指定管理者保有個人情報」とは、実施機関における保有個人情報に対応するものとして、指定管理者における個人情報の取扱いに関する規律及び開示、訂正又は利用停止の請求等の対象となる個人情報を定義したものである。
- 4 表の読替えについては、第 2 章第 1 節の例によることで、解釈上当然導かれる読替えについては記載せず、必要なところについてのみ記載している。
- 5 表中「特定実施機関」とは、その公の施設の管理運営についての事務を所掌する実施機関を定義したものである。
- 6 読替えについて「特定実施機関を通じて」とは、特定実施機関を介在させることをい

う。

- 7 第6条第4項、第8条第1項及び第2項並びに第9条第1項のただし書の読替えについて「指定管理者が」とは、指定管理者が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めることをいう。
- 8 第12条第1項第2号の読替えについて「指定管理者の申出に基づき特定実施機関が」とは、公益上特に必要であるかどうかについては、指定管理者の申出に基づき特定実施機関が判断し認めることをいう。
- 9 第13条第3項の読替えについて「特定実施機関が」とは、歴史的文化的価値を有する個人情報、歴史的、文化的資料として、実施機関で保存されることとなるので、特定実施機関が歴史的、文化的価値を認めることをいう。

[参照条文]

<指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第2 事務の届出

第3 個人情報保護管理者等

第5 指定管理者保有個人情報の適正な取扱いの確保

第 54 条第 2 項 指定管理者に関する特例②

2 指定管理者保有個人情報の本人は、第 2 章第 2 節及び第 4 節の規定の例により、指定管理者が管理する公の施設に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」という。）に対し、当該指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出（以下「指定管理者保有個人情報の開示請求等」という。）をすることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表省略）

[趣旨]

本項は、指定管理者保有個人情報の本人が、特定実施機関に対し、当該指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出をすることができること及びその開示等について、保有個人情報の開示等の例によることを定めたものである。

[解説]

- 1 「指定管理者が管理する公の施設に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」という。）」とは第 1 項の表中と同じく、公の施設の管理運営についての事務を所掌する実施機関をいう。
- 2 「第 2 章第 2 節及び第 4 節の規定の例により…することができる。」とは、第 2 章第 2 節及び第 4 節に規定する保有個人情報の本人の開示請求等と同様に、指定管理者保有個人情報の本人は開示請求等を行うことができることをいう。
- 3 表の読替えについては、第 2 章第 2 節及び第 4 節の例によることで、解釈上当然導かれる読替えについては記載せず、必要なところについてのみ記載している。
- 4 特定実施機関は、指定管理者保有個人情報の開示請求等に係る決定を行うが、指定管理者保有個人情報は指定管理者が取り扱っているものであることから、読替えにおいてそれぞれ、「指定管理者に行わせなければならない」「指定管理者に行わせる」「指定管理者に行わせない」「指定管理者に行かせた」「指定管理者に通知させる」と定めたものである。
- 5 第 19 条第 4 号の読替えについて「指定管理者」とは、公の施設の管理の業務を行うに当たって、指定管理者が情報の提供を要請することをいう。

[参照条文]

<指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

- 第7 指定管理者保有個人情報の開示事務
- 第8 指定管理者保有個人情報の訂正事務
- 第9 指定管理者保有個人情報の利用停止事務
- 第11 情報提供の申出事務

第 54 条第 3 項 指定管理者に関する特例③

3 前項の規定による指定管理者保有個人情報の開示請求等があったときは、特定実施機関は、当該指定管理者保有個人情報の開示請求等が不適法であり却下する場合を除き、速やかに、指定管理者に対し、その旨を通知し、当該指定管理者保有個人情報の取扱いの状況（当該指定管理者保有個人情報を保有していない場合はその旨を含む。）の報告（指定管理者保有個人情報の開示の請求にあつては、当該報告及び当該指定管理者保有個人情報の提供）を求めるものとする。

[趣旨]

本項は、前項の規定による指定管理者保有個人情報の開示請求等があったときの手続きとして、特定実施機関が指定管理者にその旨を通知し、当該指定管理者保有個人情報の取扱いの状況の報告（開示の請求にあつては、当該報告及び当該指定管理者保有個人情報の提供）を求めることを定めたものである。

[解説]

- 1 「通知」の方法は、開示請求等に係る書面の写しを指定管理者に送付することとする。
- 2 「指定管理者保有個人情報の取扱いの状況の報告」とは、指定管理者保有個人情報の項目、内容、収集方法、処理方法並びに当該指定管理者保有個人情報を取り扱う事務の内容及び目的その他開示請求等に係る決定に必要とされる情報の報告をいう。
- 3 報告は口頭による説明、資料の提出、その他指定管理者保有個人情報の取扱いの状況について特定実施機関が合理的に把握できる方法により行う。
- 4 当該指定管理者保有個人情報の提供は、原本又は写しのいずれか特定実施機関が指定する方法によるものとする。
- 5 「開示請求等が不適法であり却下する場合」とは、開示請求者が指定管理者保有個人情報の本人又はその法定代理人でない場合や特定実施機関が当該指定管理者保有個人情報の開示請求等を受け付ける機関でない場合など、当該請求等が不適法であり、却下する場合をいう。

[参照条文]

<指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

- 第 7 指定管理者保有個人情報の開示事務
- 第 8 指定管理者保有個人情報の訂正事務
- 第 9 指定管理者保有個人情報の利用停止事務
- 第 11 情報提供の申出事務

第 54 条第 4 項 指定管理者に関する特例④

4 第 2 項の規定による指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定又は不作為に対する審査請求に係る事件については、第 2 章第 3 節の規定の例による。この場合において、第 45 条第 3 号及び第 4 号中「行う」とあるのは「指定管理者に行わせる」と読み替えるものとする。

[趣旨]

本項は、第 2 項の規定による指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定に対する審査請求は、保有個人情報の例によることを定めたものである。

[解説]

- 1 「例による」とは指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定に対する審査請求については第 2 章第 3 節に規定する審査請求の取扱いによるのと同様に取り扱うことをいう。
- 2 読替えについては、第 2 章第 3 節の例によることで、解釈上当然導かれる読替えについては記載せず、必要なところについてのみ記載している。

第 55 条 指定管理者の義務等

(指定管理者の義務等)

第 55 条 指定管理者は、指定管理者の指定を受けた期間（連続して 2 回以上指定管理者の指定を受けたときにあつては、その最後に指定を受けた期間）が経過したとき又は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、直ちに特定実施機関の指示に従い、指定管理者保有個人情報を特定実施機関に譲り渡し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。

2 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 指定管理者は、その管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

[趣旨]

本条は指定管理者の義務等として、第 54 条に定めるもののほか必要な事項を定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

1 本項は、指定管理者が、指定を受けた期間を経過したとき又は指定を取り消されたときに、指定管理者保有個人情報を特定実施機関に譲り渡し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない義務を定めたものである。

2 「指定管理者の指定を受けた期間…が経過したとき」とは、指定管理者の指定を受けた期間が満了したときをいう。

(第 2 項関係)

本項は、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、業務に関して知り得た個人情報を漏えいし又は不当な目的に利用することを禁止することを定めたものである。

(第 3 項関係)

1 本項は、指定管理者がその管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報の取扱いに関して苦情の申出があった場合の指定管理者の責務について定めたものである。

2 本項の苦情は、指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報の取扱い全般にわたり、その申出者に制限はない。また、苦情の形式についても、書面、口頭を問わないものである。

3 「処理に努めなければならない」とは、必要に応じて調査等を実施し、申出者に対し説明を行うなど、苦情の内容に則した解決に努めなければならないことをいう。

[参照条文]

<指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第5 指定管理者保有個人情報の適正な取扱いの確保

第 56 条 指定管理者が取り扱う個人情報の保護に係る措置

(指定管理者が取り扱う個人情報の保護に係る措置)

第 56 条 公の施設の管理の業務に関し指定管理者と締結する協定等においては、指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正及び利用停止の実施並びに情報の提供の申出に対する処理の実施に関する指定管理者の義務その他指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めなければならない。

[趣旨]

本条は、協定等において、指定管理者保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施並びに情報の提供の申出に対する処理に関する指定管理者の義務等を規定することを定めたものである。

[解説]

- 1 「協定等」とは、協定のほか、契約や誓約をいう。
- 2 「その他指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項」とは、公の施設の管理の業務の内容や指定管理者保有個人情報の取扱い内容、方法等に応じた安全管理措置に関する事項など個人情報の保護に関し必要な事項をいう。

[参照条文]

<指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 6 協定書

第 57 条 指定管理者からの受託者等の義務

(指定管理者からの受託者等の義務)

第 57 条 第 15 条及び第 16 条の規定は、指定管理者からその管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報を取り扱う事務の全部若しくは一部の処理を受託している者若しくは受託していた者又はこれらの者が受託し、若しくは受託していた業務に従事している者若しくは従事していた者について準用する。この場合において、第 15 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定中「実施機関」とあるのは「特定実施機関」と読み替えるものとする。

[趣旨]

本条は、第 15 条及び第 16 条の規定は、指定管理者からその管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報を取り扱う事務の全部若しくは一部の処理を受託している者等について準用する旨を定めたものである。

[解説]

- 1 指定管理者保有個人情報を取り扱う事務の処理を委託すると、指定管理者が取り扱う個人情報が外部で処理されることになるため、指定管理者保有個人情報の保護を確保するため、受託している者若しくは受託していた者又はこれらの者が受託し、若しくは受託していた業務に従事している者若しくは従事していた者の義務を定めたものである。
- 2 「その管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報を取り扱う事務の全部もしくは一部の処理」とは、指定管理者が管理する公の施設の管理業務のうち、個人情報を取り扱う事務の全部若しくは一部の処理をいう。
- 3 「第 15 条及び第 16 条の規定は、……準用する」とは、第 15 条及び第 16 条の規定を借用し、適当な修正を加えて当てはめることをいう。
- 4 第 15 条の規定の読替えについて「特定実施機関」とは、特定実施機関が指定管理者からの受託者に承認することをいう。

[参照条文]

<指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 4 受託者に対する勧告及び公表

第 58 条 国又は他の地方公共団体との協力

(国又は他の地方公共団体との協力)

第 58 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

[趣旨]

本条は、国や他の地方公共団体と連携・協力するとともに、事業者の活動が市域を越えて展開される場合も多いことから、事業者の個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益の保護を図るために必要があると認める場合に、国や他の地方公共団体と相互に協力し、役割を分担しつつ実効性のある個人情報の保護を図ろうとするものである。

[解説]

- 1 「必要があると認めるとき」とは、個人の権利利益の保護を図るため、本市が国や他の地方公共団体に協力を求める必要がある場合、又は本市が国等からの協力の要請に応ずる必要がある場合をいう。
- 2 国に対する要請は、苦情の処理方法に関する相談や、個人情報の保護に関する情報の交換、提供等とする。
- 3 他の地方公共団体に対する要請は、当該地方公共団体の区域内に事業所を有する事業者に対する調査、不適正な取扱行為の是正指導のほか、個人情報の保護に関する情報の交換、提供等とする。
- 4 国又は他の地方公共団体から協力を要請された場合は、本市は、条例に基づく措置を講ずるものとする。

第4章 個人情報保護審議会

第59条 審議会の設置及び組織

(審議会の設置及び組織)

第59条 この条例及び大阪市特定個人情報保護条例(平成27年大阪市条例第89号)の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせ、及び報告に対して意見を述べさせるため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 審議会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 審議会の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

[趣旨]

本条は、市長の諮問機関として大阪市個人情報保護審議会を設置すること及び審議会の組織に関する基本的事項について定めたものである。

[解説]

1 大阪市個人情報保護審議会は、個人情報保護制度の運営に関する審議やこの条例の規定によりその権限に属するものとされた事項に関して審議を行わせるため、地方自治法上の附属機関(地方自治法第138条の4第3項)としてこの条例により設置されるものである。

2 第1項の「この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項」とは、次のとおりである。

(1) 個人情報の収集の制限に係る例外事項に関する事項(第6条第4項、第5項)

(2) 事務の目的の明示に係る例外事項に関する事項(第7条第2項)

(3) 個人情報を取り扱う事務の届出に関する事項(第8条第4項)

(4) 保有個人情報の電子計算機処理の制限に関する事項(第9条第1項、第3項、第4項)

(5) 保有個人情報の利用及び提供の制限に係る例外事項に関する事項(第10条第2項)

(6) 電子計算機の結合の制限に関する事項(第12条第2項)

(7) 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に係る審査請求の審査

に関する事項（第 45 条）

(8) 第三者に関する情報を含む情報の提供に関する事項（第 48 条第 3 項）

(9) 個人情報取扱指針に違反して個人情報を取り扱っている事業者名の公表等に関する事項（第 50 条第 3 項、第 51 条第 1 項、第 2 項）

なお、(1)から(8)までについては、指定管理者保有個人情報に関し、第 54 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定によりその例によることとされる場合を含むものである。（第 54 条（指定管理者に関する特例）の解説を参照）

3 「個人情報の保護に関する重要な事項」とは、個人情報保護制度運営上の基本的事項の改善その他制度の充実、強化を図るため必要な事項等をいう。

4 審議会は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する委員 10 人以内で組織することとされている。また、委員の任期は、2 年（再任可）であり、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とされている。

5 審議会の委員は、非常勤であるので、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号の特別職となり、同法第 4 条第 2 項の規定により、同法第 34 条第 1 項の守秘義務は適用されない。

しかしながら、審議会は、第 60 条第 1 項の規定により、非開示情報を含む保有個人情報が記録された公文書を直接見分するいわゆるインカメラ審理の権限を有しているので、本項において、審議会の委員に対し、守秘義務を課すこととしたものである。

なお、守秘義務違反については、第 78 条において罰則を設けている。

6 審議会は、審査請求についての調査審議を行うことから、審理の公正さに対する市民の信頼を確保するため、審議会の委員には、政治的中立性が求められる。第 7 項は、このような趣旨から、審議会の委員の政治運動等を制限することを定めたものである。

(1) 「政党その他の政治的団体」とは、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定する政治団体と同一の範囲のものをいう。

(2) 「政治運動」とは、地方公務員法第 36 条に規定する政治的行為に該当するものをいう。

[運用]

1 審議会の事務は、総務局において処理する。

2 審議会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、次条から第 66 条までの規定に定めるほか、第 67 条の規定により定める大阪市個人情報保護審議会規則（平成 7 年大阪市規則第 67 号。以下「審議会規則」という。）及び同規則の委任を受けて会長が定める大阪市個人情報保護審議会審議要領（以下「審議要領」という。）の定めるところによる。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により定めることとしている（審議会規則第 2 条第

1 項)。

4 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する権能を有する（審議会規則第2条第2項）。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員（会長代行）が、会長の職務を代行することとしている（審議会規則第2条第3項）。

6 審議会の会議は、会長が招集するものとし、定足数は、委員の半数以上である（審議会規則第3条第1項及び第2項）。

また、審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする（審議会規則第3条第3項）。

第 59 条の 2 部会

(部会)

第 59 条の 2 審議会は、その指名する委員 3 人以上をもって構成する部会に、前条第 1 項に規定する事項について調査審議させることができる。

[趣旨]

本条は、審議会の迅速かつ機動的な運用を図るため、第 59 条第 1 項に規定する事項について委員 3 人以上をもって構成する部会に調査審議させることができる旨を定めたものである。

[解説]

1 審議会が第 59 条第 1 項に規定する事項に関して審議を行う場合、それぞれの事案の複雑多岐にわたる検討項目を整理し、迅速な審理を実現するためには、少人数による部会を設置し、部会で調査審議を行うことが有効である。

そこで、本条は、部会制を導入することにより、審議会体制の充実を図り、上記の場合をはじめ第 59 条第 1 項に規定する事項に関して審理の迅速化を図ろうとするものである。

2 部会は、必置機関ではなく、第 59 条第 1 項に規定する事項の件数等を考慮して、必要があると認められるときには、審議会において 3 人以上の委員を指名して、部会を構成することができる趣旨である。

3 部会は、第 59 条第 1 項に規定する事項に限り調査審議できるのであり、同条第 2 項に規定する個人情報の保護に関する重要な事項については調査審議することができない。

[運用]

1 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名することとしている（審議会規則第 5 条第 1 項）。

2 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告することとしている（審議会規則第 5 条第 2 項）。

3 部会の会議は、部会長が招集するものとし、定足数は、当該部会に属する委員の半数以上である（審議会規則第 5 条第 3 項、第 3 条）。

また、部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによるものとする（審議会規則第 5 条第 3 項、第 3 条）。

4 審議会は、部会の議事が決されたときは、当該決議をもって審議会の決議とすることができる（審議会規則第 5 条第 4 項）。

第 60 条 審議会の調査権限

(審議会の調査権限)

第 60 条 審議会は、必要があると認めるときは、第 45 条（第 54 条第 4 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により諮問をした実施機関又は特定実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第 54 条第 4 項の規定によりその例によることとされる第 45 条の規定による訂正決定等若しくは利用停止決定等又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に係る事件に関する前 3 項の規定の適用については、第 1 項中「という。）」とあるのは「という。）を通じて指定管理者」と、第 2 項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁及び指定管理者」と、前項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁を通じて指定管理者」と、「審議会に」とあるのは「諮問庁を通じて審議会に」とする。

5 第 1 項及び第 3 項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人若しくは諮問庁（以下「審査請求人等」という。）又は指定管理者に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。この場合において、指定管理者に対する意見書又は資料の提出の求めは、諮問庁を通じて行うものとする。

[趣旨]

本条は、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報（以下「保有個人情報等」という。）に係る決定等に対する審査請求の審議に関し、審議会が諮問庁から独立した第三者性を有する機関として、公正かつ的確な判断を行うことができるように、実効性のある審理を進める上で必要な審議会の調査権限について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

1 審議会が諮問庁の開示・非開示の判断が適法、妥当かどうか、部分開示の範囲が適切か等を的確に判断するためには、実施機関から決定等に係る保有個人情報等を審議会に提出させ、審議会において当該保有個人情報等を実際に見分して調査審議することが極めて有効であることから、本項は、インカメラ審理を審議会の調査権限として明記したものである。

2 本項後段は、インカメラ審理の性質上、審議会に提出されている保有個人情報等については、何人も、審議会に対しその開示を求めることができないことを定めたものである。

3 「保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の提示」とは、保有個人情報等が記録されている公文書等の原本の提示のみならず、当該公文書等の写しの提出を含む趣旨である。

(第2項関係)

本項は、インカメラ審理の実効性を担保するため、審議会から、決定等に係る保有個人情報等の提出を求められたときは、諮問庁は、これを拒んではならないことを定めたものである。

(第3項関係)

1 本項は、審議会が、諮問庁に対し、保有個人情報等に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料（「ヴォーン・インデックス」という。）の作成、提出を求めることができる権限を有することを定めたものである。

審議に際し、特に、決定等に係る保有個人情報等が大量で、複数の非開示情報の規定が複雑に交錯するような事案にあつては、非開示部分と当該部分に適用された非開示情報の規定及びその理由等を一定の方式により分類、整理した資料を活用することが、事案の概要と論点を明確にし、効率的な調査審議を行うために、有効かつ適切である。

2 ヴォーン・インデックスの提出の求めに対しては、第2項のように諮問庁はこれを拒否することができない旨の規定が置かれていない。これは諮問庁の裁量に委ねる趣旨ではなく、そのような規定がなくとも、諮問庁には審査請求の審理に協力すべき義務を当然負っていることから、ヴォーン・インデックスの提出の求めに対して、諮問庁は、特段の合理的な理由がない限り、これに応じなければならない。

(第4項関係)

本項は、指定管理者保有個人情報に係る決定等又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求の審議において、審議会が、指定管理者に対し、諮問庁を通じて指定管理者保有個人情報の提示やヴォーン・インデックスの提出を求めることができると及び指定管理者は、指定管理者保有個人情報の提示を求められた場合には、諮問庁と同様にこれを拒んではならないことを明らかにしたものである。

(第5項関係)

本項は、インカメラ審理及びヴォーン・インデックスの作成、提出要求の各権限のほか、審査請求に係る事件に関し、審査請求人等又は指定管理者に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる権限が審議会に付与されていることを定めたものである。

なお、指定管理者に対する意見書等の提出の求めは、諮問庁を通じて行うものとする。

[運用]

- 1 諮問庁は、第1項の規定により、審議会から保有個人情報等の提示を求められたときは、総務局と協議の上、所定の期日までに、当該保有個人情報等の記録されている公文書等の原本を審議会に提示するか、又は当該公文書等の写しを所定の部数分作成し、これを審議会に提出しなければならない
なお、指定管理者にあつては諮問庁を通じて、協議、提出を行う。
- 2 諮問庁は、第3項の規定により、審議会からヴォーン・インデックスの提出を求められたときは、総務局と協議の上、所定の期日までに、所定の部数分作成し、これを審議会に提出しなければならないものとする。
なお、指定管理者にあつては諮問庁を通じて、協議、提出を行う。
- 3 審議会は、審査請求に係る事件の調査審議に関し必要があると認めるときは、第5項の規定により、審議会が定める相当の期間内に、諮問庁に対し決定等の理由等を記載した意見書の提出を、また、審査請求人又は参加人に対し諮問庁の提出した意見書に対する反論等を記載した意見書の提出を、それぞれ求めることができる。
- 4 審議会は、諮問庁から意見書が提出されたときは、当該意見書の写しを審査請求人又は参加人に送付し、審査請求人又は参加人から意見書が提出されたときは、当該意見書の写しを諮問庁に送付するものとする。
- 5 審議会は、審査請求人又は参加人が、定められた期間内に意見書又は資料の提出をしないときは、当該審査請求に係る事件の調査審議を速やかに終了し、諮問庁に対し答申を行うものとする。

第 61 条 意見の陳述等

(意見の陳述等)

- 第 61 条 審議会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 3 審議会は、その指定する相当の期間内に審査請求人等が口頭で意見を述べるできないときは、当該審査請求人等に対し、口頭で意見を述べる機会に代えて、相当の期間を定めて当該期間内に意見書を提出するよう求めることができる。

[趣旨]

本条は、審査請求人等に弁明、反論の機会を保障するため、口頭で意見を述べる機会を原則として与えるとともに、補佐人とともに出頭することができることを定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

- 1 審議会における審査請求に係る事件の審理については、職権に基づき、書面を中心として行われることになるが、審査請求人等の権利利益を保護するため、本項は、審査請求人等の申立てに基づき、口頭で意見を述べる機会を原則として与えることにより、審査請求人等の弁明、反論の機会を保障しようとしたものである。
- なお、「審査請求人等」には、諮問庁も含まれるので(第 60 条第 5 項)、諮問庁も決定等を行った理由等について、口頭意見陳述の申立てをすることができる。
- 2 本項ただし書は、例外的に、口頭で意見を述べる機会を付与しないことができることを定めたものである。
- 本項ただし書に該当する場合としては、審議会が審査請求人の主張を全面的に認める場合や、同一の保有個人情報等について、過去に審議会の答申が先例として確立しており、その後の諸般の事情の変化による答申変更の必要性が認められない場合などがある。

(第 2 項関係)

- 1 本項は、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができることを定めたものである。諮問庁には、その必要性が認められないので、補佐人とともに出頭することは認められない。
- 2 「審議会の許可」の趣旨は、審議会は、合理的な範囲で、出頭する補佐人の人数その他円滑な審理を実施する上で必要な制限又は条件を設定することができることを示している。

(第3項関係)

1 審査請求の当事者である審査請求人等は、審議会における迅速な審理に協力すべき義務を負っており、審理の著しい遅延を招くことのないように、病気その他特段の理由がない限り、口頭意見陳述に指定された期日を遵守しなければならない。

本項は、上記の考え方から、審議会が指定する相当の期間内に審査請求人等が口頭意見陳述を行うことができないときは、審議会は、当該審査請求人等に対し、口頭意見陳述に代えて、相当の期間を定めて当該期間内に意見書を提出するよう求めることができることを定めたものである。

2 「相当の期間」は、意見書を準備し、提出するため社会通念上必要と認められる期間をいう。

[運用]

審議会は、本条第2項の規定により補佐人の出頭を許可する場合に、特に必要があると認めるときを除き、審査請求人又は参加人及び当該審査請求の手續における代理人を含め、その人数を5人以内に制限することができる。

第 62 条 意見書等の提出

(意見書等の提出)

第 62 条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。
ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

[趣旨]

本条は、審査請求人等の権利利益を保護するため、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができることを定めたものである。

[解説]

1 審査請求人等は、攻撃防禦方法として、任意に、審議会に対し、意見書又は自己に有利な資料を提出することができる。

しかし、審議会の審理がほぼ終了した時期に、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたために、新たに争点整理をし、改めて審理し直すことは、迅速かつ円滑な審理の進行を阻害するものであり、適当でない。

そこで、本項ただし書は、審議会の職権により、意見書又は資料を提出すべき期間を定めることができるものとし、その場合は、指定された期間内にこれを提出しなければならないこととしたものである。

2 「相当の期間」は、意見書又は資料を準備し、提出するため社会通念上必要と認められる期間をいう。

3 本条ただし書の規定により相当の期間内に意見書又は資料を提出するよう求められた審査請求人等が、指定された期間内に意見書又は資料を提出しないときは、本条に基づき、意見書又は資料を提出することができなくなる。

[運用]

1 処分庁である実施機関による意見書（以下「弁明書」という。）の作成に際しての記載事項等

(1) 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求に対する弁明書

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求に対する弁明書には、「処分内容及び理由」を記載しなければならない（行政不服審査法第 29 条第 3 項参照）。これは、審査請求人や参加人が処分庁である実施機関の主張に対して有効かつ適切な反論をするために必要であるからである。

この趣旨に照らし、弁明書の記載の程度は、抽象的・一般的なものでは不十分である。

また、審議会が当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等が違法又は不当でないかを判断するためにも必要なものであり、審議会が開示決定等、訂正決定等又は

利用停止決定等の内容及び理由を明確に認識し得るよう、根拠規定やその内容を明示する。

(2) 開示請求等に係る不作為についての審査請求に対する弁明書

開示請求等に係る不作為についての審査請求に対する弁明書には、「処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由」を記載しなければならない（行政不服審査法第29条第3項参照）。

「処分をしていない理由」の記載に当たっては、当該請求がどのような処理の段階にあるかといった審査の進行状況を明示し、審査に時間を要する事情がある場合にはその事情を明らかにするなど、処分をするまでに至っていない原因となる事実を記載する必要がある。このため、「業務の輻輳による遅延」といった抽象的な記載は適当でない。

「予定される処分の時期」とは、審査請求人及び参加人へ弁明書を送付する時点における時間的な観点からの予定時期であることから、「未定」等の予定時期を示さない記載は可能な限り避けるべきである。

「予定される処分の内容及び理由」とは、審査請求人及び参加人へ弁明書を送付する時点において予定されている処分の内容及び理由であり、処分についての審査請求についての弁明書における「処分の内容及び理由」と同様に、審議会が予定される処分の内容及び理由を明確に認識し得るものであることが必要であるが、未だ処分をしていない段階であるため、審査の進行状況等によっては、具体的に記載することが困難な場合も考えられる。このような場合は、その時点でできる限り具体的な記載をすることが求められるが、状況により「内容及び理由」を明示できない場合は、これを明示できない理由を記載する必要がある。

2 審査請求人等への弁明書の送付等

(1) 主管担当等は、弁明書を作成したときは、審査請求人及び参加人へ当該弁明書を送付（上級庁に対する審査請求にあつては総務局を通じて送付）しなければならない（行政不服審査法第29条第1項又は第5項参照）。なお、本条の規定に基づき、審議会に対しても弁明書を提出することができる。

(2) 主管担当等（上級庁に対する審査請求にあつては行政課）は、審査請求人又は参加人から意見書や資料、弁明書に対する反論書の提出を受けたときは、提出者以外の審査請求人及び参加人に当該意見書又は反論書の写しを送付しなければならない（行政不服審査法第30条第3項参照）。なお、審査請求人又は参加人から行政課に対し上級庁に対する審査請求に係る意見書、資料又は反論書の提出があつたときは、当該写しを行政課から処分庁にも送付するものとする。

第 63 条 委員による調査手続

(委員による調査手続)

第 63 条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 60 条第 1 項 (同条第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定により提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を閲覧させ、同条第 5 項の規定による調査をさせ、又は第 61 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同条第 3 項の規定により当該意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。

[趣旨]

本条は、審議会が審査請求に係る案件の調査審議を行うに当たり、案件の実情に即した効率的な審理を実施するため、その指名する委員に審議会が行う調査手続の一部を行わせることができる旨を定めたものである。

[解説]

1 本条は、審議会の指名する委員に審議会が行う調査手続の一部を行わせることができることを定めたものである。

審査請求人又は参加人が遠隔地に居住している場合など当該請求人等の状況によっては、審議会に出席することが困難なこともあり得る。また、多忙な審議会委員の日程調整が困難な場合に、緊急に調査手続を実施する必要があるときなど、委員を指名して、その委員に当該手続を行わせることが合理的であることから、本条を設けるものである。

2 本条の規定により、委員を指名して、その委員に行わせることができる調査手続は、次に掲げるとおりである。

- (1) インカメラ審理において諮問庁から提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を閲覧させること (第 60 条第 1 項)
- (2) 審査請求人等に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすること (第 60 条第 5 項)
- (3) 審査請求人等の意見の陳述を聴かせること (第 61 条第 1 項本文)
- (4) 意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させること (第 61 条第 3 項)

[運用]

本条の規定により審議会から指名された委員が、閲覧、調査、陳述の聴取等を行ったときは、その結果を速やかに審議会に報告するものとする。

第 64 条 提出資料の写しの送付等

(提出資料の写しの送付等)

第 64 条 審議会は、第 60 条第 3 項（同条第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第 5 項、第 61 条第 3 項又は第 62 条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第 5 項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の交付。以下この条において同じ。）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

3 審議会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審議会は、第 2 項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

5 第 2 項の規定により審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付）に要する費用を負担しなければならない。

[趣旨]

本条は、審査請求人等が有効に弁明、反論を行うことができるように、審議会に提出された意見書又は資料を、審議会が双方の当事者（提出者を除く。）に送付すること、また、審査請求人等が他の審査請求人等から審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができることを定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

1 審査請求人等が有効に弁明、反論を行うためには、他の審査請求人等が審議会に提出した意見書や資料の内容を知る必要がある。また、審議会としても双方の当事者（提出者を除く。）に意見書や資料の写しを送付することにより、それに対する弁明や反論の機会を付与することができるとともに、公平で円滑な審理を実施することができる。

このような観点から、本項は、審議会が審査請求人等から提出された意見書又は資料

の写しを双方の当事者（提出者を除く。）に送付することを規定したものである。

- 2 「第 60 条第 3 項（同条第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第 5 項、第 61 条第 3 項又は第 62 条の規定による意見書又は資料」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 第 60 条第 3 項の規定により審議会が諮問庁に作成、提出を求めた資料（諮問庁を通じて指定管理者に求めたものを含む。）
 - (2) 第 60 条第 5 項の規定により審議会が審査請求人等又は指定管理者に提出を求めた意見書又は資料
 - (3) 第 61 条第 3 項の規定により審査請求人等が審議会に提出した意見書
 - (4) 第 62 条の規定により審査請求人等が審議会に提出した意見書又は資料
- 3 「電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。」とは、電子計算機（パーソナルコンピュータ等、デジタル回路により構成されたプログラム内蔵方式による電子式情報処理機械を指す。条例第 2 条[解説]〈電子計算機処理〉参照）で取り扱うことができるものに限ることを意味する。したがって、録音テープや録画テープは含まれない。なお、審議会の庶務を行う総務局が保有する電子計算機により情報処理を行うことができない電磁的記録はこれに含まれない。
- 4 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、審議会に提出された意見書又は資料に、審査請求人等以外の個人又は法人等に関する情報が記録されており、当該意見書又は資料の写しを送付することにより、当該個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがある場合をいう。
- 5 「その他正当な理由があるとき」とは、審議会に提出された意見書又は資料の写しを送付することにより、本市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等をいう。なお、仮に、資料等に開示決定等に係る保有個人情報等が記録されている公文書等が含まれていても、当該保有個人情報等の開示の是非が争われているのであり、審議会から当該保有個人情報等を送付することができないのは当然である。

(第 2 項関係)

- 1 本項は、審査請求人等が審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができることとしたものである。

なお、仮に、資料等に開示決定等に係る保有個人情報等が記録されている公文書等が含まれていても、当該保有個人情報等の開示の是非が、争われているのであり、当該保有個人情報等の閲覧又は写しの交付を求めることができないのは当然である。
- 2 「審議会が定める方法」とは、審議会の会長が審議要領により規定する方法をいう。
- 3 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、審議会に提出された意見

書又は資料に、審査請求人等以外の個人又は法人等に関する情報が記録されており、当該意見書又は資料を送付し、又は閲覧若しくは写しの交付を認めることにより、当該個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがある場合をいう。

4 「その他正当な理由があるとき」とは、審議会に提出された意見書又は資料を送付し、又は閲覧若しくは写しの交付を認めることにより、本市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等をいう。

5 本項ただし書の規定により閲覧又は写しの交付を拒否された審査請求人等は、審議会が行った当該拒否決定に対して審査請求を提起することはできない。

これは、審議会が行う審査請求の審議手続における中間的・付随的な処分を争わせることによって審議手続が遅延することの不利益を考慮し、このような中間的・付随的な処分を争わなくとも、最終的には、審議会の答申に基づく諮問庁の裁決を争うことができるからである。

(第3項関係)

本項は、審議会が審査請求人等に対し、審議会に提出された意見書又は資料を送付し、又は閲覧させ若しくは写しを交付しようとする場合には、提出した審査請求人等にあらかじめ当該意見書又は資料を送付し又は閲覧させ若しくは写しの交付することについて意見を聴かなければならないことを定めたものである。なお、審査請求人等から審議会にあった当該意見については、意見書又は資料を送付し又は閲覧させ若しくは写しを交付することについて同意権を与えたものではなく、審議会は、その意見に拘束されるものではない。

(第4項関係)

本項は、審査請求人等から第2項に基づき審議会に提出された意見書又は資料について閲覧又は写しの交付を求められた場合において、審議会が当該閲覧又は写しの交付を実施する場合には、実施する日時及び場所を指定することができることとしたものである。

(第5項関係)

1 本項は、審議会に提出された意見書又は資料の写しの作成及び送付に要する費用については、受益者負担の観点から、意見書又は資料の写しの交付を受けるものの負担とすることとしたものである。

2 本項に規定する費用は、前納しなければならない。また、写しの送付に要する費用については、郵送に要する切手の提出を求める等の方法による。

[運用]

1 審査請求人等は、第2項の規定により、審議会に提出された意見書（その写しが既に当該審査請求人等に送付されている場合を除く。）又は資料の閲覧又は写しの交付を請求しようとするときは、審議会提出資料閲覧・写しの交付請求書を審議会に提出しなけ

ればならない。

2 審議会は、審査請求人等から審議会提出資料閲覧・写しの交付請求書が提出されたときは、速やかに閲覧又は写しの交付の諾否を決定し、次の区分により、当該審査請求人等に通知するものとする。

(1) 閲覧又は写しの交付の請求の全部を認めるとき 審議会提出資料閲覧・写しの交付承諾通知書

(2) 閲覧又は写しの交付の請求の一部を認めるとき 審議会提出資料閲覧・写しの交付一部承諾通知書

(3) 閲覧又は写しの交付の請求を認めないとき 審議会提出資料閲覧・写しの交付不承諾通知書

3 審議会は、閲覧又は写しの交付の請求の全部又は一部を承諾しようとする場合において、当該請求に係る意見書又は資料に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

4 写しの作成に要する費用の額は、次表のとおりである。

種類	区分		費用の額		備考
			単位	単価	
文書及び図画	複写機により複写したものの写し	単色刷り	1枚	10円	片面に複写したものの写しの場合
		多色刷り	1枚	50円	
電磁的記録	用紙に出力したものの写し	単色刷り	1枚	10円	
		多色刷り	1枚	50円	

(1) 複写機により複写したものの写し又は用紙に出力したものの写しを用紙の両面に作成する場合については、2枚として計算する。

(2) 複写機により複写したものの写し又は用紙への出力による写しの作成については、原則として日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。

[関係規則及び要綱]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第24条（費用の納付時期）

第 65 条 調査審議手続の非公開

(調査審議手続の非公開)

第 65 条 審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第 59 条第 2 項の規定による調査審議の手続のうち個人情報保護制度の運営に係る事項については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。

[趣旨]

本条は、審議会の会議の公開に関し、個人情報保護制度の運営に関する重要事項の調査審議の手続については原則として公開して行い、その他の調査審議の手続については、公開しないことを定めたものである。

[解説]

1 審査請求に係る案件の調査審議の手続については、紛争当事者である審査請求人や参加人等の権利利益に関わる情報のほか、特定の個人のプライバシーや、法人等の経営上の秘密等に関わる情報が審議過程で明らかにされるのが通常であり、インカメラ審理により決定等に係る保有個人情報等を実際に見分して調査審議することを踏まえれば、その手続は公開になじまないものである。

そこで、本条本文は、これらの調査審議の手続を公開しないことを定めたものである。

2 一方、制度のあり方に関する検討など個人情報保護制度の運営に関する重要事項の調査審議の手続については、1 に述べたような支障はなく、むしろ、審議経過等を市民に公開することの必要性が高い。

そこで、本条ただし書は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項の調査審議の手続については、特段の支障がない限り、公開して行うものとすることを定めたものである。

3 「審議会の行う調査審議の手続」には、審査請求人等の口頭意見陳述の手続も含まれる。

[運用]

本条ただし書の規定により、審議会の会議を公開して調査審議の手続を行う場合は、「審議会等の設置及び運営に関する指針」（平成 13 年 3 月 14 日市長決裁）の定めるところによる。

第 66 条 答申書の送付等

(答申書の送付等)

第 66 条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

[趣旨]

本条は、審議会としての説明責務を果たす観点から、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表することを定めたものである。

[解説]

1 審議会の答申は、当然のことながら、諮問をした実施機関に対して行われるものであり、審査請求人及び参加人に対しては、実施機関が答申を尊重して裁決を行うことになっている。

しかし、それでは審査請求人及び参加人は、自己の審査請求の結果に大きな影響を及ぼす審議会の答申の内容を、迅速かつ正確に知り得ないこととなる。

本条は、審査請求人及び参加人に対する答申書の写しの送付及び答申の内容の公表を明記したものである。

2 公表の対象を「答申書」とせずに、「答申の内容」としている趣旨は、答申書には、個人の住所、氏名その他公表することが適当でない事項が記載されている場合があるので、そのような部分を除いた内容を公表することとしたものである。

[運用]

1 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、速やかに郵送等により答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

2 答申の内容の公表は、答申の概要及び答申書の写し（個人の住所、氏名その他公表することが適当でない部分を除いた書面）を作成し、報道機関への提供及びホームページでの公表の方法により行うものとする。

第 67 条 委任

(委任)

第 67 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し必要な事項は、市規則で定める。

[趣旨]

本条は、この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し必要な事項について、規則によることを定めたものである。

[解説]

本条の委任を受けて、審議会規則が定められており、さらに審議会規則の委任を受けて、審議要領が定められている。

第5章 補足

第68条 手数料等

(手数料等)

第68条 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求若しくは第48条の規定による申出又は指定管理者保有個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。

2 この条例（第64条第2項を除く。）の規定により公文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして市規則で定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして市規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

[趣旨]

本条は、保有個人情報等の開示請求等の手数料を無料とすること及び公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

本項は、何人に対しても、自己の保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求する権利を保障する条例の趣旨、目的を踏まえて、この条例に基づく保有個人情報等の開示請求等又は情報の提供の申出に係る手数料を無料とすることを明記したものである。

(第2項関係)

1 本項は、受益者負担の観点から、公文書の写しの作成及び送付（電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして市規則で定めるものを含む。）に要する費用について、公文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして市規則で定める方法を含む。）を受ける者の負担とすることとしたものである。

2 本項に規定する費用は、前納しなければならない。また、写しの送付に要する費用については、郵送に要する切手の提出を求める等の方法による。

[運用]

写しの作成に要する費用の額は、次表のとおりである。

種類	区分		費用の額		備考
			単位	単価	
文書及び図画	複写機により複写したものの写し	単色刷り	1枚	10円	片面に複写したものの写しの場合
		多色刷り	1枚	50円	
電磁的記録	用紙に出力したものの	単色刷り	1面	10円	

写し	多色刷り	1面	50円	
録音カセットテープ		1巻	210円	120分まで
ビデオカセットテープ（VHS方式）		1巻	350円	120分まで
フロッピーディスク（2HD）		1枚	70円	
光ディスク（CD-R700メガバイトのもの）		1枚	90円	
光ディスク（DVD-R4.7ギガバイトのもの）		1枚	120円	

- (1) 複写機により複写したものの写し又は用紙に出力したものの写しを用紙の両面に作成する場合については、2枚として計算する。
- (2) 複写機により複写したものの写し又は用紙に出力したものの写しの作成については、原則として日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。

[関係規則及び要綱]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第24条（費用の納付時期）

第 69 条 苦情の処理

(苦情の処理)

第 69 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講ずるために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。

[趣旨]

本条は、実施機関や事業者が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があった場合の実施機関及び市長の責務について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

1 本項は、実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられた場合の実施機関の責務を明らかにしたものである。

2 本項の苦情は、実施機関が行う個人情報の取扱い全般にわたり、その申出者に制限はない。また、苦情の形式についても、書面、口頭を問わない。

3 「処理に努めなければならない」とは、必要に応じて調査等を実施し、申出者に対し説明を行うなど、苦情の内容に即した解決に努めなければならないことをいう。

(第 2 項関係)

1 本項は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して、事業者と本人との間に生じた苦情処理に関する市長の責務を明らかにしたものである。

市民が、事業者の個人情報の取扱いにより権利利益が侵害されたと感じたり、当事者間で問題が解決されない場合等において、事業分野を問わず苦情の申出ができる窓口を設置し、適切かつ迅速に処理されるよう、必要な措置を講ずるよう努めることを定めている。

2 「あっせんその他必要な措置」とは、あっせんのほか助言、指導、情報提供等をいう。

(第 3 項関係)

1 本項は、第 2 項の規定による措置を講ずるために、必要に応じて事業者等に対し、説明又は資料の提出を要請することができることを定めたものである。

2 「事業者その他の関係者」とは、苦情の対象とされる事業者だけではなく、その他関係する事業者、個人等も含む趣旨である。

第 70 条 市長の調整

(市長の調整)

第 70 条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言することができる。

[趣旨]

本条は、個人情報の取扱いに関し、市長が必要な調整を行うことができることを定めたものである。

[解説]

市長は、個人情報保護制度の統一的な運用を行うために、他の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関して、必要な報告を求め、又は助言することができる。これに関する事務は、総務局において行う。

第 71 条 適用除外等

(適用除外等)

第 71 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 52 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に係る個人情報
 - (2) 統計法第 24 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた同法第 2 条第 5 項に規定する統計調査に係る同条第 11 項に規定する調査票情報に含まれる個人情報
 - (3) 図書館その他図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報
- 2 第 2 章第 2 節（第 54 条第 2 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第 3 節（同条第 4 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第 4 節（同条第 2 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の遂行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報又は指定管理者保有個人情報（当該裁判、処分若しくは遂行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。
- 3 第 6 条第 4 項及び第 5 項（第 9 条第 4 項、第 10 条第 2 項及び第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条並びに第 9 条第 1 項から第 3 項まで（審議会の意見聴取に関する部分に限る。）の規定は、人事、給与、服務、福利厚生その他の本市の職員に関する事務のために取り扱う個人情報については、適用しない。
- 4 保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止について、法令等（大阪市情報公開条例及び大阪市会情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 24 号）を除く。）に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、その定めるところによる。ただし、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示をすることができる期間又は方法等が限られている場合において、当該法令等が異なる期間又は方法等による保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示を禁止する趣旨でないと認められるときは、この限りでない。
- 5 保有個人情報又は指定管理者保有個人情報（大阪市情報公開条例第 7 条に規定する非公開情報を専ら記録する公文書（指定管理者保有個人情報にあつては、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であつて、当該従事者が当該業務に関して組織的に用いるものとして当該指定管理者が保有しているもの（出版物を除く。））に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用の目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 2 章（第 2 節及び第 4 節に限る。）（第 54 条第 2 項の規定によりその例に

よることとされる場合を含む。)の規定の適用については、実施機関又は指定管理者に保有されていないものとみなす。

[趣旨]

本条は、他の法令等の規定により定められた個人情報の取扱い、保有個人情報等の開示、訂正又は利用停止の制度や図書館等の施設における一般利用等との調整規定として、これらの場合における本条例の適用関係を定めるとともに、検索することが著しく困難である保有個人情報等の取扱いについて定めるものである。

[解説]

(第1項関係)

1 第1号及び第2号は、統計法において所要の措置を講じることとされている統計調査等に係る個人情報については、この条例を適用しないこととしたものである。

統計調査に関する個人情報は、統計処理され個人が識別されない形で使用されることを前提としていること、また、統計上の目的以外での利用が厳しく制限されているなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が統計法等において整備されていること等から、この条例を適用しないこととしたものである。

2 第3号は、図書館等の施設において、閲覧、貸出し等一般の利用に供するために管理している図書等に記録されている著者名等の個人情報については、これらの図書等に関し、当該施設の目的に応じた管理方法や閲覧、貸出し等の利用の手続が定められていることから、この条例を適用しないこととしたものである。

なお、公文書館に収蔵されている公文書等(ただし、公文書館行政刊行物等管理要綱第2条第4号に規定する行政刊行物をいい、大阪市公文書管理条例第2条第6項に規定する特定歴史公文書等を除く。)に記録されている保有個人情報については、大阪市公文書館条例第4条の規定により、利用の手続が定められていることから、この条例を適用しない。

3 「施設」とは、博物館、公文書館、市民情報プラザなどのように、図書、資料、刊行物等を一般の閲覧に供することを事務又は事業として行っている施設をいう。

(第2項関係)

1 本項は、刑事事件等に係る裁判や、刑の執行等に係る保有個人情報等については、開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出に係る規定を適用しないことを定めたものである。

これらの保有個人情報等は、個人の前科、逮捕歴等(少年事件にあっては当該少年の前歴等)を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになることから、当該開示を受けた保有個人情報等を前科の有無等の確認、証明に流用するなどして、社会復帰や更生保護上問題が生じ、当該個人の不利益になるおそれが否定できない。

したがって、これらの保有個人情報等について、開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出の対象外とすることとしたものである。

- 2 「更生緊急保護」とは、犯罪者予防更正法（昭和 25 年法律第 142 号）第 48 条の 2 第 1 項の規定に基づく応急的保護措置をいい、「恩赦」とは、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権をいう。いずれもその対象者の範囲は、前科を有する者等に限定されていることから、適用除外としたものである。

（第 3 項関係）

- 1 本項は、本市の職員の人事、給与、服務、福利厚生等に関する事務のために取り扱う個人情報については、審議会の意見聴取や報告の手続、個人情報取扱事務の届出に関する規定を適用しないことを定めたものである。なお、当該情報には、職員の被扶養者及び遺族に関する情報を含む。

これらの個人情報については、もっぱら市の内部管理事務に関するものであり、その存在又は利用方法等も一般的に当事者たる職員に了知されていることから、これらの規定の適用を除外したものである。

- 2 本市の職員には、本市を退職、失職及び免職により離職した者を含むものである。

（第 4 項関係）

- 1 本項本文は、保有個人情報等の開示、訂正又は利用停止について他の法令等の定めがあるときは、当該法令等の定めに従い、開示、訂正又は利用停止を行うことが適当であることから、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

なお、公文書館に収蔵されている特定歴史公文書等（大阪市公文書管理条例第 2 条第 6 項に規定する特定歴史公文書等をいう。）に記録されている保有個人情報については、大阪市公文書管理条例第 17 条の規定により、「特定歴史公文書等の利用請求制度」に基づく利用請求が可能であるため、この条例の規定を適用しない。

- 2 本項ただし書は、他の法令等の規定により保有個人情報等の開示について定められていたとしても、保有個人情報等の開示を受けることができる期間が限られていたり、その方法がコピーを認めず、閲覧だけに限定されている場合などにおいては、当該法令等の趣旨、目的、規定の文言等の解釈からして、異なる期間又は方法等による保有個人情報等の開示を禁止する趣旨でないと認められるときは、この条例の規定を並行して適用することを定めたものである。

なお、保有個人情報等の訂正又は利用停止については、それぞれの法の趣旨に基づき必要かつ体系的な制度が設けられており、これらについて条例に基づく訂正又は利用停止を認めることは必要性が乏しいのみならず、これらの保有個人情報等に係る他の法令等の趣旨を損なうこととなるため、条例の規定を並行的に適用することは認められないものである。

3 不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）等法律の規定により個人情報法の規定を適用しないこととされている保有個人情報等にあつては、一般的な保有個人情報等と異なり、独自の完結した体系的な開示制度の下にある。これらの保有個人情報等が記録されている公文書等について認証のない写しの交付を認めることは、制度の趣旨を損なうことから本項ただし書の規定に基づく開示は許されない。

（第 5 項関係）

1 本項は、同一の利用の目的に係る保有個人情報等を分類、整理しないまま著しく大量に保有している場合に、検索することが著しく困難であるものについては、開示請求等又は情報の提供の申出の規定の適用に際して、実施機関等に保有されていないものとみなすことを定めたものである。

例えば、大量の記名式アンケートを無作為に回収した場合のように、分類・整理されるまでの間に開示請求があつた場合などが考えられる。これらは、いずれも整理されることが予定されているものであり、整理された段階で開示請求等又は情報の提供の申出の対象となる。

2 なお、本項の規定により保有されていないものとみなして非開示決定、訂正不承認決定又は利用停止不承認決定が行われた場合は、当該保有個人情報等の本人は、当該決定等に対して、審査請求及び取消訴訟を提起することができる。

第 72 条 運用状況の公表

(運用状況の公表)

第 72 条 市長は、毎年 1 回、この条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

[趣旨]

本条は、個人情報保護制度の運用状況の公表について定めたものである。

[解説]

- 1 個人情報保護制度の適正な運用を確保するため、各実施機関における運用状況を市長が取りまとめ公表する。
- 2 「この条例の運用の状況」とは、各実施機関における個人情報を取り扱う事務の件数や保有個人情報等の開示請求等の件数、決定の種類別件数、審査請求の件数等の状況をいう。

[運用]

運用状況の公表は、毎年 1 回、前年度の運用状況を大阪市公報に掲載することにより行う。

[関係規則及び要綱]

<大阪市個人情報保護条例施行規則>

第 25 条 (運用状況の公表)

第73条 施行の細目

(施行の細目)

第73条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

[趣旨]

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を市規則で定めることを明らかにしたものである。

[解説]

- 1 本条は、この条例の施行の細目を市規則で定めることとしたものである。
- 2 本条は、この条例の施行の細目の委任に関する一般規定であるから、個別の条文に市長への委任規定がある場合は、当該規定が優先する。

第6章 罰則

第74条 罰則①

第74条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第15条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物であって個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

[趣旨]

本条は、実施機関の職員等が正当な理由なく、電子計算機処理された保有個人情報を含む情報の集合物であって、個人の秘密に属する事項が記録されたものを提供することを処罰するものである。

[解説]

1 実施機関において個人の秘密を含む保有個人情報を取り扱うことは、適正な事務又は事業の遂行、市民に対する行政サービスの提供に不可欠である。

一方、近年、情報化が急速に進展する中で、電子計算機処理された個人情報の漏えいは、その複製、加工等の容易性から、個人の権利利益の侵害の危険性を一層増大させるのみならず、本市における個人情報の電子計算機処理に対する信頼を著しく損なうものである。

このため、本条は、正当な理由なく、電子計算機処理された保有個人情報を含む情報の集合物であって、個人の秘密に属する事項が記録されたものを提供した者に対し、一般的な守秘義務違反の罪（地方公務員法第60条）に加重して、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することを定めたものである。

2 「実施機関の職員若しくは職員であった者又は第15条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者」とは、第3条第4項又は第15条第2項において、個人情報の適正な取扱いに関する義務を課している者をいう。

なお、受託業務の一部を第三者に再委託した場合において、実施機関がこれを了承しており、再委託先においても実施機関の事務であることを認識している場合にあっては、実施機関から直接委託を受けた場合と同様に、再委託先の業務の従事者にも本条が適用されると解される。

なお、「職員であった者」及び「従事していた者」をも処罰の対象とするのは、当該電子計算機処理された個人情報の集合物の要保護性は、離職し、あるいは業務に従事しなくなった場合においても何ら変わることがないことによる。

3 本罪は「正当な理由がないのに」提供したことを要件として成立するので、第10条第1項各号の規定に基づく場合等正当な理由があるときは、本罪を構成しない。

- 4 「体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物」とは、一定の基準に基づいて集められた保有個人情報その他の情報の集合物をいい、データベースや電子計算機処理に係る電磁的記録など、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されているものをいう。
- 5 「個人の秘密」とは、個人に関する一般には知られていない事実であって、他に知られないことに相当の利益を有するものをいい、非公知性及び秘匿の必要性の両方の要素を具備しているものをいう。
- 6 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」とは、組織的に保有している当該電子計算機処理された保有個人情報の集合物自体だけでなく、それらから複製又は加工されたものも、本罪の対象となることを明確にするものである。
「複製」とは、データベースをダウンロードして自己所有の光磁気ディスクに複写すること等が想定され、「加工」とは、データベースの内容に変更を加え、データを並べ替えることや、選択的に抽出することなどが想定される。
- 7 「提供」とは、当該電子計算機処理された個人情報等の集合物を第三者が利用できる状態に置く行為をいい、ネットワークを通じた提供や、記録媒体による提供が考えられる。また、パスワード等を第三者に知らせてシステムを直接操作させることや、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態にあれば不作為によることも含まれる。
- 8 本条の罪の典型例としては、職員（又は受託業務の従事者）が、個人の秘密が記録されているデータベースをフロッピーディスク等の記録媒体に複写し、不正に譲渡した場合などが考えられる。

第 75 条 罰則②

第 75 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

[趣旨]

本条は、実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰するものである。

[解説]

- 1 保有個人情報は、専ら本市の事務又は事業の遂行に用いるためのものであり、適正な管理の下で保有することとしている。このような保有個人情報を職員等が自己又は第三者の利益のために不正に利用することは、当該保有個人情報が本人の予期し得ない状況で流通し、悪用されるなど、個人の権利利益の侵害の可能性や不安感を増大させるとともに、本市における個人情報の取扱いに対する市民の信頼を著しく損なうものである。
よって、本条は、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し又は盗用した者に対し、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することを定めたものである。
- 2 「業務」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。
- 3 「保有個人情報」とは、すべての保有個人情報をいい、個人の秘密であるか否か、電子計算機処理されているか否か等の内容、形態を問わないものである。
- 4 「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」の趣旨は、本罪の対象が保有個人情報と広いことから、提供行為のうち、当罰性の高い「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で」行われるものに限定したものである。
「提供」とは、第 74 条と同様に、保有個人情報を第三者が利用できる状態に置く行為をいい、保有個人情報が記録されている公文書自体の提供に限らない。(第 74 条(罰則①)の解説を参照)
「盗用」とは、不法に利用することをいい、提供と異なり、保有個人情報の内容が記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。
- 5 本条の罪の典型例としては、職員(又は受託業務の従事者)が、その業務に関して知り得た氏名、住所、電話番号等の情報が記載された名簿を名簿業者に売却した場合や、退職後に自己の起業に利用した場合などが考えられる。

第 76 条 罰則③

第 76 条 前 2 条の規定は、第 54 条第 1 項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者について準用する。この場合において、前 2 条中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と読み替えるものとする。

[趣旨]

本条は、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者等について、第 74 条及び第 75 条に規定する罰則の対象とすることを定めたのである。

[解説]

指定管理者は、公の施設の管理に伴い取得した個人情報を取り扱っており、その業務の公共性にかんがみて、一般の事業者よりも厳正な個人情報の取扱いを徹底することが要請される。その趣旨を踏まえて、第 55 条第 2 項の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者等に対しても、実施機関の職員等と同様に、個人情報の適正な取扱いに関する義務を課しているところである。

第 74 条及び第 75 条において、受託業務に従事している者若しくは従事していた者をも罰則の対象としているのは、これらの者が当該各条に抵触する行為をした場合、実施機関の職員等がした場合と同様に、公務の適正とこれに対する市民の信頼を損なうことになるからであり、本条は、これらを踏まえ、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者について、第 74 条及び第 75 条の規定を準用することとし、電子計算機処理された指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって個人の秘密に属する事項が記録されたものの漏えいや指定管理者保有個人情報の不正提供等に対し、同様の罰則を科すことを定めたものである。

第 77 条 罰則④

第 77 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

[趣旨]

本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰するものである。

[解説]

1 実施機関は、第 6 条の定めるところにより、適正かつ公正な手段により個人情報収集することを義務付けられており、市民が実施機関、すなわち実施機関の職員による個人情報の収集に応じるのは、当該個人情報に事務又は事業の適正な遂行に必要であるとの認識に基づくものである。とりわけ、個人の秘密に関する個人情報の収集については、実施機関に対する市民の信頼が前提となっている。

しかるに、実施機関の職員がその職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密を含む個人情報収集する行為は、当該個人の秘密を侵すのみならず、市民の信頼を損ない、ひいては本市の事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本条は、職権を濫用して個人の秘密を収集した者に対し、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとしたものである。

2 「実施機関の職員」については、実施機関等の責務（第 3 条）の解説を参照すること。なお、本条は職権の濫用を要件としていることから、受託業務の従事者等を対象としていない。

3 「職権を濫用して…収集」とは、公務員が一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集を行うことをいう。

4 本条の「収集」とは、文書、図画又は電磁的記録を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいい、この点第 6 条に規定する「収集」と異なるものである。文書等を自己の所有に移すことが必要であり、単に読み又は見ること含まない。また、人から収集する場合及び人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。

5 「専らその職務の用以外の用に供する目的で」とは、収集の主目的が、当該職員の担当する職務以外に使用する目的であることをいう。

本罪の対象となるには、このような目的をもって収集することが必要であり、例えば、偶然、職務遂行の過程で認知したり、公文書を閲覧して知ることとなった個人の秘密について、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても本罪の対象とはな

らない。

6 「個人の秘密」については、第74条（罰則①）の解説を参照すること。

7 本条の罪の典型例としては、実施機関の職員が、個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他人の健康診断結果を入手する場合などが考えられる。

第 78 条 罰則⑤

第 78 条 第 59 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

[趣旨]

本条は、審議会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

[解説]

審議会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法第 34 条第 1 項に規定する守秘義務の対象にならない。このため、本条例第 59 条第 6 項において、委員の守秘義務を規定しているところ、当該規定に違反した場合には刑罰を科すことにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

よって、本条は、第 59 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者に対し、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することを定めたものである。

第79条 罰則⑥

第79条 第74条から前条までの規定は、本市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

[趣旨]

本条は、第74条から第78条までの罪について、本市外で犯した者についても適用することを定めたものである。

[解説]

本条は、市域外で起こった保有個人情報等の漏えい等について、第74条から第78条までの規定を適用することを明らかにしたものである。

当該保有個人情報等の漏えいや不正提供等により損なわれる個人のプライバシーに代表される権利利益は、当該行為が市域内で行われたものであるか否かにより何ら変わらないことによる。

第 80 条 罰則⑦

第 80 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

[趣旨]

本条は、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すことを定めたものである。

[解説]

- 1 本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処することを定めたものである。
- 2 「偽りその他不正の手段」とは、保有個人情報の開示を受ける手段で、真実でない、又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人に成りすまして他人の保有個人情報の開示を受けることなどが考えられる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
(大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例の廃止)
- 2 大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例（昭和 63 年大阪市条例第 13 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理若しくはこれに係る電子計算機の結合（以下「個人情報の処理等」という。）は、この条例の規定により行われたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に実施機関が個人情報を取り扱っている事務についての第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。
- 5 実施機関が、この条例の施行後に行う個人情報の処理等について、旧条例第 4 条第 3 項（旧条例第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により旧条例第 11 条第 1 項に規定する大阪市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の意見を聴いている場合においては、当該個人情報の処理等については、第 8 条第 1 項（第 9 条第 3 項及び第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行前に旧条例第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により行われた個人情報の開示、訂正又は削除の請求については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第 7 条第 4 項において準用する旧条例第 4 条第 3 項及び旧条例第 10 条第 2 項の規定中「大阪市個人情報保護審議会」とあるのは「大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）第 34 条第 1 項に規定する大阪市個人情報保護審議会」とする。
- 7 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、第 34 条第 4 項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 8 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員（前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員を含む。）の任期は、第 34 条第 5 項本文の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日までとする。

(保有個人情報の開示等の特例)

- 9 第 2 章第 2 節の規定は、平成 13 年 10 月 1 日前に事務局の職員が職務上作成し、又は取得した公文書に記録された保有個人情報については、適用しない。
(本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立に係る経過措置)
- 10 本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第 48 条の規定による申出で、本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有個人情報に係るものは、当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第 48 条の規定による申出とみなす。

11 前項に規定するもののほか、本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によってした処分、手続その他の行為で本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(大阪市農業委員会の廃止に係る経過措置)

12 大阪市農業委員会の廃止の日前にこの条例の規定によって大阪市農業委員会が行い又は大阪市農業委員会に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置)

13 市長の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「」をいう」とあるのは「」並びに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の役員」と、第44条中「本市が単独で設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が単独で設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」とする。

14 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が行い又は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

15 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「」をいう」とあるのは「」並びに地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所の役員」と、第44条中「本市が単独で設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が単独で設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪産業技術研究所」とする。

16 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪産業技術研究所が行い又は地方独立行

政法人大阪産業技術研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。
(交通事業の廃止に係る経過措置)

17 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止の日前にこの条例の規定によって交通局長が行い又は交通局長に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。
(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

18 公立大学法人大阪市立大学の保有個人情報であつて、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ個人情報について、公立大学法人大阪の成立の日前にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「1)をいう」とあるのは「1)並びに公立大学法人大阪をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び公立大学法人大阪の役員」と、第44条中「本市が単独で設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が単独で設立した地方独立行政法人若しくは公立大学法人大阪」とする。

19 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって公立大学法人大阪が行い又は公立大学法人大阪に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

[趣旨]

附則第1項は、この条例の施行期日、附則第2項は、この条例の施行に伴う大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例の廃止、附則第3項から第8項まで及び附則第10項から第19項までは経過措置、附則第9項は議会の保有個人情報の開示等の特例について定めたものである。

[解説]

- 1 第1項は、この条例の施行期日について定めたもので、施行日は平成7年10月1日である。
- 2 第3項は、この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理若しくはこれに係る電子計算機の結合については、この条例の規定により行われたものとみなすことを定めている。
- 3 第4項は、この条例が施行される際、現に行われている個人情報取扱事務については、この条例の施行後速やかに市長に届け出るべきことを定めたものである。
- 4 第5項は、この条例の施行後に行う個人情報の電子計算機への記録、利用又は提供、電子計算機の結合について、既に旧条例に規定する大阪市個人情報保護審議会の意見を

聴いているときは、この条例に規定する審議会の意見を聴く必要がないことを定めたものである。

- 5 第6項は、この条例の施行前に旧条例の規定により行われた個人情報の開示等の請求については、旧条例の規定により処理されることを定めたものである。この場合、審議会の意見を聴く必要があるときは、この条例に規定する審議会に意見を聴くこととする。
- 6 第7項及び第8項は、この条例が施行される際、旧審議会の委員である者は、この条例に規定する審議会の委員として委嘱されたものとみなすこと、この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員及び委嘱されたものとみなされる委員の任期は、平成8年3月31日までとすることを定めている。
- 7 第9項は、議会が実施機関となったことに伴い、大阪市会情報公開条例（平成13年条例第24号）附則第2項に規定する経過措置と整合を図るため、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の特例として、平成13年10月1日前に事務局の職員が職務上作成し、又は取得した公文書に記録された保有個人情報については、対象とならないことを定めたものである。
- 8 第10項は、本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の際に、現に行われていた開示請求等で、本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有個人情報に係るものについては、当該地方独立行政法人に対して行われた請求等であるとみなすことを定めている。
- 9 第11項は、第10項に規定するものを除いて、本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の日前に、条例の規定によってした処分等で、本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有個人情報に係るものについては、条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い、当該地方独立行政法人に対して行われた処分等であるとみなすことを定めている。
- 10 第12項は、大阪市農業委員会の廃止の日前にこの条例の規定によって大阪市農業委員会が行い又は大阪市農業委員会に対して行われた処分等で、当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分等であるとみなすことを定めている。
- 11 第13項は、市長の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前に、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分等がある場合、当該処分等について、この条例の規定を適用することを定めている。

- 12 第14項は、第13項に規定する処分等について、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が行い又は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に対して行われた処分等であるとみなすことを定めている。
- 13 第15項は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の前日に、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分等がある場合、当該処分等について、この条例の規定を適用することを定めている。
- 14 第16項は、第15項に規定する処分等について、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪産業技術研究所が行い又は地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対して行われた処分等であるとみなすことを定めている。
- 15 第17項は、本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止の前日にこの条例の規定によって交通局長が行い又は交通局長に対して行われた処分等で、当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分等であるとみなすことを定めている。
- 16 第18項は、公立大学法人大阪市立大学の保有個人情報であって、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ個人情報について、公立大学法人大阪の成立の前日に、この条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分等がある場合、当該処分等について、この条例の規定を適用することを定めている。
- 17 第19項は、第18項に規定する処分等について、この条例の規定によって公立大学法人大阪が行い又は公立大学法人大阪に対して行われた処分等であるとみなすことを定めている。

個人情報保護条例施行規則

第1条 趣旨

(趣旨)

第1条 大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

[趣旨]

本条は、この規則を設けた趣旨を定めたものである。

[解説]

- 1 本条は、この規則の解釈指針となるものであり、各条文の解釈及び運用は、本条に照らして行わなければならない。
- 2 「別に定めるもの」とは、この規則以外で規定するものをいう。

第2条 定義

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

[趣旨]

本条は、この規則における用語の意味・内容は条例の例によることを定めたものである。

[解説]

「条例」とは、大阪市個人情報保護条例をいう。

第2条の2 個人識別符号

(個人識別符号)

第2条の2 条例第2条第3号の市規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条に定める文字、番号、記号その他の符号とする。

[趣旨]

本条は、個人識別符号に該当する文字、番号、記号その他の符号について定めたものである（平成29年9月28日施行）。

[解説]

本条では、個人識別符号に該当する文字、番号、記号その他の符号について、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第1条に定める文字、番号、記号その他の符号と規定している。

また、個人情報保護法施行令第1条第1号、第7号及び第8号では、「個人情報保護委員会規則で定める」としており、当該事項については、個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）第2条から第4条に定められている。

個人情報保護法施行令及び個人情報保護法施行規則の該当する規定については次の[参考]のとおりである。

[参考]

<個人情報保護法施行令>

(個人識別符号)

第1条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

- (3) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号
- (4) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号
- (5) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号
- (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
 - イ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 2 項の被保険者証
 - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 3 項の被保険者証
 - ハ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証
- (8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

<個情法施行規則>

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第 2 条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第 1 条第 1 号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第 3 条 令第 1 条第 7 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 令第 1 条第 7 号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (2) 令第 1 条第 7 号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (3) 令第 1 条第 7 号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第 4 条 令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号

- (4) 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (7) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号

第2条の3 要配慮個人情報

(要配慮個人情報)

第2条の3 条例第2条第4号の市規則で定める記述等は、個人情報の保護に関する法律施行令第2条に定める記述等とする。

[趣旨]

本条は、要配慮個人情報に該当する記述等が含まれる個人情報について定めたものである（平成30年4月1日施行）。

[解説]

本条では、要配慮個人情報に該当する記述等が含まれる個人情報について、個人情報法施行令第2条に定める記述等と規定している。

また、個人情報法施行令第2条第1号では、「個人情報保護委員会規則で定める」としており、当該事項については、個人情報法施行規則第5条に定められている。

個人情報法施行令及び個人情報法施行規則の該当する規定については次の[参考]のとおりである。

[参考]

<個人情報法施行令>

(要配慮個人情報)

第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

<個人情報法施行規則>

(要配慮個人情報)

第5条 令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

第3条 電子計算機処理に該当しない処理

(電子計算機処理に該当しない処理)

第3条 条例第2条第7号ただし書に規定する市規則で定める処理は、次に掲げる処理とする。

- (1) 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
- (2) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- (3) 大阪市ICT戦略の推進に関する規程（平成19年達第18号）第19条に規定する本市情報通信ネットワーク若しくは同規程第31条第1項に規定する局等情報通信ネットワーク又はこれらの情報通信ネットワークに準ずるものとして市長が認める情報通信ネットワークに結合された電子計算機を使用して行われる本人の数が1,000人に満たない保有個人情報の電子計算機処理

[趣旨]

本条は、保有個人情報に係る電子計算機処理の対象外とする処理を定めたものである。

[解説]

- 1 本条は、情報化の進展や処理形態等を総合的に勘案し、各号に該当する処理については電子計算機処理に該当しないものとすることを定めたものである。
- 2 第1号で規定する処理とは、文章、図形、画像などの各種情報をページ単位に組版、レイアウトするための処理をいう。
- 3 第2号で規定する処理の典型的なものとしては、いわゆる電子メールが該当する。
- 4 第3号で規定する「本人」の数は、同一人が保有個人情報の本人として複数存在する場合、同一人であるため1人として数える。

第4条 個人情報取扱事務の届出

(個人情報取扱事務の届出)

第4条 条例第8条第1項第9号に規定する市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の開始予定年月日
- (2) 個人情報を取り扱う事務の根拠となる法令その他の規程の名称

[趣旨]

本条は、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務の開始に当たって市長に届けなければならない事項について定めたものである。

[解説]

- 1 実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに市長に届け出なければならない事項については、条例第8条第1項第1号から第8号までに、事務の名称及び目的、事務を所掌する組織の名称、個人情報の項目、対象の範囲及び収集方法等の事項が列挙されている。本条は、条例第8条第1項第9号に基づき、これらの事項のほかに市長への必要な届出事項を定めたものである。
- 2 第1号は、条例第8条第1項に基づき市長に対し原則として事前に個人情報を取り扱う事務を開始する旨を届け出なければならないことから、実際の事務開始予定年月日を把握するために届出事項としたものである。
- 3 第2号は、実施機関が行う事務において個人情報を取り扱うに当たり、当該事務の根拠となる法令、政令、条例、規則及び要綱等の名称を届出事項としたものである。

[運用]

第1号で規定する「開始予定年月日」については、条例第8条第1項ただし書の規定により、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認められることを理由として届出前に事務を開始したときには、開始した年月日を届け出るものとする。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第2 事務の届出

第5条 勧告に従わない場合の公表等

(勧告に従わない場合の公表等)

- 第5条 条例第16条第2項及び第50条第2項（条例第51条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、大阪市公報に掲載するほか、広く市民に周知できる方法により行うものとする。
- 2 条例第16条第3項及び第50条第3項（条例第51条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公表の理由の通知は、第1号様式による公表理由等通知書により行うものとする。
- 3 条例第16条第3項及び第50条第3項の規定による意見陳述は、意見を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。
- 4 意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

[趣旨]

本条は、条例や個人情報取扱指針に反した、実施機関から個人情報を取り扱う事務の処理を受託した者（以下「受託者」という。）や事業者等が勧告に従わない場合における公表の方法等について定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

- 1 本項は、条例第15条第1項に規定する義務に違反した受託者が市長からの是正等の勧告に従わないときの受託者の氏名等の公表、事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている疑いがあると認める場合に当該事業者が正当な理由なく説明もしくは資料の提出を拒んだとき、又は勧告を受けた当該事業者が勧告に従わないときの当該事業者の氏名等の公表については、大阪市公報に掲載する方法等によることを定めたものである。
- 2 「広く市民に周知できる方法」とは、各区の広報紙への掲載等である。

(第2項関係)

本項は、市長が前項で規定する「条例第16条第2項及び第50条第2項（条例第51条第2項において準用する場合を含む。）の規定」による公表をしようとする場合に、受託者及び事業者に公表の理由を通知するときの様式を定めたものである。

(第3項関係)

本項は、受託者及び事業者の氏名等の公表に先立ち機会を保障する意見陳述については、書面提出を原則とする旨を定めたものである。

(第4項関係)

本項は、受託者及び事業者が意見陳述時に証拠書類又は証拠物を提出することができることを定めたものである。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第4 受託者に対する勧告及び公表

<事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第2 事業者に対する調査及び公表

第3 事業者に対する勧告及び公表

第6条 開示請求の方法

(開示請求の方法)

第6条 条例第17条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者は、第2号様式による開示請求書（以下「開示請求書」という。）を総務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 条例第18条第1項第3号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をしようとする者の連絡先
- (2) 開示の実施方法の区分
- (3) 条例第17条第2項の規定による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

[趣旨]

本条は、保有個人情報の開示請求の方法について定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

本項は、保有個人情報の開示を請求するときには、開示請求者がこの規則で定める開示請求書（第2号様式）を総務局長（受付窓口は市民相談室）を経由して実施機関に提出しなければならないことを定めたものである。

(第2項関係)

- 1 本項は、条例第18条第1項第3号において市規則で定めるとした事項を定めたものであり、保有個人情報の開示を請求するときには、開示請求書に本項各号に掲げる事項を記載する義務があることを明らかにするために規定したものである。
- 2 第1号の「開示請求をしようとする者の連絡先」とは、開示請求者と日中に連絡の取れる電話番号などをいう。
連絡先は、開示の実施日時の調整や補正を求める場合等の連絡の際に必要であることから、記載することとしている。
- 3 第2号の「開示の実施方法の区分」とは、開示請求者が希望する開示の実施の方法をいう。具体的には、文書又は図画の場合における閲覧又は写しの交付（両面印刷又は片面印刷の希望の別）、電磁的記録の場合における閲覧に準じる方法又は写しの交付に準じる方法、並びに開示の実施場所等の希望の別をいう。
- 4 第3号は、法定代理人が本人に代わって開示を請求するときには、開示請求書に当該開示の請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならないことを明らかにするために規定したものである。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第5 保有個人情報の開示事務 1、2

第7条 開示請求における本人確認手続等

(開示請求における本人確認手続等)

第7条 開示請求をする者は、総務局長を経由して実施機関に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類

2 開示請求書を総務局長を経由して実施機関に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を総務局長を経由して実施機関に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写し、住民票記載事項証明書その他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることをしめすものとして実施機関が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第17条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を総務局長を経由して実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を総務局長を経由して実施機関に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

[趣旨]

本条は、実施機関に対し保有個人情報の開示請求を行う場合における本人確認に係る書類及び手続等を定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

- 1 第1号の「その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの」とは、「実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）で定める国民年金手帳や恩給証書などをいう。
- 2 第2号の「当該開示請求をする者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類」とは、第1号で掲げる書類以外で実施機関が本人であることを確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）をいう。

（第2項関係）

- 1 「開示請求書を…実施機関に送付して開示請求をする」とは、開示請求書を郵便等で送付する方法により実施機関に開示請求を行うことをいう。
- 2 「次に掲げる書類を…実施機関に提出すれば足りる」とは、第1号及び第2号の書類をいずれも実施機関に提出する必要があることをいう。
- 3 第2号の「その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることをしめすものとして実施機関が適当と認める書類」とは、要綱で定める在外公館の発行する在留証明などをいう。

（第3項関係）

- 1 本項は、法定代理人が本人に代わって開示請求を行う場合に、開示請求者が当該開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であることを確認する手続を定めている。
- 2 「その他その資格を証明する書類」とは、要綱で定める戸籍抄本や家庭裁判所の証明書（家事審判規則第12条第2項）、登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条）などをいう。
- 3 法定代理人が本人に代わって開示請求を行う場合には、本項で規定する書類のほか、当該法定代理人自身の本人確認書類を実施機関に提示又は提出しなければならない。

（第4項関係）

本項は、開示請求をした法定代理人が開示を受ける前に法定代理人としての資格を喪失した場合には、当該資格を喪失した元法定代理人に保有個人情報を開示することは適当でないため、当該元法定代理人に対し、直ちに開示請求書を提出した実施機関に資格喪失の事実を書面で届け出ることを義務付けたものである。

（第5項関係）

本項は、開示請求をした法定代理人からその資格を喪失した旨の届出がなされたときには、当該開示請求は取り下げられたものとみなし、その時点で当該開示請求に係る処理手

続を終了する旨を定めている。

[運用]

本条第1項第1号及び同項第2号で掲げる書類は、そのみで本人であることを確認のできる書類を指している。住民票の写しや印鑑登録証明書、納税証明書等は、他人へ提出することを通常とする書類であり、本人以外の者が所持している可能性も高く、また、本人以外の者によるなりすまし請求を防止する観点から、原則として、そのみで本人であることを確認できる書類とは認めず、別の本人確認書類の提示又は提出を追加して求めるなどして慎重に確認することとしている。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第5 保有個人情報の開示事務 2

第8条 開示決定通知書等

(開示決定通知書等)

第8条 条例第23条第1項の市規則で定める事項は、開示を実施する日時及び場所並びに開示の実施方法とする。

2 条例第23条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 第3号様式による開示決定通知書
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 第4号様式による部分開示決定通知書
- (3) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（次号及び第5号の決定を除く。） 第5号様式による非開示決定通知書
- (4) 条例第22条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 第6号様式による開示請求拒否決定通知書
- (5) 開示請求に係る保有個人情報を保有していないことによる開示しない旨の決定 第7号様式による不存在による非開示決定通知書

[趣旨]

本条は、開示請求に対する実施機関の決定に係る通知方法について定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

本項は、開示請求者に対し、保有個人情報の全部又は一部を開示する場合に、条例第23条第1項で規定する「その旨」に加え、開示の実施に際して開示請求者に書面により通知する必要がある事項を定めたものである。

(第2項関係)

本項は、開示請求に対する実施機関の決定に係る開示請求者への通知に際し、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部の開示又は全部を非開示とする旨の決定ごとに使用する様式を定めたものである。

[運用]

本条第2項において特に様式を定めていないが、開示請求が条例に規定する要件を満たさず、開示請求者が補正にも応じない場合や、開示請求が明らかに権利の濫用と認められる場合等において、開示請求を却下するときは、却下の理由を付記した開示請求却下決定通知書により通知する。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第5 保有個人情報の開示事務 3

第9条 決定期間延長通知書

(決定期間延長通知書)

第9条 条例第24条第2項（条例第33条第2項及び第41条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、第8号様式による決定期間延長通知書により行う。

[趣旨]

本条は、実施機関が開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る決定を期間延長する旨の通知を行うときの方法について定めたものである。

[解説]

本条は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対し、実施機関が当該各請求に係る当初の決定期間内に当該各請求に係る決定を行うことが困難である場合に、請求者へ決定期間を延長する旨を通知するときに使用する様式を定めたものである。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第5 保有個人情報の開示事務 3

第6 保有個人情報の訂正事務 3

第7 保有個人情報の利用停止事務 3

第 10 条 開示決定等の期限の特例通知書

(開示決定等の期限の特例通知書)

第 10 条 条例第 25 条の規定による通知は、第 9 号様式による開示決定等の期限の特例通知書により行う。

[趣旨]

本条は、開示請求に係る決定に特に長期間を要するため、実施機関が開示請求者に決定期限の特例を適用する旨を通知する方法について定めたものである。

[解説]

本条は、実施機関が開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、当初の決定期間内に当該請求に係る決定を行うことが困難であり、かつ 44 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合に、開示請求者へ相当部分につき 44 日以内に決定を行い、残りの部分について相当の期間内に決定を行う旨を通知するときに使用する様式を定めたものである。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 5 保有個人情報の開示事務 3

第 11 条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 11 条 実施機関は、条例第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報に本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第 26 条第 1 項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第 26 条第 2 項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る当該第三者に関する情報が条例第 19 条第 2 号から第 4 号までのただし書に規定する情報に該当すると認められる理由又は当該第三者に関する情報を条例第 21 条の規定により開示しようとする理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、第 10 号様式による意見書提出の機会付与通知書により行う。

5 条例第 26 条第 3 項の規定による通知は、第 11 号様式による第三者に関する情報の開示決定通知書により行う。

[趣旨]

本条は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれている場合に、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を付与するときに留意すべき事項及び通知すべき事項について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

本項は、第三者に任意的意見聴取（条例第 26 条第 1 項）又は必要的意見聴取（同条第 2 項）を行うに当たり、当該第三者に関する情報の内容を通知する際に、開示請求者の権利利益を不当に侵害することのないように留意すべき旨を定めたものである。

(第 2 項関係)

本項は、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合に行う当該第三者に対する任意的意見聴取に際し、当該第三者に関する情報の内容のほか、開示請求を円滑に処理するために、「開示請求の年月日」及び「意見書を提出する場合の提出先及び提出期限」を通知すべき事項とすることを定めたものである。

(第 3 項関係)

1 本項は、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合に行う当該第三者に対する必要的意見聴取に際し、当該第三者に関する情報の内容のほか、

第1号から第3号までの事項を通知すべき事項とすることを定めたものである。

- 2 第2号の「条例第19条第2号から第4号までのただし書に規定する情報に該当すると認められる理由」とは、条例第19条第2号から第4号までの本文に規定する情報に該当する情報であっても、当該情報を非開示とすることにより得られる利益よりも、当該情報を開示することにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越すると認められる理由をいう。
- 3 第2号の「条例第21条の規定により開示しようとする理由」とは、条例第19条各号の規定が適用され非開示となる場合であっても、実施機関の高度の行政的な判断により、開示請求者との関係に係る特段の事情等を踏まえ開示する必要性があると判断し、開示をしようとする理由をいう。

(第4項関係)

本項は、第三者に関する情報について条例第26条第1項に基づく任意的意見聴取又は同条第2項に基づく必要的意見聴取を行うに当たり、当該第三者に対し、意見書提出の機会を付与する旨を通知するときに使用する様式を定めたものである。

(第5項関係)

本項は、第三者に関する情報について任意的意見聴取又は必要的意見聴取を行った結果、当該第三者から開示に反対する意見書が提出された場合において、実施機関が開示決定を行う場合に、開示に反対する意見書を提出した当該第三者に当該開示決定を行う旨を通知するときに使用する様式を定めたものである。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第5 保有個人情報の開示事務 4

第12条 開示の実施

(開示の実施)

第12条 条例第27条の規定による保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関が指定する方法により行う。

2 実施機関は、保有個人情報の開示を行うときは、当該保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明する書類の提示又は提出を求めることができる。

3 第1項の場合において、保有個人情報が記録されている公文書の閲覧（次条に規定する聴取、視聴及び閲覧を含む。次項において同じ。）をする者は、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

4 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、当該公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

5 保有個人情報の開示を行う場合において、保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付（次条に規定する交付を含む。）をするときの交付部数は、開示請求に係る保有個人情報1件につき1部とする。

[趣旨]

本条は、保有個人情報の開示の実施方法を定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

「実施機関が指定する…場所」とは、市民相談室会議室（大阪市役所1階）又は主たる事務所が大阪市役所本庁舎以外にある所管局区が担当となっている場合には当該所管局等の事務所内の指定場所（会計関係規程等に基づく現金収納が可能な場所）をいう。

(第2項関係)

1 本項は、実施機関が保有個人情報の開示する際、開示請求者であるか否かの確認のために、開示請求時と同様、本人又は法定代理人であることを確認することができる書類の提示又は提出を求めることができる旨を定めている。

2 「本人又はその法定代理人であることを証明する書類」とは、第7条第1項から第3項までに規定する書類をいう。

(第3項関係)

本項は、保有個人情報の開示に際して、開示を受ける者が行ってはならない禁止事項を定めたものである。

(第4項関係)

本項は、保有個人情報の開示の際、開示を受ける者が前項で規定する行為を行った場合（行おうとした場合を含む。）には、実施機関が保有個人情報の記録されている公文書の閲

覧を中止させ、又は禁止することができる旨を定めたものである。

(第5項関係)

本項は、保有個人情報の開示時における当該保有個人情報が記録されている公文書（次条に規定する電磁的記録を含む。）の写しの交付部数を開示請求に係る保有個人情報1件につき1部とする旨を定めたものである。

[運用]

写しの交付は、公文書の写しの作成及び送付に要する費用を徴収した後に行う。（第24条参照）

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第5 保有個人情報の開示事務 5

第 13 条 電磁的記録の開示の実施方法

(電磁的記録の開示の実施方法)

第 13 条 条例第 27 条の閲覧に準ずるものとして市規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第 3 号イに定める方法にあつては、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求をした者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができるときに限る。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (3) 電磁的記録(前 2 号に掲げるものを除く。以下この号及び次項第 3 号において同じ。) 次に掲げる方法のいずれか
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴

2 条例第 27 条の写しの交付に準ずるものとして市規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第 3 号イ又はウに定める方法にあつては、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求をした者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができるときに限る。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(VHS 方式のものに限る。)に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録 次に掲げる方法のいずれか
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付
 - イ 当該電磁的記録を幅 90 ミリメートルのフロッピーディスク(2HDのものに限る。)に複写したものの交付
 - ウ 当該電磁的記録を直径 120 ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付

[趣旨]

本条は、電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施方法を定めたものである。

[解説]

- 1 本条は、電磁的記録に記録されている保有個人情報について、記録媒体ごとに閲覧に準じるもの又は写しの交付に準じるものとしての方法を定めたものである。
- 2 本条の各項で規定する「実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができる

とき」に該当しない場合とは、次に掲げるような場合をいう。

- (1) 実施機関が当該電磁的記録を複写等する機器を保有していない場合
- (2) 実施機関が現に使用する機器やプログラムでの処理が容易でない場合又はその処理に過分の費用若しくは時間を要する場合
- (3) 著作権等との関係により、複写・複製物を作成できない場合
- (4) 個人情報の保護やシステム保全などセキュリティの確保が容易でない場合
- (5) その他事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第5 保有個人情報の開示事務 5

第14条 訂正請求の方法

(訂正請求の方法)

- 第14条 条例第28条第1項の規定による保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をしようとする者は、第12号様式による訂正請求書を総務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。
- 2 条例第29条第1項第4号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 訂正請求をしようとする者の連絡先
 - (2) 条例第28条第2項において準用する条例第17条第2項の規定による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所
- 3 第7条第1項から第3項までの規定は、訂正請求について準用する。

[趣旨]

本条は、保有個人情報の訂正請求の方法について定めたものである。

[解説]

(第1項関係)

本項は、保有個人情報の訂正を請求するときには、訂正請求者がこの規則で定める訂正請求書(第12号様式)を総務局長(受付窓口は市民相談室)を経由して実施機関に提出しなければならないことを定めたものである。

(第2項関係)

- 1 本項は、条例第29条第1項第4号において市規則で定めるとした事項を定めたものであり、保有個人情報の訂正を請求するときには、訂正請求書に本項各号に掲げる事項を記載する義務があることを明らかにするために規定したものである。
- 2 第1号の「訂正請求をしようとする者の連絡先」とは、訂正請求者と日中に連絡の取れる電話番号などをいう。
連絡先は、補正を求める場合等の連絡の際に必要なことから、記載することとしている。
- 3 第2号は、法定代理人が本人に代わって訂正を請求するときには、訂正請求書に当該訂正の請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所を記載する義務があることを明らかにするために規定したものである。

(第3項関係)

本項は、訂正請求を行う場合における本人確認に係る書類及び手続等は、第7条第1項から第3項までに定められた開示請求を行う場合における本人確認に係る書類及び手続等に係る規定を準用することを定めたものである。

なお、開示請求の場合には、法定代理人が開示を受ける前に法定代理人としての資格を

喪失したときは、当該資格を喪失した元法定代理人に保有個人情報を開示することは適当でないため、当該元法定代理人に対し、直ちに開示請求書を提出した実施機関に資格喪失の事実を書面で届け出ることを義務付けたが、訂正請求の場合は、保有個人情報の内容が事実であるか否かが問題であり、法定代理人としての資格を喪失した元法定代理人に当該請求に係る実施機関の決定を通知したとしても、実施機関における保有個人情報の正確性が確保されるため、本人に不利益となるものではないと考えられることから、本項において開示請求時の法定代理人の資格を喪失した旨の届出に係る規定（第7条第4項及び第5項）を準用しないこととした。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>
第6 保有個人情報の訂正事務 1、2

第 15 条 訂正決定通知書等

(訂正決定通知書等)

第 15 条 条例第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行う旨の決定 第 13 号様式による訂正決定通知書
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わない旨の決定（次号及び第 4 号の決定を除く。） 第 14 号様式による訂正不承認通知書
- (3) 条例第 31 条の規定により訂正請求を拒否する旨の決定 第 15 号様式による訂正請求拒否決定通知書
- (4) 訂正請求に係る保有個人情報を保有していないことによる訂正を行わない旨の決定 第 16 号様式による不存在による訂正不承認通知書

[趣旨]

本条は、訂正請求に対する実施機関の決定に係る通知方法について定めたものである。

[解説]

本条は、訂正請求に対する実施機関の決定に係る訂正請求者への通知に際し、訂正請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を訂正する又は全部を訂正しないとする旨の決定内容ごとに使用する様式を定めたものである。

[運用]

本条において特に様式を定めていないが、訂正請求が条例に規定する要件を満たさず、訂正請求者が補正にも応じない場合や、訂正請求が明らかに権利の濫用と認められる場合等において、訂正請求を却下するときは、却下の理由を付記した訂正請求却下決定通知書により通知する。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 6 保有個人情報の訂正事務 3

第 16 条 訂正決定等の期限の特例通知書

(訂正決定等の期限の特例通知書)

第 16 条 条例第 34 条の規定による通知は、第 17 号様式による訂正決定等の期限の特例通知書により行う。

[趣旨]

本条は、訂正請求に係る決定に特に長期間を要するため、実施機関が訂正請求者に決定期限の特例を適用する旨を通知する方法について定めたものである。

[解説]

本条は、実施機関が訂正請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、当初の決定期間内に当該請求に係る決定を行うことが困難であり、かつ 44 日以内にそのすべてについて訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合に、訂正請求者へ相当部分につき 44 日以内に決定を行い、残りの部分について相当の期間内に決定を行う旨を通知するときに使用する様式を定めたものである。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 6 保有個人情報の訂正事務 3

第 17 条 利用停止請求の方法

(利用停止請求の方法)

第 17 条 条例第 36 条第 1 項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、第 18 号様式による利用停止請求書を総務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 条例第 37 条第 1 項第 4 号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求をしようとする者の連絡先

(2) 条例第 36 条第 2 項において準用する条例第 17 条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

3 第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定は、利用停止請求について準用する。

[趣旨]

本条は、保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）の方法について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

本項は、保有個人情報の利用停止を請求するときには、利用停止請求者がこの規則で定める利用停止請求書（第 18 号様式）を総務局長（受付窓口は市民相談室）を経由して実施機関に提出しなければならないことを定めたものである。

(第 2 項関係)

1 本項は、条例第 37 条第 1 項第 4 号において市規則で定めるとした事項を定めたものであり、保有個人情報の利用停止を請求するときには、利用停止請求書に本項各号に掲げる事項を記載する義務があることを明らかにするために規定したものである。

2 第 1 号の「利用停止請求をしようとする者の連絡先」とは、利用停止請求者と日中に連絡の取れる電話番号などをいう。

連絡先は、補正を求める場合等の連絡の際に必要なことから、記載することとしている。

3 第 2 号は、法定代理人が本人に代わって利用停止を請求するときには、利用停止請求書に当該利用停止の請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所を記載する義務があることを明らかにするために規定したものである。

(第 3 項関係)

本項は、利用停止請求を行う場合における本人確認に係る書類及び手続等は、第 7 条第

1 項から第 3 項までに定められた開示請求を行う場合における本人確認に係る書類及び手続等に係る規定を準用することを定めたものである。

なお、利用停止請求の場合は、保有個人情報が適正に取り扱われているか否かが問題であり、法定代理人としての資格を喪失した元法定代理人に当該請求に係る実施機関の決定を通知したとしても、実施機関における保有個人情報の適正な取扱いが確保されるため、本人に不利益となるものではないと考えられることから、訂正請求の場合と同様、本項において開示請求時の法定代理人の資格を喪失した旨の届出に係る規定（第 7 条第 4 項及び第 5 項）を準用しないこととした。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 7 保有個人情報の利用停止事務 1、2

第 18 条 利用停止決定通知書等

(利用停止決定通知書等)

第 18 条 条例第 40 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行う旨の決定 第 19 号様式による利用停止決定通知書
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わない旨の決定（次号及び第 4 号の決定を除く。） 第 20 号様式による利用停止不承認通知書
- (3) 条例第 39 条の規定により利用停止請求を拒否する旨の決定 第 21 号様式による利用停止請求拒否決定通知書
- (4) 利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないことによる利用停止を行わない旨の決定 第 22 号様式による不存在による利用停止不承認通知書

[趣旨]

本条は、利用停止請求に対する実施機関の決定に係る通知方法について定めたものである。

[解説]

本条は、利用停止請求に対する実施機関の決定に係る利用停止請求者への通知に際し、利用停止請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を利用停止する又は全部を利用停止しないとする旨の決定内容ごとに使用する様式を定めたものである。

[運用]

本条において特に様式を定めていないが、利用停止請求が条例に規定する要件を満たさず、利用停止請求者が補正にも応じない場合や、利用停止請求が明らかに権利の濫用と認められる場合等において、利用停止請求を却下するときは、却下の理由を付記した利用停止請求却下決定通知書により通知する。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 7 保有個人情報の利用停止事務 3

第 19 条 利用停止決定等の期限の特例通知書

(利用停止決定等の期限の特例通知書)

第 19 条 条例第 42 条の規定による通知は、第 23 号様式による利用停止決定等の期限の特例通知書により行う。

[趣旨]

本条は、利用停止請求に係る決定に特に長期間を要するため、実施機関が利用停止請求者に決定期限の特例を適用する旨を通知する方法について定めたものである。

[解説]

本条は、実施機関が利用停止請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、当初の決定期間内に当該請求に係る決定を行うことが困難であり、かつ 44 日以内にそのすべてについて利用停止決定等を行うことにより事務の遂行に著しく支障を及ぼすおそれが場合に、利用停止請求者へ相当部分につき 44 日以内に決定を行い、残りの部分について相当の期間内に決定を行う旨を通知するときに使用する様式を定めたものである。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 7 保有個人情報の利用停止事務 3

第 20 条 諮問をした旨の通知

(諮問をした旨の通知)

第 20 条 条例第 46 条の規定による通知は、第 24 号様式による審議会諮問通知書により行う。

[趣旨]

本条は、審査請求を提起された実施機関が大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問した場合に、審査請求人等の関係者に諮問した旨を通知する方法について定めたものである。

[解説]

本条は、審査請求を提起された実施機関が審議会に諮問した場合に、その旨を条例第 46 条の規定に基づき審査請求人等の関係者に通知するときの様式を定めたものである。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 8 審査請求があった場合の取扱い 2

第 21 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第 21 条 条例第 47 条において準用する条例第 26 条第 3 項の規定による通知は、第 25 号様式による審査請求人等に関する情報の開示実施日等通知書により行う。

[趣旨]

本条は、実施機関が第三者からの審査請求を棄却する裁決を行う場合に、第三者に関する情報を開示する旨を通知する方法について定めたものである。

[解説]

- 1 本条は、第三者から審査請求を提起された実施機関が当該審査請求を棄却する裁決を行う場合に、その旨を審査請求者である当該第三者に通知するときの様式を定めたものである。
- 2 実施機関が第三者からの審査請求を棄却する裁決を行い、当該第三者に関する情報を開示するときは、第三者が取消訴訟等を提起する機会を保障するため、条例第 26 条第 3 項の規定を準用し、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間の期間を置くとともに、裁決後直ちに、当該第三者に対し、開示することとした旨及び開示を実施する日等を本条が規定する第 25 号様式「審査請求人等に関する情報の開示実施日等通知書」により通知しなければならない。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 8 審査請求があった場合の取扱い 6

第 22 条 情報提供申出書等

(情報提供申出書等)

第 22 条 実施機関から第三者に提供された氏名、住所、生年月日等の個人情報が部落差別、民族による差別等の社会的差別の助長その他の不正な目的で使用されることにより、自らの人権が侵害され、又は侵害されるおそれがあることを理由として、条例第 48 条第 1 項の規定により、第三者に関する情報の提供の申出をしようとする者は、第 26 号様式による情報提供申出書を総務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の申出があったときは、当該申出をした者から申出の理由について意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

[趣旨]

本条は、実施機関から第三者に提供された個人情報が不正な目的で使用されることにより、人権が侵害され又は侵害されるおそれがあることを理由として、第三者に関する情報の提供を申し出る方法について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

本項は、実施機関が第三者に提供した個人情報が不正な目的で使用されるような場合で、既に人権侵害が発生しているとき又は人権侵害が発生するおそれがあるときに、それらを理由として、第三者の個人情報など第三者に関する情報の提供を申し出るときには、提供申出者がこの規則に定める情報提供申出書(第 26 号様式)を総務局長(受付窓口は市民相談室)を経由して実施機関に提出しなければならないことを定めたものである。

(第 2 項関係)

本項は、実施機関において、提供申出者の人権が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認められる場合に当たるかどうかについて検討するために、当該申出者から意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができることを定めたものである。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 9 情報提供の申出事務 1・2

第 23 条 出資法人等の告示等

(出資法人等の告示等)

第 23 条 市長は、条例第 53 条第 1 項各号に掲げる法人又は団体を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 市長は、条例第 53 条第 3 項の規定により報告を受けた内容を整理した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

3 条例第 53 条第 4 項の規定による公表は、大阪市公報に掲載することにより行うものとする。

[趣旨]

本条は、出資法人等に関する告示や公表について定めたものである。

[解説]

(第 1 項関係)

本項は、次に掲げる法人等に該当するとして市長が定める出資法人等については、当該出資法人等の名称を告示する旨を定めたものである。

- 1 本市又は本市が単独で設立した地方独立行政法人(以下「本市等」という。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人のうち、本市等が行う事務又は事業と特に密接な関係にある法人(条例第 53 条第 1 項第 1 号参照)
- 2 本市等が経常的に個人情報を取り扱う業務を委託している法人等(条例第 53 条第 1 項第 2 号参照)

(第 2 項関係)

本項は、市長が出資法人等から個人情報保護規程の周知状況や個人情報の保護措置の状況について報告を受けたときは、その内容を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供することを定めたものである。

(第 3 項関係)

本項は、出資法人等から前項に基づき個人情報保護規程の周知状況や個人情報の保護措置の状況について報告を受けたときは、報告内容を取りまとめた上で、大阪市公報に掲載して公表することを定めたものである。

[運用]

第 2 項に基づく目録は、市民情報プラザにおいて一般の閲覧に供する。

第 24 条 費用の納付時期

(費用の納付時期)

第 24 条 条例第 64 条第 5 項及び第 68 条第 2 項に規定する費用は、前納しなければならない。

[趣旨]

個人情報保護条例の規定による文書の写しの交付に当たり、当該写しの作成及び送付に要する費用は、前納しなければならないことを定めたものである。

[解説]

- 1 「条例第 64 条第 5 項…に規定する費用」とは、審議会に提出された意見書又は資料の写しの作成及び送付に要する費用をいう。
- 2 「条例第 68 条第 2 項に規定する費用」とは、上記 1 に掲げる費用以外の公文書の写しの作成及び送付に要する費用をいう。

[参照条文]

<実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱>

第 5 保有個人情報の開示事務 5

第 25 条 運用状況の公表

(運用状況の公表)

第 25 条 条例第 72 条の規定による公表は、大阪市公報に掲載することにより行うものとする。

[趣旨]

本条は、条例第 72 条で定める個人情報保護制度の運用状況の公表の方法について定めたものである。

[解説]

大阪市公報に掲載する目的は、本市の個人情報保護制度の運用状況を広く市民に周知できるからである。

第 26 条 施行の細目

(施行の細目)

第 26 条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

[趣旨]

本条は、この規則の施行に関し必要な事項を総務局長が定めることを明らかにしたものである。

[解説]

- 1 本条は、この条例の施行の細目を総務局長に委任したものである。したがって、この規定に基づいて総務局長が定めた内容は、各実施機関に共通の定めとして、各実施機関を拘束する。
- 2 総務局長の定めは、告示、公告、達、要綱、決裁等を含む。
- 3 本条は、この規則の施行の細目の委任に関する一般規定であるから、個別の条文に市長への委任規定がある場合は、当該規定が優先する。

資料 1 大阪市個人情報保護条例

制 定 平成7年3月16日 条例11

最近改正 令和4年3月2日 条例4

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適切な取扱いの確保（第6条—第16条）

第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（第17条—第43条）

第3節 審査請求（第44条—第47条）

第4節 保有個人情報の取扱いに係る情報の提供（第48条）

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第49条—第58条）

第4章 個人情報保護審議会（第59条—第67条）

第5章 補則（第68条—第73条）

第6章 罰則（第74条—第80条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民の基本的な権利を擁護するとともに、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、大阪市会議長（以下「議長」という。）、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに本市が単独で設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報を用いる。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員（本市が単独で設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第2条第2項に規定する公文書並びに大阪市会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの（以下「出版物」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人を用いる。

(7) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理を用いる。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市規則で定める処理を除く。

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人を用いる。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護のために必要な施策を実施するよう努めるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分に尊重しなければならない。

3 実施機関の職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に努めなければならない。

4 実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適切な取扱いの確保

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的（以下「事務の目的」という。）の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき

(2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき

3 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 本人の同意があるとき

(3) 出版、報道等により公にされているとき

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

(5) 所在不明、心神喪失その他の事由により本人から個人情報を収集することが困難なとき

(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは当該事務若しくは事業の目的を損ない、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認められるとき

(7) 本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくはこれらに準ずる団体から個人情報の提供を受けることが事務若しくは事業の遂行上やむを得ないと認められる場合又は第三者から個人情報を収集することが公益上必要と認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

4 実施機関は、第2項第2号又は前項第6号若しくは第7号の規定により個人情報を収

集しようとするとき（争訟、選考、指導、相談又は交渉を行うために第三者から第2項に規定する個人情報以外の個人情報を収集しようとするときを除く。）は、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

- 5 実施機関は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで個人情報を収集したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は当該実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。（事務の目的の明示）

第7条 実施機関は、前条第3項の規定により本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集しようとするときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- (2) 事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- (3) 事務の目的を本人に明示することにより、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき

- 2 前条第5項の規定は、前項第1号から第3号までの規定により事務の目的を明示しないで個人情報を収集した場合について準用する。

（事務の届出）

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（出版物に記載されている個人情報の取得に係る事務及び一時的に使用され、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下この条において同じ。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事務の名称及び目的
- (2) 事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の項目
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
- (7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (8) 個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

- 3 実施機関は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により市長に届け出ないで個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(電子計算機処理の制限)

第9条 実施機関は、新たに保有個人情報（法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1項において同じ。）の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、保有個人情報で第6条第2項に規定する個人情報に該当するものの電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき

- (2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

- 3 実施機関は、前項第2号の規定により保有個人情報で第6条第2項に規定する個人情報に該当するものの電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

- 4 第6条第5項の規定は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで保有個人情報の電子計算機処理を行った場合について準用する。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき

- (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき

- (3) 出版、報道等により公にされているとき

- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

- (5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

- (6) 実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することに相当の理由があると認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項第5号又は第6号の規定により保有個人情報を利用し、又は提供しようとする場合について準用する。

(提供先に対する措置要求)

第11条 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 実施機関が公益上特に必要があると認めるとき

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項第2号の規定により電子計算機の結合を行おうとする場合について準用する。

(適正な維持管理)

第13条 実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有すると認められるものについては、この限りでない。

(事務処理の委託)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の義務)

第15条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を受託している者又は受託していた者(以下「受託者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 受託した事務に関して知り得た事項を他に漏らすこと

(2) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務を第三者に委託すること

(3) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に係る個人情報を第三者に提供すること

(4) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録を複写し、又は複製すること

2 受託者が受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、そ

の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(勧告及び公表)

第 16 条 市長は、受託者が前条第 1 項各号のいずれかの規定に違反しているとき、当該受託者に対し、行為の是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 市長は、受託者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び当該受託者の氏名又は名称を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ受託者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。

第 2 節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第 17 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第 18 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 19 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第 17 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号から第 4 号まで、次条第 2 項及び第 26 条第 1 項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が個人情報保法第 78 条第 2 号ハに規定する公務員等（地方独立行政法人の役員を含む。以下ウにおいて同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令等の定めるところにより開示しないこととされ、若しくは開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により開示することができないと認められる情報

(部分開示)

第 20 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 21 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第 22 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 23 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前 2 項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなけ

ればならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならぬ。

(開示決定等の期限)

第 24 条 前条第 1 項又は第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内にしなければならない。ただし、第 18 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等をすべき期間を、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して 30 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 25 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して 44 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 26 条 開示請求に係る保有個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第 46 条及び第 47 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、市規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第 19 条第 2 号から第 4 号までのただし書に規定する情報に該当すると認められるとき及び当該第三者に関する情報を第 21 条の規定により開示しようとするときは、第 23 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、市規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が第 19 条第 2 号ア又はウに規定する情報に該当すると認められる場合において、開示しても、当該第三者の権利利益が害されるおそれがないと認

められるとき

(2) 第三者の所在が判明しないとき

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条及び第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。（開示の実施）

第27条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第20条の規定により保有個人情報の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（訂正請求権）

第28条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないとき、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 第17条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の手続）

第29条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

- 2 訂正請求をする者は、訂正請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料を提出しなければならない。

- 3 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（保有個人情報の訂正義務）

第30条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報に係る事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

（訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第31条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報

の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する措置)

第 32 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 33 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 29 条第 3 項において準用する第 18 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第 24 条第 2 項の規定は、訂正決定等について準用する。

(訂正決定等の期限の特例)

第 34 条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第 35 条 実施機関は、第 32 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第 36 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 7 条第 1 項の規定に違反して収集されたとき、第 10 条第 1 項の規定に違反して利用されているとき又は第 13 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 10 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第 17 条第 2 項の規定は、前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

(利用停止請求の手続)

第 37 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」とい

う。)を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 第18条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第38条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止を行うことにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第39条 利用停止請求に対し、当該利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止請求を拒否することができる。

(利用停止請求に対する措置)

第40条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行うときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わないとき(前条の規定により利用停止請求を拒否するとき及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第41条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第37条第2項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第24条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(利用停止決定等の期限の特例)

第42条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(議長及び副議長がともに欠けた場合の特例)

第 43 条 任期満了、解散その他の事由により議長及び大阪市会副議長がともに欠けている期間がある場合には、当該期間は、第 24 条、第 25 条、第 33 条、第 34 条、第 41 条及び前条の規定により議長が開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等をすべき期間に算入しない。

第 3 節 審査請求

(本市が単独で設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第 44 条 本市が単独で設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は本市が単独で設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができる。

(審議会への諮問等)

第 45 条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を行うこととする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止を行うこととする場合

(諮問をした旨の通知)

第 46 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第 47 条 第 26 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決

定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4節 保有個人情報の取扱いに係る情報の提供 (情報の提供)

第48条 実施機関は、保有個人情報の本人から当該保有個人情報の取扱いの状況についての情報の提供の申出があったときは、当該申出に応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により情報を提供しようとするときは、第三者の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害することのないよう配慮しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により提供しようとする情報に第三者に関する情報が含まれる場合においては、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、提供の申出をした者(以下「提供申出者」という。)の人権が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認められるときに限り、提供申出者の人権を擁護するために必要な限度において、提供申出者に当該第三者に関する情報を提供することができる。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護 (指導及び助言等)

第49条 市長は、事業者及び事業者団体(事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又は連合体であつて、個人情報を保有する事業者をその構成員に含むものをいう。)に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

2 市長は、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、事業者が講ずべき個人情報の保護措置についての指針(以下「個人情報取扱指針」という。)を策定するものとする。

(調査及び公表)

第50条 市長は、事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を要請することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく拒んだときは、その旨、事実経過及び当該事業者の氏名又は名称を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えた上で、審議会の意見を聴くものとする。

(勧告及び公表)

第51条 市長は、事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、当該勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第2項中「事実経過」とあるのは「勧告の内容」と読み替えるものとする。

(調査、勧告又は公表の制限)

第 52 条 市長は、前 2 条の規定による調査、勧告又は公表を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、市長は、事業者が個人情報保護法第 57 条第 1 項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、前 2 条の規定による調査、勧告又は公表を行わないものとする。

(出資法人等が講ずべき措置等)

第 53 条 次に掲げる法人又は団体（以下この条において「出資法人等」という。）は、この条例の規定に基づく本市又は本市が単独で設立した地方独立行政法人（以下「本市等」という。）の施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 本市等が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（本市が設立団体（地方独立行政法人法第 6 条第 3 項に規定する設立団体をいう。）である地方独立行政法人を除く。）のうち本市等が行う事務又は事業と特に密接な関係にある法人であつて市長が定めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、本市等が個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を経常的に委託している法人又は団体で、市長が定めるもの

2 市長は、出資法人等が講ずべき個人情報の保護措置についての指針を策定し、出資法人等に対して、当該指針に従い個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 市長は、出資法人等に対して、当該出資法人等が講じている個人情報の保護措置の実施状況について報告を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を取りまとめ、公表するものとする。

(指定管理者に関する特例)

第 54 条 本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、当該公の施設の管理の業務を行うに当たっては、第 2 章第 1 節の規定の例により、当該業務に係る個人情報を収集するとともに、当該業務に伴い取得した個人情報（当該業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であつて、当該業務に従事する者が組織的に用いるものとして当該指定管理者が保有しているものに記録されているものに限り、出版物に記載されているものを除く。以下「指定管理者保有個人情報」という。）を取り扱わなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 条第 3 項第 7 号	他の機関	機関
-----------------	------	----

第6条第4項	あらかじめ	あらかじめその管理する公の施設に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」という。）を通じて
	実施機関が	指定管理者が
第6条第5項	実施機関は	指定管理者は
	その旨を ついて	その旨を特定実施機関を通じて ついて特定実施機関を通じて
第8条第1項	事項を	事項を特定実施機関を通じて
	実施機関が	指定管理者が
第8条第2項	その旨を	その旨を特定実施機関を通じて
	実施機関が	指定管理者が
第8条第3項	実施機関	指定管理者
	その旨を	その旨を特定実施機関を通じて
第8条第4項	実施機関	指定管理者
	ついて	ついて特定実施機関を通じて
第9条第1項	あらかじめ	あらかじめ特定実施機関を通じて
	実施機関が	指定管理者が
第9条第3項	あらかじめ	あらかじめ特定実施機関を通じて
	実施機関が	指定管理者が
第12条第1項	本市の他の機関 若しくは国、独立行政法人等、 他の地方公共団体若しくは地方 独立行政法人又は本人以外の	他の
	次の各号のいずれか	第2号
第12条第1項第2号	実施機関	指定管理者の申出に基づき特定実施機関
第13条第3項ただし書	認められる	特定実施機関が認める
	この限りでない	特定実施機関に譲り渡さなければならない

2 指定管理者保有個人情報の本人は、第2章第2節及び第4節の規定の例により、指定管理者が管理する公の施設に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」という。）に対し、当該指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出（以下「指定管理者保有個人情報の開示請求等」という。）をすることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条第4号	実施機関	指定管理者
---------	------	-------

第 23 条第 2 項	保有していない	指定管理者が保有していない
第 30 条	行わなければならない	指定管理者に行わせなければならない
第 32 条第 1 項	行う	指定管理者に行わせる
第 32 条第 2 項	行わない	指定管理者に行かせない
	保有していない	指定管理者が保有していない
第 35 条	行った	指定管理者に行かせた
	通知する	指定管理者に通知させる
第 38 条	行わなければならない	指定管理者に行わせなければならない
	行う	指定管理者に行わせる
第 40 条第 1 項	行う	指定管理者に行わせる
第 40 条第 2 項	行わない	指定管理者に行かせない
	保有していない	指定管理者が保有していない

3 前項の規定による指定管理者保有個人情報の開示請求等があったときは、特定実施機関は、当該指定管理者保有個人情報の開示請求等が不適法であり却下する場合を除き、速やかに、指定管理者に対し、その旨を通知し、当該指定管理者保有個人情報の取扱いの状況（当該指定管理者保有個人情報を保有していない場合はその旨を含む。）の報告（指定管理者保有個人情報の開示の請求にあっては、当該報告及び当該指定管理者保有個人情報の提供）を求めるものとする。

4 第 2 項の規定による指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定又は不作為に対する審査請求に係る事件については、第 2 章第 3 節の規定の例による。この場合において、第 45 条第 3 号及び第 4 号中「行う」とあるのは「指定管理者に行わせる」と読み替えるものとする。

（指定管理者の義務等）

第 55 条 指定管理者は、指定管理者の指定を受けた期間（連続して 2 回以上指定管理者の指定を受けたときにあっては、その最後に指定を受けた期間）が経過したとき又は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、直ちに特定実施機関の指示に従い、指定管理者保有個人情報を特定実施機関に譲り渡し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。

2 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 指定管理者は、その管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（指定管理者が取り扱う個人情報の保護に係る措置）

第 56 条 公の施設の管理の業務に関し指定管理者と締結する協定等においては、指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正及び利用停止の実施並びに情報の提供の申出に対する処理の実施に関する指定管理者の義務その他指定管理者が取り扱う個人情報の保護

に関し必要な事項を定めなければならない。

(指定管理者からの受託者等の義務等)

第 57 条 第 15 条及び第 16 条の規定は、指定管理者からその管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報を取り扱う事務の全部若しくは一部の処理を受託している者若しくは受託していた者又はこれらの者が受託し、若しくは受託していた業務に従事している者若しくは従事していた者について準用する。この場合において、第 15 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定中「実施機関」とあるのは「特定実施機関」と読み替えるものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第 58 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

第 4 章 個人情報保護審議会

(審議会の設置及び組織)

第 59 条 この条例及び大阪市特定個人情報保護条例（平成 27 年大阪市条例第 89 号）の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせ、及び報告に対して意見を述べさせるため、審議会を置く。

- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 4 審議会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 審議会の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(部会)

第 59 条の 2 審議会は、その指名する委員 3 人以上をもって構成する部会に、前条第 1 項に規定する事項について調査審議させることができる。

(審議会の調査権限)

第 60 条 審議会は、必要があると認めるときは、第 45 条（第 54 条第 4 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により諮問をした実施機関又は特定実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報又は指定管理者

保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第54条第4項の規定によりその例によることとされる第45条の規定による訂正決定等若しくは利用停止決定等又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に係る事件に関する前3項の規定の適用については、第1項中「という。）」とあるのは「という。」を通じて指定管理者」と、第2項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁及び指定管理者」と、前項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁を通じて指定管理者」と、「審議会に」とあるのは「諮問庁を通じて審議会に」とする。

5 第1項及び第3項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人若しくは諮問庁（以下「審査請求人等」という。）又は指定管理者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。この場合において、指定管理者に対する意見書又は資料の提出の求めは、諮問庁を通じて行うものとする。

（意見の陳述等）

第61条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審議会は、その指定する相当の期間内に審査請求人等が口頭で意見を述べることができないときは、当該審査請求人等に対し、口頭で意見を述べる機会に代えて、相当の期間を定めて当該期間内に意見書を提出するよう求めることができる。

（意見書等の提出）

第62条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第63条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第60条第1項（同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を閲覧させ、同条第5項の規定による調査をさせ、又は第61条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同条第3項の規定により当該意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第64条 審議会は、第60条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第5項、第61条第3項又は第62条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第5項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害

- するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の交付。以下この条において同じ。）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。
 - 3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 審議会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。
 - 5 第2項の規定により審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付）に要する費用を負担しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第65条 審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第59条第2項の規定による調査審議の手続のうち個人情報保護制度の運営に係る事項については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。

（答申書の送付等）

第66条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（委任）

第67条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、市規則で定める。

第5章 補則

（手数料等）

第68条 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求若しくは第48条の規定による申出又は指定管理者保有個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例（第64条第2項を除く。）の規定により公文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして市規則で定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして市規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

（苦情の処理）

第69条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講

ずるように努めるものとする。

- 3 市長は、前項の規定による措置を講ずるために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。

(市長の調整)

第70条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言することができる。

(適用除外等)

第71条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第52条第1号、第3号及び第4号に掲げる個人情報
 - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報
 - (3) 図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報
- 2 第2章第2節(第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第3節(同条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び第4節(同条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の遂行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報又は指定管理者保有個人情報(当該裁判、処分若しくは遂行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。
- 3 第6条第4項及び第5項(第9条第4項、第10条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)、第8条並びに第9条第1項から第3項まで(審議会の意見聴取に関する部分に限る。)の規定は、人事、給与、服務、福利厚生その他の本市の職員に関する事務のために取り扱う個人情報については、適用しない。
- 4 保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止について、法令等(大阪市情報公開条例及び大阪市会情報公開条例(平成13年大阪市条例第24号)を除く。)に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、その定めるところによる。ただし、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示をすることができる期間又は方法等が限られている場合において、当該法令等が異なる期間又は方法等による保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示を禁止する趣旨でないと認められるときは、この限りでない。
- 5 保有個人情報又は指定管理者保有個人情報(大阪市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を専ら記録する公文書(指定管理者保有個人情報にあつては、指定管理者等が行う公の施設の管理の業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であつて、当該従事者が当該業務に関して組織的に用いるものとして当該指定管理者が保有しているもの(出版物を除く。))に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用の目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報又は指定管理

者保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第2章（第2節及び第4節に限る。）（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、実施機関又は指定管理者に保有されていないものとみなす。

（運用状況の公表）

第72条 市長は、毎年1回、この条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

（施行の細目）

第73条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

第6章 罰則

第74条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第15条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物であって個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第75条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第76条 前2条の規定は、第54条第1項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者について準用する。この場合において、前2条中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と読み替えるものとする。

第77条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第78条 第59条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第79条 第74条から前条までの規定は、本市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第80条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則（平成7.10.1施行、告示608）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

（大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例の廃止）

2 大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例（昭和63年大阪市条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理若しくはこれに係る電子計算機の結合（以下「個人情報の処理等」

という。)は、この条例の規定により行われたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際現に実施機関が個人情報を取り扱っている事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。
- 5 実施機関が、この条例の施行後に行う個人情報の処理等について、旧条例第4条第3項(旧条例第5条第2項及び第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定により旧条例第11条第1項に規定する大阪市個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)の意見を聴いている場合においては、当該個人情報の処理等については、第8条第1項(第9条第3項及び第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行前に旧条例第7条第1項又は第8条第1項の規定により行われた個人情報の開示、訂正又は削除の請求については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第7条第4項において準用する旧条例第4条第3項及び旧条例第10条第2項の規定中「大阪市個人情報保護審議会」とあるのは「大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号)第34条第1項に規定する大阪市個人情報保護審議会」とする。
- 7 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、第34条第4項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 8 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員(前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員を含む。)の任期は、第34条第5項本文の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
(保有個人情報の開示等の特例)
- 9 第2章第2節の規定は、平成13年10月1日前に事務局の職員が職務上作成し、又は取得した公文書に記録された保有個人情報については、適用しない。
(本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立に係る経過措置)
- 10 本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第48条の規定による申出で、本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有個人情報に係るものは、当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第48条の規定による申出とみなす。
- 11 前項に規定するもののほか、本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によってした処分、手続その他の行為で本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。
(大阪市農業委員会の廃止に係る経過措置)
- 12 大阪市農業委員会の廃止の日前にこの条例の規定によって大阪市農業委員会が行い又は大阪市農業委員会に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。
(地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置)
- 13 市長の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴

い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「」をいう」とあるのは「」並びに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の役員」と、第44条中「本市が単独で設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が単独で設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」とする。

- 14 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が行い又は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

- 15 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「」をいう」とあるのは「」並びに地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所の役員」と、第44条中「本市が単独で設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が単独で設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪産業技術研究所」とする。

- 16 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪産業技術研究所が行い又は地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(交通事業の廃止に係る経過措置)

- 17 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止の日前にこの条例の規定によって交通局長が行い又は交通局長に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

- 18 公立大学法人大阪市立大学の保有個人情報であって、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ個人情報について、公立大学法人大阪の成立の日前にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「」をいう」とあるのは「」並びに公立大学法人大阪をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び公立大学法人大

阪の役員」と、第44条中「本市が単独で設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が単独で設立した地方独立行政法人若しくは公立大学法人大阪」とする。

- 19 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって公立大学法人大阪が行い又は公立大学法人大阪に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成12.3.2日条例1）抄

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12.12.19条例90）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13.3.5条例3、平成13.4.1施行、告示356）抄
（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

（大阪市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 この条例の施行の際、現にされている前項の規定による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）第16条又は第22条の規定による開示又は訂正若しくは削除の請求は、同項の規定による改正後の大阪市個人情報保護条例（以下「改正後の個人情報保護条例」という。）第16条又は第22条の規定による開示又は訂正若しくは削除の請求とみなす。

- 11 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に改正前の個人情報保護条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の個人情報保護条例中これに相当する規定がある場合には、改正後の個人情報保護条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成13.4.1条例24、平成13.10.1施行、平成13.9.21議長決定）抄
（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、議長が定める。

附 則（平成17.3.2条例4）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にされているこの条例による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第22条第2項の規定による削除の請求は、この条例による改正後の大阪市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第36条第1項の規定による利用停止請求とみなす。

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合は、新条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17.3.30条例17）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に大阪市会議長が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理若しくはこれに係る電子計算機の結合は、この条例による改正後の大阪市個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により行われたものとみなす。

3 この条例の施行により新たに個人情報を取り扱う事務に含まれることとなる事務についての改正後の条例第8条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年大阪市条例第17号）の施行後速やかに」とする。

附 則（平成18.3.31条例18）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21.3.2条例2）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26.12.1条例138）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27.10.13条例88）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第46条第1項（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定によってされた是正の申出及び旧条例第47条第1項（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定によってされた再調査の申出については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第46条第1項の規定による是正の申出をした者は、同条第4項（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による通知（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）を受けた日の翌日から起算して60日以内に、旧条例第47条第1項の規定による再調査の申出をすることができる。

附 則（平成27.12.18条例110）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28.3.2条例16）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等（改正後の条例第24条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（改正後の条例第33条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（改正後の条例第41条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）若しくは施行日以後にされた開示請求（改正後の条例第17条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）、訂正請求（改正後の条例第28条第2項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。）若しくは利用停止請求（改正後の条例第36条第2項に規定する利用停止請求

をいう。以下同じ。)に係る不作為又は施行日以後にされた指定管理者保有個人情報開示決定等(指定管理者保有個人情報(改正後の条例第54条第1項に規定する指定管理者保有個人情報をいう。以下同じ。)の開示、訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)又は利用停止(改正後の条例第36条第2項に規定する利用停止をいう。以下同じ。)の請求に係る決定をいう。以下同じ。)若しくは施行日以後にされた指定管理者保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等若しくは施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為又は施行日前にされた指定管理者保有個人情報開示決定等若しくは施行日前にされた指定管理者保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成28.3.30条例70)

この条例は、平成28年10月3日から施行する。

附 則(平成29.2.27条例8、平成29.4.1施行、告示469)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第52条第2項の改正規定は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(平成29.9.28条例69)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中第2号の次に2号を加える改正規定(同条第4号に係る部分に限る。)及び第8条第1項の改正規定並びに次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正後の大阪市個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関が同条第4号に規定する要配慮個人情報を取り扱っている事務についての改正後の条例第8条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、平成30年4月1日以後遅滞なく」とする。

附 則(平成30.3.28条例54)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31.2.25条例8、平成31.4.1施行、告示474)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定及び附則に2項を加える改正規定の施行期日は、市長が定める。

附 則(令和3.3.3条例3)

この条例は、地方独立行政法人天王寺動物園の成立の日から施行する。

附 則(令和4.3.2条例4)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

資料2 大阪市個人情報保護条例施行規則

制 定 平成7年8月31日 規則69

最近改正 令和4年3月25日 規則15

(趣旨)

第1条 大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(個人識別符号)

第2条の2 条例第2条第3号の市規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条に定める文字、番号、記号その他の符号とする。

(要配慮個人情報)

第2条の3 条例第2条第4号の市規則で定める記述等は、個人情報の保護に関する法律施行令第2条に定める記述等とする。

(電子計算機処理に該当しない処理)

第3条 条例第2条第7号に規定する市規則で定める処理は、次に掲げる処理とする。

(1) 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

(2) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(3) 大阪市ICT戦略の推進に関する規程（平成19年達第18号）第19条に規定する本市通信ネットワーク若しくは同規程第31条第1項に規定する局等通信ネットワーク又はこれらの通信ネットワークに準ずるものとして市長が認める通信ネットワークに結合された電子計算機を使用して行われる本人の数が1,000人に満たない保有個人情報の電子計算機処理

(個人情報取扱事務の届出)

第4条 条例第8条第1項第9号に規定する市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報を取り扱う事務の開始予定年月日

(2) 個人情報を取り扱う事務の根拠となる法令その他の規程の名称

(勧告に従わない場合の公表等)

第5条 条例第16条第2項及び第50条第2項（条例第51条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、大阪市公報に掲載するほか、広く市民に周知できる方法により行うものとする。

2 条例第16条第3項及び第50条第3項（条例第51条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公表の理由の通知は、第1号様式による公表理由等通知書により行うものとする。

3 条例第16条第3項及び第50条第3項の規定による意見陳述は、意見を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、

口頭により行うことができる。

4 意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(開示請求の方法)

第6条 条例第17条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、第2号様式による開示請求書(以下「開示請求書」という。)を総務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 条例第18条第1項第3号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求をしようとする者の連絡先

(2) 開示の実施方法の区分

(3) 条例第17条第2項の規定による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

(開示請求における本人確認手続等)

第7条 開示請求をする者は、総務局長を経由して実施機関に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類

2 開示請求書を総務局長を経由して実施機関に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を総務局長を経由して実施機関に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写し、住民票記載事項証明書その他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることをしめすものとして実施機関が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第17条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を総務局長を経由して実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を総務局長を経由して実施機関に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定通知書等)

第8条 条例第23条第1項の市規則で定める事項は、開示を実施する日時及び場所並びに開示の実施方法とする。

2 条例第23条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 第3号様式による開示決定通知書

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 第4号様式による部分開示決定通知書

(3) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（次号及び第5号の決定を除く。） 第5号様式による非開示決定通知書

(4) 条例第22条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 第6号様式による開示請求拒否決定通知書

(5) 開示請求に係る保有個人情報を保有していないことによる開示しない旨の決定 第7号様式による不存在による非開示決定通知書

(決定期間延長通知書)

第9条 条例第24条第2項（条例第33条第2項及び第41条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、第8号様式による決定期間延長通知書により行う。

(開示決定等の期限の特例通知書)

第10条 条例第25条の規定による通知は、第9号様式による開示決定等の期限の特例通知書により行う。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第11条 実施機関は、条例第26条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第26条第1項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第26条第2項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る当該第三者に関する情報が条例第19条第2号から第4号までのただし書に規定する情報に該当すると認められる理由又は当該第三者に関する情報を条例第21条の規定により開示しようとする理由

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第26条第1項及び第2項の規定による通知は、第10号様式による意見書提出の機会付与通知書により行う。

5 条例第26条第3項の規定による通知は、第11号様式による第三者に関する情報の開示決定通知書により行う。

(開示の実施)

第12条 条例第27条の規定による保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関が指定する方法により行う。

2 実施機関は、保有個人情報の開示を行うときは、当該保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明する書類の提示又は提出を求めることができる。

3 第1項の場合において、保有個人情報が記録されている公文書の閲覧（次条に規定する聴取、視聴及び閲覧を含む。次項において同じ。）をする者は、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

4 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、当該公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

5 保有個人情報の開示を行う場合において、保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付（次条に規定する交付を含む。）をするときの交付部数は、開示請求に係る保有個人情報1件につき1部とする。

(電磁的記録の開示の実施方法)

第13条 条例第27条の閲覧に準ずるものとして市規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第3号イに定める方法にあつては、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求をした者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

(3) 電磁的記録（前2号に掲げるものを除く。以下この号及び次項第3号において同じ。）次に掲げる方法のいずれか

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴

2 条例第27条の写しの交付に準ずるものとして市規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第3号イ又はウに定める方法にあつては、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合において、開示請求をした者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（VHS方式のものに限る。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録 次に掲げる方法のいずれか

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付

イ 当該電磁的記録を幅90ミリメートルのフロッピーディスク（2HDのものに限る。）に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を直径 120 ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付
(訂正請求の方法)

第 14 条 条例第 28 条第 1 項の規定による保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をしようとする者は、第 12 号様式による訂正請求書を総務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 条例第 29 条第 1 項第 4 号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求をしようとする者の連絡先

(2) 条例第 28 条第 2 項において準用する条例第 17 条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

3 第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定通知書等)

第 15 条 条例第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行う旨の決定 第 13 号様式による訂正決定通知書

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わない旨の決定（次号及び第 4 号の決定を除く。） 第 14 号様式による訂正不承認通知書

(3) 条例第 31 条の規定により訂正請求を拒否する旨の決定 第 15 号様式による訂正請求拒否決定通知書

(4) 訂正請求に係る保有個人情報を保有していないことによる訂正を行わない旨の決定 第 16 号様式による不存在による訂正不承認通知書

(訂正決定等の期限の特例通知書)

第 16 条 条例第 34 条の規定による通知は、第 17 号様式による訂正決定等の期限の特例通知書により行う。

(利用停止請求の方法)

第 17 条 条例第 36 条第 1 項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、第 18 号様式による利用停止請求書を総務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 条例第 37 条第 1 項第 4 号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求をしようとする者の連絡先

(2) 条例第 36 条第 2 項において準用する条例第 17 条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

3 第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止決定通知書等)

第 18 条 条例第 40 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行う旨の決定 第 19 号様式による利用停止決定通知書

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わない旨の決定（次号及び第 4 号

の決定を除く。) 第 20 号様式による利用停止不承認通知書

(3) 条例第 39 条の規定により利用停止請求を拒否する旨の決定 第 21 号様式による利用停止請求拒否決定通知書

(4) 利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないことによる利用停止を行わない旨の決定 第 22 号様式による不存在による利用停止不承認通知書

(利用停止決定等の期限の特例通知書)

第 19 条 条例第 42 条の規定による通知は、第 23 号様式による利用停止決定等の期限の特例通知書により行う。

(諮問をした旨の通知)

第 20 条 条例第 46 条の規定による通知は、第 24 号様式による審議会諮問通知書により行う。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第 21 条 条例第 47 条において準用する条例第 26 条第 3 項の規定による通知は、第 25 号様式による審査請求人等に関する情報の開示実施日等通知書により行う。

(情報提供申出書等)

第 22 条 実施機関から第三者に提供された氏名、住所、生年月日等の個人情報が部落差別、民族による差別等の社会的差別の助長その他の不正な目的で使用されることにより、自らの人権が侵害され、又は侵害されるおそれがあることを理由として、条例第 48 条第 1 項の規定により、第三者に関する情報の提供の申出をしようとする者は、第 26 号様式による情報提供申出書を総務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の申出があったときは、当該申出をした者から申出の理由について意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(出資法人等の告示等)

第 23 条 市長は、条例第 53 条第 1 項各号に掲げる法人又は団体を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 市長は、条例第 53 条第 3 項の規定により報告を受けた内容を整理した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

3 条例第 53 条第 4 項の規定による公表は、大阪市公報に掲載することにより行うものとする。

(費用の納付時期)

第 24 条 条例第 64 条第 5 項及び第 68 条第 2 項に規定する費用は、前納しなければならない。

(運用状況の公表)

第 25 条 条例第 72 条の規定による公表は、大阪市公報に掲載することにより行うものとする。

(施行の細目)

第 26 条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

2 大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例施行規則（昭和 63 年大阪市規則第 25

号) は、廃止する。

附 則 (平 13. 4. 1 規則 32)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平 17. 3. 28 規則 8)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 18. 3. 31 規則 18)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市個人情報保護条例施行規則第 2 号様式、第 12 号様式、第 18 号様式、第 26 号様式及び第 30 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市個人情報保護条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (平 19. 3. 30 規則 86)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 20. 3. 31 規則 45)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 21. 3. 27 規則 34)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 22. 9. 29 規則 123)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平 24. 3. 30 規則 45)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市個人情報保護条例施行規則第 2 号様式、第 12 号様式、第 18 号様式、第 26 号様式、第 28 号様式及び第 30 号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市個人情報保護条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則 (平 24. 7. 6 規則 131)

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大阪市個人情報保護条例施行規則 (以下「改正後の規則」という。) 第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号 (これらの規定を改正後の規則第 14 条第 3 項、第 17 条第 3 項、第 22 条第 3 項及び第 23 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定の適用については、中長期在留者 (出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律 (平成 21 年法律第 79 号。以下「改正法」という。) 第 2 条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号。以下「新入管法」という。) 第 19 条の 3 に規定する中長期在留者をいう。) が所持する改正法第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法 (昭和 27 年法律第 125 号。以下「旧外国人登録法」という。) 第 5 条第 1 項に規定する外国人登録証明書 (以下「登録証明書」という。) は新入管法第 19 条の 3 に規定する在留カード (以下「在留カード」という。) とみなし、特別永住者 (日

本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者をいう。）が所持する登録証明書は改正法第3条の規定による改正後の特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）とみなす。

3 前項の規定により、登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第15条第2項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第28条第2項各号に定める期間とする。

4 改正後の規則第7条第2項第2号（改正後の規則第14条第3項、第17条第3項、第22条第3項及び第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票の写し及び旧外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書は、それらが作成された日から起算して30日を経過する日までの間は、同号に掲げる書類とみなす。

附 則（平25.3.29規則136）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.31規則88）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27.10.13規則210）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市個人情報保護条例施行規則第24号様式及び第25号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市個人情報保護条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則（平27.12.25規則221）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平28.3.25規則11）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の大阪市個人情報保護条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第21条並びに第11号様式、第24号様式及び第25号様式の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等（大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第16号）による改正後の大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「改正後の条例」という。）第24条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（改正後の条例第33条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（改正後の条例第41条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた開示請求（改正後の条例第17条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）、訂正請求（改正後の条例第28条第2項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。）若しくは利用停止請求（改正後の条例第36条第2項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係

る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則第 24 条の規定は、施行日以後にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等若しくは施行日以後にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為又は施行日以後にされた指定管理者保有個人情報開示決定等（指定管理者保有個人情報（改正後の条例第 54 条第 1 項に規定する指定管理者保有個人情報をいう。以下同じ。）の開示、訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）又は利用停止（改正後の条例第 36 条第 2 項に規定する利用停止をいう。以下同じ。）の請求に係る決定をいう。以下同じ。）若しくは施行日以後にされた指定管理者保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等若しくは施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為又は施行日前にされた指定管理者保有個人情報開示決定等若しくは施行日前にされた指定管理者保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平 29. 9. 28 規則 137）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の次に 2 条を加える改正規定（第 2 条の 3 に係る部分に限る。）及び第 4 条の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元. 5. 31 規則 3）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4. 3. 25 規則 15）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

施行規則様式

第1号様式（第5条関係）（A4）

公表理由等通知書

第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

大阪市個人情報保護条例 の規定による公表を予定しているので、同条例 の規定により、次のとおりその理由を通知します。

また、意見陳述の機会を設けますので、次のとおり意見陳述書を提出してください。

公表の理由	
意見陳述書の提出先	(電話番号)
意見陳述書の提出期限	年 月 日 ()

- 注1 意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 2 やむを得ない理由があるときは、意見陳述書の提出に代えて口頭による意見陳述を行うことができます。
- 3 代理人を選任したときは、意見陳述書の提出期限（口頭による意見陳述を行うときは、意見陳述の時）までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。
- 4 意見陳述を行うために来庁した際には、この通知書を提示してください。

開 示 請 求 書

年 月 日

(提出先)

請求者（本人）

住所又は居所 〒

ふ り が な

氏 名

(法定代理人)

住所又は居所 〒

〔 法人にあっては、主
たる事務所の所在地〕

ふ り が な

氏 名

〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

(電 話 番 号) ()

大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	
開示の実施方法の区分	<p>1 文書又は図画の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 両面印刷を希望</p> <p style="padding-left: 150px;"><input type="checkbox"/> 片面印刷を希望</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p>ア 閲覧に準ずる方法</p> <p><input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの聴取又は視聴</p> <p>イ 写しの交付に準ずる方法</p> <p><input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付</p> <p><input type="checkbox"/> フロッピーディスクに複写したものの交付</p> <p><input type="checkbox"/> 録音テープに複写したものの交付</p> <p><input type="checkbox"/> ビデオテープに複写したものの交付</p> <p><input type="checkbox"/> 光ディスクに複写したものの交付</p> <p>3 実施場所等の希望</p> <p><input type="checkbox"/> 市民相談室会議室での開示</p> <p><input type="checkbox"/> 担当局・区が指定する会議室等での開示</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送</p>
※本人等確認欄	<p>1 運転免許証 2 旅券</p> <p>3 健康保険の被保険者証</p> <p>4 その他 ()</p> <p>5 法定代理人 ()</p>
※担 当	(電話番号)

注1 請求者が法定代理人であるときは、本人の住所又は居所及び氏名も記入してください。

2 開示の実施方法の区分欄の該当する口にレを付けてください。

3 ※欄については、記入しないでください。

4 開示請求の際には、本人又は法定代理人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を提示し、又は提出してください。

5 電磁的記録については、用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付に限らせていただく場合があります。

6 「担当局・区が指定する会議室等での開示」とは、市役所本庁舎以外に主たる事務所がある局又は区が開示の担当である場合に、その主たる事務所又は区役所庁舎内の会議室等で行う開示をいいます。ただし、開示の担当が市役所本庁舎に主たる事務所がある局の場合は、市民相談室会議室での開示となります。

第3号様式（第8条関係）（A4）

開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市個人情報保護条例第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報	
開示の日時	
開示の場所	
開示の実施方法	
担 当	(電話番号)
備 考	

注1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は となり ます。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

第4号様式（第8条関係）（A4）

部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市個人情報保護条例第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報	
開示の日時	
開示の場所	
開示の実施方法	
開示しないこと とした部分	
上記の部分 を開示しない理由	大阪市個人情報保護条例第 19 条第 号に該当 (説明)
担 当	(電話番号)
備 考	

注 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は となり
ます。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

第5号様式（第8条関係）（A4）

非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市個人情報保護条例第 23 条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報	
開示しない理由	大阪市個人情報保護条例第 19 条第 号に該当 (説明)
担 当	(電話番号)
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第8条関係）（A4）

開示請求拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市個人情報保護条例第 23 条第 2 項の規定により、次のとおり当該開示請求を拒否することを決定したので通知します。

開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項	
開示請求を拒否する理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式（第8条関係）（A4）

不存在による非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市個人情報保護条例第 23 条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報を保有していないため、開示しないことを決定したので通知します。

開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項	
開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式（第9条関係）（A4）

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の 請求について、大阪市個人情報保護条例の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

請求に係る 保有個人情報	
条例第 条第 項の 規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担 当	(電話番号)

第9号様式（第10条関係）（A4）

開示決定等の期限の特例通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、次のとおり大阪市個人情報保護条例第25条の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報	
条例第24条第1項の 規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
条例第25条の規定 を適用する理由	
開示請求に係る保有 個人情報のうちの相 当の部分につき開示 決定等をする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
上記の期間内に開示 決定等をする部分	
残りの保有個人情 報について開示決 定等をする期限	年 月 日
担 当	(電話番号)

第 10 号様式 (第 11 条関係) (A 4)

意見書提出の機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、大阪市個人情報保護条例第 17 条の規定による開示請求がありました。

この開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「開示決定等に対する意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

開示請求があった年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報	
上記の保有個人情報に含まれるあなた（貴団体）に関する情報	
上記の情報が条例第 19 条第 2 号から第 4 号までのただし書に該当する理由又は上記の情報を条例第 21 条の規定により開示する理由	
担当及び意見書の提出先	(電話番号)

別紙

開示決定等に対する意見書

年 月 日

(提出先)

住所又は居所
〔 法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地 〕
氏名及び連絡先
〔 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名
並びに担当者の氏名及び連絡先 〕
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により通知のあつた件について、次のとおり回答します。

保有個人情報の内容	
保有個人情報の開示についての反対の意思の有無	<input type="checkbox"/> 開示に反対 <input type="checkbox"/> 開示に同意
保有個人情報の開示についての意見	

注 各欄に必要な事項を記入し、又は該当する□にレを付けてください。

第 11 号様式 (第 11 条関係) (A 4)

第三者に関する情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報の開示請求について、大阪市個人情報保護条例第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、同条例第 26 条第 3 項の規定により、通知します。

開示決定通知書等の文書 番号等	年 月 日 第 号
開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報に 含まれるあなた（貴団 体）に関する情報	
開示決定をした理由	
開示を実施する年月日	
担 当	(電話番号)
備 考	

注 この通知書に記載した開示決定については、上記の審査請求のほか、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この通知（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの通知（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 13 号様式 (第 15 条関係) (A 4)

訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、大阪市個人情報保護条例第 32 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正を行うことを決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
訂正の内容	
担 当	(電話番号)
備 考	

第 14 号様式 (第 15 条関係) (A 4)

訂正不承認通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、大阪市個人情報保護条例第 32 条第 2 項の規定により次のとおり訂正を行わないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
訂正を行わない理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、 を被告として (訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 15 号様式 (第 15 条関係) (A 4)

訂正請求拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、大阪市個人情報保護条例第 32 条第 2 項の規定により、次のとおり当該訂正請求を拒否することを決定したので通知します。

訂正請求書に記載された 保有個人情報を特定する に足りる事項	
訂正請求を拒否する理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、 を被告として (訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

不存在による訂正不承認通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、大阪市個人情報保護条例第 32 条第 2 項の規定により次のとおり保有個人情報を保有していないため、訂正を行わないことを決定したので、通知します。

訂正請求書に記載された 保有個人情報を特定する に足りる事項	
訂正請求に係る保有個人 情報を保有していない理 由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、 を被告として (訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 17 号様式 (第 16 条関係) (A 4)

訂正決定等の期限の特例通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、次のとおり大阪市個人情報保護
条例第 34 条の規定を適用することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
条例第 33 条第 1 項の 規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
条例第 34 条の規定 を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当	(電話番号)

第 19 号様式 (第 18 条関係) (A 4)

利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、大阪市個人情報保護条例第 40 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止を行うことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
利用停止の内容	
担 当	(電話番号)
備 考	

第 20 号様式 (第 18 条関係) (A 4)

利用停止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、大阪市個人情報保護条例第 40 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止を行わないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
利用停止を行わない理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、 を被告として (訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 21 号様式 (第 18 条関係) (A 4)

利用停止請求拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、大阪市個人情報保護条例第 40 条第 2 項の規定により、次のとおり当該利用停止請求を拒否することを決定したので通知します。

利用停止請求書に記載された 保有個人情報を特定するに足 りる事項	
利用停止請求を拒否する理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、 を被告として (訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

不存在による利用停止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、大阪市個人情報保護条例第 40 条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報を保有していないため、利用停止を行わないことを決定したので通知します。

利用停止請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項	
利用停止請求に係る保有個人情報を保有していない理由	
担 当	(電話番号)
備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、 を被告として (訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 23 号様式 (第 19 条関係) (A 4)

利用停止決定等の期限の特例通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、次のとおり大阪市個人情報保護条例第 42 条の規定を適用することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
条例第 41 条第 1 項の 規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
条例第 42 条の規定を 適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担 当	(電話番号)

第 24 号様式 (第 20 条関係) (A 4)

審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けの審査請求について、大阪市個人情報保護条例第 45 条の規定により、次のとおり大阪市個人情報保護審議会に諮問したので、同条例第 46 条の規定により、通知します。

審査請求に係る保有個人情報又は保有個人情報を特定するに足りる事項	
審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の内容	
審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の理由	
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
担 当	(電話番号)
備 考	

第 25 号様式 (第 21 条関係) (A 4)

審査請求人等に関する情報の開示実施日等通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名 印

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示することを決定したので、大阪市個人情報保護条例第 47 条において準用する同条例第 26 条第 3 項の規定により、通知します。

開示決定通知書等の文書 番号等	年 月 日 第 号
開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報に 含まれるあなた（貴団 体）に関する情報	
開示を実施する年月日	
担 当	(電話番号)
備 考	

注 この通知書に記載した公開決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は、 と なります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 26 号様式 (第 22 条関係) (A 4)

情 報 提 供 申 出 書

年 月 日

(提出先)

請求者 (本人)

住所又は居所 〒

ふ り が な
氏 名

(法定代理人)

住所又は居所 〒

〔 法人にあっては、主
たる事務所の所在地 〕

ふ り が な
氏 名

〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

(電 話 番 号) ()

大阪市個人情報保護条例第 48 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の取扱いの状況のうち第三者に関する情報の提供の申出をします。

申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	
提供を求める情報	
申出の理由	
※本人等確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他 () 5 法定代理人 ()
※担 当	(電話番号)

注 1 申出者が法定代理人であるときは、本人の住所又は居所及び氏名も記入してください。

2 ※欄については、記入しないでください。

3 情報提供の申出の際には、本人又は法定代理人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を提示し、又は提出してください。

資料3 大阪市個人情報保護審議会規則

制 定 平成7年8月31日 規則67
最近改正 平成27年1月16日 規則6

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。）第67条の規定に基づき、大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営並びに調査審議の手續について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

2 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

3 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、第3条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

4 審議会は、前項において準用する第3条第3項の規定により部会の議事が決されたときは、当該決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(施行の細目)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

2 大阪市個人情報保護審議会規則（昭和63年大阪市規則第26号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月30日規則第30号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 92 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 95 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日規則第 136 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 1 月 16 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料4 大阪市個人情報保護審議会審議要領

制 定 平成17年4月18日 会長決定

最近改正 令和3年3月11日 会長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市個人情報保護審議会規則（平成7年大阪市規則第67号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の調査審議の手續について必要な事項を定めるものとする。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催することができる。この場合において、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとする。

2 前項に定めるもののほか、審議会の委員は、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法で審議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなす。

3 前2項の規定は、部会の会議の開催において準用し、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」読替えるものとする。

(会議の公開)

第2条の2 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、前条第1項の規定によりウェブ会議の方法により行う会議の公開は、指定した場所（以下「視聴場所」という。）においてインターネットを通じて会議を視聴することを認めることにより行う。

(公開による会議の開催の周知)

第2条の3 審議会の会議を公開により開催するときは、開催日の10日前の日（その日が大阪市の休日定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日の直前の市の休日以外の日）までに、次に掲げる事項を大阪市のホームページへの掲載、大阪市役所本庁舎における掲示及び市民情報プラザにおける配架の方法により、周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合等、10日前に周知を行うことができない事情があるときは、周知可能となった後速やかに、会議の開催を周知することとする。

(1) 傍聴による場合 開催日時、開催場所、会議の議題、傍聴者の定員、傍聴手續、問い合わせ先

(2) 視聴による場合 開催日時、視聴場所、会議の議題、視聴者の定員、視聴手續、問い合わせ先

(傍聴の手續)

第2条の4 会議の傍聴を認める定員は、10人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、会場の規模その他の事情を考慮して適当と認めるときは、同項の定員を増減するものとする。この場合においては、運営要領第2条の3の規定による会議の開催の周知において変更後の定員を明らかにするものとする。
- 3 会議の傍聴をしようとする者は、会議の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までの間に、会議が開催される場所において傍聴の申込みを行い、会長の許可を受けなければならない。
- 4 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴の許可をしない。
 - (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を所持している者
 - (2) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又はプラカード、旗、のぼり等を掲出している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) 前3号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となる行為をするおそれがあると認められる者
- 5 第3項の申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。
- 6 会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）は、審議会の事務局の職員（以下「事務局職員」という。）の指示に従い会場に入場するものとする。

（傍聴者の遵守事項）

第2条の5 傍聴者は、会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

（違反に対する措置）

第2条の6 会長は、傍聴者が前条各号の規定に違反したと認めるときは、違反者に注意し、違反者がこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

（視聴の手続）

第2条の7 会議の視聴を認める定員は、会長が、会議の開催の都度、視聴場所の規模その他の事情を考慮してその都度定め、第2条の3の規定による会議の開催の周知において明らかにするものとする。

- 2 会議の視聴をしようとする者は、会議の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻ま

での間に、視聴場所において視聴の申込みを行い、会長の許可を受けなければならない。

3 次のいずれかに該当する者は、会議の視聴の許可をしない。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に定めるもののほか、他の者の視聴の妨げとなる行為をするおそれがあると認められる者

4 第2項の申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。

5 会議の視聴の許可を受けた者（以下「視聴者」という。）は、事務局職員の指示に従い会場に入場するものとする。

（視聴場所における視聴者の遵守事項）

第2条の8 視聴者は、視聴場所においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他、他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (3) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、他の視聴者の視聴の妨げとなる行為をしないこと。

（報道機関の特例）

第2条9 報道機関による会議の傍聴及び視聴場所における視聴については、必要に応じ、第2条の4第1項及び第2項並びに第2条の7第1項による定員とは別に、報道機関用の定員を設定するものとする。

（資料の配布等）

第2条の10 傍聴者及び視聴者には、原則として委員に配布する会議資料と同じものを配布するものとする。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条各号に該当することにより公開することが適当でないとするもの、法令集等一定数量以上準備することが困難なものその他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。

（意見書の提出等）

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第60条第5項の規定により、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める意見書を審議会が定める相当の期間内に提出するよう求めることができる。

- (1) 条例第45条（条例第54条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により諮問をした実施機関又は特定実施機関（以下「諮問庁」という。）審査請求に係る決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に

係る処理の理由等を記載した意見書

(2) 審査請求人又は参加人 前号に掲げる意見書に対する反論等を記載した意見書

2 審議会は、審査請求人又は参加人が第1項又は条例第61条第3項若しくは第62条ただし書の規定により定められた期間内に意見書又は資料の提出をしないときは、当該審査請求に係る事件の調査審議を終了し、諮問庁に対し答申を行うことができる。

(補佐人の人数)

第4条 審議会は、条例第61条第2項の規定により補佐人の出頭を許可する場合には、特に必要があると認めるときを除き、その人数を審査請求人又は参加人及び審査請求人又は参加人の代理人を含め4人以内に制限することができる。

(調査手続の報告)

第5条 条例第63条の規定により審議会から指名された委員は、同条に規定する閲覧、調査、陳述の聴取等を行ったときは、その結果を審議会に報告するものとする。

(審議会への提出資料の閲覧等)

第6条 審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）は、条例第64条第2項の規定により、審議会に提出された意見書（第2条第2項の規定によりその写しが当該審査請求人等に送付された意見書を除く。）又は資料の閲覧若しくは写しの交付を請求しようとするときは、第1号様式による審議会提出資料閲覧・写しの交付請求書を審議会に提出しなければならない。

2 審議会は、前項の規定により審査請求人等から審議会提出資料閲覧・写しの交付請求書が提出されたときは、速やかに閲覧又は写しの交付の諾否を決定し、第2号様式による審議会提出資料等閲覧・写しの交付承諾通知書、第3号様式による審議会提出資料閲覧・写しの交付一部承諾通知書又は第4号様式による審議会提出資料閲覧・写しの交付不承諾通知書により、当該審査請求人等に通知するものとする。

3 審議会は、第1項の請求の全部又は一部を承諾しようとする場合において、当該請求に係る意見書又は資料に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

4 条例第64条第2項で規定する審議会の定める方法とは、次のとおりとする。ただし、第2号に定める方法にあつては、第1項の請求の全部を承諾した場合において、当該請求をしたものが希望し、かつ、審議会の事務局が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る。

(1) 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧

(2) 当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴

(委員の回避等の措置)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員の回避その他の措置を講ずることができる。

(開催概要等の作成)

第8条 審議会又は部会の会議を開催したときは、開催日時及び場所（第2条第1項の規定によりウェブ会議の方法により開催したときは、その旨）、出席した委員等の氏名、第2条第2項の規定によりウェブ会議の方法により会議に参加した委員については、その旨、議事の項目その他必要な事項を記載した開催概要を作成する。ただし、審議会又は部会の運営に係る事項について会議を開催したときは、開催概要に替えて会議要旨を作成するものとし、個人情報保護制度の運営に係る事項について公開で会議を開催したときは、開催概要及び会議録を作成するものとする。

- 2 審議会の開催概要、会議要旨及び会議録は、会長及び会長が指名する委員1名が確認した旨の電子メールや署名等とあわせて保管する方法によりその記録を残すこととする。
- 3 部会の開催概要、会議要旨及び会議録は、部会長及び部会長が指名する委員1名が確認した旨の電子メールや署名等とあわせて保管する方法によりその記録を残すこととする。

(会議録等)

第9条 前条第1項の公開で会議を開催するとき作成する会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催日時
 - (2) 開催場所（第2条第1項の規定によりウェブ会議の方法により開催したときは、その旨）
 - (3) 出席者の職及び氏名
 - (4) 第2条第2項の規定によりウェブ会議の方法により会議に参加した委員については、その旨
 - (5) 議題
 - (6) 発言者の氏名及び個々の発言内容の要旨（審議会が公開することが適当でないとする事項の調査審議を行った会議にあつては、議事の要旨）
 - (7) その他審議会が必要と認める事項
- 2 会議録及び会議資料は、大阪市のホームページへの掲載及び市民情報プラザにおける配架の方法により公表するものとする。

(審議会と部会との関係)

第10条 条例の規定により審議会の権限に属するものとされた事項を審議会又は部会のいずれで調査審議するかについては、事案の内容、性質、件数その他の事項を考慮して、事案ごとに会長が定める。

- 2 前項の規定は、必要に応じて審議会から部会へ送付し、又は部会から審議会へ回付することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会長又は部会長は、緊急に答申又は提言等を行う必要があるときその他審議会又は部会の会議を招集することが困難であると認めるときは、審議会又は部会に属する各委員の意見を聴取し、その総意をもって審議会又は部会の決定

に代えることができる。

(部会の事務分担等)

第11条 条例第59条の2の規定により部会を2以上設ける場合には、各部会において調査審議すべき事案の割振りは、事案の内容、性質、件数その他の事項を考慮して、事案ごとに会長が定める。

- 2 各部会の部会長は、当該部会において調査審議している事案について、答申を行うことが適当と認めるときは、会長及び他の部会にその内容を報告しなければならない。
- 3 条例第59条の2の規定により部会に調査審議させる場合における条例、規則及びこの要領の規定の適用については、別に定めがあるものを除き、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 4 部会又は部会長が条例、規則又はこの要領の規定に基づいて答申、提言、決定、通知等を行う場合における当該答申等の表記については、別に定めがあるものを除き、審議会又は会長の名で処理するものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めのない事項については、審議会に関する事項にあつては、会長が、部会に関する事項にあつては、部会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月18日から施行する。
- 2 平成7年10月2日付け大阪市個人情報保護審議会審議要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月13日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要領は、平成28年4月1日以降になされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求に係る事件の調査審議について適用し、平成28年3月31日以前になされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る不服申立て又は再調査の申出に係る事件の調査審議については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月11日から施行する。

審議会提出資料閲覧・写しの交付請求書

年 月 日

大阪市個人情報保護審議会 宛

請求者 住所又は居所

（法人その他の団体の場合は
事務所又は事業所の所在地）

氏名及び連絡先

（法人その他の団体の場合は
その名称及び代表者の氏名
並びに担当者の氏名及び連絡先）

電話番号（ ）

大阪市個人情報保護条例第64条第1項の規定により、次のとおり大阪市個人情報保護審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求します。

<p>請求する意見書又は資料の件名又は内容</p>	
<p>閲覧又は写しの交付の区分等</p>	<p>1 閲覧又は写しの交付の区分</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 片面印刷を希望</p> <p><input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 両面印刷を希望</p> <p>2 郵送の希望</p> <p><input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り</p>

注 各欄に必要な事項を記入し、又は該当する□にレを付けてください。

第2号様式（第5条関係）（A4）

審議会提出資料閲覧・写しの交付承諾通知書

大個審第 号
年 月 日

様

大阪市個人情報保護審議会
会長

年 月 日付けの審議会提出資料閲覧・写しの交付請求について、次のとおりその全部を承諾することとしたので通知します。

審議会提出資料の 件名	
閲覧等の日時	<p style="text-align: center;">午前 年 月 日 () 時 分 午後</p>
閲覧等の場所	
審議会事務局	<p style="text-align: center;">(電話)</p>

第3号様式（第5条関係）（A4）

審議会提出資料閲覧・写しの交付一部承諾通知書

大個審第 号
年 月 日

様

大阪市個人情報保護審議会
会長

年 月 日付けの審議会提出資料閲覧・写しの交付請求について、次のとおりその一部を承諾することとしたので通知します。

審議会提出資料の件名	
閲覧等の日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
閲覧等の場所	
承諾しないこととした部分	
上記の部分承諾しない理由	
審議会事務局	(電話)

第4号様式（第5条関係）（A4）

審議会提出資料閲覧・写しの交付不承諾通知書

大個審第 号
年 月 日

様

大阪市個人情報保護審議会
会長

年 月 日付けの審議会提出資料閲覧・写しの交付請求について、次のとおり承諾しないこととしたので通知します。

審議会提出資料の 件名	
承諾しない理由	
審議会事務局	(電話)

資料5 実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱

第1 趣旨

大阪市個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び大阪市特定個人情報保護条例に定める個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護について、実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務の取扱いは、この要綱の定めるところにより行うものとする。

第2 事務の届出

1 事務の開始の届出手続

- (1) 個人情報取扱事務の開始の届出は、当該事務を主管する担当等（大阪市公文書管理条例施行規則（平成18年大阪市規則第65号）第7条第5項（市会事務局にあっては、大阪市会公文書管理規程（平成18年3月31日市会議長決定）の規定に基づきその例によることとされる場合を含む。）に規定する課等をいい、本市が単独で設立した地方独立行政法人にあっては、当該地方独立行政法人の理事長が定める地方独立行政法人において取り扱う個人情報の保護のために必要かつ適切な規模のグループをいう。以下同じ。）が当該担当等（以下「主管担当等」という。）の属する局等（大阪州市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織、会計室、消防局、水道局、教育委員会事務局、行政委員会事務局、市会事務局、中央卸売市場、危機管理監の内部組織、区役所並びに本市が単独で設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の広聴広報幹事（本市が単独で設立した地方独立行政法人にあっては、当該地方独立行政法人の理事長が、課長級の職員のうちから、当該地方独立行政法人において取り扱う個人情報の管理の総括に関する事務を担当するものとして指名した者とする。以下「広聴広報幹事」という。）を経由して、個人情報取扱事務開始届（第1号様式。以下「開始届」という。）を総務局行政部行政課（以下「行政課」という。）に提出することにより行う。
- (2) 行政課は、開始届が提出されたときは、記載事項について広聴広報幹事及び主管担当等と協議を行った上で、当該開始届を編集して帳簿（以下「届出簿」という。）とし、一般の閲覧用として備え置く。
- (3) 市会事務局長が担当等を定めたとき並びに本市が単独で設立した地方独立行政法人の理事長が担当等を定めたとき及び広聴広報幹事を指名したときは、速やかに総務局長にその内容を報告するものとする。
- (4) 広聴広報幹事は当該局等に関する開始届の写しを綴った上保存する。
- (5) 主管担当等は当該主管担当等に関する開始届の写しを綴った上保存する。

2 届出に係る事項の変更及び事務の廃止の届出手続

- (1) 届出に係る事項の変更又は事務の廃止の届出は、主管担当等が広聴広報幹事を経由して、個人情報取扱事務変更・廃止届（第2号様式。以下「変更・廃止届」という。）を行政課に提出することにより行う。
なお、届出に係る事項を変更する場合にあっては、変更・廃止届に、届出に係る

事項を変更した新たな開始届（以下「変更後の開始届」という。）を添付しなければならない。

- (2) 行政課は、変更・廃止届及び変更後の開始届が提出されたときは、記載事項について主管担当等と協議を行った上で、次の方法により届出に係る事項を変更し、又は届出に係る事務の廃止の手続を行うものとする。

ア 届出に係る事項の変更

届出簿に編集されている開始届を変更後の開始届に差し替える。

また、届出簿から抜き取った変更前の開始届については、変更・廃止届とともに行政課において別に綴って保存する。

イ 届出に係る事務の廃止

廃止した事務に係る開始届を届出簿から抜き取る。

また、届出簿から抜き取った開始届については、変更・廃止届とともに行政課において別に綴って保存する。

- (3) 広聴広報幹事は、届出に係る事項を変更した場合は、当該局等において保存している開始届の写しを変更後の開始届の写しに差し替え、届出に係る事務を廃止した場合は、当該廃止した事務に係る開始届の写しを綴りから抜き取る。

- (4) 主管担当等は、届出に係る事項を変更した場合は、当該主管担当等において保存している開始届の写しを変更後の開始届の写しに差し替え、届出に係る事務を廃止した場合は、当該廃止した事務に係る開始届の写しを綴りから抜き取る。

3 審議会への報告

行政課は、主管担当等から開始届又は変更・廃止届が提出されたときは、届出に係る事項その他必要な事項について、速やかに審議会に報告するものとする。

4 届出簿の閲覧

届出簿は、市民情報プラザにおいて一般の閲覧に供する。

5 開始届等の記入事項

(1) 開始届の記入事項

ア 「事務を所掌する組織の名称」欄

当該事務を主管する組織が分かるように、当該事務の主管担当等の名称を記入する。

イ 「事務の名称」欄

事務の内容が分かるように明確かつ簡潔に記入する。

なお、事務の単位については、個人情報を取り扱う担当等ごとに事務の目的内容に応じて主管している事務を分割する方法で行うこと。

ウ 「事務の目的」欄

個人情報を取り扱う事務の目的及び内容が明確に把握できるよう記入する。

エ 「個人情報の対象者」欄

取り扱う個人情報の類型（許認可の申請者、納税義務者、研修の講師等）を記

入する。

オ 「根拠法令等」欄

事務の根拠となる法令、条例、規則、要綱等を記入する。

カ 「事務開始時期」欄

個人情報の取扱いを開始する年月日を記入する。

キ 「個人情報の記録項目」欄

個人情報の対象者に関し、事務処理のために取り扱うすべての項目の□を■とする。

なお、「その他」に該当する場合は、具体的な内容を記入する。

また、要配慮個人情報を収集していない場合は「要配慮個人情報」欄の「無」の□を■とし、要配慮個人情報を収集している場合は「要配慮個人情報」欄の「有」の□を■とする。

ク 「個人情報の収集方法」欄

個人情報の収集先が本人である場合は「本人」の□を■とし、個人情報の収集先が本人以外の場合は「本人以外」の□を■とするとともに、該当する収集先のすべての□を■とする。

また、「収集先の名称」欄に収集先の具体的な名称を記入する。

ケ 「経常的な目的外利用・提供」欄

個人情報を、専ら当該事務の執行のために使用し、経常的に目的外利用又は提供することがない場合には、「無」の□を■とする。

個人情報を、経常的に目的外利用又は提供している場合には、「有」の□を■とするとともに、該当する利用・提供先の□を■とする。

また、「利用の範囲・提供先の名称」欄に利用の範囲・提供先の具体的な名称を記入する。

コ 「処理形態」欄

該当する個人情報の処理形態の□を■とする。

個人情報の電子計算機処理を行う場合において、本市以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行う場合は、「電算」に加え、「オンライン」の□を■とする。

当該事務において、電子計算機処理とマニュアル処理が混在しているものについては、「電算以外」及び「電算」の両方の□を■とする。

(2) 変更・廃止届の記入事項

ア 「届出の区分」欄

届出に係る内容に応じ、「変更」又は「廃止」のいずれかを記入する。

イ 「変更又は廃止の年月日」欄

届出に係る事項を変更し、又は届出に係る事務を廃止した年月日を記入する。

ウ 「変更の内容」欄

変更の内容が容易に把握できるよう記入する。

エ その他の欄については、開始届に準じて記入する。

第3 個人情報保護管理体制

1 総括個人情報保護管理者

個人情報の統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、総括個人情報保護管理者を置き、総務局長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者

(1) 局等（市会事務局及び本市が単独で設立した地方独立行政法人を除く。）に個人情報保護管理者を置き、当該局等の長（教育委員会事務局にあつては教育長、危機管理室にあつては危機管理監）をもって充てる。

(2) 個人情報保護管理者は、局等において個人情報を適正に管理しなければならない。

3 個人情報保護責任者

(1) 個人情報保護管理者の事務の一部を処理させるため、担当等（市会事務局及び本市が単独で設立した地方独立行政法人に係るものを除く。）に個人情報保護責任者を置く。

(2) 個人情報保護責任者は、当該担当等の文書管理責任者（大阪市公文書管理条例施行規則第7条第5項に規定する文書管理責任者をいう。）をもって充てる。

4 保有個人情報の管理

(1) 個人情報保護責任者は、保有個人情報（保有特定個人情報を含む。以下同じ。）を記録している公文書を所定の場所において、適切に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(2) 個人情報保護責任者は、保有個人情報を情報システムで取り扱うときは、当該情報システムの責任者と連携して当該保有個人情報を適切に管理するものとする。

(3) 個人情報保護責任者は、保有個人情報を保有する必要がなくなったときは、裁断、焼却その他当該保有個人情報の復元又は判読不可能な方法により当該保有個人情報の消去又は廃棄を行うものとする。

(4) 個人情報保護責任者は、次に掲げる組織体制等を整備するものとする。

ア 保有個人情報が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき又は改ざんされたときその他事案（以下「事務処理誤り等」という。）が発生したとき又は発生するおそれを把握したときの職員からの個人情報保護管理者への報告連絡体制

イ 保有個人情報の事務処理誤り等が発生したとき又は発生するおそれを把握したときの対応体制及び対応手順

5 保有特定個人情報の管理

保有特定個人情報を取り扱う担当等では、上記4で定めるほか、次に掲げる管理措置を講じるものとする。

(1) 個人番号を取り扱う事務を所掌する担当等の個人情報保護責任者は、特定個人情報を取り扱う職員及びその役割を指定する。

(2) 個人番号を取り扱う事務を所掌する担当等の個人情報保護責任者は、各職員が取

り扱う特定個人情報の範囲を指定する。

- (3) 個人情報保護責任者は、保有特定個人情報を担当内の複数の部署で取り扱うときは、各部署における任務分担及び責任を明確にする。
- (4) 個人情報保護責任者は、保有特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域（取扱区域）を明確にし、物理的な安全管理措置を講じる。
- (5) 個人番号を取り扱う事務を所掌する担当等の個人情報保護責任者は、職員が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）又は大阪市特定個人情報保護条例、その他特定個人情報に関する取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握したときの個人情報保護管理者への報告連絡体制を整備する。
- (6) 職員は、保有特定個人情報の事務処理誤り等が発生したとき又は発生するおそれを把握したとき及び特定個人情報の取扱いが番号法又は大阪市特定個人情報保護条例、その他特定個人情報に関する取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握したときは、速やかに個人情報保護責任者又は個人情報保護管理者に報告しなければならない。

6 事務処理誤り等発生時及び番号法違反把握時の措置

- (1) 事務処理誤り等が発生したとき（特定個人情報に関する重大事案を除く）
 - ア 個人情報保護責任者は、管理している保有個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）の事務処理誤り等が発生したときは、速やかにその状況を調査するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じた上で、個人情報保護管理者に当該事務処理誤り等の内容を報告するものとする。
 - イ 個人情報保護管理者は、アの報告を受けたときは、事務処理誤り等の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、事務処理誤り等の内容及び講じた措置を、行政課を経由して総括個人情報保護管理者に報告するものとする。
- (2) 事務処理誤り等が発生したとき又は発生するおそれを把握したとき（特定個人情報に関する重大事案）
 - ア 個人情報保護管理者は、管理している保有特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下この号において同じ。）について次に掲げる事務処理誤り等が発生したとき（発生するおそれを把握したときを含む。）は、その旨を直ちに行政課を経由して総括個人情報保護管理者に報告するものとする。
 - (ア) 情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムで使用するネットワークから漏えい等が発生したとき（不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む）
 - (イ) 事務処理誤り等における保有特定個人情報の本人の数が101人以上であるとき
 - (ロ) 不特定多数の人が閲覧できる状態になったとき
 - (エ) 職員等が不正の目的で利用、提供又は持ち出したとき
 - (オ) その他局等において重大事案と判断したとき

イ 個人情報保護管理者は、アの報告を行った後、速やかにその状況を調査するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じた上で、事務処理誤り等の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、事務処理誤り等の内容及び講じた措置を、行政課を経由して総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(3) 番号法違反又は番号法違反のおそれを把握したとき

個人情報保護管理者は、番号法違反（番号法違反のおそれを含む。）のある特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）の取扱事案が把握したときは、事実関係を調査した上で、原因を分析し、再発防止のための必要な措置を講ずるとともに、事実内容及び講じた措置を、速やかに行政課を経由して総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

第4 受託者に対する勧告及び公表

1 勧告及び公表の主管担当等

条例第16条第1項に規定する勧告（以下「勧告」という。）及び第2項に規定する公表（以下「公表」という。）に関する事務は、義務に違反した受託者が受託している事務を主管している担当等（以下「委託主管担当等」という。）において行う。

2 行政課への協議等

委託主管担当等は、勧告又は公表をしようとするときは、事前に行政課に協議する。

3 勧告

勧告は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 勧告の対象となる行為の態様
- (2) 条例第15条第1項の該当号その他勧告の理由
- (3) 受託者が講ずべき措置
- (4) 受託者が講じた措置の内容を書面で回答すべき旨及び回答期限
- (5) 期限までに回答がない場合は、勧告に従わないものとして取り扱う
- (6) 勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び当該受託者の氏名又は名称を公表することがあること
- (7) その他必要な事項

4 公表

公表は、大阪市公報に掲載することにより行うなど広く市民に周知できる方法により行う。

5 意見陳述

条例第16条第3項に規定する意見陳述（以下「意見陳述」という。）は陳述書（以下「意見陳述書」という。）の提出によらなければならない。ただし、当該受託者の申出により、やむを得ない理由があると認められるときは、意見陳述書の提出に代えて

口頭による意見陳述（以下「口頭陳述」という。）を行うことができるものとする。

6 公表理由等通知書（大阪市個人情報保護条例施行規則（以下「施行規則」という。）第1号様式）の作成要領

(1) 「公表の理由」欄

勧告の対象となった行為の態様、当該行為が条例第15条第1項各号のいずれかに該当する旨、勧告を行ったがこれに従わなかった旨等を記入する。

(2) 「意見陳述書の提出先」欄

委託主管担当等の名称及び電話番号を記入する。

(3) 「意見陳述書の提出期限」欄

通知書が当該受託者に到達すると予測される日からおおむね2週間後の年月日を記入する。

なお、当該受託者の申出により、提出期限までに意見陳述書を提出できないことがやむを得ない理由によるものであると認められるときは、陳述書の提出期限を延長するものとし、延長する期間は、当該理由及び当該受託者の義務違反行為により被る市民の権利侵害の態様等を勘案して、相当な期間を決定する。この場合、あらためて書面を交付しない。

7 口頭陳述

(1) 意見陳述を口頭陳述により行うときは、原則として、意見陳述を行う場所は「意見陳述書の提出先」、意見陳述を行う期日は「意見陳述書の提出期限」とする。

(2) 当該受託者の申出により、(1)により指定した期日に口頭陳述が行えないことがやむを得ない理由によるものであると認められるときは、当該理由及び当該受託者の義務違反行為により被る市民の権利侵害の態様を勘案して、相当な日時を決定する。この場合、あらためて書面を交付しない。

(3) 口頭陳述を行うときは、市長が指定する職員（以下「指定職員」という。）が聴取する。

(4) 指定職員は、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、当該受託者の確認を得た上で、指定職員が記名押印しなければならない。

ア 口頭陳述の件名

イ 口頭陳述の期日及び場所

ウ 指定職員の氏名及び職名

エ 口頭陳述を行うために来庁した受託者又は代理人及び本市職員

オ 口頭陳述の期日に来庁しなかった受託者又は代理人及び来庁しなかったことについての正当な理由の有無

カ 口頭陳述の要旨

キ 提出された証拠書類等の標目

ク その他参考となるべき事項

第5 保有個人情報の開示事務

1 開示請求の相談等

- (1) 総務局において、保有個人情報の開示に関する事前相談に応じるものとする。
- (2) 条例第71条第1項、第2項又は第4項に該当する保有個人情報（※条例第71条第1項又は第2項に該当する保有特定個人情報）については、条例の適用を受けないので、その旨を説明し、必要に応じて閲覧等の窓口を案内するなど、適切な対応を行う。
- (3) 各部局及び区役所においては、市民相談室で総務局が保有個人情報の開示請求を扱うことを案内するとともに、主管担当等において従来から提供してきた保有個人情報や、開示請求の手続をとるまでもなくその場で提供できる保有個人情報については適切な対応を行う。ただし、特定個人情報については、番号法第19条各号に該当する場合を除き提供は禁止されているため、本人であっても個人番号を含んだ個人情報の提供は行ってはならない。

2 開示請求の受付

開示請求の受付については、次のとおりである。なお、下記中の※部分は、保有特定個人情報に係る開示請求の場合に限るので留意すること。

(1) 受付窓口

開示請求書（施行規則第2号様式）の受付は、総務局において処理する。

(2) 本人又は法定代理人（※若しくは本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）であることの確認

ア 開示請求をしようとする者が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人（※若しくは任意代理人）であることの確認は、開示請求者から提示又は提出された書類によって行う。

イ 施行規則第7条第1項第1号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、開示請求をしようとする者が本人であることを確認するに足りるものは、次に掲げる書類とする。

(ア) 海技免状

(イ) 電気工事士免状

(ウ) 無線従事者免許証

(エ) 猟銃・空気銃所持許可証

(オ) 国民年金手帳

(カ) 恩給証書

(キ) 共済組合員証

(ク) 国民年金、共済年金、厚生年金保険又は船員保険等の年金証書

(ケ) 船員手帳

(コ) 戦傷病者手帳

(ク) 宅地建物取引主任者証

(シ) その他本人であることを確認できる書類

また、法人が法定代理人（※若しくは任意代理人）の場合には、本人確認書類

として上記に掲げるものに加え、法人の印鑑証明書及びそれにより証明される印が押された担当者への委任状（代表者本人が請求者の場合は委任状不要）により確認を行う。

ウ 施行規則第7条第3項（※大阪市特定個人情報保護条例施行規則第3条第1項で読み替えられた施行規則第7条第3項）に掲げるもののほか、法定代理人の資格を証明する書類は、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書（家事審判規則第12条第2項）、登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条）その他本人の法定代理人であることを確認することができる書類とする。

エ 大阪市特定個人情報保護条例施行規則第3条第2項で提出を求める任意代理人の資格を証する書面とは、委任状（委任者の押印のあるものに限る。）を原則とする。なお、任意代理人が開示請求する場合には、当該代理人の資格を証する書面（委任者の押印のあるものに限る。）とともに、必ず当該押印に係る印鑑に関する印鑑登録証明書を提出しなければならない（いずれの書面も提示のみは不可。）。

オ 郵送による開示請求にあつては、施行規則第7条第2項及び第3項（※大阪市特定個人情報保護条例施行規則第3条第1項で読み替えられた施行規則第7条第3項）に定めるところにより本人又はその法定代理人（※若しくは任意代理人）であることの確認を行う。

(ア) 施行規則第7条第2項第2号で提出を求める書類は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも個人番号の記載がないもの。なお、個人番号の記載があるものの提出がなされた場合には、カに記載する措置を講じること。以下同じ。）を原則とする。

なお、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出することができない場合に提出を求める「その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類」は、次に掲げる書類とする。

A 在外公館の発行する在留証明

B 開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書

C 刑事施設又は地方入国管理官署に収容されている場合、これらの施設の発行する在所証明等

(イ) 開示請求者が上記(ア)に掲げるいずれかの書類を実施機関に提出できない場合は、次に掲げるいずれかの書類の提出を求めるものとする。

A 開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物や公共料金の領収書

B その他施行規則第7条第2項第1号に掲げる書類に記載された本人であることを確認できるもの

(ウ) 法定代理人（※若しくは任意代理人）が法人の場合は、上記イ及びウ（※任意代理人の場合は上記エ）に掲げる書類に加え、法人の登記事項証明書の提出を求めるものとする。

カ 開示請求者からの送付による提出により、やむを得ず個人番号が記録された本人確認書類の原本又は複写したものを保管する必要がある場合には、個人番号

が容易に判明しない措置（個人番号を黒塗りするなど）を講じるものとする。

キ 行政オンラインシステムによる開示請求にあつては、大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年大阪市規則第181号）第4条第2項の定めるところにより、マイナンバーカードを利用した電子署名に係る電子証明書により本人であることの確認を行う。

なお、本人の法定代理人が開示請求をする場合には、保有個人情報の本人の法定代理人であることを示す書類の原本を提示し、又は提出しなければならないことから、行政オンラインシステムによる請求は対象外とする。

(3) 保有個人情報の特定

行政課の職員は、開示請求者から開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項を十分聴き取るとともに、広聴広報幹事又は主管担当等に問い合わせるなど十分連絡を取ることで、開示請求に係る保有個人情報を特定する。

また、開示請求を受けた実施機関は、保有個人情報を特定に資する情報提供を積極的に行うなど開示請求者の利便を図るものとする。

例えば、開示請求書の記載が「〇〇局の保有する私に関する全ての保有個人情報」となっているような場合には、一般的に当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を具体的に識別することができないことから、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。このため、開示請求者に対して補正を求めることになる。なお、開示請求者が補正の求めに応じない場合には、開示請求却下決定を行うことになる。

(4) 開示請求の受付

ア 開示請求書の記載事項の確認

行政課の職員は、提出された開示請求書に必要な事項が記載されていることを確認する。開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとともに、開示請求者の利便を考慮して、可能な限り受付時に趣旨を説明の上、補正を求めることが望ましい。

なお、郵送又は行政オンラインシステムによる開示請求にあつては、当該補正の内容が明白（誤字脱字等）又は軽微なものであるときは、開示請求者の了解を得て、行政課の職員が補正することができる。

イ 受付

提出された開示請求書に必要な事項が記載されていること等を確認したときは、行政課の職員が「担当」欄を記入の上、開示請求書に受付印を押印し、当該開示請求書の写しを開示請求者に交付又は送付する。なお、受付の年月日は、受付窓口で手交により開示請求書を受け取った場合は、当該受け取った日とし、送付による場合は、総務局に開示請求書が届けられた日とする。行政オンラインシステムによる請求の場合は、当該請求が行政オンラインシステムに記録された日とする。

ウ 説明事項

開示請求書を受け付けた場合においては、開示請求者に対して次の事項を説明

する。

(ア) 保有個人情報の開示は、開示請求書の受付と同時に実施するものではなく、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に開示を行うかどうかの決定を行った後に実施するものであること

(イ) (ア)の場合において、やむを得ない理由があるときは、14 日の期間を、その満了する日の翌日から起算して 30 日を限度として延長することがあり、この場合は、延長する理由及び延長後の期間を開示請求者に対し、決定期間延長通知書により通知するものであること

また、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるときは、開示決定等の期限の特例の規定を適用する場合があります、その旨を開示決定等の期限の特例通知書により通知するものであること

(ウ) 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合は、当該第三者の意見を聴くことがあること

(エ) 開示請求者の希望にかかわらず、文書及び図画に記録されている保有個人情報の写しの交付については、黒単色刷り以外の色刷り（以下「多色刷り」という。）による対応ができない場合があること、また、電磁的記録の開示については、用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付に限定する場合があること

(オ) 保有個人情報の開示を実施する場合の日時、場所及び開示の実施方法は、開示決定通知書又は部分開示決定通知書で指定するものであること

(カ) 公文書の写しの作成及び送付（電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして市規則で定めるものを含む。）に要する費用は、あらかじめ開示請求者が納付するものであること

エ 開示請求書の主管担当等への送付

行政課の職員は、受付印を押印した開示請求書を、広聴広報幹事を經由して主管担当等に送付するとともに、その写しを保管する。

3 保有個人情報の開示又は非開示の決定等

(1) 開示・非開示の決定等

主管担当等においては、行政課から送付された開示請求書の記載事項に不備のないことを確認し、保有個人情報の開示・非開示の決定（以下「開示決定等」という。）及び通知等の事務を、行政課と調整の上、適切に行う。

主管担当等において、開示決定等を行うに当たっては、以下の点に留意する。

ア 開示請求に係る保有個人情報が、条例第 71 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項に規定する保有個人情報に該当するかどうか。

イ 開示請求に係る保有個人情報が存在するかどうか、又は開示請求者本人の保有個人情報であるかどうか。

ウ 開示請求に係る保有個人情報が、条例第 71 条第 5 項に規定する保有個人情報に該当するかどうか。

エ 開示請求に係る保有個人情報に、条例第 19 条各号に該当する非開示情報が含

まれているかどうか。

オ 開示請求に係る保有個人情報、条例第 22 条に規定する「保有個人情報の存否に関する情報」に該当するかどうか。

その他、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、後述の「4 第三者に対する意見書提出の機会の付与等」により当該第三者から意見の聴取を行い、決定に際しての参考にするとともに、条例第 21 条に基づく裁量的開示の必要性も含めて検討する。

(2) 開示決定等の通知

ア 開示決定通知書（施行規則第 3 号様式）の作成要領

(ア) 「開示請求に係る保有個人情報」欄

開示請求の対象となった保有個人情報が一義的に特定できるよう、具体的に件名又は内容を記入する。

(イ) 「開示の日時」欄

保有個人情報の開示を実施する日時を記入する。この日時の指定に際しては、主管担当等の職員が、開示の実施場所（市民相談室会議室又は開示を行う局等の事務所内の場所（主管担当等の属する局等の広聴広報幹事が指定する当該所管局等の指定場所）の使用状況を確認の上、開示請求者と事前に電話等により調整を行い、都合のよい日時を指定するように努める。通知後日時を調整する場合においては、その旨を記入し、通知書送付後速やかに調整する。

(ロ) 「開示の場所」欄

開示請求者と調整の上、市民相談室会議室又は所管局等の事務所内の指定場所を記入する。

なお、開示請求者が所管局等の事務所内の指定場所での開示を希望している場合であっても、市役所本庁舎に主たる事務所のある局等が開示を行う場合は、市民相談室会議室と記入する。

ただし、ビデオテープの視聴その他電磁的記録の閲覧等を行うために専用機器を必要とする場合や事務又は事業に支障がある場合、上記以外の場所を開示を実施する場所として指定することができる。

(ハ) 「開示の実施方法」欄

文書の写しの交付、電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付等、開示請求に係る保有個人情報をどのような方法で開示するかを具体的に記入する。電磁的記録の開示については、開示の実施方法が限定されているので、開示請求者の希望を尊重しつつ、事前に開示請求者と十分調整することとする。

(ニ) 「担当」欄

主管担当等の名称及び電話番号を記入する。

イ 部分開示決定通知書（施行規則第 4 号様式）の作成要領

(ア) 「開示しないこととした部分」欄

開示請求に係る保有個人情報のうち、条例第 19 条各号の規定に該当し、開示することができない部分の情報を、具体的に分かりやすく記入する。

(イ) 「上記の部分を開示しない理由」欄

(ア)の欄に記入した情報を開示しない理由について、条例第19条各号のいずれに該当するのかを記入し、当該号に該当する理由を具体的に分かりやすく記入する。第19条各号の複数の号に該当する場合は、各号ごとにその理由を記入する。

(ウ) 「備考」欄

(ア)の欄に記入した情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期があらかじめ特定できるときはその時期及び開示を希望する場合は当該時期以後新たに開示請求が必要な旨を記入する。

(エ) 上記以外の欄については、開示決定通知書の該当箇所を参照する。

ウ 非開示決定通知書（施行規則第5号様式）の作成要領

開示決定通知書及び部分開示決定通知書の該当箇所を参照する。

エ 開示請求拒否決定通知書（施行規則第6号様式）の作成要領

(ア) 「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項」欄

開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容
その他保有個人情報を特定するに足りる事項」欄に記載された事項をそのまま記入する。

(イ) 「開示請求を拒否する理由」欄

次の二つの理由を記入する。

A 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにすることが非開示情報を開示することとなる理由

B 開示請求に係る保有個人情報が仮に存在した場合に適用することとなる非開示情報の条項及び当該条項を適用する理由

(ウ) 上記以外の欄については、開示決定通知書及び部分開示決定通知書の該当箇所を参照する。

オ 不存在による非開示決定通知書（施行規則第7号様式）の作成要領

(ア) 「開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項」欄

開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容
その他保有個人情報を特定するに足りる事項」欄に記載された事項をそのまま記入する。

(イ) 「開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由」欄

保有個人情報の不存在については、当該保有個人情報を保有していない理由（事実、事情、経過等を含む。）を具体的に分かりやすく記入する。

(ウ) 上記以外の欄については、開示決定通知書及び部分開示決定通知書の該当箇所を参照する。

カ 開示請求を却下する場合の通知

開示請求が条例に規定する要件を満たさず、開示請求者が補正にも応じない場合等において、当該開示請求を却下するときは、特に書式を指定していないが、却下の理由を付記した開示請求却下決定通知書により通知する。

キ 開示決定通知書等の送付

主管担当等において開示決定等をした場合は、当該通知書を作成し、その原本

を速やかに開示請求者に送付するとともに、その写しを行政課に送付する。

なお、開示決定通知書等については、開示請求者に対し、特定記録等により郵送する。

(3) 開示決定等の期間の延長

事務処理の困難その他の正当な理由により、開示決定等を 14 日以内にできない場合は、30 日を限度として期間延長をすることができる。この場合、開示請求者に対して決定期間を延長することを通知する。

ア 決定期間延長通知書（施行規則第 8 号様式）の作成要領

(ア) 「条例第 24 条第 1 項の規定による決定期間」欄

項目は、当初の決定期間の根拠となる条項を記入し、「条例第 24 条第 1 項の規定による決定期間」とする。

開示請求があった日及び当初の決定期間の満了日を記入する。

(イ) 「延長後の決定期間」欄

開示請求があった日及び期間延長後の満了日を記入する。

(ロ) 「延長の理由」欄

当初の決定期間内に開示決定等を行うことができない合理的な理由を具体的に記入する。

(ハ) 上記以外の欄については、開示決定通知書の該当箇所を参照する。

イ 決定期間延長通知書の送付

主管担当等において、決定期間を延長することとした場合は、決定期間延長通知書を作成し、その原本を速やかに開示請求者に送付するとともに、その写しを行政課に送付する。

(4) 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、44 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、開示請求のあった日の翌日から起算して 14 日以内に、開示請求者に対し、相当の部分につき 44 日以内に決定を行い、残りの部分について相当の期間内に決定を行う旨を通知する。

ア 開示決定等の期限の特例通知書（施行規則第 9 号様式）の作成要領

(ア) 「条例第 25 条の規定を適用する理由」欄

開示請求に係る保有個人情報のすべてについて 44 日以内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある理由を具体的に記入する。

(イ) 「開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間」欄

開示請求があった日及び相当の部分について開示決定等をする期間の満了日を記入する。

(ロ) 「上記の期間内に開示決定等をする部分」欄

開示請求に係る保有個人情報のうち 44 日以内に開示決定等をする保有個人情報の件名又は内容を記入する。

(エ) 「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」欄
残りの保有個人情報について開示決定等をするために設定した「相当の期間」の満了日を記入する。

(オ) 上記以外の欄については、開示決定通知書及び決定期間延長通知書の該当箇所を参照する。

イ 開示決定等の期限の特例通知書の送付

主管担当等において、開示決定等の期限の特例の規定を適用することとした場合は、開示決定等の期限の特例通知書を作成し、その原本を速やかに開示請求者に送付するとともに、その写しを行政課に送付する。

なお、開示決定等の期限の特例通知書については、開示請求者に対し、特定記録等により郵送する。

4 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

(1) 意見書提出の機会の付与等

主管担当等においては、開示請求に係る保有個人情報に、開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれている場合においては、開示決定等の公正を期すため、条例第 26 条に定めるところにより、当該第三者に対し、任意的意見聴取、必要的意見聴取を行うとともに、第三者に関する情報の開示決定及び通知を行うものとする。

(2) 第三者に対する通知

ア 意見書提出の機会付与通知書（施行規則第 10 号様式）の作成要領

(ア) 意見書の提出期限

第三者が意見書を作成するのに要する相当の期間を定め記入する。

(イ) 「開示請求があった年月日」欄

第三者に関する情報を含む保有個人情報に対して開示請求がなされた年月日を記入する。

(ロ) 「開示請求に係る保有個人情報」

開示請求の対象となった保有個人情報の概要を記入する。

(ハ) 「上記の保有個人情報に含まれるあなた（貴団体）に関する情報」欄

開示請求に係る保有個人情報に含まれる、第三者に関する情報の概要を記入する。

(ニ) 「上記の情報が条例第 19 条第 2 号から第 4 号までのただし書に該当する理由又は上記の情報を条例第 21 条の規定により開示する理由」欄

次のいずれかの理由を具体的に分かりやすく記入する。

A (エ)の欄に記入した情報が、条例第 19 条第 2 号から第 4 号までのただし書のいずれに該当するのか及び当該号ただし書に該当する理由

B (エ)の欄に記入した情報を、条例第 21 条の規定により開示する理由

なお、条例第 26 条第 1 項の規定により通知する場合には、この欄に記入する必要はない。

(ホ) 「担当及び意見書の提出先」欄

主管担当等の名称及び電話番号を記入する。

イ 第三者に関する情報の開示決定通知書（施行規則第 11 号様式）の作成要領

(7) 「開示決定通知書等の文書番号等」

第三者に関する情報を含む保有個人情報に係る開示請求に対する開示決定通知書又は部分開示決定通知書の年月日及び文書番号

(4) 「開示決定をした理由」欄

第三者に関する情報を開示することとした理由を具体的に分かりやすく記入する。

(5) 「開示を実施する年月日」欄

開示決定との間に少なくとも 2 週間を置いた日を記入する。

なお、やむを得ず、通知後日時を調整する場合には「 年 月 日（開示決定から 2 週間を置いた日）以降で別途調整する日」と記入し、通知書送付後速やかに開示請求者と調整の上、当該第三者に連絡するものとする。

(6) 上記以外の欄については、意見書提出の機会付与通知書の作成要領を参照する。

5 保有個人情報の開示の実施

(1) 保有個人情報の開示

ア 保有個人情報の開示は、決定通知書等により指定した日時及び場所において実施する。市民相談室において開示を実施する場合は、主管担当等の職員は、公文書の原本又はその写しを指定した日時に持参又は送付する。

イ 開示請求者から事前に指定した日時に来所できない旨の連絡があった場合は、主管担当等の職員は、開示請求者と相談の上、別の日時を指定し、実施することができる。

ウ 保有個人情報の開示を実施するに際しては、原則として、主管担当等の職員が立ち会うものとする。

エ 行政課の職員又は主管担当等の職員は、保有個人情報の開示を実施するに際して、開示請求者に対し決定通知書の提示を求めるとともに、必要に応じて開示請求の際の本人確認と同様の方法により、開示請求者であるかどうかの確認をする。

(2) 保有個人情報の開示の方法

ア 文書又は図画に記録されている保有個人情報の閲覧

文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されている保有個人情報の開示は、原則として、当該文書等の原本を閲覧に供する。ただし、次に掲げる場合については、その写しにより行うことができる。

(7) 文書等の保存状態や形態等から開示することにより、当該文書等が汚損され、又は破損されるおそれがあるときなど当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき

(4) 第 20 条の規定により保有個人情報の一部を開示するとき

(5) その他次に掲げるような正当な理由があるとき

A 台帳など常用の文書等の原本を閲覧に供することにより、日常業務に支障が生じるとき

B 国等への提出等のため、実施機関が原本を所持していない期間が長期に及ぶとき

C その他事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合

イ 文書等に記録されている保有個人情報の写しの交付

(ア) 文書等に記録されている保有個人情報の写しは、当該文書等を、原則として日本工業規格A列4判の用紙を使用した乾式複写機により複写したのものにより作成する。

開示請求書に記入された請求者の希望に応じ、両面又は片面の印刷を行うこととする。

ただし、請求者が特に希望を示していない場合で、かつ、写しの交付時までに請求者の意向が確認できない場合にあっては、原則として両面印刷を行うこととする。

なお、複写したページを合成して、本来2枚にわたるものを1枚にコピーするなど、原本の加工にわたるものは認められない。

また、多色刷りによる文書等に記録されている保有個人情報を多色刷りによる写しで交付する場合とは、開示請求者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができることに限るものとする。

(イ) 文書等の部分開示にあっては、当該保有個人情報が記録されている文書等を複写した上で、非開示部分を黒く塗りつぶす等判読不能としてから、再度複写して作成する。

(ロ) 文書等に開示請求の対象となっていない部分があるときは、請求対象外として、当該部分に白い紙等を張って複写し、非開示部分と異なることが明確になるよう区別して作成する。

ウ 電磁的記録に記録されている保有個人情報の閲覧等

電磁的記録に記録されている保有個人情報の閲覧は、電磁的記録の聴取、視聴又は用紙に出力したものの閲覧等、閲覧に準ずるものとして施行規則第13条第1項に定めるところにより行う。

エ 電磁的記録に記録されている保有個人情報の写しの交付

(ア) 電磁的記録に記録されている保有個人情報の写しの交付は、録音テープに複写したものの交付等、写しの交付に準ずるものとして、施行規則第13条第2項に定めるところにより行う。

(イ) 同項第1号及び第2号に規定する録音テープ又はビデオテープの部分開示にあっては、非開示情報に該当する部分を容易に分離できるときは、当該部分を消去した上で、複写したものを交付する。

(ロ) (イ)を除く電磁的記録の部分開示にあっては、同項第3号アに定めるところにより、電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付に限ることとし、前述イの要領に従い作成する。

オ その他

(ア) 写しの交付は、行政課の職員又は主管担当等の職員が開示請求者に対し、写

しの作成を必要とする箇所を確認し、当該写しの作成に係る費用を徴収した後に実施する。

- (イ) 写しの交付を郵送で行うときは、主管担当等の職員は、写しの作成に要する費用及び当該写しの郵送に要する費用を事前に開示請求者に通知し、開示請求者から当該費用の納付を受けた後に、主管担当等から当該写し及び領収書を開示請求者へ郵送する。

第6 保有個人情報の訂正事務

1 訂正請求の相談等

- (1) 総務局において、保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）に関する事前相談に応じるものとする。
- (2) 条例第71条第1項、第2項又は第4項に該当する保有個人情報については、条例の適用を受けないので、その旨を説明し、必要に応じて訂正請求の窓口を案内するなど、適切な対応を行う。
- (3) 各部局及び区役所においては、市民相談室で総務局が保有個人情報の訂正請求を扱うことを案内するとともに、主管担当等において従来から訂正に応じてきた保有個人情報や、訂正請求の手続をとるまでもなくその場で訂正を行うことができる保有個人情報については適切な対応を行う。

2 訂正請求の受付

訂正請求の受付については、次のとおりである。なお、下記中の※部分は、保有特定個人情報に係る訂正請求の場合に限るので留意すること。

(1) 受付窓口

訂正請求書（施行規則第12号様式）の受付は、総務局において処理する。

(2) 本人又は法定代理人（※若しくは任意代理人）であることの確認

訂正請求をしようとする者が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人（※若しくは任意代理人）であることの確認は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第5 2(2)）

(3) 保有個人情報の特定

訂正請求に係る保有個人情報の特定は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第5 2(3)）

(4) 事実合致することを証する資料の確認

訂正請求書に、訂正請求の内容が事実合致することを証する資料が添付されているか否かを確認する。

なお、行政オンラインシステムによる訂正請求にあつては、当該資料が証明書等の原本であるときは、郵送による提出を認め、このときの受付の年月日は、当該資料が総務局に届けられた日とする。

(5) 訂正請求書の受付

ア 訂正請求書の記載事項の確認

訂正請求書の記載事項の確認は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。

(第5 2(4)ア)

イ 受付

受付は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。(第5 2(4)イ)

ウ 説明事項

訂正請求書を受け付けた場合においては、訂正請求者に対して次の事項を説明する。

(ア) 保有個人情報の訂正は、訂正請求書の受付と同時に実施するものではなく、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に訂正を行うかどうかの決定を行った後に実施するものであること

(イ) (ア)の場合において、やむを得ない理由があるときは、30日の期間を、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することがあり、この場合は、延長する理由及び延長後の期間を訂正請求者に対し、決定期間延長通知書により通知するものであること

また、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、訂正決定等の期限の特例の規定を適用する場合があります、その旨を訂正決定等の期限の特例通知書により通知するものであること

エ 訂正請求書の主管担当等への送付

訂正請求書の主管担当等への送付は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。(第5 2(4)エ)

3 保有個人情報の訂正又は訂正不承認の決定等

(1) 訂正・訂正不承認の決定

主管担当等においては、行政課から送付された訂正請求書の記載事項に不備のないこと及び訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料の添付を確認し、訂正請求に係る保有個人情報について速やかに必要な調査を行った上、保有個人情報の訂正・訂正不承認の決定(以下「訂正決定等」という。)及び通知等の事務を、行政課と調整の上、適切に行う。

主管担当等においては、訂正決定等を行うに当たっては、以下の点に留意する。

ア 訂正請求に係る保有個人情報が条例第71条第1項、第2項及び第4項に規定する保有個人情報に該当するかどうか。

イ 訂正請求に係る保有個人情報が存在するかどうか。又は訂正請求者本人の保有個人情報であるかどうか。

ウ 訂正請求に係る保有個人情報が、条例第71条第5項に規定する保有個人情報に該当するかどうか。

エ 訂正請求の内容が「事実」に関するものであるかどうか。

オ 訂正請求に係る保有個人情報が、条例第31条に規定する「保有個人情報の存否に関する情報」に該当するかどうか。

カ 訂正請求の内容が「事実」と合致することを、客観的に確認できるかどうか。

その他、訂正請求に係る保有個人情報について最新の状態に変更することが予定されているかどうか等を勘案し、訂正請求の趣旨及び理由に照らし、訂正を行

うか否かを検討する。

(2) 訂正決定等の通知

ア 訂正決定通知書（施行規則第 13 号様式）の作成要領

(ア) 「訂正請求に係る保有個人情報」欄

訂正請求の対象となった保有個人情報が一義的に特定できるよう、具体的に件名又は内容を記入する。

(イ) 「訂正の内容」欄

訂正の内容（訂正、削除又は追加の別等）を具体的に記入する。

(ウ) 「担当」欄

主管担当等の名称及び電話番号を記入する。

イ 訂正不承認通知書（施行規則第 14 号様式）の作成要領

(ア) 「訂正を行わない理由」欄

訂正を行わない理由を具体的に分かりやすく記入する。

(イ) 上記以外の欄については、訂正決定通知書の該当箇所を参照する。

ウ 訂正請求拒否決定通知書（施行規則第 15 号様式）の作成要領

開示請求拒否決定通知書の作成要領に準じて作成する。（第 5 3 (2) エ）

エ 不存在による訂正不承認通知書（施行規則第 16 号様式）の作成要領

不存在による非開示決定通知書の作成要領に準じて作成する。（第 5 3 (2) オ）

オ 訂正請求を却下する場合の通知

訂正請求が条例に規定する要件を満たさず、訂正請求者が補正にも応じない場合等において、当該訂正請求を却下するときは、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第 5 3 (2) カ）

カ 訂正決定通知書等の送付

訂正決定通知書等の送付は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第 5 3 (2) キ）

(3) 訂正決定等の期間の延長

事務処理の困難その他の正当な理由により、訂正決定等を 30 日以内にできない場合は、30 日を限度として期間延長をすることができる。訂正請求者に対する決定期間の延長の通知については、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第 5 3 (3)）

(4) 訂正決定等の期限の特例

訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等を行うことができる。その場合は、30 日以内にその旨を通知する。

ア 訂正決定等の期限の特例通知書（施行規則第 17 号様式）の作成要領

(ア) 「条例第 33 条第 1 項の規定による決定期間」欄

訂正請求があった日及び当初の決定期間の満了日を記入する。

(イ) 「条例第 34 条の規定を適用する理由」欄

訂正請求等に特に長期間を要する理由を具体的に記入する。

(ウ) 「訂正決定等をする期限」欄

訂正決定等をするために設定した「相当の期間」の満了日を記入する。

(エ) 上記以外の欄については、訂正決定通知書の該当箇所を参照する。(第5 3
(3)ア)

イ 訂正決定等の期限の特例通知書の送付

訂正決定等の期限の特例通知書の送付は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。(第5 3(4)イ)

(5) 保有個人情報の訂正の実施

ア 保有個人情報の訂正

保有個人情報の訂正決定を行ったときは、主管担当等は、速やかに保有個人情報の訂正を行うものとする。

なお、主管担当等においては、訂正の対象となる保有個人情報が記録されている公文書に、訂正決定に係る起案文書の写しを添付する等、訂正を行った時期、理由等を明らかにする措置を講ずるものとする。

イ 保有個人情報の訂正、削除又は追加の方法

訂正、削除又は追加は、次のいずれかの方法により行うほか、保有個人情報の内容並びに記録媒体（文書若しくは図画又は電磁的記録の別）の種類及び性質等に応じ、適切な方法により行う。

(ア) 訂正の方法

- A 誤った保有個人情報を消去した上で、事実に合致した保有個人情報を新たに記録する。
- B 誤った保有個人情報が記録された部分を二重線で抹消し、余白に事実に合致した保有個人情報を記入する。
- C 現に記録されている保有個人情報が誤っている旨及び事実に合致した保有個人情報を余白等に記入する。

(イ) 削除の方法

- A 削除すべき保有個人情報を消し去る。
- B 削除すべき保有個人情報が記録された部分を黒く塗りつぶす。

(ロ) 追加の方法

余白に追加すべき保有個人情報を追記する。

ウ 保有個人情報の提供先への通知

保有個人情報の訂正を行った場合において、当該保有個人情報を外部提供している場合には、主管担当等は、必要があると認めるときは、提供先に対し、遅滞なく、訂正を行った旨を書面により通知するものとする。

ただし、保有特定個人情報の情報提供等記録について訂正を実施した場合において必要があると認めるときは、同一記録を保有する者である内閣総理大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知するものとする。

当該通知については特に書式を規定していないが、訂正の内容を明確に記載し、必要に応じて、訂正を行った保有個人情報が記録されている文書等の写しを添付する。

なお、当該保有個人情報を取り扱う事務において、訂正に関する事項の通知についての書式が別途定められている場合には、それによることも差し支えない。

第7 保有個人情報（情報提供等記録は除く。以下この第7において同じ。）の利用停止事務

1 利用停止請求の相談等

- (1) 総務局において、保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関する事前相談に応じるものとする。
- (2) 条例第71条第1項、第2項又は第4項に該当する保有個人情報については、条例の適用を受けず、また、情報提供等記録については、利用停止請求を行うことができないので、その旨を説明し、必要に応じて利用停止請求の窓口を案内するなど、適切な対応を行う。
- (3) 各部局及び区役所においては、市民相談室で総務局が保有個人情報の利用停止請求を扱うことを案内するとともに、主管担当等において従来から利用停止に応じてきた保有個人情報や、利用停止請求の手続をとるまでもなくその場で利用停止を行うことができる保有個人情報については適切な対応を行う。

2 利用停止請求の受付

利用停止請求の受付については、次のとおりである。なお、下記中の※部分は、保有特定個人情報に係る利用停止請求の場合に限るので留意すること。

(1) 受付窓口

利用停止請求書（施行規則第18号様式）の受付は、総務局において処理する。

(2) 本人又は法定代理人（※若しくは任意代理人）であることの確認

利用停止請求をしようとする者が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人（※若しくは任意代理人）であることの確認は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第5 2(2)）

(3) 保有個人情報及び保有個人情報の取扱いの特定

利用停止請求に係る保有個人情報及び保有個人情報の取扱い（条例第36条第1項各号（保有特定個人情報の場合には、大阪市特定個人情報保護条例第7条第1項の規定により読み替えられた条例第36条第1項各号）に該当する取扱い）の特定は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第5 2(3)）

(4) 利用停止請求書の受付

ア 利用停止請求書の記載事項の確認

利用停止請求書の記載事項の確認は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第5 2(4)ア）

イ 受付

受付は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第5 2(4)イ）

ウ 説明事項

利用停止請求書を受け付けた場合においては、利用停止請求者に対して次の事項を説明する。

- (ア) 保有個人情報の利用停止は、利用停止請求書の受付と同時に実施するものではなく、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に訂正を行う

かどうかの決定を行った後に実施するものであること

- (イ) (ア)の場合において、やむを得ない理由があるときは、30日の期間を、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することがあり、この場合は、延長する理由及び延長後の期間を利用停止請求者に対し、決定期間延長通知書により通知するものであること

また、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、利用停止決定等の期限の特例の規定を適用する場合があります、その旨を利用停止決定等の期限の特例通知書により通知するものであること

- エ 利用停止請求書の主管担当等への送付

利用停止請求書の主管担当等への送付は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。(第5 2(4)エ)

3 保有個人情報の利用停止又は利用停止不承認の決定等

(1) 利用停止・利用停止不承認の決定

主管担当等においては、行政課から送付された利用停止請求書の記載事項に不備のないことを確認し、利用停止請求に係る保有個人情報の取扱いの状況について速やかに必要な調査を行った上、保有個人情報の利用停止・利用停止不承認の決定(以下「利用停止決定等」という。)及び通知等の事務を、行政課と調整の上、適切に行う。

主管担当等において、利用停止決定等を行うに当たっては、以下の点に留意する。

- ア 利用停止請求に係る保有個人情報が条例第71条第1項、第2項及び第4項に規定する保有個人情報に該当するかどうか。
- イ 利用停止請求に係る保有個人情報が存在するかどうか。又は利用停止請求者本人の保有個人情報であるかどうか。
- ウ 利用停止請求に係る保有個人情報が第71条第5項に該当するかどうか。
- エ 利用停止請求に係る保有個人情報が、条例第31条に規定する「保有個人情報の存否に関する情報」に該当するかどうか。
- オ 利用停止請求の内容を踏まえ、条例第36条第1項各号(保有特定個人情報の場合には、大阪市特定個人情報保護条例第7条第1項の規定により読み替えられた条例第36条第1項各号)に該当する違反の事実があると客観的に確認できるかどうか。

その他、当該保有個人情報を利用停止することにより損なわれる公共の利益との比較衡量を行いつつ、利用停止請求の趣旨及び理由に照らし、利用停止を行うか否かを検討する。

(2) 利用停止決定等の通知

- ア 利用停止決定通知書(施行規則第19号様式)の作成要領

- (ア) 「利用停止請求に係る保有個人情報」欄

利用停止請求の対象となった保有個人情報が一義的に特定できるよう、具体的に件名又は内容を記入する。

- (イ) 「利用停止の内容」欄

利用停止の内容（利用の停止、消去又は提供の停止の別等）を具体的に記入する。

(ウ) 「担当」欄

主管担当等の名称及び電話番号を記入する。

イ 利用停止不承認通知書（施行規則第 20 号様式）の作成要領

(ア) 「利用停止を行わない理由」欄

利用停止を行わない理由を具体的に分かりやすく記入する。

(イ) 上記以外の欄については、利用停止決定通知書の該当箇所を参照する。

ウ 利用停止請求拒否決定通知書（施行規則第 21 号様式）の作成要領

開示請求拒否決定通知書の作成要領に準じて作成する。（第 5 3 (2) エ）

エ 不存在による利用停止不承認通知書（施行規則第 22 号様式）の作成要領

不存在による非開示決定通知書の作成要領に準じて作成する。（第 5 3 (2) オ）

オ 利用停止請求を却下する場合の通知

利用停止請求が条例に規定する要件を満たさず、利用停止請求者が補正にも応じない場合等において、当該利用停止請求を却下するときは、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第 5 3 (2) カ）

カ 利用停止決定通知書等の送付

利用停止決定通知書等の送付は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第 5 3 (2) キ）

(3) 利用停止決定等の期間の延長

事務処理の困難その他の正当な理由により、利用停止決定等を 30 日以内にできない場合は、30 日を限度として期間延長をすることができる。利用停止請求者に対する決定期間の延長の通知については、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第 5 3 (3)）

(4) 利用停止決定等の期限の特例

利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等を行うことができる。その場合は、30 日以内にその旨を通知する。

ア 利用停止決定等の期限の特例通知書（施行規則第 23 号様式）の作成要領

訂正決定等の期限の特例通知書の作成要領に準じて作成する。（第 6 3 (4) ア）

イ 利用停止決定等の期限の特例通知書の送付

利用停止決定等の期限の特例通知書の送付は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第 5 3 (4) イ）

(5) 保有個人情報の利用停止の実施

保有個人情報の利用停止決定を行ったときは、主管担当等は、速やかに保有個人情報の利用停止を行うものとする。

なお、主管担当等においては、利用停止を行った時期、理由等を明らかにする措置を講ずるものとする。

また、利用停止決定に基づき、当該保有個人情報を消去するときは、保有個人情報の訂正事務と同様に取り扱う。（第 6 3 (5) イ）

第8 審査請求があった場合の取扱い

1 審査請求の受理

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為に対する審査請求は、次の区分により行う。

ア 消防長が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は消防長に行われた開示請求等に係る不作為 上級庁である市長に対する審査請求

イ ア以外の実施機関が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求等に係る不作為 当該実施機関に対する審査請求

審査請求書は、上級庁に対する審査請求にあつては行政課、処分庁に対する審査請求にあつては当該主管担当等において受理する。

(2) 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求書を提出しなければならない。主管担当等（上級庁に対する審査請求にあつては行政課）においては、この審査請求書に次の事項の記入があることを確認する。

ア 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に対する審査請求の場合

(ア) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

(イ) 審査請求に係る処分の内容

(ロ) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

(ハ) 審査請求の趣旨及び理由

(ニ) 処分庁の教示の有無及びその内容

(ホ) 審査請求の年月日

イ 開示請求等に係る不作為に対する審査請求の場合

(ア) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

(イ) 当該不作為に係る処分についての請求の内容及び年月日

(ロ) 審査請求の年月日

2 審議会への諮問及び諮問をした旨の通知

(1) 主管担当等（上級庁に対する審査請求にあつては行政課）は、条例第45条各号に該当する場合を除いて、速やかに、必要な資料（審査請求書、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（訂正請求者が提出した事実と合致することを証する資料を含む。）、審査請求に係る決定通知書等の各写し等）を添えて、審議会に諮問する。

なお、審議会への諮問は、行政課を通じて行う。

(2) 主管担当等（上級庁に対する審査請求にあつては行政課）は、審議会に諮問したときは、条例第46条に定めるところにより審査請求人等に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。当該通知は、審議会諮問通知書により行う。

(3) 審議会諮問通知書（施行規則第24号様式）の作成要領は、次のとおり。

ア 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に対する審査請求の場合

(ア) 「審査請求に係る保有個人情報又は保有個人情報を特定するに足る事項」

欄

審査請求の対象となっている開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定

等に係る保有個人情報の件名又は内容を記入する。

- (イ) 「審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の内容」欄
全部開示決定、部分開示決定、非開示決定、開示請求拒否決定、不存在による非開示決定、開示請求却下決定、訂正不承認決定、訂正請求拒否決定、不存在による訂正不承認決定、訂正請求却下決定、利用停止不承認決定、利用停止請求拒否決定、不存在による利用停止不承認決定、利用停止請求却下決定のいずれかを記入するとともに、当該決定に係る通知書の年月日及び文書番号を記入する。
 - (ロ) 「審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の理由」欄
(イ)欄に記入した決定を行った理由を記入する。
なお、全部開示決定の場合は、開示請求の全てが満たされているので、通常、開示請求者に対して理由の提示を行わないが、全部開示決定に反対する第三者に対しては理由の提示が必要となるので、全部開示決定に対する審査請求については、その理由を記入する。
 - (ハ) 「審査請求の内容」欄
審査請求書に記載された審査請求の趣旨及び理由を記入する。理由が詳細にわたる場合は、その要約で足りる。
 - (ニ) 「諮問をした年月日」欄
実施機関が審議会に諮問した年月日（諮問書の文書番号に係る年月日とする。）を記入する。
 - (ホ) 「担当」欄
主管担当等（上級庁に対する審査請求にあつては行政課）の名称及び各電話番号を記入する。
- イ 開示請求等の不作為に対する審査請求の場合
- (ア) 「審査請求に係る保有個人情報又は保有個人情報を特定するに足りる事項」欄
審査請求の対象である開示請求等の不作為とされた保有個人情報の件名又は内容を記入する。
 - (イ) 「審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の内容」欄
決定を行っていないことから、記入を要しない。
 - (ロ) 「審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の理由」欄
決定を行っていないことから、記入を要しない。
 - (ハ) 「審査請求の内容」欄
審査請求書に記載された審査請求の趣旨及び理由を記入する。
 - (ニ) 「諮問をした年月日」欄
実施機関が審議会に諮問した年月日（諮問書の文書番号に係る年月日とする。）を記入する。
 - (ホ) 「担当」欄
主管担当（上級庁に対する審査請求にあつては行政課）の名称及び電話番号を記入する。

3 弁明書の作成に際しての記載事項等

(1) 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求に対する弁明書

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求に対する実施機関の意見書（以下「弁明書」という。）には、「処分内容及び理由」を記載しなければならない（行政不服審査法第 29 条第 3 項参照）。これは、審査請求人や参加人が実施機関の主張に対して有効かつ適切な反論をするために必要であるからである。

この趣旨に照らし、弁明書の記載の程度は、抽象的・一般的なものでは不十分である。

また、審議会が当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等が違法又は不当でないかを判断するためにも必要なものであり、審議会が開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の内容及び理由を明確に認識し得るよう、根拠規定やその内容を明示する。

(2) 開示請求等に係る不作為についての審査請求に対する弁明書

開示請求等に係る不作為についての審査請求に対する弁明書には、「処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由」を記載しなければならない（行政不服審査法第 29 条第 3 項参照）。

「処分をしていない理由」の記載に当たっては、当該請求がどのような処理の段階にあるかといった審査の進行状況を明示し、審査に時間を要する事情がある場合にはその事情を明らかにするなど、処分をするまでに至っていない原因となる事実を記載する必要がある。このため、「業務の輻輳による遅延」といった抽象的な記載は適当でない。

「予定される処分の時期」とは、弁明書の提出時点における時間的な観点からの予定時期であることから、「未定」等の予定時期を示さない記載は可能な限り避けるべきである。

「予定される処分の内容及び理由」とは、審議会への弁明書の提出時点において予定されている処分の内容及び理由であり、処分についての審査請求についての弁明書における「処分の内容及び理由」と同様に、審議会が予定される処分の内容及び理由を明確に認識し得るものであることが必要であるが、未だ処分をしていない段階であるため、審査の進行状況等によっては、具体的に記載することが困難な場合も考えられる。このような場合は、その時点でできる限り具体的な記載をすることが求められるが、状況により「内容及び理由」を明示できない場合は、これを明示できない理由を記載する必要がある。

4 審査請求人等への弁明書の送付等

(1) 主管担当等は、弁明書を作成したときは、審査請求人、参加人及び審議会に当該弁明書を送付（上級庁に対する審査請求にあつては行政課を通じて送付）しなければならない（行政不服審査法第 29 条第 1 項又は第 5 項参照）

(2) 主管担当等（上級庁に対する審査請求にあつては行政課）は、審査請求人又は参加人から意見書や資料、弁明書に対する反論書の提出を受けたときは、提出者以外

の審査請求人及び参加人に当該意見書又は反論書の写しを送付しなければならない（行政不服審査法第30条第3項参照）。なお、審査請求人又は参加人から行政課に対し上級庁に対する審査請求に係る意見書、資料又は反論書の提出があったときは、当該写しを行政課から処分庁にも送付するものとする。

5 審議会の審議及び答申

審議会は、審査請求に係る開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等における実施機関の判断の違法性又は不当性の有無について審議し、調査審議した結果を、諮問した実施機関に対し答申する。

6 審査請求に対する裁決

(1) 主管担当等（上級庁に対する審査請求にあつては行政課）においては、審議会から答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(2) 主管担当等（上級庁に対する審査請求にあつては行政課）は、第三者からの審査請求を棄却する等の裁決又は第三者の意思に反して審査請求に係る開示決定等を変更し、保有個人情報を開示する旨の裁決を行う場合は、その旨を当該第三者に対し通知しなければならない。

この通知は、審査請求人等に関する情報の開示実施日等通知書（施行規則第25号様式）により行い、当該通知書は、第三者に関する情報開示決定通知書の作成要領に準じて作成する。（第5 4(2)イ）

第9 情報提供の申出事務

1 情報提供の申出

(1) 受付窓口

情報提供の申出の受付は、主管担当等において処理する。

(2) 情報提供の申出の方法

情報提供の申出は口頭により行う。ただし、申出に係る情報に第三者に関する情報が含まれるときは、情報提供申出書により行う。

(3) 本人又は法定代理人であることの確認

情報提供の申出をしようとする者が、当該申出に係る情報の本人又はその法定代理人であることの確認は、主管担当等において、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第5 2(2)）

(4) 保有個人情報の取扱いの状況に関する情報の特定

主管担当等の職員は、情報提供の申出をしようとする者から、申出に係る情報の内容を十分聴き取り、情報を特定する。

(5) 情報の提供

主管担当等の職員は、申出に係る情報を、当該情報の性質に応じて、口頭又は文書等の閲覧若しくは写しの交付等により提供するものとする。なお、提供できない場合は、その理由を説明するものとする。

2 情報提供の申出に係る情報に第三者に関する情報が含まれる場合の取扱い

(1) 受付窓口

情報提供申出書（施行規則第 26 号様式）の受付は、総務局において処理する。

(2) 本人又は法定代理人であることの確認

情報提供の申出をしようとする者が当該申出に係る情報の本人又はその法定代理人であることの確認は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第 5 2 (2)）

(3) 保有個人情報の取扱いの状況に関する情報の特定

申出に係る情報の特定は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第 5 2 (3)）

(4) 情報提供申出書の受付

ア 情報提供申出書の記載事項の確認

情報提供申出書の記載事項の確認は、保有個人情報の開示事務に準じて行う。（第 5 2 (4) ア）

イ 受付

受付は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第 5 2 (5) イ）

ウ 説明事項

情報提供申出書を受け付けた場合においては、提供申出者に対して、情報の提供は情報提供申出書の受付と同時に実施するものではなく、提供の是非について主管担当等において検討するとともに、審議会の意見を聴いた上で、指定する日時及び場所において行う旨説明する。

エ 情報提供申出書の主管担当等への送付

情報提供申出書の主管担当等への送付は、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。（第 5 2 (5) エ）

(5) 情報提供申出書の記載事項の確認

主管担当等においては、行政課から送付された情報提供申出書の記載事項に不備のないことを確認する。

(6) 意見の聴取等

主管担当等においては、提供申出者の人権が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認められる場合に当たるかどうかについて検討するため、必要に応じて調査を行うとともに、施行規則第 22 条第 2 項に基づき、提供申出者から意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めるものとする。

(7) 審議会への諮問

主管担当等においては、必要な資料（情報提供申出書、提供申出者の意見又は提出された書類、調査結果等）を添えて、審議会に諮問する。なお、審議会への諮問は、行政課を通じて行う。

(8) 審議会の審議及び答申

ア 審議

提供申出者の人権が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認められる場合

に当たるかどうかについて審議する。

イ 関係者の意見聴取

審議会は、必要があると認めるときは、提供申出者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

ウ 答申

審議会は、諮問に係る事案について調査審議した結果を、諮問した実施機関に対し答申する。

(9) 情報の提供

主管担当等においては、審議会の意見を尊重して、情報提供の申出に応じる場合は、あらかじめ日時及び場所を指定し、提供申出者に対し情報の提供を行ない、情報提供の申出に応じない場合は提供申出者に対しその旨を説明する。

第10 教育研修

- 1 個人情報保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護責任者及び個人情報保護主任（総務担当係長等）に対し、担当内の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施するものとする。
- 3 個人情報保護責任者は、担当等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第11 本市が単独で設立した地方独立行政法人に対する指導等

局等は、所管する本市が単独で設立した地方独立行政法人に対して、その業務運営における自主性に配慮しつつ、個人情報の保護に関し必要な指導、助言を行うものとする。

第12 審議会への報告

- 1 実施機関は、条例第10条第4号に該当するとして事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供した場合には、第3号様式により速やかに審議会に報告しなければならない。

なお、第3号様式の記入事項は、次のとおりとする。

(1) 提供を行った日

提供を行った日を記入する。一定の期間に渡って提供した場合には、その始期及び終期を記入する。

(2) 提供先

提供先の名称を記入する。

(3) 提供を行った保有個人情報

提供を行った保有個人情報の対象者及び提供を行った保有個人情報の内容を記入する。

(4) 提供を行った理由

実施機関が提供を行うこととした理由について、提供先が行う統計の作成又は学術研究の目的などを踏まえ詳細に記入する。

(5) 提供先へ課した条件等の内容

提供先へ課した条件について記入する。提供を行うに当たって提供先と交わした書面等があれば当該書面等を添付すること。

(6) 所管担当

提供を行った保有個人情報の所管担当を記入する。

- 2 実施機関は、本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人若しくは本人（以下「国等」という。）と通信回線により電子計算機の結合を行った場合又は条例第 12 条第 1 項第 1 号に該当するとして国等以外の者と通信回線により電子計算機の結合を行った場合には、第 4 号様式により速やかに審議会に報告しなければならない。

なお、第 4 号様式の記入事項は、次のとおりとする。

(1) 意見聴取の対象外とした理由

審議会の意見聴取の対象外とした理由に該当する項目の□を■にする。

(2) 結合を行った日

結合を行った日を記入する。一定の期間に渡って結合を行った場合には、その始期及び終期を記入する。

(3) 結合先

結合先の名称を記入する。

(4) 結合を行った保有個人情報

結合を行った保有個人情報の対象者及び保有個人情報の内容について、収集及び提供の別に記入する。

(5) 結合を行った理由

実施機関が結合を行うこととした理由について、詳細に記入する。法令等の規定に基づき結合を行うこととした場合には、当該法令等の該当箇所についても記入する。

(6) 所管担当

結合を行った保有個人情報の所管担当を記入する

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 7 年 10 月 1 日付け「実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 3 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 5 月 21 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 9 月 28 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 5 月 10 日から実施する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 8 月 7 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則
この要綱は、令和3年5月11日から実施する。

附 則
この要綱は、令和3年10月5日から実施する。



個人情報取扱事務開始届

事務を所掌する組織の名称			
事務の名称			
事務の目的			
個人情報の対象者			
根拠法令等			
事務開始時期			
個人情報の記録項目	基本的項目 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 電話番号・FAX番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> その他 []	思想信条等 <input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他 []	社会生活 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 []
	心身状態 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的特性・能力 <input type="checkbox"/> 性格・性質 <input type="checkbox"/> その他 []	家庭生活 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> その他 []	要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
個人情報の収集方法 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他 [収集先の名称]		経常的な目的外利用・提供 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他 [利用の範囲・提供先の名称]	
		処理形態 <input type="checkbox"/> 電算以外 <input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> オンライン	

第2号様式

個人情報取扱事務変更・廃止届

事務を所掌する組織の 名称		
事務の名称		
届出の区分		
変更又は廃止の年月日		
変更 の 内 容	変更前	
	変更後	

第3号様式

第 号
年 月 日

大阪市個人情報保護審議会
会長 様

実施機関名

保有個人情報の事務の目的の範囲を超えた提供について（報告）

標題について、大阪市個人情報保護条例第10条第1項第4号に該当するとして、次のとおり事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を実施機関以外のものへ提供を行ったので、報告します。

記

- 1 提供を行った日
- 2 提供先
- 3 提供を行った保有個人情報
- 4 提供を行った理由
- 5 提供先へ課した条件等の内容
- 6 所管担当

第4号様式

第 号
年 月 日

大阪市個人情報保護審議会
会長 様

実施機関名

電子計算機の結合について（報告）

標題について、保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、次のとおり通信回線により電子計算機の結合を行ったので、報告します。

記

- 1 意見聴取の対象外とした理由
 - 本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人との結合
 - 法令等に定めがあるとき（大阪市個人情報保護条例第12条第1項第1号該当）
- 2 結合を行った日
- 3 結合先
- 4 結合を行った保有個人情報
- 5 結合を行った理由
- 6 所管担当

資料6 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱

第1 趣旨

大阪市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に定める事業者が取り扱う個人情報の保護について、第50条に規定する「調査及び公表」及び第51条に規定する「勧告及び公表」については、この要綱の定めるところにより行なうものとする。

第2 事業者に対する調査及び公表

1 主管担当等

- (1) 第50条に規定する「調査及び公表」に関する事務は、市民局ダイバーシティ推進室（以下「ダイバーシティ推進室」という。）において行う。
- (2) ダイバーシティ推進室は、事業者に対する調査及び公表を行うに当たり、当該事業者に対する監督権限の属する事務の主管担当等の意見を聴取するものとする。

2 苦情の処理における調査

- (1) ダイバーシティ推進室は、当該事業者の個人情報の取扱状況について、条例第69条第2項の規定により市民との間に生じた苦情の処理にあたる。
- (2) 当事者間での自主的解決が望めないことを認定する。
- (3) 当該事業者が苦情の処理のあっせんへの協力の要請若しくは同条第3項の規定により説明又は資料の提出を要請する。

条例第69条第2項及び第3項の規定により、事業者が説明又は資料を提出した場合は、第50条に規定する調査は実施しない。

3 調査の必要性の認定

ダイバーシティ推進室は、次に掲げる事項を確認することにより調査の必要性を認定する。

ア 事業者が苦情の処理における調査を拒否又は事実を明らかにするための合理的な説明又は資料の提出を行わないこと

イ 事業者の個人情報の取扱いが個人情報取扱指針に反している疑いがあること

ウ 事業者の個人情報の取扱いにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあり、当該行為が事業者の事業活動の自由を勘案してもなお社会的に容認されないものであること

4 事案の移送

当該事業者が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合又は事案の内容が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する場合は、個人情報保護委員会に事案を移送する。ただし、事案を移送する場合であっても、市民の生活に重大な影響を及ぼし、かつ、個人情報保護委員会

による対応のほか本市が当該事案を取り扱うべき事情があると市長が認める事案については、個人情報保護委員会との連携を図りながら、本市においても当該事案を取り扱う。

5 調査及び公表の制限

当該事業者の個人情報の取扱いが、条例第 52 条第 1 項に規定する表現の自由、学問の自由、信教の自由又は政治活動の自由に関わる活動領域に係るものである場合及び法第 57 条第 1 項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為である場合は、調査及び公表は実施しない。

6 調査の実施

調査は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

ア 説明又は資料の提出を求める理由

イ 説明又は資料の提出期限

ウ 説明又は提出資料の内容

エ 期限までに説明又は資料の提出がない場合は要請を拒んだものとして取り扱う旨

オ 調査を正当な理由なく拒んだときは、その旨、事実経過及び当該事業者の氏名又は名称を公表することがあること

カ その他必要な事項

7 公表理由等通知書

(1) 公表を決定したときは、速やかに公表理由等通知書を当該事業者に送付する。

(2) 「公表の理由」の欄には、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めた場合の当該取扱行為の態様、説明又は資料の提出の要請に対し正当な理由なくこれに従わなかった旨等を記載する。

(3) 「意見陳述書の提出先」の欄には、ダイバーシティ推進室と記載する。

(4) 「意見陳述書の提出期限」の欄には、通知書が当該事業者に到達すると予測される日からおおむね 2 週間後の年月日を記載する。

なお、当該事業者の申出により、提出期限までに意見陳述書を提出できないことがやむを得ない理由によるものであると認められるときは、陳述書の提出期限を延長するものとし、延長する期間は、当該理由及び当該事業者の不適正な個人情報の取扱いにより被る市民の権利侵害の態様等を勘案して、相当な期間を決定する。この場合、あらためて書面を交付しない。

8 意見陳述

条例第 50 条第 3 項に規定する意見陳述（以下「意見陳述」という。）は陳述書（以下「意見陳述書」という。）の提出によらなければならない。ただし、当該事業者の申出により、やむを得ない理由があると認められるときは、意見陳述書の提出に代えて口頭による意見陳述（以下「口頭陳述」という。）を行うことができるものとする。

9 口頭陳述

- (1) 意見陳述を口頭陳述により行うときは、原則として、意見陳述を行う場所はダイバーシティ推進室、意見陳述を行う期日は「意見陳述書の提出期限」とする。
- (2) 当該事業者の申出により、(1)により指定した期日に口頭陳述が行えないことがやむを得ない理由によるものであると認められるときは、当該理由及び当該事業者の不適正な個人情報の取扱いにより被る市民の権利侵害の態様を勘案して、相当な日時を決定する。この場合、あらためて書面を交付しない。
- (3) 口頭陳述を行うときは、市長が指定する職員（以下「指定職員」という。）が聴取する。
- (4) 指定職員は、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、当該事業者の確認を得た上で、指定職員が記名押印しなければならない。
 - ア 口頭陳述の件名
 - イ 口頭陳述の期日及び場所
 - ウ 指定職員の氏名及び職名
 - エ 口頭陳述に来庁した事業者又は代理人及び本市職員
 - オ 口頭陳述の期日に来庁しなかった事業者又は代理人及び来庁しなかったことについての正当な理由の有無
 - カ 口頭陳述の要旨
 - キ 提出された証拠書類等の標目
 - ク その他参考となるべき事項

10 審議会への意見聴取

ダイバーシティ推進室においては、公表に先立ち、公表についての判断の客観性、公正性を確保するため、必要な資料（意見陳述書、説明又は資料の提出の要請書等）を添えて、審議会の意見を聴く。この場合、総務局行政部行政課（以下「行政課」という。）を通じて意見を聴くものとする。

11 公表の方法

公表は、大阪市公報に掲載することにより行うほか、市政だよりへの掲載など広く市民に周知できる方法により行う。

第3 事業者に対する勧告及び公表

1 主管担当等

- (1) 第51条に規定する「勧告及び公表」に関する事務は、ダイバーシティ推進室において行う。
- (2) ダイバーシティ推進室は、事業者に対する勧告及び公表を行うに当たり、当該事業者に対する監督権限の属する事務の主管担当等の意見を聴取するものとする。

2 勧告の必要性の検討

(1) ダイバーシティ推進室の職員は、当該事業者の個人情報の取扱状況について、条例第 50 条第 1 項に規定する調査若しくは条例第 69 条第 2 項に規定する苦情の処理のあつせん又は同条第 3 項に規定する説明または資料の提出の要請により、次に掲げる事実を認定する。

ア 当該事業者の個人情報の取扱いが個人情報取扱指針に反していること

イ 当該事業者の個人情報の取扱いにより、個人の権利利益の侵害が生じており、又は生ずることが明白であり、当該行為が事業者の事業活動の自由を勘案してもなお社会的に容認されないものであること

ウ 条例第 69 条第 2 項に規定する苦情の処理のあつせんが成立せず、事業者が継続して個人情報取扱指針に反した取扱いを行っていること

(2) 勧告の必要性を認定する。

3 事案の移送

当該事業者が法第 16 条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合又は事案の内容が特定個人情報に関する場合は、個人情報保護委員会に事案を移送する。ただし、事案を移送する場合であっても、市民の生活に重大な影響を及ぼし、かつ、個人情報保護委員会による対応のほか本市が当該事案を取り扱うべき事情があると市長が認める事案については、個人情報保護委員会との連携を図りながら、本市においても当該事案を取り扱う。

4 勧告及び公表の制限

当該事業者の個人情報の取扱いが、条例第 52 条第 1 項に規定する表現の自由、学問の自由、信教の自由又は政治活動の自由に関わる活動領域に係るものであると認められる場合及び法第 57 条第 1 項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為であると認められる場合は、勧告及び公表は実施しない。

5 審議会への意見聴取（勧告）

ダイバーシティ推進室においては、勧告に先立ち、勧告の必要性についての判断の客観性、公正性を確保するため審議会の意見を聴く。この場合、行政課を通じて意見を聴くものとする。

6 勧告

勧告は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

ア 勧告の対象となる行為の態様

イ 勧告の理由

ウ 事業者が講ずべき措置

エ 事業者が講じた措置の内容を書面で回答すべき旨及び回答期限

オ 期限までに回答がない場合は、勧告に従わないものとして取り扱う旨

カ 勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び当該事業者の氏名又は名称を公

表することがあること
キ その他必要な事項

7 公表理由等通知書

- (1) 公表を決定したときは、速やかに公表理由等通知書を当該事業者に送付する。
- (2) 「公表の理由」の欄には、勧告の対象となった行為の態様、勧告を行ったがこれに従わなかった旨等を記載する。
- (3) 「意見陳述書の提出先」の欄には、ダイバーシティ推進室と記載する。
- (4) 「意見陳述書の提出期限」の欄には、通知書が当該事業者に到達すると予測される日からおおむね2週間後の年月日を記載する。

なお、当該事業者の申出により、提出期限までに意見陳述書を提出できないことがやむを得ない理由によるものであると認められるときは、陳述書の提出期限を延長するものとし、延長する期間は、当該理由及び当該事業者の著しく不適正な個人情報取扱行為により被る市民の権利侵害の態様等を勘案して、相当な期間を決定する。この場合、あらためて書面を交付しない。

8 意見陳述

条例第51条第2項において準用する条例第50条第3項に規定する意見陳述は、事業者に対する調査及び公表と同様の方法で行う。(第2 8)

9 口頭による意見陳述

口頭陳述は、事業者に対する調査及び公表と同様の方法で行う。(第2 9)

10 審議会への意見聴取(公表)

ダイバーシティ推進室においては、公表に先立ち、公表についての判断の客観性、公正性を確保するため、必要な資料(意見陳述書、勧告書等)を添えて、審議会の意見を聴く。この場合、行政課を通じて意見を聴くものとする。

11 公表の方法

公表は、事業者に対する調査及び公表と同様の方法で行う。(第2 11)

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

2 平成7年10月1日付け「事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

資料7 指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱

第1 趣旨

大阪市個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び大阪市特定個人情報保護条例に定める個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護について、指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務の取扱いは、この要綱に特に定めるところのほか、「実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」の例により行うものとする。

第2 事務の届出

1 事務の開始の届出手続

- (1) 個人情報取扱事務の開始の届出は、当該指定管理者が、その管理する公の施設に係る事務を所掌する主管担当等（以下「施設の主管担当等」という。）に個人情報取扱事務開始届（実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱の第1号様式。以下「開始届」という。）を提出することにより行う。
- (2) 当該施設の主管担当等は広聴広報幹事を経由して開始届を総務局行政部行政課（以下「行政課」という。）に提出する。

2 届出に係る事項の変更及び事務の廃止の届出手続

- (1) 届出に係る事項の変更又は事務の廃止の届出は、指定管理者が施設の主管担当等に個人情報取扱事務変更・廃止届（第2号様式）を提出することにより行う。
- (2) 当該施設の主管担当等は、広聴広報幹事を経由して、個人情報取扱事務変更・廃止届を行政課に提出する。

3 開始届の記入事項

開始届の「事務を所掌する組織の名称」欄には、当該指定管理者の名称を記入し、その他の欄については、開始届に準じて記入する。

第3 個人情報保護管理者等

1 個人情報保護管理者

- (1) 指定管理者は、個人情報の安全管理を統括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を置く。
- (2) 個人情報保護管理者は、公の施設の管理の業務において個人情報を適正に管理しなければならない。

2 個人情報保護責任者

個人情報保護管理者の事務の一部を処理させるため、必要に応じて個人情報保護責任者を置く。

3 指定管理者保有個人情報の管理

- (1) 個人情報保護管理者は、指定管理者保有個人情報（当該公の施設の管理の業務に

伴い取得した特定個人情報（指定管理者保有個人情報に該当するものに限る。以下「指定管理者保有特定個人情報」という。）を含む。以下同じ。）を記録している文書等を所定の場所において、適切に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

- (2) 個人情報保護管理者は、指定管理者保有個人情報を情報システム（電子計算機、電気通信回線等により情報を処理するシステムをいう。以下同じ。）で取り扱うときは、当該情報システムの責任者と連携して当該指定管理者保有個人情報を適切に管理するものとする。
- (3) 個人情報保護管理者は、指定管理者保有個人情報を保有する必要がなくなったときは、施設の主管担当等の指示に従い、指定管理者保有個人情報の漏えいを防止するため、当該情報を施設の主管担当等に譲り渡し、又は、裁断、焼却その他当該指定管理者保有個人情報の復元若しくは判読不可能な方法により当該指定管理者保有個人情報の消去若しくは廃棄を行うものとする。
- (4) 個人情報保護管理者は、次に掲げる組織体制等を整備するものとする。
 - ア 指定管理者保有個人情報が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき又は改ざんされたときその他事案（以下「事務処理誤り等」という。）が発生したとき又は発生するおそれを把握したときの当該公の施設の管理の業務に従事する者（以下「従事者」という。）から施設の主管担当等への報告連絡体制
 - イ 指定管理者保有個人情報の事務処理誤り等が発生したとき又は発生するおそれを把握したときの対応体制及び対応手順

4 指定管理者保有特定個人情報の管理

指定管理者は、指定管理者保有特定個人情報を取り扱うに当たっては、上記3で定めるほか、次に掲げる管理措置を講じるものとする。

- (1) 個人情報保護管理者は、当該公の施設の管理の業務に従事する者（以下「従事者」という。）のうちから、特定個人情報を取り扱う従事者及びその役割を指定する。
- (2) 個人情報保護管理者は、各従事者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定する。
- (3) 個人情報保護管理者は、指定管理者保有特定個人情報を指定管理者内の複数の部署で取り扱うときは、各部署における任務分担及び責任を明確にする。
- (4) 個人情報保護管理者は、指定管理者保有特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域（取扱区域）を明確にし、物理的な安全管理措置を講じる。
- (5) 個人情報保護管理者は、従事者が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）又は大阪市特定個人情報保護条例、その他特定個人情報に関する取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握したときの施設の主管担当等への報告連絡体制を整備する。
- (6) 従事者は、指定管理者保有特定個人情報の事務処理誤り等が発生したとき又は発生するおそれを把握したとき及び特定個人情報の取扱いが番号法又は大阪市特定個人情報保護条例、その他特定個人情報に関する取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握したときは、速やかに個人情報保護管理者又は施設の主管担当等に報告しなければならない。

5 事務処理誤り等発生時及び番号法違反把握時の措置

(1) 事務処理誤り等が発生したとき（特定個人情報に関する重大事案を除く）

ア 個人情報保護管理者は、管理している指定管理者保有個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）の事務処理誤り等が発生したときは、速やかにその状況を調査するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じた上で、施設の主管担当等を通じて、当該施設の主管担当等の属する局等の個人情報保護管理者に当該事務処理誤り等の内容を報告するものとする。

イ 当該施設の主管担当等の属する局等の個人情報保護管理者は、アの報告を受けたときは、事務処理誤り等の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、事務処理誤り等の内容及び講じた措置を、行政課を経由して総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(2) 事務処理誤り等が発生したとき又は発生するおそれを把握したとき（特定個人情報に関する重大事案）

ア 個人情報保護管理者は、管理している指定管理者保有特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下この号において同じ。）について次に掲げる事務処理誤り等が発生したとき（発生するおそれを把握したときを含む。）は、その旨を直ちに施設の主管担当等、当該施設の主管担当等の属する局等の個人情報保護管理者及び行政課を経由して総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(ア) 個人番号を取り扱う情報システムで使用するネットワークから漏えい等が発生したとき（不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む）

(イ) 事務処理誤り等における指定管理者保有特定個人情報の本人の数が101人以上であるとき

(ロ) 不特定多数の人が閲覧できる状態になったとき

(ハ) 従事者等が不正の目的で利用、提供又は持ち出ししたとき

(ニ) その他指定管理者において重大事案と判断したとき

イ 個人情報保護管理者は、アの報告を行った後、速やかにその状況を調査するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じた上で、事務処理誤り等の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、事務処理誤り等の内容及び講じた措置を、施設の主管担当等、当該施設の主管担当等の属する局等の個人情報保護管理者及び行政課を経由して総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(3) 番号法違反又は番号法違反のおそれを把握したとき

個人情報保護管理者は、番号法違反（番号法違反のおそれを含む。）のある特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）の取扱事案を把握したときは、事実関係を調査した上で、原因を分析し、再発防止のための必要な措置を講ずるとともに、事実内容及び講じた措置を、速やかに施設の主管担当等、当該施設の主管担当等の属する局等の個人情報保護管理者及び行政課を経由して総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

第4 受託者に対する勧告及び公表

条例第57条の規定により準用する第16条第1項に規定する勧告（以下「勧告」という。）及び第2項に規定する公表（以下「公表」という。）に関する事務は、施設の主管担当等において行う。

第5 指定管理者保有個人情報の適正な取扱いの確保

- (1) 施設の主管担当等は、指定管理者の個人情報の取扱いについて定期的に確認するほか、指定管理者保有個人情報の保護措置についての指導など、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずる。
- (2) 施設の主管担当等は、本市の文書規程等に基づいて、指定管理者保有個人情報が記録された文書等の保存期間を定める。
- (3) 指定管理者保有個人情報が記録された文書等の保存期間中に、指定管理者の指定を受けた期間を経過したときは、施設の主管担当等は指定管理者から当該指定管理者保有個人情報を譲り受け、次に指定を行う法人又は団体に提供する。

第6 協定書

協定において定める主な事項のうち、個人情報保護に関する事項は次のとおりとする。

- ア 大阪市個人情報保護条例、大阪市特定個人情報保護条例及び番号法の遵守
- イ 開示決定等の遵守
- ウ その他業務の内容、個人情報の取扱いの状況等に応じた保護措置に関する事項

第7 指定管理者保有個人情報の開示事務

- (1) 指定管理者は、市民相談室で指定管理者保有個人情報の開示請求を扱うことを案内するとともに、開示請求の手続をとるまでもなくその場で提供できる指定管理者保有個人情報については適切な対応を行う。ただし、特定個人情報については、番号法第19条各号に該当する場合を除き提供は禁止されているため、本人であっても個人番号を含んだ個人情報の提供は行ってはならない。
- (2) 施設の主管担当等は、行政課から送付された開示請求書の記載事項に不備のないことを確認し、速やかに当該請求書の写しを指定管理者に送付するとともに、当該開示請求にかかる指定管理者保有個人情報の取扱いの状況の報告及び当該指定管理者保有個人情報の原本又は写しの提供を指示する。
- (3) 指定管理者は、開示請求書の写しを受け取ったときは、遅滞なく施設の主管担当等に当該開示請求にかかる指定管理者保有個人情報の取扱いの状況の報告及び当該指定管理者保有個人情報の原本又は写しの提供を行う。
- (4) 施設の主管担当等は、開示決定等をした場合は、指定管理者に当該通知書の写しを送付する。
- (5) 施設の主管担当等は、指定管理者保有個人情報の原本の提供を受けた場合は、当該原本を指定管理者に返却する。

第8 指定管理者保有個人情報の訂正事務

- (1) 指定管理者は、市民相談室で指定管理者保有個人情報の訂正請求を扱うことを案内するとともに、訂正請求の手続をとるまでもなくその場で訂正を行うことができる指定管理者保有個人情報については適切な対応を行う。
- (2) 施設の主管担当等は、行政課から送付された訂正請求書の記載事項に不備のないこと及び訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料の添付を確認し、速やかに指定管理者に当該請求書の写しを送付するとともに、当該訂正請求に係る指定管理者保有個人情報の取扱いの状況の報告を求める。
- (3) 指定管理者は、遅滞なく必要な調査を行った上、当該指定管理者保有個人情報の取扱いの状況について施設の主管担当等に報告する。
- (4) 施設の主管担当等は、指定管理者保有個人情報の訂正決定を行ったときは、速やかに指定管理者に当該通知書の写しを送付するとともに、当該決定にかかる措置を講ずることを指示する。
- (5) 指定管理者は、施設の主管担当等の指示により当該指定管理者保有個人情報の訂正、削除又は追加を行う。
- (6) 施設の主管担当等は、指定管理者保有個人情報の訂正を指定管理者に行わせない旨を決定したときは、速やかに指定管理者にその旨を通知する。

第9 指定管理者保有個人情報の利用停止事務

- (1) 指定管理者は、市民相談室で指定管理者保有個人情報の利用停止請求を扱うことを案内するとともに、利用停止請求の手続をとるまでもなくその場で利用停止を行うことができる指定管理者保有個人情報については適切な対応を行う。
- (2) 施設の主管担当等は、行政課から送付された利用停止請求書の記載事項に不備のないことを確認し、速やかに指定管理者に当該請求書の写しを送付するとともに、当該利用停止請求に係る指定管理者保有個人情報の取扱いの状況の報告を求める。
- (3) 指定管理者は、遅滞なく必要な調査を行った上、当該指定管理者保有個人情報の取扱いの状況について施設の主管担当等に報告する。
- (4) 施設の主管担当等は、指定管理者保有個人情報の利用停止決定を行ったときは、速やかに指定管理者に当該通知書の写しを送付するとともに、当該決定にかかる措置を講ずることを指示する。
- (5) 指定管理者は、施設の主管担当等の指示により当該指定管理者保有個人情報の利用停止を行う。
- (6) 施設の主管担当等は、指定管理者保有個人情報の利用停止を指定管理者に行わせない旨を決定したときは、速やかに指定管理者にその旨を通知する。

第10 情報提供の申出事務

1 情報提供の申出

- (1) 情報提供の申出の受付は、施設の主管担当等において処理する。
- (2) 施設の主管担当等の職員は、情報提供の申出をしようとする者から、申出に係る情報の内容を十分聴き取り、申出者に対し、当該施設の主管担当等が指定管理者よ

り当該申出にかかる情報の聴き取りを行い、情報を特定したのち、申出者に提供する旨を説明する。

- (3) 施設の主管担当等は、速やかに指定管理者に申出にかかる個人情報の取扱いの状況の報告を求める。
- (4) 指定管理者は、遅滞なく必要な調査を行った上、当該指定管理者保有個人情報の取扱いの状況について施設の主管担当等に報告する。
- (5) 施設の主管担当等は、性質に応じて、口頭又は文書等の閲覧若しくは写しの交付等により提供するものとする。なお、提供できない場合は、その理由を説明するものとする。

2 情報提供の申出に係る情報に第三者に関する情報が含まれる場合の取扱い

- (1) 施設の主管担当等は、行政課から送付された情報提供申出書の記載事項に不備のないことを確認し、速やかに指定管理者に当該申出書の写しを送付するとともに、当該情報提供の申出に係る指定管理者保有個人情報の取扱いの状況の報告を求める。
- (2) 指定管理者は、遅滞なく必要な調査を行った上、当該指定管理者保有個人情報の取扱いの状況について施設の主管担当等に報告する。
- (3) 施設の主管担当等は、情報提供の申出に応じるかどうかの決定について、指定管理者に通知する。

第11 教育研修

- 1 個人情報保護管理者は、指定管理者保有個人情報を取り扱う従事者に対し、指定管理者保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。
- 2 指定管理者は、指定管理者保有個人情報を取り扱う従事者に対し、指定管理者保有個人情報の適切な管理のために、個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第12 様式

指定管理者保有個人情報の開示請求等にかかる様式は、大阪市個人情報保護条例施行規則各号様式を使用する。この場合において、「保有個人情報」とあるのは、「指定管理者保有個人情報」とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成 29 年 3 月 10 日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

資料8 個人情報取扱指針

1. 目的

この指針は、事業者の個人情報の取扱いについての基準を定めることにより、事業者が個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際の指針とするとともに、大阪市長が大阪市個人情報保護条例第50条第1項に基づく調査又は第51条第1項に基づく勧告を実施する際の基準とすることを目的とする。

2. 利用目的の特定

事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

3. 利用目的による制限

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）を除く個人情報について

事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、以下の場合を除く。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(2) 特定個人情報について

事業者は、番号法により認められる場合を除き、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて特定個人情報を取り扱ってはならない。

4. 不適正な利用の禁止について

事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

5. 特に配慮を要する個人情報（要配慮個人情報）

事業者は、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条で定める記述等が含まれる個人情報（以下「要配慮個人情報」という。）の取得については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）

第20条第2項の規定に基づき個人情報保護法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）が遵守すべき事項を遵守するとともに、要配慮個人情報の取扱全般について、個人の権利利益を侵害することのないよう特に配慮して取り扱わなければならない。

6. 適正な取得等

(1) 適正な取得について

事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(2) 特定個人情報に係る収集等の制限について

事業者は、番号法により認められる場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

7. 利用目的の公表等

事業者は、個人情報の利用目的を公表し、又は本人に通知しなければならない。

ただし、以下の場合を除く。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当該事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

8. 正確性の確保等

事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

9. 安全管理措置

(1) 事業者は、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に応じて、漏えい、滅失、毀損及び改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の安全管理措置を講ずるとともに、個人データの取扱いを委託するときは、安全管理措置を遵守させるよう、委託先の監督を行わなければならない。なお、特定個人情報の取扱いを委託するときは、番号法に基づき自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(2) ア 事業者は、その取り扱う個人データ（個人情報保護法第2条第5項に定める仮名加工情報である個人データを除く。この（2）において同じ。）について、個人情報保護委員会規則で定める漏えい等が生じたときは、本人に通知しなければならない。

ただし、本人への通知が困難な場合であって、これに代わるべき措置をとるときを除く。

イ 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データについて、個人情報保護委員

会規則で定める漏えい等が生じたときは、同規則で定めるところにより、個人情報保護委員会に報告しなければならない。

ただし、個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該漏えい等が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときを除く。

10. 提供の制限

(1) 特定個人情報を除く個人情報について

ア 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

ただし、以下の場合を除く。

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(ロ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(ハ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(ニ) 第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報又は6. の定めに反して取得された情報若しくは他の個人情報取扱事業者からこの(ニ)により第三者に提供できるものとして提供された情報（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）に係るものを除く。以下この(ニ)において同じ。）について、第三者提供を利用目的としている場合であって、次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置くとともに、個人情報取扱事業者にあつては、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たとき

A 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

B 当該利用目的

C 第三者に提供される個人データの項目

D 第三者に提供される個人データの取得の方法

E 第三者への提供の方法

F 本人の求めに応じて当該個人データの第三者への提供を停止することとしていること

G 本人の求めを受け付ける方法

H その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

(ホ) 委託、事業の承継又は共同利用による個人データの提供の場合

イ 事業者は、外国にある第三者への個人データの提供、個人データの第三者への提供に係る記録の作成並びに第三者から個人データの提供を受ける際の当該第三者の氏名等の確認、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認及びこれらの確認事項の記録等に関しては、個人情報保護法第 28 条から第 30 条までの規定に基づき個人情報取扱事業者が遵守すべき事項を遵守しなければならない。

(2) 特定個人情報について

事業者は、番号法により認められる場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

11. 開示等

(1) 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報（以下「特定個人情報の情報提供ネットワークに係る提供等記録」という。）を除く個人情報について

ア 事業者は、本人から、自己に関する開示等対象個人データ【注】の開示、訂正又は利用停止を求められたときは、これに応じなければならない。

ただし、以下の場合を除く。

(ア) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(イ) 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(ウ) 他の法令に違反することとなる場合

イ アの開示に当たっては、本人が電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を希望する場合は、これに応じなければならない。

ただし、本人が請求した方法での開示に多額の費用を要する場合など実施が困難な場合には、本人にその旨を通知した上で、書面の交付により開示することができる。

【注】開示等対象個人データ：事業者が開示等の権限を有する個人データ（仮名加工情報である個人データを除く。）のこと。なお、開示に係る開示等対象個人データには、「第三者への提供時の記録と第三者からの受領時の記録」も含まれる。

(2) 特定個人情報の情報提供ネットワークに係る提供等記録について

事業者は、本人から、自己に関する特定個人情報の情報提供ネットワークに係る提供等記録で当該事業者が保有するものの開示又は訂正を求められたときは、これに応じなければならない。

ただし、以下の場合を除く。

ア 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

イ 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

ウ 他の法令に違反することとなる場合

12. 苦情の処理

事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない

ない。

13. 適用範囲

この指針は、個人情報事業の用に供している市内で活動するすべての事業者を対象とする。ただし、報道活動、著述活動、学術活動、宗教活動、政治活動のために、個人情報を取り扱う場合には本基準は適用されないので、事業者はそれらの活動に係る個人情報については、本基準を参考とし、自ら活動実態等に応じた保護措置を講ずるよう努めなければならない。

また、学術活動のために、個人情報を取り扱う場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、3.、5. 及び10. は適用しない。

14. 個人情報保護法等との調整

個人情報取扱事業者については、1. から13. までに定める事項のほか、個人情報保護法を順守しなければならない。また、個別の事業分野等に関わり、個人情報保護委員会又は事業者団体等による個人情報保護に関する事業者指針（ガイドライン）が策定されているときは、該当する指針に基づき更なる個人情報保護措置を講ずるよう努めなければならない。さらに、すべての事業者は、番号法その他の個別の法令及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）その他の個別の法令に基づき定められた指針（ガイドライン）等（以下「個別の法令等」という。）に基づき、この指針とは異なる個人情報の取扱いが求められる場合は、個別の法令等に則った対応をしなければならない。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正指針は、平成28年1月1日から施行する。

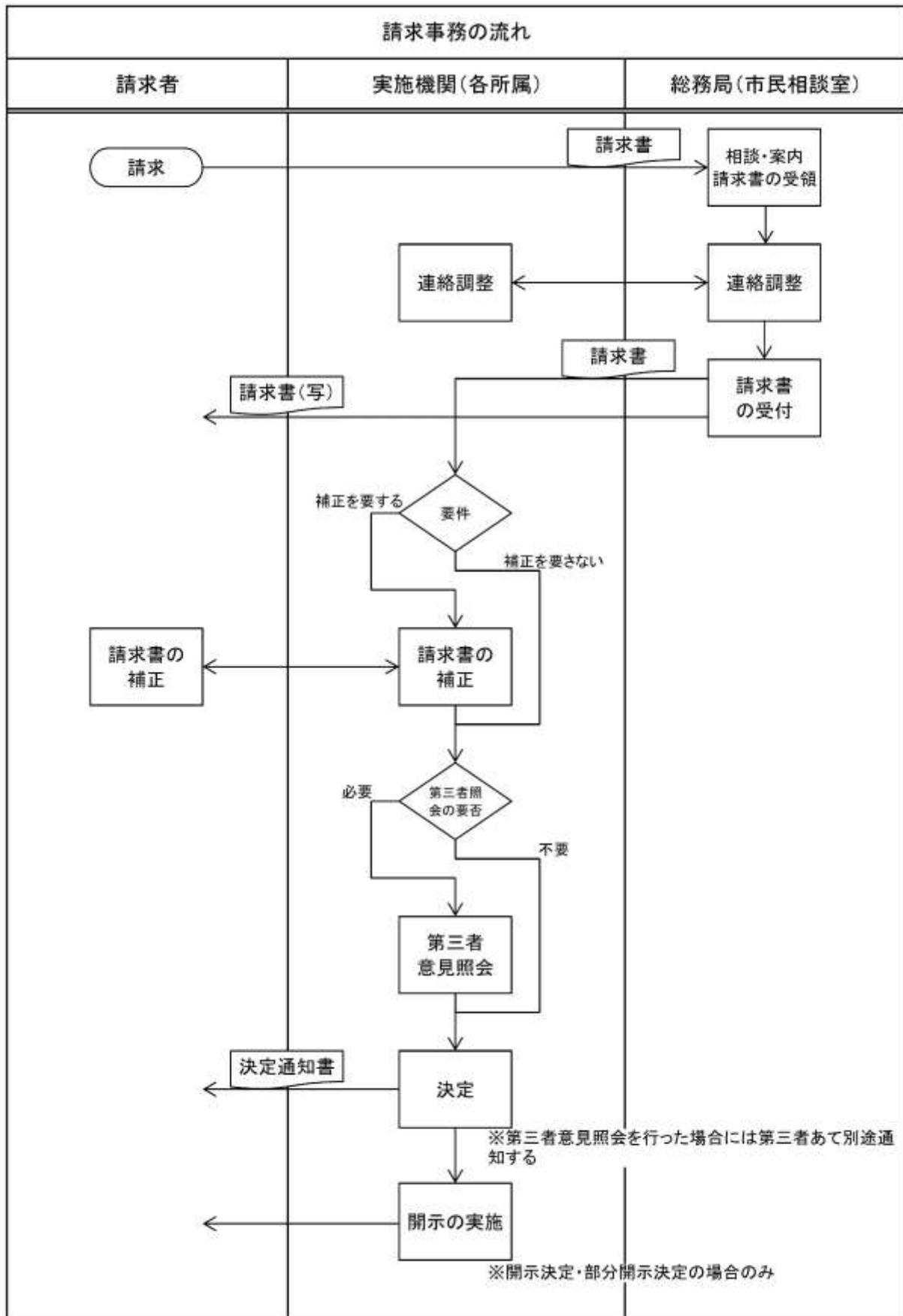
附 則

この改正指針は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この改正指針は、令和4年4月1日から施行する。ただし、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）附則第2条に定めるところにより、改正後の指針10. (1)ア(オ)A、D及びHに掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ている場合は、当該通知及び届出は、施行日以後は、同規定による通知及び届出とみなす。

資料9 請求事務の流れ



「個人情報保護条例 解釈・運用の手引」

令和4年4月発行

発行 大阪市総務局
大阪市市民局

(担当)

—大阪市が保有する個人情報の保護について—
大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）
大阪市北区中之島1丁目3番20号
電 話 06-6208-9825

—事業者が取り扱う個人情報の保護について—
市民局ダイバーシティ推進室
大阪市北区中之島1丁目3番20号
電 話 06-6208-7619